

子供たちの命を守るために



学校の「危機管理マニュアル」等の 評価・見直し ガイドライン



文部科学省

【表紙写真提供】

岩手県教育委員会

宮城県教育委員会

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

目次

| | |
|----------------------|----|
| はじめに ----- | i |
| 本ガイドラインの目的 | i |
| 既往の公表資料との関係 | ii |
| 本ガイドラインの構成・使い方 | iv |

[チェックリスト編]

| | |
|--|---|
| 1 マニュアルの基本事項 ----- | 1 |
| 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け | 1 |
| 1-2 危機管理の考え方 | 1 |
| 1-3 危機管理マニュアルの運用方法 | 1 |
| 2 事前の危機管理 ----- | 2 |
| 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握 | 2 |
| 2-2 危機の未然防止対策 | 2 |
| 2-3 危機発生に備えた対策 | 3 |
| 3 発生時（初動）の危機管理 ----- | 5 |
| 3-1 傷病者発生時の対応 | 5 |
| 3-2 犯罪被害発生時の対応 | 5 |
| 3-3 交通事故発生時の対応 | 5 |
| 3-4 災害発生時の対応 | 5 |
| 3-5 その他の危機事象の発生時の対応 | 6 |
| 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応 | 6 |
| 4 事後の危機管理 ----- | 7 |
| 4-1 事後（発生直後）の対応 | 7 |
| 4-2 心のケア | 8 |
| 4-3 調査・検証・報告・再発防止等 | 8 |

| | | |
|---------|---------------------------------|----|
| 1 | マニュアルの基本事項 ----- | 1 |
| 1-1 | 危機管理マニュアルの目的と位置付け..... | 1 |
| 1-1-1 | 危機管理マニュアルの目的と法的根拠..... | 1 |
| 1-1-2 | 各種計画・マニュアル類との相互関係..... | 3 |
| 1-2 | 危機管理の考え方..... | 4 |
| 1-2-1 | 危機管理の基本方針..... | 4 |
| 1-2-2 | 事前・発生時・事後の危機管理..... | 5 |
| 1-3 | 危機管理マニュアルの運用方法..... | 6 |
| 1-3-1 | 教職員・関係者等への周知徹底..... | 6 |
| 1-3-2 | 危機管理マニュアルの保管方法..... | 7 |
| 1-3-3 | 危機管理マニュアルの評価・見直しと改善..... | 7 |
| 1-3-4 | 改訂履歴の管理..... | 8 |
| 2 | 事前の危機管理 ----- | 9 |
| 2-1 | 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握..... | 9 |
| 2-1-1 | 地域、学校、学区の現状..... | 9 |
| 2-1-1-1 | 地域の特徴、歴史、被災履歴の把握..... | 9 |
| 2-1-1-2 | 学校、学区の現状の把握..... | 10 |
| 2-1-2 | 危機管理の前提となる危機事象等..... | 12 |
| 2-1-2-1 | 想定される危機事象..... | 12 |
| 2-1-2-2 | 地域における防災・安全上の学校施設の役割..... | 13 |
| 2-2 | 危機の未然防止対策..... | 15 |
| 2-2-1 | 未然防止のための体制..... | 15 |
| 2-2-2 | 点検..... | 15 |
| 2-2-2-1 | 危険箇所の抽出..... | 15 |
| 2-2-2-2 | 危険箇所の分析と管理..... | 18 |
| 2-2-3 | 傷病者発生防止対策..... | 20 |
| 2-2-3-1 | 傷病の基本的な防止対策..... | 20 |
| 2-2-3-2 | 頭頸部外傷の防止対策..... | 21 |
| 2-2-3-3 | 熱中症の防止..... | 22 |
| 2-2-3-4 | 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止..... | 24 |
| 2-2-4 | 犯罪被害防止対策..... | 27 |
| 2-2-4-1 | 不審者侵入の防止..... | 27 |
| 2-2-4-2 | インターネット上の犯罪..... | 28 |
| 2-2-5 | 火災予防対策..... | 28 |
| 2-2-6 | 教育活動の様々な局面における未然防止対策..... | 29 |
| 2-2-6-1 | 各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における対策..... | 29 |
| 2-2-6-2 | 校外活動に際しての対策..... | 29 |
| 2-2-6-3 | 校内行事に際しての対策..... | 30 |
| 2-3 | 危機発生に備えた対策..... | 32 |
| 2-3-1 | 緊急時の体制整備..... | 32 |
| 2-3-1-1 | 教職員の非常参集体制の整備..... | 32 |
| 2-3-1-2 | 対策本部体制の整備..... | 33 |
| 2-3-1-3 | 関係機関との連絡体制..... | 34 |

| | | |
|---------|------------------------------------|----|
| 2-3-2 | 施設・設備・備品の整備 | 36 |
| 2-3-2-1 | 通信・情報収集手段 | 36 |
| 2-3-2-2 | 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理 | 38 |
| 2-3-2-3 | 備品・備蓄品 | 39 |
| 2-3-3 | 家庭・地域・関係機関等との連携 | 40 |
| 2-3-3-1 | 家庭との連携 | 40 |
| 2-3-3-2 | 地域・関係機関等との連携 | 41 |
| 2-3-4 | 避難計画・避難訓練 | 43 |
| 2-3-4-1 | 避難計画 | 43 |
| 2-3-4-2 | 避難訓練 | 47 |
| 2-3-5 | 教職員研修 | 48 |
| 2-3-6 | 安全教育 | 49 |
| 3 | 発生時（初動）の危機管理 ----- | 51 |
| 3-1 | 傷病者発生時の対応 | 51 |
| 3-1-1 | 傷病者発生時の基本の対応 | 51 |
| 3-1-2 | 頭頸部外傷発生時の対応 | 54 |
| 3-1-3 | 熱中症発生時の対応 | 56 |
| 3-1-4 | 食物アレルギー発生時の対応 | 58 |
| 3-2 | 犯罪被害発生時の対応 | 59 |
| 3-2-1 | 不審者侵入事案発生時の対応 | 59 |
| 3-2-2 | 登下校時の不審者事案 | 60 |
| 3-2-3 | 学校への犯罪予告等への対応 | 60 |
| 3-3 | 交通事故発生時の対応 | 62 |
| 3-4 | 災害発生時の対応 | 63 |
| 3-4-1 | 火災発生時の対応 | 63 |
| 3-4-2 | 気象災害時の対応 | 63 |
| 3-4-2-1 | 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 | 63 |
| 3-4-2-2 | 突発的な気象災害等の発生時の対応 | 64 |
| 3-4-3 | 地震発生時の対応 | 65 |
| 3-4-4 | 火山災害発生時の対応 | 66 |
| 3-4-5 | 原子力災害発生時の対応 | 67 |
| 3-5 | その他の危機事象の発生時の対応 | 68 |
| 3-5-1 | 弾道ミサイル発射等への対応 | 68 |
| 3-6 | 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応 | 69 |
| 3-6-1 | 校外活動中に発生した場合の対応 | 69 |
| 3-6-2 | 校内行事開催中に発生した場合の対応 | 70 |
| 4 | 事後の危機管理 ----- | 71 |
| 4-1 | 事後（発生直後）の対応 | 71 |
| 4-1-1 | 児童生徒等の安否確認 | 71 |
| 4-1-2 | 集団下校・引渡しと待機 | 72 |
| 4-1-3 | 保護者等・報道機関への対応 | 72 |
| 4-1-3-1 | 被災児童生徒等の保護者への説明と支援 | 72 |
| 4-1-3-2 | 児童生徒等、保護者への説明 | 73 |
| 4-1-3-3 | 報道機関への対応 | 74 |

| | | |
|-------|-----------------|----|
| 4-1-4 | 教育活動の継続 | 75 |
| 4-1-5 | 避難所運営への協力 | 76 |
| 4-2 | 心のケア | 77 |
| 4-2-1 | 児童生徒等の心のケア | 77 |
| 4-2-2 | 教職員の心のケア | 78 |
| 4-3 | 調査・検証・報告・再発防止等 | 79 |
| 4-3-1 | 学校設置者等への報告、支援要請 | 79 |
| 4-3-2 | 調査 | 79 |
| 4-3-3 | 評価・検証、再発防止 | 81 |

[サンプル編]

| | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | マニュアルの基本事項 | ----- |
| ◆ | 危機管理マニュアルの目的と位置付け | 1 |
| ◆ | 危機管理の基本方針 | 2 |
| ◆ | 教職員・関係者等への周知等 | 3 |
| ◆ | マニュアルの保管方法 | 4 |
| ◆ | マニュアルの見直しと改善 | 5 |
| ◆ | 危機管理マニュアル 表紙イメージ | 6 |
| ◆ | 改訂履歴一覧 | 6 |
| 2 | 事前の危機管理 | ----- |
| ◆ | 地域、学校、学区の現状 | 7 |
| ◆ | 危機管理の前提となる危機事象等 | 9 |
| ◆ | 平常時の危機管理体制 | 12 |
| ◆ | 点検 | 13 |
| ◆ | 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式 | 16 |
| ◆ | 運動前の体調チェック | 17 |
| ◆ | 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止 | 18 |
| ◆ | 熱中症の予防措置 | 19 |
| ◆ | 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止 | 21 |
| ◆ | 犯罪被害防止に関する日常管理 | 25 |
| ◆ | 来校者予定表様式 | 26 |
| ◆ | 来校者受付票様式 | 27 |
| ◆ | 保護者受付表様式 | 27 |
| ◆ | 校内巡視チェックリスト | 28 |
| ◆ | インターネット上の犯罪被害防止対策 | 29 |
| ◆ | 校外活動における危機未然防止対策 | 30 |
| ◆ | 校内行事に際しての危機未然防止対策 | 32 |
| ◆ | 緊急時の非常参集体制 | 33 |
| ◆ | 事故・災害発生時の対策本部体制 | 35 |
| ◆ | 保護者への緊急連絡・通信手段 | 38 |
| ◆ | 教職員間の緊急連絡・通信手段 | 38 |
| ◆ | 関係機関の緊急連絡先一覧 | 39 |

| | |
|------------------------|----|
| ◆ 通信・情報収集手段 | 41 |
| ◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 | 43 |
| ◆ 重要書類等の保管・整備 | 44 |
| ◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式 | 45 |
| ◆ 事故・事件対応記録様式 | 46 |
| ◆ 校内の備品・備蓄品 | 47 |
| ◆ 備品・備蓄物資整理一覧表様式 | 48 |
| ◆ 家庭との共有事項 | 49 |
| ◆ 引渡し事前登録カード | 51 |
| ◆ 引渡し控えカード | 51 |
| ◆ 地域・関係機関等との連携 | 52 |
| ◆ 校門・体育館の鍵の管理票 | 54 |
| ◆ 校内の非開放区域 | 54 |
| ◆ 避難所としての学校施設の利用方法 | 55 |
| ◆ 津波避難計画 | 56 |
| ◆ 避難訓練の実施 | 59 |
| ◆ 教職員研修 | 61 |
| ◆ 安全教育 | 62 |

3 発生時（初動）の危機管理 -----

| | |
|----------------------------|----|
| ◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 | 64 |
| ◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー | 66 |
| ◆ 交通事故発生時の対応フロー | 67 |
| ◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 | 68 |
| ◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中） | 69 |
| ◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中） | 70 |
| ◆ 火山噴火対応フロー | 71 |
| ◆ 原子力災害対応フロー（UPZ内の場合） | 72 |

4 事後の危機管理 -----

| | |
|--------------------|----|
| ◆ 安否確認 | 73 |
| ◆ 災害用児童生徒等安否確認様式 | 75 |
| ◆ 集団下校・引渡しと待機 | 76 |
| ◆ 被災児童生徒等の保護者への対応 | 80 |
| ◆ 児童生徒等、保護者への説明 | 82 |
| ◆ 報道機関への対応 | 83 |
| ◆ 教育活動の継続 | 84 |
| ◆ 避難所運営への協力 | 88 |
| ◆ 児童生徒等の心のケア | 89 |
| ◆ 危機発生時の健康観察様式 | 91 |
| ◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式 | 92 |
| ◆ 教職員の心のケア | 93 |
| ◆ 調査・検証・報告・再発防止等 | 94 |

[コラム一覧]

- ◆ 「避難確保計画」の作成義務 解説編-2
- ◆ 大川小学校事故の教訓にみる「基本方針」の重要性 解説編-4
- ◆ 市町村の「地域防災計画」を活用しよう! 解説編-9
- ◆ 「地理院地図」を活用した災害リスクの把握 解説編-11
- ◆ 様々な種類の避難施設について 解説編-14
- ◆ 学校施設における非構造部材等の耐震点検の重要性 解説編-18
- ◆ 事件事例等の情報を活用しよう! 解説編-19
- ◆ 教職員・児童生徒等による心肺蘇生の実施 解説編-21
- ◆ 日常生活の活動強度も理解しておきましょう。 解説編-23
- ◆ エピペン®の使用について 解説編-25
- ◆ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171) 解説編-34
- ◆ 遠方から通う児童生徒等との連絡手段は... 解説編-35
- ◆ 災害時のための様々な通信手段 解説編-37
- ◆ 避難所として指定されていない学校でも... 解説編-42
- ◆ 一次避難・二次避難・三次避難 解説編-44
- ◆ 令和3年の災害対策基本法改正に伴う避難情報等の変更 解説編-45
- ◆ 「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係 解説編-46
- ◆ 安全教育と安全管理の一体的な推進 解説編-50
- ◆ 一次救命処置の手順と留意点 解説編-53
- ◆ 交通事故の加害者となった児童生徒等への対応 解説編-62
- ◆ 南海トラフ地震に関連する情報 解説編-65
- ◆ 幼稚園・幼保連携型認定こども園における調査 解説編-80

はじめに

本ガイドラインの目的

学校保健安全法第 29 条に基づき各学校で作成が義務付けられている「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

児童生徒等の安全を確保するためには、危機管理における各教職員の役割等を明確にするとともに、児童生徒等の生命を守り安全を確保する体制を確立するために必要な事項について、全教職員が共通に理解することが不可欠です。危機管理マニュアルを作成し、校内研修などを通じてその内容を教職員がしっかりと理解しておくことにより、全教職員が共通の認識の下で事故・災害等への対応に当たることが出来ます。また、危機管理マニュアルの内容を、学校のみならず保護者や地域、関係機関にも周知・共有することにより、地域全体で児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進していくことも重要です。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しています。しかし、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではありません。学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

この「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下、「本ガイドライン」とします。）は、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも活用していただければ幸いです。

■本ガイドラインで取り扱う「危機」の範囲

学校保健安全法では、事故、加害行為（他者の故意により児童生徒等に危害を生じさせる行為）、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止するとともに、それらが発生した場合にも適切に対処できるようにすることが求められています。

学校管理下で想定される危機事象には様々なものがありますが、本ガイドラインでは、上記の考え方に基づき、主に突発的なケガや心停止などの事故、不審者侵入などの加害行為、自然災害や火災などの災害等を中心に、危機管理マニュアルで定めておくべき事項やその考え方等を記載しています。

このほかにも、食中毒や感染症、児童生徒等の自殺、個人情報紛失・漏洩など、学校を取り巻く危機事象には様々なものがありますが、それらの事象については、文部科学省及び各教育委員会などが公表している各種ガイドライン等を参考としてください。その上で、各学校の実情を踏まえ、それら事象への対応等を含め、一体的に危機管理マニュアルに記載しておくのもよいでしょう。

既往の公表資料との関係

これまで文部科学省では、学校の危機管理マニュアルに関連して、以下のような資料を公表しています。¹

- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 3 月）
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）
- 学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月）
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）

本ガイドラインでは、上記資料に記載されている内容やその考え方を踏襲しつつ、各資料の記載事項を統合・再整理する形で、学校の危機管理マニュアルに求められる事項を整理して記載しました。

統合・再整理に当たっては、危機管理について、以下のとおり「事前の危機管理」「発生時（初動）の危機管理」「事後の危機管理」の3段階に区分しています。ただし、この3段階の区分は、事故・災害等の種類によっても異なるなど、必ずしも一律に区分できるものではありません。

○事前の危機管理

事故・災害等の発生前に実施しておくべき危機管理です。大きく、①事故・災害等が起こらないようにする未然防止対策と、②事故・災害等が発生した場合に備える対策の2種類に区分され、その両面で進めていくことが必要です。

また、発生時（初動）や事後の危機管理を適切に実施するためには、この事前の危機管理としての対策を十分に行っておくことが不可欠です。

○発生時（初動）の危機管理

危機管理においては、発生時の初動対応を適切にできるかどうか大きなカギを握ることが少なくありません。一刻を争う時間切迫の中で判断・行動を求められる場合も多いので、危機管理マニュアルの中では、フロー図などの簡潔な形式で示すことが望まれます。また、訓練・研修などを通じてそれぞれの教職員が自らの役割や取るべき対応に習熟しておくことも必要です。

○事後の危機管理

事故・災害等が発生した場合には、発生直後から生じる様々な事態への対応や、教育活動の継続・再開、児童生徒等の心のケアなど学校としての復旧・復興への対応、さらには事故等の調査・検証を通じた再発防止対策の取組など、様々な対応を行う必要があります。本ガイドラインでは、これらの対応を「事後の危機管理」として取り扱うこととしました。

これまで文部科学省では、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」などを参考に、危機

¹ なお、幼稚園、幼保連携型認定こども園については、内閣府・文部科学省・厚生労働省より、別途以下のような通知・資料を发出・公表しています。

- 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月通知／平成 29 年 11 月最終改訂）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月）
- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成 28 年 3 月通知）

管理マニュアルの作成・見直しを行うよう、各学校に依頼してきました。そこで、同「手引」の全体構成と本ガイドラインの構成との関係を、次図に示します。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(H30.3)の全体構成

| |
|--|
| 事前の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 点検 ● 避難訓練 ● 教職員研修 ● 安全教育 |
| 個別の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 事故等発生時の対応の基本 ● 様々な事故への対応 ● 不審者侵入への対応 ● 登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応 ● 交通事故への対応 ● 気象災害への対応 ● 地震・津波への対応 ● 新たな危機事象への対応 |
| 事後の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 事後の対応 ● 児童生徒等の安否確認 ● 引渡しと待機 ● 教育活動の継続 ● 心のケア ● 調査・検証・報告・再発防止等 |

「個別の危機管理」の内容を、事前・発生時(初動)・事後に再整理

本ガイドラインでの危機管理の区分

| |
|--|
| 事前の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 現状及びリスクの把握 ● 危機の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 未然防止のための体制 ● 点検 ● 傷病者発生防止対策 ● 犯罪被害防止対策 ● 火災予防対策 ● 教育活動の様々な局面における対策 ● 危機発生に備えた対策 ● 緊急時の体制整備 ● 施設・設備・備品の整備 ● 家庭・地域・関係機関等との連携 ● 避難計画・避難訓練 ● 教職員研修 ● 安全教育 |
| 発生時(初動)の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者発生時の対応 ● 犯罪被害発生時の対応 ● 交通事故発生時の対応 ● 災害発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 火災発生時の対応 ● 気象災害時の対応 ● 地震発生時の対応 ● 火山災害発生時の対応 ● 原子力災害発生時の対応 ● その他の危機事象の発生時の対応 ● 教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応 |
| 事後の危機管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 事後(発生直後)の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等の安否確認 ● 集団下校・引渡しと待機 ● 保護者等・報道機関への対応 ● 教育活動の継続 ● 避難所運営への協力 ● 心のケア ● 調査・検証・報告・再発防止等 |

本ガイドラインでは、上記のように危機管理を3段階に整理しましたが、これは必ずしも危機管理マニュアルをこの3段階に区分して整理しなければならないということではありません。事前・事後の危機管理について安全点検計画や避難訓練計画、応急教育に係る計画(学校再開)などを別途定めている場合は、その中で本ガイドラインの内容が満たされているか点検・見直しをしましょう。その上で、教職員間では事前・発生時・事後の危機管理すべてについて共通の認識とするとともに、必要な事項については保護者・地域・関係機関とも共有しておくことが重要です。

本ガイドラインの構成・使い方

本ガイドラインは、以下のとおり「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されています（次ページ図参照）。

《チェックリスト編》

危機管理マニュアルに盛り込むべき事項や、その記載方法などについて、チェックリストの形で示しています。各チェック項目には、解説編でその項目について解説しているページも示しました。

まず、このチェックリスト編のチェック項目を用いて、自校の危機管理マニュアルの内容と照らし合わせ、必要な事項が記載されているか、記載方法は適切かなどについて評価してみましょう。その上で、自校の危機管理マニュアルに十分ではない点が見つかった場合や、適切かどうかの判断が下せない場合には、詳細を解説編で確認してください。

《解説編》

チェックリスト編に記載したチェック項目について、その背景となる考え方などを解説しています。加えて、次のような欄を設けることで、概略情報を把握しやすくするとともに、詳細情報へのアクセスが容易となるようにしています。

- 記載の視点：マニュアルに記載すべき事項や記載方法について、その骨子を箇条書きで示しました。この「記載の視点」を見ることで、危機管理マニュアルに何をどのように記載すべきか、概略がわかるようになっています。
- 参考文献：当該項目について、主に公的機関が公表している文献等で特に参考となる資料がある場合、参考文献として紹介しています。
- コラム：当該項目に関連する参考情報を、やや詳細に紹介しています。

また、サンプル編にマニュアル記載例や様式例などがある場合は、その該当ページも示してあります。

《サンプル編》

チェックリスト編や解説編に記載されている事項について、学校の危機管理マニュアルとして具現化した場合の記載例や様式例を示すとともに、ポイントとなる箇所にポイント解説を付記しています。

これまで文部科学省で発行した各種資料のほか、各都道府県・市町村が公表している学校の危機管理マニュアルに関するガイドライン、チェックリスト等を参考にしつつ、一例として一部を作成し掲載しましたが、全てを網羅しているわけではありません。また、危機管理マニュアルの在り方は、各学校の実情に応じて様々な形が考えられますので、必ずしもこのサンプル編に記載した例にこだわらず、各学校独自の工夫を重ねて、実効性のある使いやすいマニュアルとすることが望まれます。

《チェックリスト編》

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

| | | |
|--------------------------|---|----------|
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。 | ⇒解説編 p.1 |
| <input type="checkbox"/> | 消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも対応している。 | ⇒解説編 |

各チェック項目には、関連する解説編のページが記載されています。

《解説編》

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - 解説編

1 マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対応要領（危機管理マニュアル）を制定すること、及びこれを教職員に周知することなどを義務付けられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておくことが必要です。

また学校では、学校保健安全法以外にも、下表のようにさまざまな法令に基づいて、安全確保等に關する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害等が発生した場合の体制、避難誘導のあり方など、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておきましょう。

| 根拠となる法令 | 対象となる学校 | 策定すべき計画 |
|--|--|------------------------|
| 消防法 第8条第1項 | 収容人員50人以上の学校 | 消防計画 |
| 水防法 第15条の3第1項 | 洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 土砂災害防止法 ¹⁾ 第8条の2第1項 | 土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 津波防災地域づくり法 ²⁾ 第71条第1項と第8条第1項 | 津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 活火山法 ³⁾ 第8条第1項 | 火山災害警戒圏内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 大規模地震対策特別措置法 ⁴⁾ 第7条第1項 | 地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁵⁾ | 地震防災応急計画 |
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域法 ⁶⁾ 第7条第1項 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁵⁾ | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画 |
| 南海トラフ地震対策特別措置法 ⁷⁾ 第7条第1項 | 南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員50人未満の学校 ⁵⁾ | 南海トラフ地震防災対策計画 |

1) 正式名称「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
 2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」
 3) 正式名称「活火山噴火災害予防に関する法律」
 4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
 5) 正式名称「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」
 6) 収容人員50人以上の学校が、所在地が指定する期間を超過して不特定の児童の中での定めるときは、当該事項について定められた部分の規定が適用される対象計画とみなされます。

解説編-1

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン - 解説編

そうではなく、各法に基づく計画をそれぞれ別に作成する場合には、災害対応要領などの各計画に共通して記載する事項について、計画間で齟齬や矛盾が生じないように配慮することが大切です。

記載の趣旨

- 学校保健安全法第29条に定める「危険等発生時対応要領」として策定
- その他の法令に定める下記の計画として策定（該当する場合は）
 - 消防法に基づく消防計画
 - 水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく避難確保計画
 - 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画
 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域法に基づく防災対策計画
 - 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく防災対策計画

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

【コラム】「避難確保計画」の作成根拠

市町村は、災害対策基本法に基づいて、災害予防、災害応急対策、災害復旧など災害に関する総合的・計画的な対策を定めた「地域防災計画」を作成しています。縦割りの防災・水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく「避難確保計画」の策定が義務付けられているのは、この災害対策の総合的防災計画の中で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるとして「避難誘導利用施設」や「避難確保施設」に指定されている施設です。これらの施設に指定された場合は、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告して情報の提供を受けることが求められること、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することも義務付けられています。

市町村による施設の指定は、順次進められており、また災害態勢のある地域を示すハザードマップが改訂されると追加指定される場合もあります。このため、自校が避難確保計画を作成すべき施設として指定されているかどうかは、市町村の防災担当部署に確認することが必要です。また、避難確保計画の作成に当たっては、市町村の防災担当部署の支援を受けることもできますので、まずは相談してみることがよいでしょう。

▶▶▶ 【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係（本編p.47）を参照

解説編-2

解説編には、サンプル編にマニュアルの記載例や様式例がある場合、該当ページが記載されています。

《サンプル編》

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対応要領」として作成したものである。

また本校は、〇〇市地域防災計画において〇〇法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第〇条第〇項に基づく「避難確保計画」として位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

〇〇小学校
危機管理マニュアル
(本マニュアル)

〇〇小学校
教職員初動
マニュアル

(関連計画等)

- 〇〇小学校 学校安全計画
- 〇〇小学校 消防計画
- 〇〇小学校 設備・施設安全点検チェックリスト
- 〇〇小学校 避難所運営支援対応マニュアル
- 〇〇小学校 〇〇訓練実施要領
- 〇〇小学校 学校給食衛生管理チェックリスト

Point!

「危機管理マニュアル」のうち、初動対応部分を抜粋し、携帯しやすいカード形式などとして「初動対応マニュアル」として活用すると有効です。

サンプル編のポイントとなる箇所には、吹き出しで解説を記載しています。

本ガイドラインの構成

チェックリスト編

| | | |
|----------|----------------------------------|----------|
| 1 | マニュアルの基本事項 ----- | 1 |
| 1-1 | 危機管理マニュアルの目的と位置付け | 1 |
| 1-2 | 危機管理の考え方 | 1 |
| 1-3 | 危機管理マニュアルの運用方法 | 1 |
| 2 | 事前の危機管理 ----- | 2 |
| 2-1 | 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握 | 2 |
| 2-2 | 危機の未然防止対策 | 2 |
| 2-3 | 危機発生に備えた対策 | 3 |
| 3 | 発生時(初動)の危機管理 ----- | 5 |
| 3-1 | 傷病者発生時の対応 | 5 |
| 3-2 | 犯罪被害発生時の対応 | 5 |
| 3-3 | 交通事故発生時の対応 | 5 |
| 3-4 | 災害発生時の対応 | 5 |
| 3-5 | その他の危機事象の発生時の対応 | 6 |
| 3-6 | 校外活動中・校内行事開催中における 事故災害等発生時の対応 | 6 |
| 4 | 事後の危機管理 ----- | 7 |
| 4-1 | 事後(発生直後)の対応 | 7 |
| 4-2 | 心のケア | 8 |
| 4-3 | 調査・検証・報告・再発防止等 | 8 |

Ⅰ マニュアルの基本事項

| 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け | | |
|--------------------------|--|-------------|
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルが、学校保健安全法に基づき策定されていることを記載している。 | ⇒解説編 p.1 |
| <input type="checkbox"/> | 消防法、その他の法令に基づき学校の立地に応じて作成すべき避難計画にも該当する場合、その旨を記載している。 | |
| <input type="checkbox"/> | 学校安全計画・消防計画など、他に定めている学校安全関連の各種計画・マニュアル類と、危機管理マニュアルの相互関係を記載している。 | ⇒解説編 p.3 |
| 1-2 危機管理の考え方 | | |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合でも教職員が適切な判断を下せるよう、危機管理の基本方針を記載している。 | ⇒解説編 p.4 |
| <input type="checkbox"/> | 起こりうる様々な危機事象に対する事前、発生時、事後の3段階の対応について、すべて定めている。 | ⇒解説編 p.5 |
| <input type="checkbox"/> | 3段階のうち特に「発生時の対応」は、発生する事象の種類別に、フロー図など簡易的・見やすい形式で整理している。 | |
| 1-3 危機管理マニュアルの運用方法 | | |
| <input type="checkbox"/> | 全ての教職員（非常勤を含む）が危機管理マニュアルの内容を確実に理解するための、具体的な方法を定めている。 | ⇒解説編 p.6 |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルの内容を周知すべき児童生徒等、保護者、地域住民、関係機関などについて、具体的な周知の対象者と周知方法を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルの保管場所・保管方法を、事故・災害等の発生時に生じる状況にも配慮して、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.7 |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルの見直し・改善について、その時期、手順などを具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.7 |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルが最新版であることや担当責任者などが一目でわかるよう、表紙に改定時期等を記載している。 | ⇒解説編 p.8 |
| <input type="checkbox"/> | 危機管理マニュアルの改訂履歴を管理し、記載している。 | |

2 事前の危機管理

| 2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握 | | |
|--------------------------|--|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 防災・安全に関わる地域の特徴、歴史、被災履歴など、学校を取り巻く自然的・社会的環境の概略を、総合的に整理している。 | ⇒解説編 p.9 |
| <input type="checkbox"/> | 学校の立地環境や規模、在籍する児童生徒等の状況、地域の人的状況や関係機関の状況について整理している。 | ⇒解説編 p.10 |
| <input type="checkbox"/> | 学校で起こり得る危機事象について、「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域を全てカバーして想定している。 | ⇒解説編 p.12 |
| <input type="checkbox"/> | 危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを基に、想定される被害状況を具体的に整理している。 | |
| <input type="checkbox"/> | 緊急避難場所、避難所としての指定状況など、学校施設が地域における防災・安全の上で担う役割について整理している。 | ⇒解説編 p.13 |
| 2-2 危機の未然防止対策 | | |
| 2-2-1 未然防止のための体制 | | |
| <input type="checkbox"/> | 平常時の学校の安全管理に関する組織体制（役割分担）を、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.15 |
| 2-2-2 点検 | | |
| <input type="checkbox"/> | 学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。 | ⇒解説編 p.15 |
| <input type="checkbox"/> | 危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリ・ハット報告を活用することを定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 学校内外の危険箇所を洗い出すための点検方法について、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 安全点検等の結果に基づき抽出された危険箇所の分析・管理の方法について具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.18 |
| <input type="checkbox"/> | 安全点検等について、その適切性を評価・改善することを定めている。 | |
| 2-2-3 傷病者発生防止対策 | | |
| <input type="checkbox"/> | 突然死や負傷などを防止するための健康管理・指導について、その方法・役割分担などを具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.20 |
| <input type="checkbox"/> | 頭頸部外傷を予防するための、危険要因の抽出方法、指導計画の作成、児童生徒等への指導内容について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.21 |
| <input type="checkbox"/> | 熱中症を予防するために取るべき措置について、判断方法・判断基準や留意点等を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.22 |

| | | |
|-----------------------------------|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> | アレルギー疾患をもつ児童生徒等に関する情報の把握・共有・管理方法について具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.24 |
| <input type="checkbox"/> | 食物アレルギー・アナフィラキシーを予防するための措置について、具体的に定めている。 | |
| 2-2-4 犯罪被害防止対策 | | |
| <input type="checkbox"/> | 不審者侵入を防止するための、校門等の利用方法や施錠管理、来校者管理等の対策について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.27 |
| <input type="checkbox"/> | 児童生徒等がインターネット上の犯罪の被害者・加害者にならないための対策について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.28 |
| 2-2-5 火災予防対策 | | |
| <input type="checkbox"/> | 火災の予防対策について、必要な事項を定めている。 | ⇒解説編 p.28 |
| 2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策 | | |
| <input type="checkbox"/> | 各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における危機の未然防止対策について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.29 |
| <input type="checkbox"/> | 校外活動に際しての危機の未然防止対策について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.29 |
| <input type="checkbox"/> | 校内行事に際しての危機の未然防止対策について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.30 |
| 2-3 危機発生に備えた対策 | | |
| 2-3-1 緊急時の体制整備 | | |
| <input type="checkbox"/> | 教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者などを具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.32 |
| <input type="checkbox"/> | 参集途上における教職員の安全を確保するための留意点等について、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害等が発生した際に、その対応に当たるための組織について、設置基準、組織体制及び活動内容と教職員の役割分担を、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.33 |
| <input type="checkbox"/> | 管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 保護者・教職員・関係機関との緊急連絡のため、複数の多様な手段を用いた連絡体制を定めている。 | ⇒解説編 p.34 |
| 2-3-2 施設・設備・備品の整備 | | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害発生時における情報収集のため、情報収集先を整理するとともに、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段(機器)を確保している。 | ⇒解説編 p.36 |
| <input type="checkbox"/> | 校内の情報伝達・共有手段について、災害状況下の停電等を想定して複数の手段(機器)を確保している。 | |
| <input type="checkbox"/> | 学校設置者・市町村など外部関係機関との災害時の相互通信のため、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段(機器)を確保している。 | |

| | | |
|------------------------------|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.38 |
| <input type="checkbox"/> | 災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討し定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害等の対応に用いるための図面を整備している。 | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害等の対応を記録するための様式を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害等に備えた備蓄品・備品について、内容・保管場所等を整理・管理している。 | ⇒解説編 p.39 |
| <input type="checkbox"/> | 備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めている。 | |
| 2-3-3 家庭・地域・関係機関等との連携 | | |
| <input type="checkbox"/> | 危機事態の発生に備えて、家庭との連携のために協議が必要な事項、及びその協議方法を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.40 |
| <input type="checkbox"/> | 事前・発生時・事後の危機管理において連携すべき地域・関係機関等について、具体的な連携の相手先、連携事項を整理し、協議を実施している。 | ⇒解説編 p.41 |
| <input type="checkbox"/> | 防災拠点（避難所）への対応について、設置・運営主体である市町村、地域の自主防災組織等とあらかじめ協議した上で、具体的に定めている。 | |
| 2-3-4 避難計画・避難訓練 | | |
| <input type="checkbox"/> | 様々な事故・災害等を想定し、必要な避難計画を策定している。 | ⇒解説編 p.43 |
| <input type="checkbox"/> | 策定した避難計画の定期的な見直しについて定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 様々な状況を想定し、目的を明確にした避難訓練の計画的な実施について定めている。 | ⇒解説編 p.47 |
| <input type="checkbox"/> | 地域の関係機関等と連携した訓練の実施について定めている。 | |
| 2-3-5 教職員研修 | | |
| <input type="checkbox"/> | 教職員向け校内研修の計画的な実施について定めている。 | ⇒解説編 p.48 |
| <input type="checkbox"/> | 教職員向けに状況想定型訓練など実践的な訓練を実施することを定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 学校安全に関する校外研修等の活用について定めている。 | |
| 2-3-6 安全教育 | | |
| <input type="checkbox"/> | 生活安全・交通安全・災害安全の3領域について、児童生徒等の発達段階に応じて指導すべき内容を整理し、指導・教育を実践することを定めている。 | ⇒解説編 p.49 |
| <input type="checkbox"/> | 家庭・地域や関係機関と連携した安全教育の推進について、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 安全教育や指導計画の評価・見直しについて、具体的に定めている。 | |

3 発生時（初動）の危機管理

| 3-1 傷病者発生時の対応 | | |
|--------------------------|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 傷病者発生時の初期対応における救急・緊急連絡の手順・体制について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.51 |
| <input type="checkbox"/> | 一次救命処置の方法、留意点を、簡潔・具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 頭頸部外傷が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.54 |
| <input type="checkbox"/> | 熱中症が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.56 |
| <input type="checkbox"/> | 食物アレルギーによるアナフィラキシーショックが発生した（又は疑われる）場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.58 |
| 3-2 犯罪被害発生時の対応 | | |
| <input type="checkbox"/> | 校内に不審者が侵入した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.59 |
| <input type="checkbox"/> | 校内にいる教職員・児童生徒等に不審者侵入を知らせ、対応（避難、待機等）を指示するための、具体的な方法（緊急放送の文案など）を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合における、対応とその判断基準、関係機関との連携について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.60 |
| <input type="checkbox"/> | 学校への犯罪予告や校内に不審物等があった場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.60 |
| 3-3 交通事故発生時の対応 | | |
| <input type="checkbox"/> | 登下校中などに児童生徒等が関わる交通事故が発生した場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.62 |
| 3-4 災害発生時の対応 | | |
| <input type="checkbox"/> | 火災が発生した場合の対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.63 |
| <input type="checkbox"/> | 大雨等が予想される場合の臨時休業や授業打ち切り等について、必要な情報の収集体制、判断基準、保護者等への連絡方法を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.63 |
| <input type="checkbox"/> | 児童生徒等の在校中に気象災害等が発生（又は切迫）したときの初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.64 |
| <input type="checkbox"/> | 地震が発生した場合の初期対応（特に一次・二次・三次避難）について、授業中、休憩時間中、登下校中など、様々な場合を想定して、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.65 |

| | | |
|--------------------------|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 噴火警報の発表や噴火警戒レベルの引上げ、避難情報の発令、突発的な噴火など、火山活動の状況に応じた初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.66 |
| <input type="checkbox"/> | 原子力災害における緊急事態区分ごとの初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.67 |

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

| | | |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 国民保護情報が出された場合の初期対応について、簡潔・具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.68 |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------|

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

| | | |
|--------------------------|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 校外活動中に事故・災害等が発生した場合における引率教職員・児童生徒等の取るべき対応を、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.69 |
| <input type="checkbox"/> | 校外活動中に事故・災害等が発生した場合における学校(事故災害対策本部)側の取るべき対応を、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 校内行事開催中に事故・災害等が発生した場合の対応を、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.70 |

4 事後の危機管理

| | | |
|----------------------------|--|--------------|
| 4-1 事後（発生直後）の対応 | | |
| 4-1-1 児童生徒等の安否確認 | | |
| <input type="checkbox"/> | 安否確認実施の判断基準を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.71 |
| <input type="checkbox"/> | 授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認に当たる教職員の安全確保策を、具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 安否確認の際に把握すべき内容、及びその整理方法を具体的に定めている。 | |
| 4-1-2 集団下校・引渡しと待機 | | |
| <input type="checkbox"/> | 集団下校・引渡し・待機の判断を下すために情報収集を行うこと、及びその具体的な手段を定めている。 | ⇒解説編 p.72 |
| <input type="checkbox"/> | 集団下校・引渡し・待機の判断基準（引渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む）、判断者を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 集団下校・引渡しの手順、保護者等への連絡方法、教職員間の役割分担について具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 待機を判断した場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策（備蓄の活用等）について具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 校外活動時の活動中止・引渡しの判断基準、判断者、実施手順等について具体的に定めている。 | |
| 4-1-3 保護者等・報道機関への対応 | | |
| <input type="checkbox"/> | 被災児童生徒等の保護者への対応体制、対応内容、対応上の留意点等について具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.72 |
| <input type="checkbox"/> | 児童生徒等や保護者に対する説明実施の判断基準を定めている。 | ⇒解説編 p.73 |
| <input type="checkbox"/> | 児童生徒等への説明の方法、説明内容、留意点について定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 保護者への情報提供の方法、説明内容、留意点について定めている。 | ⇒解説編 p.74 |
| <input type="checkbox"/> | 報道機関への対応体制、対応上の留意点について定めている。 | |
| 4-1-4 教育活動の継続 | | |
| <input type="checkbox"/> | 学校教育の再開に向けた手順及びその具体的な方法等を定めている。 | ⇒解説編 p.75 |
| <input type="checkbox"/> | 応急教育計画の作成について、その内容・留意点等を定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 被災児童生徒等に対する教育上の支援について具体的に定めている。 | |

| 4-1-5 避難所運営への協力 | | |
|--------------------------|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 市町村等が実施する避難所の開設・運営に対し、学校として支援する範囲、支援体制について定めている。 | ⇒解説編 p.76 |
| 4-2 心のケア | | |
| <input type="checkbox"/> | 事故・災害等が発生した後の児童生徒等の心身の健康状態の把握方法について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.77 |
| <input type="checkbox"/> | 関係機関・専門家とも連携した心のケア体制について具体的に定めている。 | |
| <input type="checkbox"/> | 教職員の心のケアについて、対応方法を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.78 |
| 4-3 調査・検証・報告・再発防止等 | | |
| <input type="checkbox"/> | 学校設置者等への報告の手順、報告内容や、必要な場合の支援要請について、具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.79 |
| <input type="checkbox"/> | 学校が行う基本調査について、その調査対象、調査体制、実施内容及び留意点を具体的に定めている。 | ⇒解説編 p.79 |
| <input type="checkbox"/> | 調査結果に基づき評価・検証を実施すること、及びその実施体制を定めている。 | ⇒解説編 p.81 |
| <input type="checkbox"/> | 自校での評価・検証結果及び詳細調査結果を受け、再発防止対策を実施することについて、具体的に定めている。 | |

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

解説編

目次

| | | |
|---------|--------------------------------------|----|
| 1 | マニュアルの基本事項 ----- | 1 |
| 1-1 | 危機管理マニュアルの目的と位置付け | 1 |
| 1-1-1 | 危機管理マニュアルの目的と法的根拠 | 1 |
| 1-1-2 | 各種計画・マニュアル類との相互関係 | 3 |
| 1-2 | 危機管理の考え方 | 4 |
| 1-2-1 | 危機管理の基本方針 | 4 |
| 1-2-2 | 事前・発生時・事後の危機管理 | 5 |
| 1-3 | 危機管理マニュアルの運用方法 | 6 |
| 1-3-1 | 教職員・関係者等への周知徹底 | 6 |
| 1-3-2 | 危機管理マニュアルの保管方法 | 7 |
| 1-3-3 | 危機管理マニュアルの評価・見直しと改善 | 7 |
| 1-3-4 | 改訂履歴の管理 | 8 |
| 2 | 事前の危機管理 ----- | 9 |
| 2-1 | 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握 | 9 |
| 2-1-1 | 地域、学校、学区の現状 | 9 |
| 2-1-1-1 | 地域の特徴、歴史、被災履歴の把握 | 9 |
| 2-1-1-2 | 学校、学区の現状の把握 | 10 |
| 2-1-2 | 危機管理の前提となる危機事象等 | 12 |
| 2-1-2-1 | 想定される危機事象 | 12 |
| 2-1-2-2 | 地域における防災・安全上の学校施設の役割 | 13 |
| 2-2 | 危機の未然防止対策 | 15 |
| 2-2-1 | 未然防止のための体制 | 15 |
| 2-2-2 | 点検 | 15 |
| 2-2-2-1 | 危険箇所の抽出 | 15 |
| 2-2-2-2 | 危険箇所の分析と管理 | 18 |
| 2-2-3 | 傷病者発生防止対策 | 20 |
| 2-2-3-1 | 傷病の基本的な防止対策 | 20 |
| 2-2-3-2 | 頭頸部外傷の防止対策 | 21 |
| 2-2-3-3 | 熱中症の防止 | 22 |
| 2-2-3-4 | 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止 | 24 |
| 2-2-4 | 犯罪被害防止対策 | 27 |
| 2-2-4-1 | 不審者侵入の防止 | 27 |
| 2-2-4-2 | インターネット上の犯罪 | 28 |
| 2-2-5 | 火災予防対策 | 28 |
| 2-2-6 | 教育活動の様々な局面における未然防止対策 | 29 |
| 2-2-6-1 | 各教科の学習時間・休み時間・ クラブ活動等における対策 | 29 |
| 2-2-6-2 | 校外活動に際しての対策 | 29 |
| 2-2-6-3 | 校内行事に際しての対策 | 30 |
| 2-3 | 危機発生に備えた対策 | 32 |
| 2-3-1 | 緊急時の体制整備 | 32 |
| 2-3-1-1 | 教職員の非常参集体制の整備 | 32 |
| 2-3-1-2 | 対策本部体制の整備 | 33 |
| 2-3-1-3 | 関係機関との連絡体制 | 34 |
| 2-3-2 | 施設・設備・備品の整備 | 36 |
| 2-3-2-1 | 通信・情報収集手段 | 36 |
| 2-3-2-2 | 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理 | 38 |
| 2-3-2-3 | 備品・備蓄品 | 39 |

| | | | |
|----------|----------------------------------|----|-----------|
| 2-3-3 | 家庭・地域・関係機関等との連携 | 40 | |
| 2-3-3-1 | 家庭との連携 | 40 | |
| 2-3-3-2 | 地域・関係機関等との連携 | 41 | |
| 2-3-4 | 避難計画・避難訓練 | 43 | |
| 2-3-4-1 | 避難計画 | 43 | |
| 2-3-4-2 | 避難訓練 | 47 | |
| 2-3-5 | 教職員研修 | 48 | |
| 2-3-6 | 安全教育 | 49 | |
| 3 | 発生時(初動)の危機管理 | | 51 |
| 3-1 | 傷病者発生時の対応 | 51 | |
| 3-1-1 | 傷病者発生時の基本の対応 | 51 | |
| 3-1-2 | 頭頸部外傷発生時の対応 | 54 | |
| 3-1-3 | 熱中症発生時の対応 | 56 | |
| 3-1-4 | 食物アレルギー発生時の対応 | 58 | |
| 3-2 | 犯罪被害発生時の対応 | 59 | |
| 3-2-1 | 不審者侵入事案発生時の対応 | 59 | |
| 3-2-2 | 登下校時の不審者事案 | 60 | |
| 3-2-3 | 学校への犯罪予告等への対応 | 60 | |
| 3-3 | 交通事故発生時の対応 | 62 | |
| 3-4 | 災害発生時の対応 | 63 | |
| 3-4-1 | 火災発生時の対応 | 63 | |
| 3-4-2 | 気象災害時の対応 | 63 | |
| 3-4-2-1 | 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 | 63 | |
| 3-4-2-2 | 突発的な気象災害等の発生時の対応 | 64 | |
| 3-4-3 | 地震発生時の対応 | 65 | |
| 3-4-4 | 火山災害発生時の対応 | 66 | |
| 3-4-5 | 原子力災害発生時の対応 | 67 | |
| 3-5 | その他の危機事象の発生時の対応 | 68 | |
| 3-5-1 | 弾道ミサイル発射等への対応 | 68 | |
| 3-6 | 校外活動中・校内行事開催中における 事故災害等発生時の対応 | 69 | |
| 3-6-1 | 校外活動中に発生した場合の対応 | 69 | |
| 3-6-2 | 校内行事開催中に発生した場合の対応 | 70 | |
| 4 | 事後の危機管理 | | 71 |
| 4-1 | 事後(発生直後)の対応 | 71 | |
| 4-1-1 | 児童生徒等の安否確認 | 71 | |
| 4-1-2 | 集団下校・引渡しと待機 | 72 | |
| 4-1-3 | 保護者等・報道機関への対応 | 72 | |
| 4-1-3-1 | 被災児童生徒等の保護者への説明と支援 | 72 | |
| 4-1-3-2 | 児童生徒等、保護者への説明 | 73 | |
| 4-1-3-3 | 報道機関への対応 | 74 | |
| 4-1-4 | 教育活動の継続 | 75 | |
| 4-1-5 | 避難所運営への協力 | 76 | |
| 4-2 | 心のケア | 77 | |
| 4-2-1 | 児童生徒等の心のケア | 77 | |
| 4-2-2 | 教職員の心のケア | 78 | |
| 4-3 | 調査・検証・報告・再発防止等 | 79 | |
| 4-3-1 | 学校設置者等への報告、支援要請 | 79 | |
| 4-3-2 | 調査 | 79 | |
| 4-3-3 | 評価・検証、再発防止 | 81 | |

Ⅰ マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第 29 条では、学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておく必要があります。

また学校では、学校保健安全法以外にも、下表のように様々な法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害等が発生した場合の体制、避難誘導の在り方など、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておきましょう。

| 根拠となる法令 | 対象となる学校 | 策定すべき計画 |
|---|---|------------------------|
| 消防法 第 8 条第 1 項 | 収容人員 50 人以上の学校 | 消防計画 |
| 水防法 第 15 条の 3 第 1 項 | 洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 土砂災害防止法 ¹⁾ 第 8 条の 2 第 1 項 | 土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 津波防災地域づくり法 ²⁾ 第 71 条第 1 項 2 | 津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 活火山法 ³⁾ 第 8 条第 1 項 | 火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 | 避難確保計画 |
| 大規模地震対策特別措置法 第 7 条第 1 項 | 地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※] | 地震防災応急計画 |
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法 ⁴⁾ 第 7 条第 1 項 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※] | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画 |
| 南海トラフ地震特措法 ⁵⁾ 第 7 条第 1 項 | 南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※] | 南海トラフ地震防災対策計画 |

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」

3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」

4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

5) 正式名称「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

※ 収容人員 50 人以上の学校が、各法が規定する事項を消防法に基づく消防計画の中で定めたときには、当該事項について定めた部分が各法の規定する対策計画等とみなされます。

そうではなく、各法に基づく計画をそれぞれ別に作成する場合には、災害対応体制などの各計画に共通して記載する事項について、計画間で齟齬や矛盾が生じないように配慮することが大切です。

記載の視点

- 学校保健安全法第29条に定める「危険等発生時対処要領」として策定
- その他の法律に定める下記の計画として策定（該当する場合）
 - 消防法に基づく消防計画
 - 水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく避難確保計画
 - 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画
 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に基づく防災対策計画
 - 南海トラフ地震特措法に基づく防災対策計画

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

【コラム】「避難確保計画」の作成義務

市町村は、災害対策基本法に基づいて、災害予防、災害応急対策、災害復旧など災害に関する総合的・計画的な対策を定めた「地域防災計画」を作成しています。

関連各法のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく「避難確保計画」の策定が義務付けられているのは、この市町村の地域防災計画の中で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるとして「要配慮者利用施設」や「避難促進施設」に指定されている施設です。これらの施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告して内容の確認を受けることが求められるとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、報告することも義務付けられています。

市町村による施設の指定は、順次進められており、また災害危険のある範囲を示すハザードマップが改訂されると追加指定される場合もあります。このため、自校が避難確保計画を作成すべき施設として指定されているかどうかは、市町村の防災担当部局に確認することが必要です。また、避難確保計画の作成に当たっては、市町村の防災担当部局の支援を受けることもできますので、まずは相談してみるとよいでしょう。

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係（本編 p.46）も参照

1-1-2 各種計画・マニュアル類との相互関係

学校保健安全法第 27 条では、学校において学校安全計画を策定することが定められています。その他にも、例えば安全点検の計画やチェックリストなど、学校には、学校安全に関わる計画、マニュアルなどが複数存在するでしょう。

そのような場合は、危機管理マニュアルの中で、それらの計画・マニュアル類と危機管理マニュアルの関係について整理し、記載しておきます。これによって、危機管理マニュアルを含む、学校安全に関する文書・規程類の全体像が把握でき、改訂などに伴う変更の管理を漏れなく実施することが可能となります。

記載の視点

- 関連計画の体系（体系図などの形式で記載するとよい）
- マニュアル改訂時の関連計画への反映

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

1-2 危機管理の考え方

1-2-1 危機管理の基本方針

危機管理マニュアルは、様々な事態の発生を想定してその対応等を定めるものですが、実際の事故・災害等は、必ずしも想定どおりに起こるわけではありません。マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合には、その場で臨機応変に判断し対応することが必要となります。

そのような場合に、判断の“よすが”となるのが、「基本方針」「基本理念」などと呼ばれるような基本的な価値観・考え方です。マニュアルに定めのない事態が発生し、複数の選択肢の中から何を選ぶべきか迷うときなどには、この基本的な考え方に立ち返って判断することとなります。

このため、各学校においては、その学校の危機管理で何を最重要視するのか、どのような姿勢で危機管理に当たるのか、などを検討し、これを基本方針として危機管理マニュアルに明記しておくことが必要です。また、こうした基本方針は、平時から教職員等が共通の認識とするとともに、保護者や関係機関などと共有しておくことも重要です。

記載の視点

- その学校の危機管理における基本的な価値観・考え方を記載。
 - 事故・災害等の発生時に優先すべき事項
 - 取組の体制・姿勢
 - 保護者や関係機関との連携 など

◆ 危機管理の基本方針 ⇒ サンプル編 p.2

【コラム】大川小学校事故の教訓にみる「基本方針」の重要性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、宮城県石巻市の石巻市立大川小学校で、津波により 84 名の児童・教職員が犠牲となりました。この事故を検証した事故検証委員会は、その報告書の中で、次のように提言しています。

【提言 3】教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

… (中略) …

各学校は、迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。

… (後略) …

出典：大川小学校事故検証委員会「大川小学校事故検証報告書」（平成 26 年 2 月）

いざというときに、教職員が危機管理マニュアルを超えた柔軟な意志決定と果敢な行動を取るためには、このような行動指針を定め、それを十分に定着させておくことが不可欠なのです。

1-2-2 事前・発生時・事後の危機管理

学校の危機管理を進める上では、事前・発生時・事後の3段階を想定して、児童生徒等の生命や身体を守る方策を検討しておくことが必要です。

事前の対応は、その後の対応全てにつながる最も重要な対応であることから、危機管理マニュアルの中で明確に位置付けておくことが必要です。事故等の発生を未然に防止するという観点と、万が一発生した場合への備えという、2つの観点で必要な事項を記載します。

また、どのような事故・災害が発生したかによって、取るべき対応は異なる場合が少なくありません。このため危機管理マニュアルには、発生する事象の種類別に対応を整理することが望まれます。発災時の対応については、時間切迫しがちな緊急時に参照するものですので、本ガイドラインのサンプル編 p. 66 以降に紹介するフロー図などのように、簡易的かつ見やすい形式で記載しておきましょう。

事故・災害等からの復旧・復興に当たっては、的確な事後対応も不可欠です。このため、事後対応についても基本的な手順等をあらかじめ検討し、危機管理マニュアルに定めておく必要があります。

記載の視点

| | |
|----------------------|--|
| 事前の 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現状及びリスクの把握 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域、学校、学区の現状 ● 危機管理の前提となる危機事象 ● 危機の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 未然防止のための体制 ● 点検 ● 傷病者発生防止対策 ● 犯罪被害防止対策 ● 火災予防対策 ● 教育活動の様々な局面における未然防止対策 ● 危機発生に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の体制整備 ● 施設・設備・備品の整備 ● 家庭・地域・関係機関との連携 ● 避難計画・避難訓練 ● 教職員研修 ● 安全教育 |
| 発生時 (初動)の 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事象の種類別に記載 ● フロー図など、簡易的・見やすい形式 |
| 事後の 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事後(発生直後)の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等の安否確認 ● 集団下校・引渡しと待機 ● 保護者等・報道機関への対応 ● 教育活動の継続 ● 避難所運営への協力 ● 心のケア ● 調査・検証・報告・再発防止等 |

1-3 危機管理マニュアルの運用方法

1-3-1 教職員・関係者等への周知徹底

危機管理マニュアルの内容は、あらかじめ教職員（臨時的任用・非常勤の教職員を含む）等に周知徹底することが不可欠です。特に、発災直後の緊急対応手順については、危機管理マニュアルに頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要があります。毎年度当初に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で危機管理マニュアルの内容と役割を理解するための研修機会を設けましょう。

例えば、年度当初の職員研修として危機管理マニュアルをはじめ関連文書・マニュアル等の読み合わせを行う、職員会議で季節ごとの留意点を共有・議論するなど、各学校の実状に合わせて具体的な方策を定め、実践します。

加えて、児童生徒等、保護者、その他地域住民や関係機関などにも、危機管理マニュアルに定める事項のうち特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要です。例えば、児童生徒等に対しては学校で想定される危機の内容、危機が発生した際取るべき行動などを、保護者に対しては引渡しの方法や臨時休業の判断基準などを、地域の関係者や関係機関には事故災害等の発生時における役割分担・協力要請事項などを、というように、対象により周知すべき内容は異なります。このため危機管理マニュアルには、周知の対象別に、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定めておきましょう。なおその際には、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報は、学外関係者への開示範囲を限定することにも留意します。

児童生徒等や保護者に対しての周知に当たっては、危機管理マニュアルに定める事項のうち特に関係する部分の内容を抜粋してわかりやすくまとめた資料を作成・配布するなどの工夫も望まれます。

また、学外に対しても、例えば以下の例のように、学校安全に関わりを持つ関係者・関係機関を対象に幅広く周知することが望まれますので、周知の機会としては、地域学校安全委員会など、学校安全に関わる関係者が一堂に会する場を活用するとよいでしょう。

- 地域の住民・関係団体等（自治会、自主防災組織）
- 防災・防犯ボランティア団体
- 各地域の警察署、消防署
- 市区町村の防災担当部局
- 近隣の学校等
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
- 学校近隣の保健医療機関等、地域医師会

記載の視点

- 教職員に対する周知内容・周知方法
- 児童生徒等に対する周知内容・周知方法
- 保護者に対する周知内容・周知方法
- その他関係機関としての周知対象と、それら機関への周知内容・周知方法

◆ 教職員・関係者等への周知等 ⇒ サンプル編 p.3

1-3-2 危機管理マニュアルの保管方法

事故・災害等発生時の対応手順を記載している危機管理マニュアルは、いざというときに確実に使えるようにしておかなければなりません。このため、その保管形態や保管場所などについても配慮が必要です。

例えば、大規模地震等の発生時には停電することが想定されますので、パソコン内の電子データという形式だけではなく、必ず出力した冊子の形でも保管しておきます。また、避難の際に持ち出すことを想定して、あらかじめ緊急時持ち出し品の中に入れておくほか、外部機関等のオンラインストレージサービスを活用して学校施設が使用できなくなった場合に対処しておくことも望ましいでしょう。さらには、児童生徒等が急に倒れた場合などの救命処置等の手順、関係各機関の緊急連絡先などは、それを利用する可能性が高い場所（前者であれば体育館やプール、後者であれば職員室など）の壁などに大きく掲示しておくなどの対応も考えられます。

このような危機管理マニュアルの保管方法等についても、十分に検討した上でマニュアル上に明記し、これを確実に実践しておくことが重要です。

◆ マニュアルの保管方法 ⇒ サンプル編 p.4

1-3-3 危機管理マニュアルの評価・見直しと改善

危機管理マニュアルは、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改訂していくことが必要です。具体的な見直し・改善の視点としては、例えば以下のような事項が挙げられます。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか
- 地域や関係機関との連携に変更はないか
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか

これを確実に実行するために、危機管理マニュアルには、常にマニュアルの見直し・改善を図る旨を明記するとともに、見直し・改善の時期（訓練後の評価、見直し・改善の契機とする事象等を含む）、その手順などを具体的に記載します。

記載の視点

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 見直し・改善の時期 <ul style="list-style-type: none"> ● 定例的な見直し・改善の時期（訓練後の評価等） ● 臨時の見直し・改善の時期 | <ul style="list-style-type: none"> ● 見直し・改善の手順 <ul style="list-style-type: none"> ● 草案作成担当者 ● 学校内での検討・協議体制 ● 保護者、関係機関との検討・協議体制 |
|---|---|

◆ マニュアルの見直しと改善 ⇒ サンプル編 p.5

1-3-4 改訂履歴の管理

危機管理マニュアルは、訓練結果などを基に定期的に見直し・改善していくことが必要です。見直し・改善の結果を反映した改定版は、常に最新のものを共有し利用できるようにしておかなければなりません。

このため、当該マニュアルが最新版であることが明確となるよう、マニュアルの表紙には必ず改訂時期を記載しておきましょう。その際、定期的な見直し・改善を確実にしていることを示すために、改訂に携わった担当者やこれを確認・決定した責任者などの氏名を記載しておくことも有効です。

また、これまでにどのような点の変更・修正されてきたかという改訂履歴を残しておくことも、文書管理という観点からは欠かせません。危機管理マニュアルの冒頭、表紙の裏面や次のページに改訂履歴一覧を記載し、版数、改訂年月日、改訂概要を記載しておくことが望まれます。

記載の視点

| | |
|------|---|
| 表紙 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校名、マニュアル名 ● 改訂時期(改訂年月) ● 改訂時の担当者・責任者等の肩書・氏名、最終確認年月日 |
| 改訂履歴 | <ul style="list-style-type: none"> ● 下記の事項を記載した一覧表 <ul style="list-style-type: none"> ・版数 ・改訂年月日 ・改訂概要 |

- ◆ 危機管理マニュアル 表紙イメージ ⇒ サンプル編 p.6
- ◆ 改訂履歴一覧 ⇒ サンプル編 p.6

2 事前の危機管理

2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

2-1-1 地域、学校、学区の現状

2-1-1-1 地域の特徴、歴史、被災履歴の把握

学校にどのような事故・災害等のリスクがあるかについては、その学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境が大きく関わります。このため、学校安全を推進する上では、その概略を基礎知識として押さえておく必要があります。

学校が立地している地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境の概略について、総合的に危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員間の共通認識としておきましょう。多くの市町村では、これらの情報を「地域防災計画」にまとめて記載していますので、参考にするとよいでしょう。

記載の視点

- 地勢、地質
- 人口、年齢構成
- 都市構造（住宅街／工業地帯／農業地帯／商業地帯）
- 建物・住宅の構造（木造比率、不燃化率等）
- 近隣の幹線道路など交通網
- 化学工場や原子力施設等の危険物貯蔵施設
- 過去の被災履歴

【コラム】市町村の「地域防災計画」を活用しよう！

災害対策基本法に基づいて市町村が定める「地域防災計画」では、例えば以下のような様々な防災に関する対策の計画が総合的に記載されています。

- * 市町村をはじめとする関係機関等の役割（業務の大綱）
- * 防災施設の新設・改良や教育・訓練など、災害予防に関する事項
- * 情報収集・伝達、警報等の発令・伝達、避難・消火・水防などの災害応急対策
- * 災害復旧、被災者支援に関する事項 など

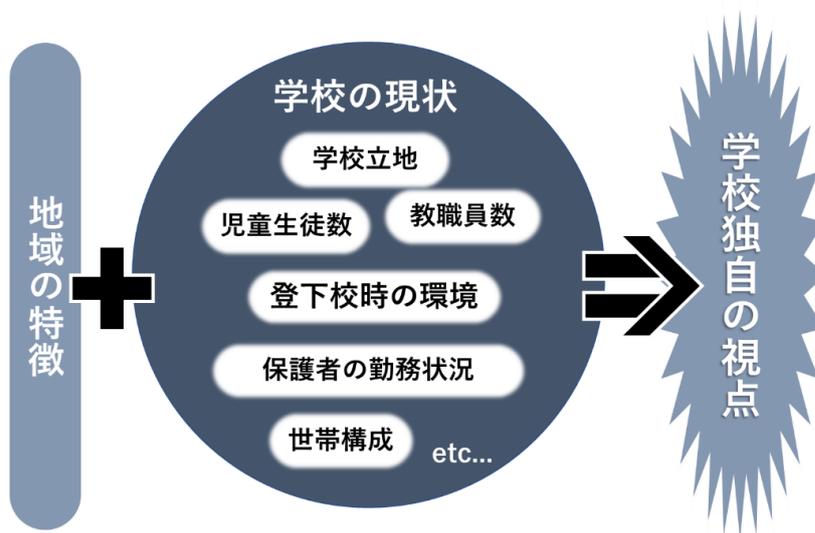
多くの市町村では、この地域防災計画において、地域の自然的・社会的環境を整理するとともに、過去にその地域で発生した主な災害の履歴や、地震・津波・洪水その他の災害シミュレーション（被害想定）結果などを整理して、各種対策計画の前提として記載しています。学校を取り巻く地域の概況を総合的に把握する上では、この地域防災計画の記載を参考にすると効果的ですので、ぜひ活用しましょう。

2-1-1-2 学校、学区の現状の把握

地域の状況の中でも、特に学校周辺（学区内等）の状況や、学校の立地環境その他の現況については、より詳細に整理して把握しておくことも重要です。例えば、地理院地図（次ページコラム参照）などを用いて学校周辺や学区の地形的特徴を把握することで、その地形がもたらす可能性のある自然災害を理解することもできます。教職員は、比較的短い周期で異動を繰り返す場合も少なくありませんので、地域・学校に関する基本的な情報も、自然に身に付くことを期待するのではなく、危機管理マニュアルの中で整理して、定期的に確認し共通認識としておこななければなりません。

学校や学区の状況を総合的に把握するために、各校で学校概況として取りまとめている事項を中心として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項をまとめて記載しておきましょう。

前項（2-1-1-1）で整理した地域の特徴と、本項で整理した学校や学区の状況を組み合わせ、学校独自の視点を持った上での危機管理を行うことが重要です。



記載の視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の立地環境、規模 ● 登下校方法、登下校時間、通学範囲 ● 児童生徒等、教職員の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 在籍する児童生徒等の数 ● 勤務する教職員の数 ● 特別な配慮を必要とする児童生徒の状況 ● 世帯構造（核家族・三世代） ● 保護者の勤務状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学区の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 学区内の住民の状況（高齢化等） ● 自主防災組織等、地域活動の状況 ● 近隣の関係機関等 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関 ● 警察署 ● 消防署 など |
|---|--|

◆ 地域、学校、学区の現状 ⇒ サンプル編 p.7

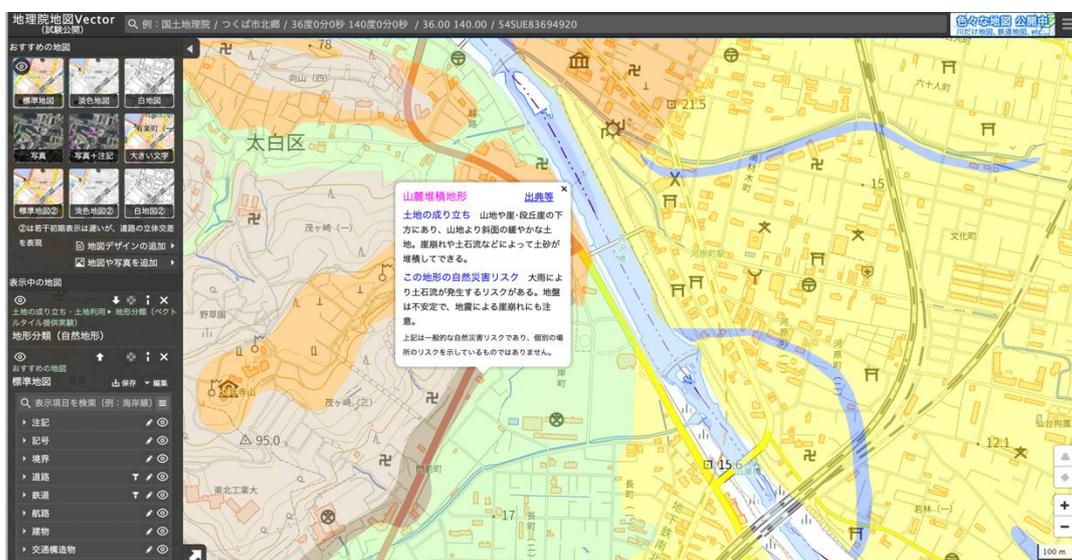
【コラム】「地理院地図」を活用した災害リスクの把握

国土地理院では、地形図、写真、標高、地形分類、災害情報など、日本国土のようすを発信するウェブ地図「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp/>)を公開しています。

このサイトでは、過去から現在までの地形図や航空写真などのほか、災害への備えに役立つことのできる次のような情報を見ることができます。

| | |
|----------|---|
| 地形分類 | 地形の形態、成り立ち、性質などをワンクリックで確認 |
| 土地条件図 | 山地・丘陵、台地・段丘、低地水部、人工地形等の地形分類を示した地図 |
| 治水地形分類図 | 扇状地、自然堤防、旧河道などの詳細な地形分類を示した地図 |
| 明治期の低湿地 | 明治期に作成された地図から当時の低湿地を抽出した地図 |
| 活断層図 | 活断層と地形分類を示した地図 |
| 火山基本図 | 火山の精密な地形や登山道などを示した地図 |
| 火山土地条件図 | 過去の噴出物の分布や防災関連施設などを示した地図 |
| 指定緊急避難場所 | 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の地図 |
| 自然災害伝承碑 | 過去に起きた津波や洪水などの自然災害の情報を伝える石碑やモニュメントを示す地図 |

例えば、このウェブ地図で学校周辺の地形分類（自然地形）を表示することにより、画面上でワンクリックするだけで「地形分類」とその土地の成り立ち、その地形の自然災害リスクを把握することができます。また、地図上の任意の場所の標高を表示させたり、指定緊急避難場所などまでの避難経路を指定してその標高を断面図で確認したりすることもできます。



地理院地図の「地形分類」を用いた例

こうした機能を活用することで、自校周辺の地形的特徴がもたらす自然災害リスクを把握したり、安全な避難経路の選定に役立てたりすることができます。動画も含めた詳しい使い方や活用例を紹介するページ(<https://maps.gsi.go.jp/help/intro/index.html>)もありますので、ぜひ活用してみましょう。

2-1-2 危機管理の前提となる危機事象等

2-1-2-1 想定される危機事象

地域及び学校の特徴を整理した後は、それらの情報に基づいて学校で起こり得る危機事象を特定し、想定される事態を明確化します。

学校で起こり得る危機事象には様々なものがあります。地震・津波や風水害などの自然災害、学校での各種活動中のケガや突然の発作などによる傷病発生、登下校中の交通事故などはもちろんのこと、児童生徒等の個人情報紛失、教職員の不祥事なども、学校にとっての危機事象と捉えることができるでしょう。しかし、学校保健安全法で作成が求められる危機管理マニュアルとしては、少なくとも、児童生徒等の生命・身体の安全に重大な影響を及ぼす事象は網羅する必要があります。このため、学校安全の3領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の観点から、様々な危機事象を想定しましょう。

〈学校で想定される主な危機事象の例〉※

| 危機事象 | | 想定される事態(例) |
|------|----------|--|
| 生活安全 | 傷病の発生 | 熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等 |
| | 犯罪被害 | 不審者侵入、地域での不審者情報、学校への犯罪予告、校内不審物 |
| | 食中毒、異物混入 | 学校給食による食中毒、学校給食への異物混入 等 |
| | 食物等アレルギー | 学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー |
| 交通安全 | 自動車事故 | 登下校中や校外活動中の交通事故 |
| | 自転車事故 | |
| | その他の交通事故 | |
| 災害安全 | 気象災害 | 洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷 |
| | 地震・津波災害 | 建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化、二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等 |
| | 土砂災害 | がけ崩れ、土石流、地すべり |
| | 火山災害 | 火砕流、融雪型泥流、火山灰 等 |
| | 原子力災害 | 原子力発電所の事故 等 |
| | 大規模事故災害 | ガソリンスタンド、化学工場など危険物取扱施設での事故 等 |
| その他 | 火災 | 校内施設や近隣からの出火 |
| | 大気汚染 | 光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5) |
| | 感染症 | 結核、麻しん、新たな感染症 等 |
| | 弾道ミサイル発射 | Jアラートの緊急情報発信 |
| | その他 | 空からの落下物、インターネット上の犯罪被害 等 |

※いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為は、生徒指導の観点から取り込まれる内容であるため、本ガイドラインの対象とはしていません。

どのような危機事象を想定するかは、各学校の立地や周辺環境によって異なりますので、自校の状況に合わせて考えることが必要です。学校周辺だけでなく、校外活動でよく利用する地域がある場合には、その地域の地理的状況（海岸や河川の付近、活火山の付近など）も考慮して危機事象を想定しておくことも大切です。

例えば、洪水や土砂災害のリスクを考える上では、その地域で過去に発生した降雨（1時間降水量、24時間降水量）の最大値を押さえておくとともに、その際にどこでどのような被害が発生していたかを把握しておくことが有効です。

また、地震・津波や洪水、土砂災害、火山噴火などの自然災害に関しては、災害シミュレーション結果を示したハザードマップ（防災マップ等）が公表されている場合があります。市町村の防災担当部局などに相談してそのような情報を入手し、想定される地震の震度や津波・洪水等の浸水深、地域の被害状況（住家被害・人的被害など）などを読み取って、自校で想定される事態をより具体的に記載しておきましょう。マップのうち学区を中心としたエリアを抜粋して危機管理マニュアルに記載することで、想定される危機事象を視覚的に示すと有効です。

なお、ハザードマップ等を活用する上では、そのマップがどのような規模の災害を想定しているかという前提条件も押さえておくことが重要です。ハザードマップは一定の条件を基に被害を想定したものであり、場合によってはその想定を超えた事象などによりハザードマップで示されている範囲以外の箇所でも被害が発生する可能性があることを考慮しておきましょう。

記載の視点

- 児童生徒等の生命・身体の安全を確保する観点から想定する危機事象
 - 生活安全:校内事故による傷病発生、食物アレルギー、不審者侵入
 - 交通安全:登下校中・校外活動中の交通事故
 - 災害安全:地域で想定される地震・津波、風水害、火山災害、その他の災害 等
- 災害シミュレーションによる想定結果（ハザードマップ等）
 - 災害シミュレーションの前提（想定している自然現象の規模）
 - 学校周辺の災害現象（震度、浸水深等）
 - 周辺地域に想定される被害（人的被害、建物被害等）
 - ハザードマップの学校周辺拡大図

2-1-2-2 地域における防災・安全上の学校施設の役割

一般に、公立の小中学校は、市町村により指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所などに指定されていることがあります（次ページコラム参照）。地域によっては、上記以外にも「広域避難場所」や帰宅困難者のための「一時滞在施設」など、様々な役割を持つ避難場所が設定されています。自校がどのような施設として指定されているか、市町村の防災担当部局への問い合わせや地域防災計画の確認を行って明確化し、危機管理マニュアルに明記しておきます。

また、学校によっては、校地内・校舎内に地域の防災備蓄倉庫などが設置されていることもあります。このように、学校施設は、危機発生時に備えて地域で様々な役割を担っている場合がありますので、学校における危機管理の前提として、こうした情報も整理し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

◆ 危機管理の前提となる危機事象等 ⇒ サンプル編 p.9

【コラム】様々な種類の避難施設について

災害対策基本法では、市町村が「緊急避難場所」と「避難所」を指定することとされています。これに基づき、公立の小中学校などが指定される施設としては、次のような種類があります。

- **指定緊急避難場所**：災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする施設又は場所。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されている。
- **指定避難所**：災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。
- **福祉避難所**：指定避難所のうち、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を対象とした避難所。近年、特別支援学校等が指定される事例も見られる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、同じ施設がこれを兼ねることもあります。

2-2 危機の未然防止対策

2-2-1 未然防止のための体制

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本です。そのため、平常時から各学校の実情に応じて安全な環境を整備し、事故や災害等の発生を未然に防ぐための対策を取ることが必要です。校長のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができるような組織づくりを進め、全教職員の役割分担について危機管理マニュアルに記載します。

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取組があります。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担についても記載しておきましょう。

また、こうした取組は、教職員の危機管理意識が高くなければ機能しません。管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持高揚を図るということも、危機管理マニュアルに明記しておくといでしょう。

記載の視点

- 日常の安全管理・安全教育に対する組織体制の構築
 - 危機管理の最高責任者（校長等）
 - 学校安全委員会等の設置
 - 全教職員の役割分担
- 教職員の危機管理意識の維持高揚

◆ 平常時の危機管理体制 ⇒ サンプル編 p.12

2-2-2 点検

2-2-2-1 危険箇所の抽出

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければなりません。このため危機管理マニュアルには、安全点検などについて定めておくことが必要です。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあります。その場合は、危機管理マニュアルの中でそれを明確に位置付けて、活用しましょう。

具体的に定めておくべき内容は、例えば、以下のような事項です。

学校保健安全法施行規則では、学校において次表のように定期点検・臨時点検・日常点検という3種類の安全点検を実施することが求められています。点検が計画的に実施できるよう、それぞれの時期や方法、対象について、具体的に定めておくことが必要です。

〈学校保健安全法施行規則で求める 3 種類の安全点検〉

| 種類 | 時期・方法等 | 対象 | 法的根拠等 |
|---------|--|---|---|
| 定期の安全点検 | 毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施 | 児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など | 毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則 28 条第 1 項) |
| | 毎月 1 回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施 | 児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など | 明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則 28 条第 1 項)に準じて行われる例が多い |
| 臨時の安全点検 | 必要があるとき *運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 *暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 *近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など | 必要に応じて点検項目を設定 | 必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則 28 条第 2 項) |
| 日常の安全点検 | 毎授業日ごと | 児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所 | 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則 29 条) |

また、点検方法としては、目視・打音・振動・負荷・作動等による実施となりますが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせることもありますので、そうした点検方法についても記載しておくことが望まれます。

さらに、こうした点検は、学校内の施設・設備に限るものではなく、校地の周辺や児童生徒等が使う通学路等も対象となります。それぞれの点検対象について、防犯、交通安全、防災、校内事故防止といった複数の視点から、以下のような点検項目を洗い出しておきます。

| | |
|--|--|
| <p>《防犯の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入防止用の設備 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 避難経路の複数確保 出入口の施錠状態 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など) | <p>《交通安全の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道や路側帯の整備状態 車との側方間隔 車の走行スピード 右左折車両のある交差点 見通しの悪い交差点 沿道施設の出入口 渋滞車両・駐車車両の存在 |
| <p>《防災の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 書棚・家具等の壁・床への固定 警報装置や情報機器等の作動 避難経路・避難場所 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) 遊具等の劣化 | <p>《校内事故防止の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 窓・バルコニーの手すり等の劣化 防球ネット、バスケットゴール等の工作物・機器等の倒壊や落下等の防止 エレベーター・防火シャッター等の作動確認 駐輪場の駐輪方向と傾斜の関係や地面の凹凸等の確認 |

学校における安全点検に用いる点検表としては、既存資料に示されているものも少なくありません。下記に示した参考資料などを基に、自校で使いやすいものを作成するとよいでしょう。

点検の実施主体も具体的に定めておくことが必要です。校地周辺や通学路の点検では、保護者、地域関係者、警察等関係機関とともに合同点検を実施することが望まれますので、その方法なども具体的に記載しておきましょう。また、教職員の負担軽減や点検の信頼性の観点から、専門的な見地を要する点検を実施する際は、専門家による安全点検を積極的に実施することが重要です。学校設置者等（教育委員会等）と十分に協議・連携して具体的な方法を検討し、必要に応じて専門家の協力を得られる体制を整えておくことも大切です。

なお、危険箇所を抽出する上では、日常生活の中で児童生徒等、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報も貴重なものです。このような情報は日々蓄積しておき、定期の安全点検のタイミングなどに合わせて共有・集計し、分析及び管理の対象とすることを、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

記載の視点

- 点検の時期
- 点検の方法
- 点検対象(点検項目)
- 点検体制
 - 校内の役割分担
 - 合同点検
 - 専門家による点検
- ヒヤリ・ハット報告、事故情報等による危険箇所の把握

《参考資料》

- 文部科学省 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成 31 年 3 月)
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf
 p.146～148 に、①教室等の安全点検表、②プールの安全点検表、③運動場・校地の安全点検表、④遊具等の安全点検表、⑤安全点検集計表の例が記載されています。
- 文部科学省 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」(改定版)及び(追補版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
 「追補版」(平成 31 年 3 月)の p.12～16 に、学校用の点検チェックリストとその記入例、アレンジ例や、点検チェックリスト集計表の例が記載されています。
- 一般社団法人建築保全センター 「学校施設の点検ハンドブック」(平成 27 年 12 月)
https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf
 点検項目やその見方などが写真入りでわかりやすく紹介されています。
- 文部科学省 「学校における転落事故防止のために」(平成 20 年 8 月)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu02.pdf>
 転落事故防止のためのソフト・ハード両面の対策について、簡潔に紹介しています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「幼児乗せ自転車の安全な利用に関する情報提供について」(令和 3 年 1 月事務連絡)
 消費者安全調査委員会の報告書を踏まえ、幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応について周知しています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
 参考例 3 (p.28～)及び参考例 8 (p.39～)に幼稚園、幼保連携型認定こども園における日常的な点検やチェックリストの参考例が記載されています。
- 日本スポーツ振興センター 「固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～」(令和 3 年 3 月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

【コラム】学校施設における非構造部材等の耐震点検の重要性

学校施設は子供たちの学びの場であると同時に、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす場合が多いことから、その安全性の確保は極めて重要です。そのため、これまでも学校施設の耐震補強などが進められ、公立学校の耐震化率は99%を超えました（令和2年度）。

しかし一方で、近年の大規模な地震では、建物の柱・梁などの構造体以外の部位による被害が発生しています。例えば、平成23年3月の東日本大震災では学校施設でも屋内運動場の天井材が全面的に崩落して生徒が負傷、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震ではブロック塀の倒壊により人身被害が生じました。地震時の安全確保のためには、平時から計画的・継続的・効果的な点検を実施して、異常を早期に発見し対策を進めることが不可欠なのです。

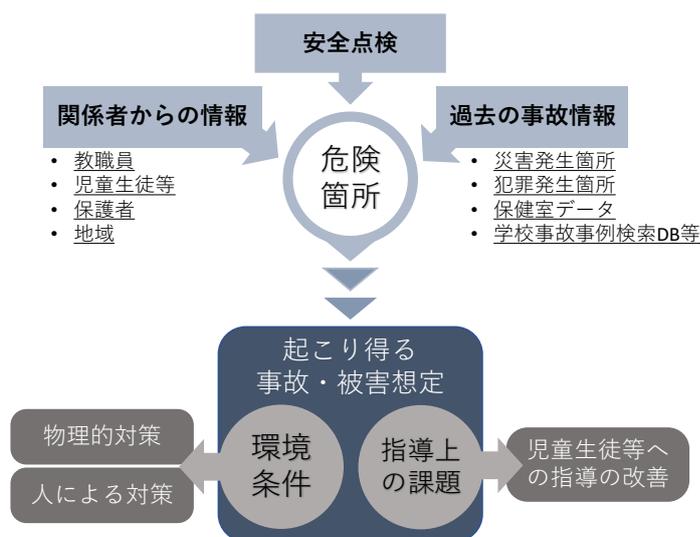
学校施設の非構造部材等の耐震点検は、施設の管理者である学校設置者が、学校、設計実務者等の専門家や関係部署と連携しつつ、責任をもって実施することが必要です。学校設置者と学校との役割分担等については、下表に示すとおりとなっています。学校は、こうした役割分担等を前提として、自校における点検体制・点検内容などを検討し、危機管理マニュアル等に定めるとともに、これを確実に実施していくことが求められます。

| | 学 校 | 学校設置者 |
|-----------|--|---|
| 役割 | <ul style="list-style-type: none"> 施設を日常的に使用する者として異常を早期に発見するための点検を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者として責任をもって点検全般を実施 点検方針や点検実施計画等を策定 |
| 観点 | <ul style="list-style-type: none"> 主に目視により、異常個所の発見及びその進行状況について点検を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて専門家に依頼しながら、専門的な見地から点検を実施 |
| 点検を踏まえた対応 | <ul style="list-style-type: none"> 学校設置者へ点検結果の報告 学校で対応可能な対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 危険性及び対策の必要性について検討 改善計画の策定及び計画的な対策の実施 |

出典：文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（平成27年3月改訂版）

2-2-2-2 危険箇所の分析と管理

安全点検によって抽出された危険箇所に加えて、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報、過去の事故等の発生情報を基に危険箇所を特定した後は、それらを分析することが必要です。実際にどのような事故や被害が生じるかを具体的に想定し、その発生要因・誘発要因となり得る環境条件、児童生徒等の行動特性を導き出します。この結果、明らかになった環境条件や指導上の課題等に対して、改善策を検討し、推進していきます。危機管理マニュアルには、こうした危険箇所の分析・管理の方法について具体的に記載しましょう。



危険箇所の分析と管理においては、関係者との連携が欠かせません。特に対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要もあるため、教育委員

会など学校設置者等や学校安全推進のための既存の各種協議会において、組織的に推進することを明記しておくことが望まれます。

また、点検項目や点検方法が適切であるか、定期的に評価・改善することも必要です。他校で発生した危機等からの教訓や、教育委員会の対応方針・通知等が適切に反映されているか、現状の点検方法が実態に沿ったものとなっているかなどを評価します。そのための視点として、例えば以下のような事項も危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

【点検の適切性を評価・改善するための視点(例)】

- 確認する箇所や観点が明確になっているか
- 具体的な方法が明確になっているか(実施者によりバラツキが生じないか)
- 点検の内容について見直しの仕組みを構築しているか
 - 教職員からの意見や改善提案の受け入れ
 - 安全点検の内容について外部評価の受け入れ

記載の視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所の分析・管理の方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 校内で対応可能な箇所への速やかな対処 ● 校内で対応困難な箇所の分析・対処・管理の手順、実施主体(関係者との連携) | <ul style="list-style-type: none"> ● 点検の適切性の評価・改善の方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・改善の実施時期、実施主体 ● 評価・改善の視点 |
|---|--|

- ◆ 点検 ⇒ サンプル編 p.13
- ◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式 ⇒ サンプル編 p.16

【コラム】 事事故例等の情報を活用しよう！

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事事故例検索データベース」では、同センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事例の情報を閲覧することができます。事故等による死亡・障害の内容や、発生した校種、被災者の学年・性別のほか、発生した場面(教科別、特別活動、学校行事等)、競技種目、通学方法、発生場所や遊具の種類などで検索できますので、必要な情報を絞り込んでみると、どのような状況でどのような事故等が起こり得るのかを知ることができます。

また、災害共済の申請等給付に用いる「災害共済給付オンライン請求システム」では、学校のIDでログインした後に「統計情報システム」へ進むと、自校で発生した過去の事例も検索・閲覧できます。 ※詳しくは「災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル」参照。

<https://www.jpnssport.go.jp/anzen/saigai/tabid/1387/Default.aspx>

これらの情報を活用することで、どのような場所・場面に、どのような危険が潜んでいるかを把握しながら安全点検を行うと、より効果的になるでしょう。

2-2-3 傷病者発生防止対策

2-2-3-1 傷病の基本的な防止対策

学校管理下での死亡事故の中では、いわゆる「突然死」と呼ばれる死亡が半数以上を占めています。また、これまで国内では、学校の校舎の天窓からの転落、倒れたサッカーゴールの下敷きなど、大きなケガが死亡につながる事故も発生しています。このような傷病の発生を未然に防止するための対策を取っておくことは、児童生徒等の安全確保の上で、非常に重要です。

突然死などを防止するためには、まず、定期健康診断の結果などを的確に把握し、それを活かすことが必要です。健康診断で健康上の問題が見つかった児童生徒等については、主治医や学校医、その他の医療機関と連携しつつ、学校生活管理指導表等に基づく指導や教育的配慮を行います。また、健康診断では把握することができない問題があることも少なくないことを踏まえ、健康観察を適切に行って、児童生徒等の健康状態の把握に努めます。さらに、児童生徒等にも、例えば運動前に「体調チェック表」を用いるなどして自らの体調変化に注意を払うよう、指導することも大切です。

ケガの防止に関しては、2-2-2 項で示した点検を通じて、危険箇所や危険な行為等を把握し、それを取り除くことが重要です。ハード面の対策には限りがありますので、児童生徒等に危険箇所・危険行為を周知し、安全のために取るべき行動等を指導することも必要です。

以上のような対応を確実に実施するために、誰がいつ、どのように対応するか、役割分担や実施方法、その留意点などを明確に定め、教職員間の共通認識としましょう。

記載の視点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理の方法等 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果の活用 ● 学校生活管理指導表による指導・配慮 ● 日常の健康観察（観察時期、観察主体、観察の観点・ポイント） ● 体育的行事における事前・当日のチェック 等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等への指導内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの体調管理・体調チェック ● 危険箇所・危険行為、及び安全のために取るべき行動 等 |
|--|---|

◆ 運動前の体調チェック ⇒ サンプル編 p.17

《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「学校における突然死予防必携－改訂版－」（平成 23 年 2 月） <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/?TabId=228>
「Ⅲ 突然死予防のための管理・指導」において具体的な健康観察の方法等が紹介されているほか、資料編に記載されている「学校生活管理指導表」では、指導区分に応じて実施可能な運動の強度や運動量等が具体的に記載されています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」（平成 28 年 3 月） https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
p.1～6 に、幼稚園、幼保連携型認定こども園において、安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等が記載されています。

【コラム】教職員・児童生徒等による心肺蘇生の実施

一般に、救急車を呼んでから現場へ到着するまでには、全国平均で約 8.7 分かかるとされています（消防庁「令和 2 年版 救急・救助の現況」より）。一方で、心停止から 1 分ごとに救命率は 7～10%下がるとされており、救急車が到着するまでの間、いかに迅速・的確な救命処置（心肺蘇生）を行うかが命を救う上で重要となっています。

AED（自動体外式除細動器）の使用法をはじめ、心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保や人工呼吸など心肺蘇生法の手順については、定期的な研修などを通じて、全ての教職員が習得しておきましょう。単に手法を学ぶだけでなく、児童生徒等が突然倒れたという場面を想定したシナリオを基に、より実践的な訓練を行うことも必要です。また、安全教育の一環として、児童生徒等に心肺蘇生法や AED の使用方法などを身に付けさせることも有効です。

近年では、こうした取組が奏功して、学校その他で教職員や子供たちが心肺蘇生法を行って AED を使用したことによる救命事例なども報告されています。

2-2-3-2 頭頸部外傷の防止対策

頭頸部外傷は、競技者同士の接触や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、地面や畳などの床面に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより引き起こされるものです。独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会によると、体育活動（特に運動部活動）における頭頸部外傷事故は、男子に多くなっています。また学年別の傾向から、体格の発育や運動能力の向上に伴い受傷に関わる外力の大きさが増加することや競技経験の浅さ等がその発生に寄与する要因の可能性があるとしてされています。

そのため、指導に当たる教職員は、様々な観点から活動の危険要因を見極め、指導計画の作成段階であらかじめ未然防止の対処をしておくことが必要です。こうした手順や、危険要因抽出の観点などについては、具体的に危機管理マニュアルに記載しましょう。特に部活動の場合は、外部指導者、コーチ等と指導方針や指導内容について協議した上で、安全面での協力を得ることも必要になりますので、その旨も明記しておきます。

また、児童生徒等一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自他の安全を守るようにすることも大切です。活動中の事故防止策として、教員による健康観察・体調確認はもとより、児童生徒等に自らの体調管理を実施させることや、周囲の児童生徒等が互いに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することについても、危機管理マニュアルに定めておくといでしょう。

記載の視点

- 活動における危険要因の見極め
 - 危険要因抽出の観点
 - 外部指導者・コーチ、保護者等との連携
- 指導計画作成段階での危険要因への対処
- 児童生徒等への指導内容
 - 自らの安全管理
 - 児童生徒等による相互管理

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

⇒サンプル編 p.18

《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「(抜粋版)学校災害事故防止に関する調査研究 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」(平成25年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/zenen/Portals/0/zenen/kenko/jyouthou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf
- 文部科学省 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2016/06/23/1323968_1.pdf

2-2-3-3 熱中症の防止

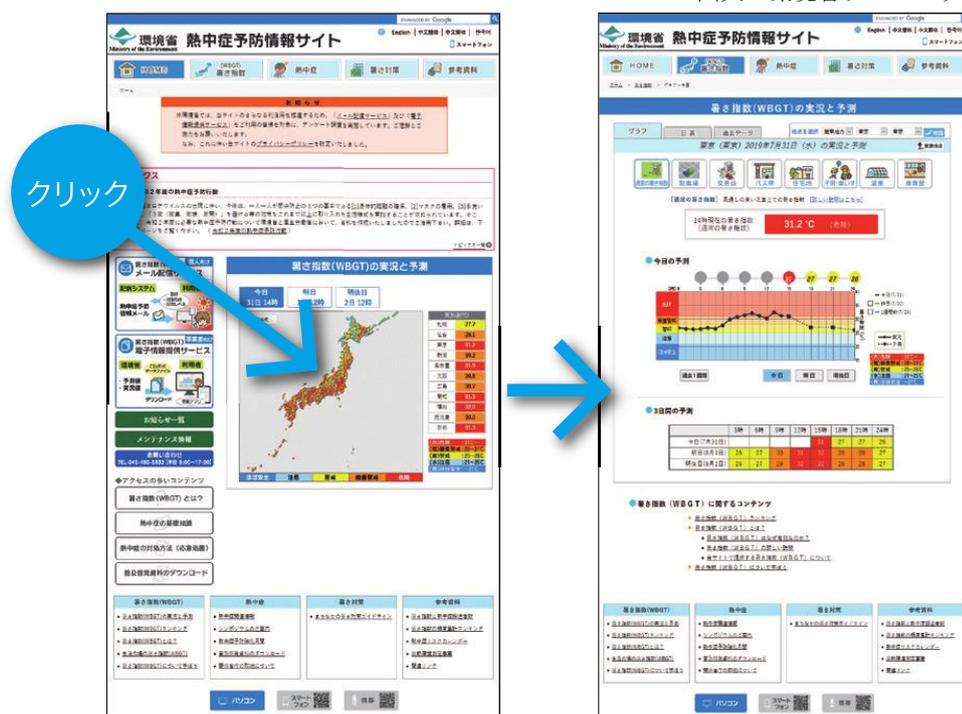
学校管理下での熱中症事故は、ほとんどが体育やスポーツ活動によるものですが、屋内での授業中、登下校中においても発生しています。また、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度が高い場合に発生することがあり、注意が必要です。

危機管理マニュアルには、熱中症防止のため各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を具体的に定めておきます。熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)を用いるとよいでしょう。

暑さ指数はWBGT計を使って測定するものですが、WBGT計が手元にない場合でも、環境省の「熱中症予防情報サイト」で、地域ごとの実況値・予測値を確認することができます(夏季期間中のみ)。また令和3年4月からは、暑さ指数が33を超えると予測された場合に、気象庁より「熱中症警戒アラート」が発表されます。こうした情報源を活用することも、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

環境省「熱中症予防情報サイト」イメージ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

出典:環境省リーフレット「暑さ指数計の使い方」



熱中症の防止措置を適切に取ることができるよう、具体的な留意点を記載して、教職員間の共通認識としておくことも重要です。環境条件や個々人の特性、運動の種類などに応じた留意点をあらかじめ検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。例えば、空調設備等の整備状況等によってもどう対応すべきかが異なりますので、各学校の実状に応じた対応ができるようにしておくことが大切です。

また、熱中症を防止するためには、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要もあります。運動前に体調チェック表を基に自分の体調を確認することや、児童生徒等同士で互いに水分補給の声掛け等を行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなど、児童生徒等への指導内容についても、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 活動中止の判断
 - 判断基準（暑さ指数（WBGT）の活用）
 - 判断者
- 熱中症防止の留意点
 - 環境に関する留意点
 - 主体別の留意点
 - 運動中の留意点
- 児童生徒等による体調管理の指導

◆ 熱中症の予防措置 ⇒ サンプル編 p.19

【コラム】日常生活の活動強度も理解しておきましょう。

熱中症は、決して激しい運動等をする場合だけ注意すべきものではありません。暑さ指数が28℃を超えるような状況下では、強度が軽いとされる日常生活の活動をしているだけでも、熱中症の危険性があることに留意しましょう。

そのためには、どのような活動がどの程度の強度であるかを理解しておくことも重要です。例えば下表などを参考にしつつ、暑さ指数と照らし合わせて判断しましょう。

| 軽い | 中等度 | 強い |
|--------------|----------------|---------------|
| 休息・談話 | 自転車（16km/時未満） | ジョギング |
| 食事・身の回り | 速歩（95～100m/分） | サッカー |
| 楽器演奏 | 掃除（はく・ふく） | テニス |
| 裁縫（縫い、ミシンかけ） | 布団あげおろし | 自転車（約20km/時） |
| 自動車運転 | 体操（強め） | リズム体操 |
| 机上事務 | 階段昇降 | エアロビクス |
| 乗物（電車・バス立位） | 床磨き | 卓球 |
| 洗濯 | 垣根の刈り込み | バドミントン |
| 手洗い、洗顔、歯磨き | 庭の草むしり | 登山 |
| 炊事（料理・かたづけ） | 芝刈り | 剣道 |
| 買い物 | ウォーキング（107m/分） | 水泳 |
| 掃除（電気掃除機） | 美容体操 | バスケットボール |
| 普通歩行（67m/分） | ジャズダンス | 縄跳び |
| ストレッチング | ゴルフ※ | ランニング（134m/分） |
| ゲートボール※ | 野球※ | マラソン |

※野球やゴルフ、ゲートボールは、活動強度は低いですが運動時間が長いので要注意

出典：日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 確定版

<http://seikishou.jp/content/files/news/shishin.pdf>

《参考資料》

- 文部科学省×学校安全 「熱中症・水難事故防止関連情報」
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- 公益財団法人日本スポーツ協会 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年5月)
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_0531.pdf
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyoubuPamphlet/h30nettyuusyoubu_all.pdf
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和3年5月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

2-2-3-4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーという呼吸音、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言い、その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼びます。アナフィラキシーショックは、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。食物アレルギーの症状は、これまで全く症状がなかったり前兆がなかったりしても突然起こる場合があることから、全ての学校で、アレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておくことが不可欠です。また、アレルギー対策の取組は、学校全体で取り組む必要があります。

記載の視点

- アレルギー対策のための校内組織
- アレルギー対応に関する教職員の役割分担
- アレルギー疾患情報の収集・共有・管理方法
- 給食における対応
- その他配慮が必要な活動における対応
- 当事者以外の児童生徒等への指導

各学校の危機管理マニュアルには、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考に、学校設置者が定めた食物アレルギーへの対応方針を踏まえた各学校及び共同調理場での対応を含め、全教職員が把握しておくべき予防的措置を定めておきましょう。例えば、個々の児童生徒等に関する詳細な情報の共有、誤食・誤配を防止するためのルール(教室での対応等)、児童生徒等に対する指導内容などが、これに該当します。

管理指導表には児童生徒等の健康に関わる重要な個人情報が記載されていますので、学校での管理には十分注意する必要があります。同時に、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを予測することはできませんので、教職員全員がその情報を共有しておくことも重要です。あわせて学校は、以下の事項について保護者又は児童生徒等本人に書面で説明し、事前に同意を得ておきましょう。

- ① 管理指導表による保護者からの情報提供の目的が、該当する児童生徒等への日常の取組及び緊急時の対応に役立てることであること。
- ② 提供された情報を全教職員及び関係機関等で共有すること。

上記①、②と併せて、管理指導表を学校がどのように管理するのかを説明することも重要です。また、児童生徒等に異常があった場合には、速やかに教職員や保護者に連絡すること

も必要であり、危機管理マニュアルにはこうした手順や留意事項などについても具体的にしておきましょう。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止 ⇒ サンプル編 p. 21

《参考資料》

- 文部科学省 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf
- 公益財団法人日本学校保健会 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
- 「内閣府・文部科学省・厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」（平成 28 年 3 月）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

【コラム】エピペン®の使用について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒等が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」に当たり、医師でない者（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法第 17 条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒等に代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと考えられます。ただし、事前に保護者と協議を行うことにより、緊急時の対応について共通認識を図っておくことは重要です。

児童生徒等が「エピペン®」の処方を受けている場合には、「エピペン®」に関する一般の知識（使い方を含む）や処方を受けている児童生徒等についての情報を教職員全員が共有しておく必要があります。

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

出典：公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

| アレルギー疾患 | 病型・治療 | 学校生活上の留意点 | ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： |
|----------------------|--|--|---|
| | アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー | Ⅲ 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー Ⅳ アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物(原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 Ⅴ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 卵卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () (すべて・エビ・カニ) 7. 木の葉類 () (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 () Ⅵ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他() | |
| 気管支ぜん息(あり・なし) | Ⅲ 病型・治療 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅳ-1 長期管理薬(吸入) 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () Ⅳ-2 長期管理薬(内服) 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () 2. その他 () () Ⅳ-3 長期管理薬(注射) 薬剤名 1. 生物学的製剤 () () Ⅴ 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () () | Ⅲ 学校生活上の留意点 Ⅳ 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項(自由記述) | 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ |

裏 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

| アレルギー疾患 | 病型・治療 | 学校生活上の留意点 | 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
|-------------------------|--|---|---|
| | アトピー性皮膚炎(あり・なし) | Ⅲ 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面頬に限らず、軽度の皮膚のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 ※軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、掻痒主体の病変 ※強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 Ⅳ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリム軟膏(「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他() Ⅳ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他() Ⅳ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤 | |
| アレルギー性結膜炎(あり・なし) | Ⅲ 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他() Ⅳ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他() | Ⅲ フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述) | 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ |
| アレルギー性鼻炎(あり・なし) | Ⅲ 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬 Ⅳ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他() | Ⅲ 学校生活上の留意点 Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述) | 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ |

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

不審者侵入防止のための3段階の観点

| 段 階 | 具体的な方策(例) |
|-----------|-----------------------------|
| ①校門 | 校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等 |
| ②校門から校舎入口 | 通行場所の指定、死角の排除 等 |
| ③校舎への入口 | 入口の指定・施錠、受付管理 等 |

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - 来訪者向け案内・誘導
 - 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - 来訪者の識別方法(名札等)
 - 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

- ◆ 犯罪被害防止に関する日常管理 ⇒ サンプル編 p.25
- ◆ 来校者予定表様式 ⇒ サンプル編 p.26
- ◆ 来校者受付票様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 保護者受付表様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 校内巡視チェックリスト ⇒ サンプル編 p.28

2-2-4-2 インターネット上の犯罪

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした事案による被害を防止するためには、最新事例の動向を把握する必要があります。例えば、下記のようなウェブサイトを活用することができますので、危機管理マニュアルには、これらの活用などについて具体的に定めておきましょう。

記載の視点

- インターネット上のトラブルや犯罪に関する最新事例の把握方法
- 保護者との連携方策（児童生徒等が情報機器の使い方について共に考える機会の設定等）

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

また、インターネット上の犯罪防止については、学校管理外の生活も重要ですので、保護者との連携方策についても、具体策を検討して記載しておくとい良いでしょう。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策 ⇒ サンプル編 p.29

2-2-5 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校で「消防計画」が定められています。学校で、火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、例えば以下のような事項が挙げられます。

- 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- 建物等の自主検査
- 教職員等の遵守すべき事項（火気管理・放火防止・避難管理）
- 消防用設備等の法定点検の実施
- 火災等の災害に対する自衛消防活動
- 教育訓練
- 消防機関への報告、連絡

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれらを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とします（重複記載の必要はありません）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について危機管理マニュアルに具体的な内容を記載しましょう。

記載の視点

- （別途、消防計画を定めている場合）火災予防対策について、消防計画を参照
- （別途、消防計画を定めていない場合）火災予防のために必要な事項
 - 防火管理の役割分担
 - 建物、消防用設備等の検査
 - 教職員等の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
 - 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
 - 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
 - 消防機関との連携

2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-1 各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における対策

学校生活においては、各教科の学習時間、休み時間、クラブ活動等、全ての教育活動を対象として、危機の未然防止対策が必要です。こうした学校生活の安全管理を効果的なものにするために、安全管理の観点と方法を適切に定める必要があります。その際、自校のみならず、全国、地域における過去の事故統計や事故事例を基に事故の発生状況・原因を把握した上で、自校の児童生徒等の行動実態を踏まえた対策を取ることが大切です。

まず、各教科の学習時、特に理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくないことから、こうした時間における危機の未然防止対策を指導要領にあらかじめ具体的に定めておきましょう。また、休み時間、クラブ活動時、学校給食や清掃活動等作業時にも、その場面特有のリスクが存在するため、様々な観点に留意した安全管理方法を具体的に定めておきましょう。

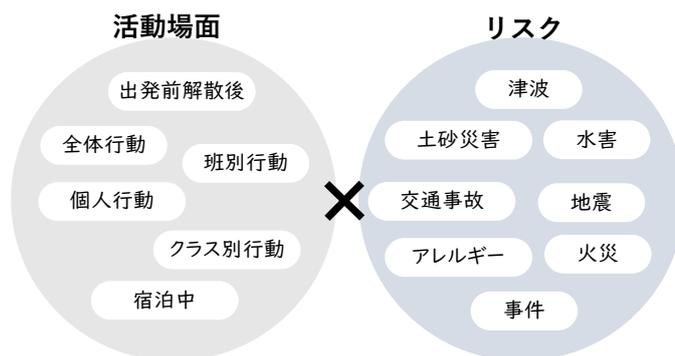
2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室など

では、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携行すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。



記載の視点

- 校外活動全般における事前検討・対策
 - 校外学習先の地域のリスク調査
 - 事前の下見において確認すべき事項
 - 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認
 - 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整
 - 各種連絡体制・連携方法
 - ・引率教職員間、引率教職員・学校間
 - ・個別活動中の児童生徒等と教職員との間
- 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策
- 校外活動における携行品
- 校外学習開始時の確認事項

◆ 校外活動における危機未然防止対策 ⇒ サンプル編 p.30

2-2-6-3 校内行事に際しての対策

入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれます。こうしたときには、通常なら厳密に実施される来訪者の管理や防犯の取組が手薄になりがちです。また、災害等が発生した場合には、児童生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となります。

このように、通常時と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことが重要です。

なお、多数の来訪者に関する危機管理の全てについて教職員のみで対応することは容易ではありません。必要に応じて保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議した上で、危機管理マニュアルにも明記しておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 事前検討・準備
 - ・ 学校施設の開放部分／非開放部分の明確化と施錠（侵入防止策）
 - ・ 災害等発生時の避難計画（非常口、避難経路・避難場所等）確認
 - ・ 来訪者の識別方法（リボン・名札等活用）、受付体制（保護者等の協力含む）
 - ・ 行事中の防犯パトロール体制（保護者、地域ボランティア等の協力含む）
- 当日の対応
 - ・ 来訪者受付の手順
 - ・ 教職員による校内巡視
 - ・ 来訪者への必要事項（立入禁止範囲、災害発生時の対応等）周知

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策 ⇒ サンプル編 p.32

2-3 危機発生に備えた対策

2-3-1 緊急時の体制整備

2-3-1-1 教職員の非常参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する必要があります。

このため、災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち誰がどの段階で参集するかについて、危機管理マニュアルに記載します。一部の教職員のみが参集する段階での参集者を設定する際には、教職員の居住地域、通勤手段、家庭の状況等を考慮しましょう。また、大規模地震などで電話回線など通信手段が途絶した場合に備えて、一定の震度以上の地震が発生した場合には参集要請の連絡がなくても「自動参集」することや、参集途上の安全を確保するため警報等の情報を入手すること、参集経路上の危険区域を避けて参集することなども明記して、教職員の共通認識とする必要があります。

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先することとします。その上で、教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、かならず管理職等に連絡を入れるよう定めておきます。また学校としては、各教職員から入った情報を集約し、連絡がとれない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要ですので、その体制も整備しておきましょう。

非常参集した後は、大規模災害になれば数日間帰宅できない可能性もあります。参集時の服装や携行品についても定めておき、各自がいつでも持ち出せるよう準備することもマニュアルに記載して、全ての教職員の共通認識としておきましょう。

記載の視点

- 災害種別・段階別の非常参集基準、参集者
- 参集できない場合の対応
- 参集途上の安全確保のための留意点
- 参集時の服装、携行品
- 教職員の安否確認の手順・方法

◆ 緊急時の非常参集体制 ⇒ サンプル編 p.33

2-3-1-2 対策本部体制の整備

事故・災害等が発生した際には、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要があります。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な事故・災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係機関等との連絡・調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として事故・災害発生時に行うべき対応は多岐にわたります。このため、学校として事故・災害等に対応するための組織（事故・災害対策本部など）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ危機管理マニュアルに定めておきましょう。

記載の視点

- 対策本部の設置基準
- 対策本部の体制と機能（業務内容）
- すべての教職員の役割分担
- 校長（本部長）不在の場合の代理順位

危機発生時の対策本部については、学校の規模や状況に応じて様々な体制が考えられます。事故・災害の種類に応じて異なるものとすることもできますが、複雑化を避けるためには、1種類の組織体制で様々な事故・災害に対応できるようにすると良いでしょう。各種事故・災害等で一般的に必要と考えられる下記の業務内容を参考に、起こり得る事故・災害等の想定や自校の状況に合った組織体制を定めて、危機管理マニュアルに記載しましょう。

[学校の事故・災害対策本部等における業務内容(例)]

- 全体統括（本部長・副本部長）
- 児童生徒等の安全確保（避難、応急救護等を含む）
- 児童生徒等・教職員の安否確認
- 事故・災害情報の収集・集約
- 保護者への連絡
- 学校施設の被害状況把握・応急対策
- 関係各所（主に学校の設置者）への状況報告・連携
- 記録の作成・保存
- 外部からの問い合わせ（報道等）への対応
- （指定避難所等に指定されている場合）避難所運営への協力 等

事故・災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切です。毎年度初めには、全教職員による確認・周知を徹底しましょう。事故・災害等の発生時に不在であったり自宅等が被災したりして、事前に定めたとおりの役割分担を果たせない教職員が出てくる場合に備え、各自がそれぞれの役割を理解するだけでなく、他の教職員の役割も含めて理解しておくことも必要です。

また、校長（本部長）等管理職や災害対策の主要業務を担う担当者が、被災等のために不在となった場合にも、組織的な対応が行えるよう、代理者をあらかじめ指定して危機管理マニュアルに明記しておきます。さらに、代理者となりうる教職員はその業務内容を十分に把握しておくことが重要です。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制 ⇒ サンプル編 p.35

2-3-1-3 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、危機管理マニュアルに記載します。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておきましょう。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性がありますので、その影響も考慮する必要があります。インターネットは災害等に比較的強いとされていますので、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNSなどの活用も含め、様々な手段を検討します。

記載の視点

- 保護者との緊急連絡・通信手段
- 教職員間の緊急連絡・通信手段
- 関係機関の緊急連絡先一覧

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへの一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効です。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡も含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切です。その方法も具体的に示しておきましょう。

【学校と家庭との連絡・通信手段の例】

| 情報の流れ | 停電 | 連絡・通信手段 |
|---------|----|-------------------------------------|
| 学校から家庭へ | なし | 一斉メール、学校ウェブサイト |
| | あり | 校門や公民館等施設での掲示板活用 |
| 家庭から学校へ | なし | メール、災害用伝言板（web171） 双方向の情報連絡システム |
| | あり | 災害用伝言ダイヤル（171） 教職員による家庭訪問（避難所訪問） |

【コラム】災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（Web171）

地震などの災害発生時に、被災地内の人々の安否確認のため電話が殺到してつながりにくなると、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版のサービスが提供されます。平常時でも、定期的に体験サービスが実施されていますので、事前に使い方をマスターしておくといよいでしょう。

| | |
|----------------|--|
| 災害用伝言ダイヤル（171） | 災害時に、「171」をダイヤルし音声ガイダンスに従って操作することで、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号を「登録番号」として安否情報（伝言）を音声で録音（登録）することができ、全国からその音声を再生（確認）することができるサービス。 |
| 災害用伝言版（Web171） | 災害時に、インターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録することができ、それを全国（海外含む）から確認したり追加の伝言を登録したりできるサービス。利用者登録することで、登録した伝言をあらかじめ設定した相手先にメール・電話（音声）で通知することもできる。 |

教職員間の緊急連絡には、一斉メール配信又は緊急連絡網（電話）を用いることが一般的です。しかし、メールや電話が通じない場合に備えて、上記と同様に複数の手段を確保して複線化しておきましょう。

事故・災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名を一覧にして危機管理マニュアルに記載しておきましょう。このうち主要な連絡先については、校長室・職員室・事務室等に掲示します。

【連絡先を整理する関係機関の例】

| | |
|--------|---|
| 自治体 | 教育委員会の関係各課、近隣の学校、市町村防災担当部局（災害時には災害対策本部）、保健所 |
| 公的機関 | 消防署、警察署、交番 |
| 地域団体等 | 保護者会、自治会、自主防災組織、防災・防犯ボランティア団体 |
| 医療機関 | 学校医、救急医療機関（診療科目別） |
| 公共交通機関 | 鉄道会社、バス会社（スクールバス運行主体） |
| その他 | 機械警備会社、ライフライン復旧の民間業者、放課後児童クラブの実施主体、近隣の商店や企業、高層住宅管理者 |

- ◆ 保護者への緊急連絡・通信手段 ⇒ サンプル編 p.38
- ◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段 ⇒ サンプル編 p.38
- ◆ 関係機関の緊急連絡先一覧 ⇒ サンプル編 p.39

【コラム】 遠方から通う児童生徒等との連絡手段は...

大規模な地震等の災害が発生すると、公共交通機関の遅延・運休が発生する可能性があります。それが登下校中の時間帯に発生した場合、高等学校や国立・私立の小・中学校等、公共交通機関を使って遠方から通う児童生徒等がいる学校では、児童生徒等の安否確認をどのように行うかが課題と言えるでしょう。登下校中の児童生徒等の安否や居場所の確認方法について、保護者とともに事前に検討することが重要です。

また、登下校中に被災した場合に、自宅と学校のどちらに向かうのか、あるいはどこか別の場所に留まるのか等、どのような行動を取ることが安全なのかについて、保護者・児童生徒等とともに共通認識を図ることも必要です。

2-3-2 施設・設備・備品の整備

2-3-2-1 通信・情報収集手段

事故・災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要です。

特に大規模地震など災害発生の初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要があります。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

情報収集手段としてラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFM（FM補完放送：難聴対策・災害対策のためFM放送用周波数でAM放送番組を放送するもの）に対応している機器を準備すると効果的です。ラジオの中には、FM・AM放送が聞けるだけでなく、自治体からの防災行政無線を聞くことができるものもありますので、これを備えておくことも一考です。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできますので、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しましょう。

情報の入手先も、様々なものを事前に検討してリストアップしておくことが望めます。特に、放送局のうちコミュニティFMやケーブルテレビなどは、地域に即した情報を発信するメディアとなるので、あらかじめ情報取得先として整理しておくとい良いでしょう。

【通信・情報収集手段と収集先(例)】

| | |
|-----------|---|
| 通信・情報収集手段 | <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯型ラジオ（手回し充電式、電池）、車載ラジオ ● テレビ（携帯のワンセグ機能）、カーナビ機器のテレビ機能 ● インターネット（PC、スマートフォン） ● 電話、FAX ● 防災行政無線（受信機）、広報車 |
| 情報収集先 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村のウェブサイト、SNS、メールサービス ● 緊急速報エリアメールサービス ● テレビ・ラジオ各局放送、データ放送、ケーブルテレビ ● 都道府県の防災気象情報に関するポータルサイト ● 民間の気象情報提供サイト |

情報を入手する手段だけでなく、校内の児童生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して危機管理マニュアルに明記しておく必要があります。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておくことが重要です。

さらに、学校と学校設置者等や市町村災害対策本部など、外部との双方向のやり取りを確実にすることも必要です。このため、関係機関とも協議した上で、例えば次ページのような機器等を整備して、情報伝達手段として危機管理マニュアルに明記しておくことが望めます。

【災害時の双方向情報伝達手段(例)】

- 停電対応電話機(予備電源を持つなど、停電時にも利用可能な電話機)
- 災害時優先電話(災害時に回線が輻輳しても優先的につながる電話回線)
- 相互通信可能な無線設備(防災行政無線の端末等)

場合によっては、災害対策本部などとの連絡に教職員の携帯電話を使わざるを得ないことも考えられますので、その旨は事前に教職員間でも共有しておきます。また、停電や通信手段の途絶により、人が相手先へ赴く「伝令」などの直接的な行動が必要な場合も想定しておくといでしょう。

記載の視点

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害状況等に関する情報収集方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電、通信回線の輻輳・途絶、屋外での使用等も想定した複数・多様な手段 ・ 情報収集先 | <ul style="list-style-type: none"> ● 校内の情報伝達・共有方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電等を想定した複数・多様な手段 ● 外部との相互通信手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電対応電話機 ・ 災害時優先電話 等 |
|--|--|

◆ 通信・情報収集手段 ⇒ サンプル編 p.41

【コラム】災害時のための様々な通信手段

避難所などに指定されている学校には、以下の通信手段が整備されている場合があります。自校にある設備・機器を確認し、いざという時に使えるようにしておきましょう。

- 防災行政無線：市町村などが防災用に整備している無線。屋外拡声器などから音声を流す「同報系」と、車載型・携帯型の子機と双方向通信のできる「移動系」がある。
- 衛星携帯電話：人工衛星を基地局とする携帯電話。地上での災害の影響を受けにくい（ただし屋内では利用できず、悪天候下では通信が安定しにくい）。
- 災害時優先電話：災害時に電話回線が混みあった場合でも、通信制限を受けず優先的につながる電話回線。優先されるのは発信のみで、受信は通常回線と同じ。
- 災害時用公衆電話（特設公衆電話）：災害時の避難施設等で、被災者や帰宅困難者に無償提供される公衆電話。早期に通信手段を確保すること等を目的に「事前配備」が進められており、事前配備された施設では、施設管理者が「非常用電話機」を保管・管理して、災害時に電話機を設置する。

2-3-2-2 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理

災害等発生直後に必要となる、教職員・児童生徒の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品などは、緊急時持ち出し品として管理しておきます。なお、この緊急時持ち出し品は必要最小限のものとし、すぐに持ち出せるようパッケージ化しておきましょう。名簿情報は児童生徒等のプライバシーに関わる書類であるため、取扱いは厳重にしなければなりません。緊急時持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者をあらかじめ決めるほか、持ち出し担当者が不在の場合の代理者についても必ず決めておき、危機管理マニュアルに記載します。

記載の視点

- 緊急時持ち出し品
 - 持ち出し品の内容（最小限に限定）
 - 保管場所
 - 持ち出し担当者（代替者）
- 重要書類の管理
 - 重要書類の内容
 - 保管場所（被災しにくい場所等）
- 学校図面等の整備
 - 災害対応に必要な設備等の配置図
 - 校地・校舎平面図（白図）
 - 事故・災害等対応の記録様式

また、学校運営における重要書類等は、災害による損失・滅失を防止することが必要です。このため、例えば耐火・防水キャビネットに保管することを検討します。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される学校では、重要書類等は水没・流出・埋没を防ぐために上階に位置付けるなど、保管場所をよく検討しましょう。

事故・災害等の発生時には、外部の関係機関等と連携して対応に当たることが多いものです。学校内の施設や設備の配置を図面に落として整理しておくことで、関係機関等との事前協議にも活用することができ、いざというときのスムーズな連携も可能となります。また、校地・校舎平面図（白図）も、災害対応の際に関係機関と連携して対応策を検討する際や、避難者の収容計画をたてたり避難者向けの案内を作成したりする際に役立ちますので、すぐに使えるようにあらかじめ所在を確認し、可能な範囲で複数準備しておくとい良いでしょう。

【準備・確認しておくとい図面（例）】

- 各種防災設備の配置図（消火器、消火栓、防火扉、AED、避難用具、防犯用品等）
- 避難所としての学校施設の利用方法（開放区域と非開放区域の明示）
- 電気配線図（施設内の電気室や高圧受電設備から配電盤、各教室等への配線経路、コンセントの位置、容量等）
- 水道配管図（元栓の位置、各施設への止水弁の位置と機能、水道水の流れ）
- 電話配線図（災害時優先電話の所在を含む）

さらに、事件・事故・災害を問わず、学校としての対応の記録は時系列に沿って必ず残しておく必要があります。これを確実に実施するために、記録様式をあらかじめ準備して、危機管理マニュアルにまとめておくとい良いでしょう。

- ◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 ⇒ サンプル編 p.43
- ◆ 重要書類等の保管・整備 ⇒ サンプル編 p.44
- ◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式 ⇒ サンプル編 p.45
- ◆ 事故・事件対応記録様式 ⇒ サンプル編 p.46

《参考資料》

- 文部科学省 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」 (令和2年3月) p.7
https://www.mext.go.jp/content/20200331-mxt_bousai-000005440_01.pdf
 水害に備えた重要書類等の保管場所について記載されています。

2-3-2-3 備品・備蓄品

事故・災害等の発生時には、児童生徒等と教職員の身の安全などを確保するため、様々な物品が必要となります。緊急的に生命・身体を守る上で必要な救命救急・応急手当用品、消火活動や人員点呼を行うために必要な物品のほか、安全確保のため学校に待機する場合の生活・宿泊に必要な物品など、場面・状況に応じて必要となる物資・資器材は多種多様です。

学校としては、様々な場面を想定して、必要な物資・資器材を準備しておくとともに、それを適切に維持・管理することが必要です。危機管理マニュアルには、備品・備蓄品を一覧にしておくとともに、その保管場所や管理担当責任者を明記しておきます。

記載の視点

- 事故・災害等に備えた備品・備蓄品
 - 一覧表を用いた整理・管理
 - 保管場所の工夫(災害等による被災の可能性や利用時の利便性等に配慮)
- 備品・備蓄品の定期的な確認・更新
- (市町村等の備蓄倉庫が設置されている場合) 倉庫内の物資等の利用可否等
- 学校待機・宿泊に備えた備蓄

【事故・災害等に備えた備品・備蓄品(例)】

| |
|--|
| (1) 学校全体としての備品・備蓄品 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○救命救急、応急手当用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ AED ・ 応急手当セット ・ 担架 ○避難用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護用品 (ヘルメット 等) ・ 誘導・人員点呼用備品 (ハンドマイク、ホイッスル 等) ○情報通信機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯型ラジオ ・ トランシーバー ・ 携帯テレビ (ワンセグ) ・ 防災行政無線移動系端末 ・ 衛星携帯電話 ・ 災害時用公衆電話 ○防犯・防火用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 ・ 防犯カメラ ・ さすまた ○停電対応用備品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾電池、非常用電源、乾電池式充電器、モバイルバッテリー 等 ・ 懐中電灯、ろうそく、電池式ランタン 等 ○上下水道被災時の備品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易トイレ、携帯トイレ 等 ・ 衛生用品 (ウェットティッシュ 等) ○学校待機・宿泊のための備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布、寝具 ・ 防寒・避暑用品 等 |
| (2) 児童生徒等・教職員個々人の備蓄品等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料 (アレルギー対応食等も含む) ○個人的に必要な医薬品等 (エピペン®、その他) |

備品・備蓄品の保管場所を決める上では、学校で想定される災害リスクについても配慮が必要です。職員室や保健室が建物の1階にあり、津波や水害・土砂災害等で被災する可能性がある場合などは、保管場所を見直すなどの対応を取りましょう。一方で、応急手当などに必要な物品は、「救急セット」など簡易に持ち運びできるような形で複数用意し、校内の関係各所（体育館などケガ等が発生しやすい場所）に配備したり、校外活動時に持ち出せるようにしておいたりすると効果的です。このように、何をどこに保管しておくかについては、様々な観点から検討して工夫を重ねておくことが望まれます。

また、備品・備蓄品は、いざというときに使えなければ意味がありません。訓練時に合わせるなどして定期的に機能確認や更新を行うことが重要ですので、そうした点についても危機管理マニュアルに定めておきましょう。

なお、学校が地域の避難所等に指定されている場合には、市町村などの備蓄倉庫が設置されていることがあります。しかし一般に、備蓄倉庫の物資・資器材は、避難所運営や地域住民の災害対応に用いることが想定されていますので、学校に待機する児童生徒等が備蓄倉庫内の物資等を利用することができるかどうかは、事前に市町村などと協議しておく必要があります。その上で、必要に応じて、児童生徒等や教職員が学校に待機・宿泊する場合に備えて、食料などをどのように備蓄しておくか、具体的に定めておきましょう。

- ◆ 校内の備品・備蓄品 ⇒ サンプル編 p.47
- ◆ 備品・備蓄物資整理一覧表様式 ⇒ サンプル編 p.48

2-3-3 家庭・地域・関係機関等との連携

2-3-3-1 家庭との連携

事故・災害が発生した際に円滑に対応を進めるためには、家庭との事前の連携が重要になります。

事故・災害等の発生時などにおける学校からの情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における安全確保の措置等について、保護者と共通認識を持つことが必要ですので、その共有・伝達すべき内容や、その方法、タイミングなどについて、危機管理マニュアルに明確に定め、これを確実に実行するようにしましょう。基本的な事項の共有・伝達は、少なくとも毎年度の初めに行うなど、定例的に実施する必要があります。加えて、校外活動時など特別な状況下での留意事項等はその都度共有することも、マニュアルに記載します。

記載の視点

- 家庭(保護者)に共有する基本事項
 - 事故・災害等発生時の学校からの情報発信の方法、保護者との相互の連絡方法
 - 児童生徒等の一斉下校、引渡し、学校待機の基準
 - 引渡しカードの提出・更新等の運用方法
 - 引渡しの場所(校内・校外)と引渡し方法
 - 危機発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断タイミング
 - 危機発生時の対応として事前に家庭で話し合うべき内容
- 家庭(保護者)への共有の方法、タイミング
- 校外活動時などに備えた共有事項・共有方法等

特に、引渡しを確実にかつ効率的に実施するために、その運用方法などを周知徹底することも大切です。引渡し事前登録カードは年度の初めにはかならず提出してもらうこと、引取り者として登録した者以外には引渡さないことを確認することなど、引渡しに関して共有すべき事項を整理して危機管理マニュアルに記載しておきます。

また、学校や通学路、地域の状況によっては、以下のような留意事項もあります。児童生徒等や保護者自身の安全確保が最優先であることを十分に説明し、理解を得ましょう。

【引渡しに関して保護者と共有すべき留意事項(例)】

- 通学路に危険箇所がある場合は、そこを避けて安全な経路で来校し引渡しを受けること。
- 保護者自身の身の安全が確保できない場合には迎え(引取り)に来ないこと。
- 学校に迎えに来た段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童生徒等を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくはともに避難すること。

さらに、事故・災害等への備えとして、例えば以下のように、事前に家庭で話し合っておくことを求める事項もあります。各家庭において様々な想定での事前検討を促すことも、危機管理マニュアルに記載して、実践していきましょう。

【家庭での話し合い・事前検討を促すべき事項(例)】

- 登下校中に危機事態が発生した場合の対応(安全確保、避難先等)
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応

- ◆ 家庭との共有事項 ⇒ サンプル編 p.49
- ◆ 引渡し事前登録カード ⇒ サンプル編 p.51
- ◆ 引渡し控えカード ⇒ サンプル編 p.51

2-3-3-2 地域・関係機関等との連携

児童生徒等の安全確保のためには、地域、関係機関等との連携を密にし、日常的に危機等の未然防止に関する協力・連携を図ることが重要です。こうした連携は、児童生徒等の安全確保に寄与するとどまらず、各種活動を通して地域の防災力・防犯力が向上し、最終的には安全・安心なまちづくりにもつながっていきます。また、いざ災害や事件・事故等、危機事態が発生したときにも、地域・関係機関等との連携が欠かせません。

記載の視点

- 協力・連携する関係機関(相手先)
- 協力・連携する事項
 - 事前の危機管理(未然防止及び発生への備え)
 - 発災時の危機管理
 - 事後の危機管理
- 連携・協議の方法
- 学校を避難所として開設する際の運営方法や教職員の関わり方

各学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既

存の組織をベースに、地域・関係機関等と協議・調整を行います。危機管理マニュアルには、連携する関係機関（相手先）と、事前・発生時・事後のそれぞれの段階における協力・連携の内容や、その事前協議の方法などについて記載しましょう。

特に、災害時の避難所等として指定されている学校にとっては、避難所の開設の段取りや運営方法、教職員の関わり方に関する事前の協議・調整は非常に重要です。災害時における教職員の第一義的役割は児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、避難所開設・運営は市町村や地域の自主防災組織が主体となることが前提となります。しかし災害規模が大きな場合には、市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も考えられます。被災後に早期の学校再開を目指すためには、市町村の防災担当部局や地域住民等関係者・団体と以下のような点についてあらかじめ十分に協議し、学校側の役割等を明確化しておくことが必要です。

【避難所開設・運営に関する協議事項（例）】

- 学校が避難所となった場合の開設（安全点検）方法や組織の立ち上げ方法
- 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用方法
 - ・ 地域住民への開放区域と非開放区域の明示
 - ・ 児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、児童生徒等と避難者の動線を区分
 - ・ 災害種別や状況によって異なる可能性があることに留意
- 勤務時間外に災害が発生した場合の開設（解錠、安全点検）方法
- 学校による支援内容（施設管理者としての役割、避難所運営組織の会議参加等）
- 防災担当部局等や教育委員会、地域の自治組織、ボランティア等との連絡・調整の在り方

- ◆ 地域・関係機関等との連携 ⇒ サンプル編 p.52
- ◆ 校門・体育館の鍵の管理票 ⇒ サンプル編 p.54
- ◆ 校内の非開放区域 ⇒ サンプル編 p.54
- ◆ 避難所としての学校施設の利用方法 ⇒ サンプル編 p.55

《参考資料》

- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成 26 年 3 月)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

【コラム】避難所として指定されていない学校でも..

市町村により避難所として指定されていない学校であっても、発災時に避難所開設が必要となる可能性は否定できません。住民が「災害時の避難先は近隣の学校」と考えて指定外にもかかわらず避難してきたり、大規模災害で急きょ市町村から避難所開設を依頼されたりすることもあります。そうなる前から慌てないよう、平常時から自治体を含めた地域の組織や関係機関とのつながりを持ち、災害時における学校の立場を事前に明確化した上で対応を協議しておくことで、いざというときの混乱を最小限にするよう備えることも必要です。

2-3-4 避難計画・避難訓練

2-3-4-1 避難計画

児童生徒等や教職員の安全を確保するためには、事故・災害等の状況等に応じて、適切に避難することが必要です。これを実現するためには、様々な事態を想定して、あらかじめ避難計画を策定しておきます。

火災、地震、火山災害は突発的に発生し避難に時間的余裕がないこと、台風や原子力災害は時間的余裕が比較的あること、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴があります。避難計画を検討する上では、その特徴に応じて、一次避難（その場で身を守る行動）、二次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）、三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方を考えなければなりません。例えば、同じ一次避難であっても、地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守る、竜巻や弾道ミサイル発射情報の場合は建物の中に入り窓を閉めカーテンを引き窓ガラスから離れるなど、災害現象に応じて取るべき対応が異なりますから、あらかじめしっかりと整理しておきましょう。

記載の視点

- 避難を想定するリスク
- 避難場所
- 避難経路
- 情報収集及び伝達的手段と内容
- 避難の判断基準・判断体制
- 避難誘導
- 避難誘導のための備品

【避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)】

| 事象 | 想定される状況等 | 一次避難 (その場で身を守る) | 二次避難 (校庭・上階等へ) | 三次避難 (校外へ) |
|-------------|------------------------------|--------------------|-------------------|---------------|
| 火災 | 調理室・家庭科室・理科室等からの出火、近隣地域からの延焼 | — | ○ | ○ |
| 地震 | 地震動による備品の落下、液状化、学校施設の損壊・倒壊 | ○ | ○ | ○ |
| 一二次災害としての火災 | 調理室・家庭科室・理科室等からの出火 | — | ○ | ○ |
| 一津波 | 津波被害、浸水 | — | ○ | ○ |
| 風水害 | 台風、〇〇川の氾濫、高潮、ゲリラ豪雨、内水氾濫 | — | ○ | ○ |
| 土砂災害 | △△地域の土砂災害 | — | ○ | ○ |
| 突風、竜巻、雷 | 突風、竜巻による施設・設備の損傷、落雷による外傷 | ○(屋内退避) | — | — |
| 火山災害 | 〇〇山の噴火(火砕流、火山灰等) | — | ○ | ○ |
| 原子力災害 | 原子力発電所からの放射性物質漏洩 | ○(屋内退避) | ○ | ○ |
| 弾道ミサイル発射 | Jアラートによる情報伝達 | ○(屋内退避) | — | — |

校庭や校舎の上階等へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路を策定しておきます。さらには、避難方法も具体的に想定し、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

【コラム】一次避難・二次避難・三次避難

一般に、学校における地震の際の避難は、次の3段階に区分することができます。

- ①まず机の下などで身体の安全を確保する「一次避難」
- ②揺れが収まった後に校庭など安全な場所へ移動する「二次避難」
- ③二次避難先に危険が迫った場合に校外など別の場所へ移動する「三次避難」

学校によっては、①を一次避難ととらえず、校庭などから別の場所への移動を二次避難と呼ぶこともあります。本ガイドラインでは上記の区分で統一して表現しています。

二次避難の避難先（二次避難場所）としては、通常、校庭としている学校が多く見られます。しかし、液状化や地割れの可能性、悪天候（極寒・酷暑を含む）の場合などを考慮すると、必ずしも校庭が最も適切な避難先とは限りません。校舎等の耐震性も考慮した上で、より適切な屋内の二次避難場所を設定したり、状況に応じて選択できるような複数の二次避難場所を設定したりしておくことも大切です。

また、校外への三次避難に関しては、避難先のみならず避難経路の安全確保も重要となります。平時から経路上の安全点検を行うほか、代替の経路を確保しておくことも望まれます。

二次避難・三次避難の避難場所及び避難経路や避難方法を策定する際の主な留意点は以下のとおりです。

【避難先・避難経路検討上の留意点】

- 市町村等の作成したハザードマップ等を確認して、安全が確保できる避難先を決定すること（必要に応じて、市町村の防災担当部局等と調整・協議）
- 市町村等の作成したハザードマップ等をベースとして、避難先・避難経路を記入し、避難経路図を作成すること（川、海、土地の高さがわかるような図とすることが望ましい）
- 移動にかかる時間を考慮すること（津波などの想定来襲時間との関係等）
- 避難経路上にあるリスクを把握し考慮すること（必要に応じて代替となる経路も複数想定）
- その場所からさらなる避難をする可能性を考慮すること

【避難方法検討上の留意点】

- 移動時の隊列、教員の配置（児童生徒等を見失わないように）を検討すること
- 保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討すること
- バス・自家用車等を用いた避難の場合の具体的な手順・方法（火山災害・原子力災害など広域避難が想定される場合）
- 天候や季節により防寒具（上着）を持参しての避難を検討すること

なお、本編 p.2 のコラムに記載したように、学校の立地状況によっては、様々な法令に基づいて複数の避難計画を定めることが求められる場合があり、それぞれについて作成のためのガイドライン等が公表されています（次ページ参考資料参照）。しかしその内容には共通する部分も多いので、必ずしも個別に避難計画を作る必要はありません。一つの避難計画の中で、情報収集・伝達の手段や避難誘導などについては各種災害共通の事項とし、避難の判断基準や避難場所・避難経路など想定する災害現象等により異なる事項を的確に定めるという形で整理すれば、より簡潔でわかりやすい計画とすることも可能です。

また、避難計画については、一度作成した後も、教職員だけでなく行政の防災担当部局や防災の専門家・アドバイザー等の意見も参考にしつつ、定期的に見直す必要があります。見直しの体制、方法について、具体的に危機管理マニュアルに記載しましょう。

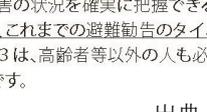
◆ 津波避難計画 ⇒ サンプル編 p.56

《参考資料》

- 【水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法】「避難確保計画作成の手引き」
国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室（令和2年6月）
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#hinan_tebiki
- 【活火山法】「避難確保計画作成の解説資料」
内閣府（防災担当）（令和3年5月）
<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/kakuhokeikaku/index.html>

【コラム】令和3年の災害対策基本法改正に伴う避難情報等の変更

令和元年台風19号等の教訓を基に、令和3年5月、災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報のうち「避難勧告」が廃止されて「避難指示」に一元化されました。あわせて、大雨等に関する5段階の警戒レベルに基づく避難に関する情報等も変更されています。各学校における避難計画等では、このような変更点も反映させましょう。

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | | これまでの避難情報等 |
|--------------------------|---|----------------------------------|--------------------------|
| 5 |  災害発生 又は切迫 | きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1 | 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~ | | | |
| 4 |  災害の おそれ高い | ひなんしじ 避難指示 ※2 | ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 3 |  災害の おそれあり | こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 |  気象状況悪化 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 |  今後気象状況悪化のおそれ | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルに記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

| 記載すべき事項※1 | | 学校の危機管理マニュアル等との関係※2 |
|-----------|------------------|--|
| 1 | 計画の目的 | ○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法 |
| 2 | 計画の報告 | ▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告 |
| 3 | 計画の適用範囲 | ○学校の現状（児童生徒等、教職員の人数） ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断 |
| 4 | 防災体制 | ○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部、対策本部の基準・体制 |
| 5 | 情報収集・伝達 | ○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段 |
| 6 | 避難誘導 | ▲避難場所、移動距離、避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間 |
| 7 | 避難の確保を図るための施設の整備 | ○備品・備蓄品一覧 (内、避難に関連する資器材等) |
| 8 | 防災教育及び訓練の実施 | ○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育 |
| 9 | 防災教育及び訓練の年間計画 | ○学校安全計画 |
| 10 | 利用者緊急連絡先一覧表 | ○児童生徒等（保護者）の緊急連絡先一覧 |
| 11 | 緊急連絡網 | ○教職員の緊急連絡網 |
| 12 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | ○関係機関連絡先一覧 |
| 13 | 対応別避難誘導一覧表 | ○児童生徒等名簿（点呼用） ▲要支援児童生徒等個別避難計画 |
| 14 | 防災体制一覧表 | ○警戒本部、対策本部の体制 |
| 15 | 施設周辺の避難地図 | ▲避難経路図 |

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月）による。番号欄が青色網掛けとなっている項目（No.1～8、15）は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。
なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※2 ○印：危機管理マニュアル（避難計画以外の箇所）又は関連計画が該当する事項
▲印：危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項

2-3-4-2 避難訓練

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性があります。同じ授業中であってもふだん使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられます。

このような中でも児童生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難訓練を行うことが必要です。避難訓練は、児童生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面を持っていることに留意しましょう。

訓練の実施時期や想定は、基本的なものだけでなく、時間・場所・季節・天候等、様々なパターンを経験できるよう応用的な視点・工夫も盛り込むことが望まれます。このように様々な条件を加えてより実効性のある訓練を実施していくため、危機管理マニュアルには、訓練実施計画を策定する上で必要な訓練の想定（災害）と発生時間・状況の設定等を記載しておきましょう。また、避難計画と同様に、避難訓練も様々な法令によってその実施が求められていますから、取りこぼしのないよう訓練計画を策定しておくことが大切です。

記載の視点

- 訓練計画の策定
 - 学校のもつリスクに応じた避難訓練
 - 様々な場面想定をもつ応用的な訓練
 - リアリティ、臨場感のある訓練にするための工夫
- 家庭・地域と連携した訓練
- 訓練実施後の指導及びその留意点
- 訓練の振り返りの方法
 - 振り返りシート
 - 参加者アンケート

| 応用の視点 | | 工夫 |
|----------|------|--|
| 学校の持つリスク | | 【学校の要素】 学校種別、校舎の耐震化の状況 【地域の要素】 木造住宅密集地域、海岸地域、埋め立て地域、造成地域等 |
| 場面想定 | 時間設定 | 【授業中】 普通教室、特別教室、体育館、運動場、プール等 【授業中以外】 登下校中、授業前、放課後、休憩時間、清掃中、委員会活動、部活動中等 |
| | 状況設定 | ＊管理職の不在 ＊電話の不通、停電（校内放送使用不可） ＊避難経路が使用不可 ＊児童生徒等・教職員の負傷 ＊校内での児童生徒等の行方不明 ＊複合災害（地震の後に津波、火災、液状化、原子力災害等） |

出典：東京都「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について」を基に作成

訓練実施後には、反省事項等についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮することも必要です。特に弾道ミサイル発射情報や不審者侵入などを想定した訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝えることが重要です。訓練の内容によっては訓練後に不安な気持ちをもつ児童生徒等がいる場合もありますので、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応することが求められます。これらについても、事前に検討して危機管理マニュアルに定め、適切に対応できるようにしておきましょう。

また、訓練は学校だけで実施するのではなく、地域の関係機関や保護者と連携して行うことも必要です。机上の取り決めだけでなく顔を合わせて訓練として経験してみることで、いざというときの連携を円滑に進めることができるようになります。具体的には、例えば以下のような連携が考えられます。これら、保護者や関係機関・地域と連携した訓練についても実施することを検討し、危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

【関係機関・地域・保護者等と連携した訓練(例)】

- 警察署員、消防署員や専門家による訓練の講評や講話
- 市町村・地域住民の訓練への学校としての参画など、地域住民、近隣の学校と連携した訓練
- 保護者の引率による集団登下校訓練や保護者への引渡し訓練

なお、避難訓練の目的には、想定される危険から「命を守るための行動」を取るための避難行動を児童生徒等や教職員の身に定着させることのみならず、その避難行動を規定する避難計画が適切なものとなっているかどうかを評価することも含まれます。訓練がすべて順調に進むことを前提に実施すると、訓練のマネリ化につながりますから、避難計画に潜む課題を浮き彫りにできるような訓練を目指し、訓練実施後の振り返りに重点をおくことが大切です。そのためには、危機管理マニュアルに振り返りの視点を記載した振り返りシート等の様式を備えておくとい良いでしょう。児童生徒等を含む参加者からアンケート等によるフィードバックを得るほか、教職員の振り返り結果を共有し、避難計画及び訓練そのものにおける課題を明らかにしてその後の改善につなげていきましょう。

◆ 避難訓練の実施 ⇒ サンプル編 p.59

2-3-5 教職員研修

学校安全を推進し、児童生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識・技能を身に付けることが不可欠です。

そのためには、教職員を対象とした研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。危機管理マニュアルには、教職員向けの校内研修計画を策定し、研修等を実施することについて明確に規定しておきましょう。

校内研修では、まず、基本的な知識として、危機管理マニュアルに定めている事項や各教職員の役割等を学ぶことが重要です。得られた知識を基に、実際に行動できるようになるためには、実働を伴う実践的な訓練も必要となるでしょう。その実施に当たっては、例えば児童生徒等が校庭などで運動部活動中に突然倒れた場合を想定するなど、状況想定に基づき具体的な対応を行う状況想定型訓練の手法を取り入れることが望まれます。また、事故や災害への対応は必ずしもマニュアルどおりにはなりませんので、事前に定められたことを実施するだけでなく、応用力をもって臨機応変

記載の視点

- 教職員向け校内研修
 - 校内研修計画の策定と実施
 - 基本から応用までの段階を踏んだ研修
 - 状況想定型訓練など実践的な訓練
 - 地域における防災訓練等との連携
 - 定期的な話題提供の機会設定
- 校外研修の活用
 - 担当教職員の校外研修への派遣
 - 担当教職員からの伝達・共有

に対応することのできる能力も身に付けることが求められます。校内研修のカリキュラムでは、基礎知識の習得から実践力の向上、さらには応用力の獲得まで、段階を踏んで教職員の能力向上を図るように配慮しましょう。

地域で実施される各種防災訓練に、学校から管理職など一部教職員が参加することも有効です。例えば、市町村の防災部局や地域の自主防災組織等が行う避難所開設運営訓練に学校から管理者等が参加することで、学校が避難所となった場合の運営の在り方や課題について理解を深めることができる一方で、学校側の立場や体制について理解を得ることも可能となるでしょう。このように、地域の防災訓練等を活用して、教職員の災害対応に関する知識・能力を向上させることも、危機管理マニュアルに記載しておくとい良いでしょう。

また、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のためには、日常的に教職員の間で連情報を話題にすることも大切です。危機管理マニュアルに、こうした定期的な話題提供の機会についても定めておくとい効果的です。

さらに、安全に関する教職員の資質・能力を向上させるためには、各地域の学校安全研修など、校外研修を活用することも大切です。学校安全の中核となる教職員を各種校外研修に派遣し、そこで得られた最新情報などを全ての教職員に伝達・共有することが望まれます。危機管理マニュアルには、このような校外研修の活用についても、明確に位置付けておくとい良いでしょう。

◆ 教職員研修 ⇒ サンプル編 p.61

2-3-6 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められます。危機管理マニュアル、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、生活安全・交通安全・災害安全の各領域の教育内容などを記載しましょう。

また、児童生徒等に対する安全教育を実施する上では学校の資源には限りがありますし、教職員がいない場であっても児童生徒等が主体的に生命を守る行動を取り、家庭や地域に貢献できる力を養う必要があります。そのために、危機管理マニュアルには、平常時の家庭、地域、関係機関等との連携の枠組みの中で、人的資源、教材や学習の場などを具体的に記載しましょう。

学校での安全教育をよりよい内容・方法にしていくためには、教育目標・ねらいの達成状況を評価して学校安全計画の検証を行い、次年度への改善を図ることが重要です。加えて、指導の方法・内容が適切であったかなど、指導計画の評価も行って改善につなげます。

記載の視点

- 安全教育の目標設定
- 学校安全計画への位置付け
- 生活安全・交通安全・災害安全の各領域における教育内容
- 家庭や地域社会と連携した教育
- 安全教育の評価
 - 学習評価
 - 指導計画の評価

評価の方法、評価項目については、例えば次表のようなものが考えられます。危機管理マニュアルには、こうした安全教育の評価と指導計画の評価・見直しの具体的な方法について定めておきましょう。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 評価方法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学習への取組状況の観察や成果物 ● 児童生徒等へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ● 保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック） ● 関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より） |
| 学習評価項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか ● 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか ● 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか ● 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか |
| 指導計画の評価項目 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全校的な指導体制が確立されているか ● 教職員間の連携が図れているか ● 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか ● 安全管理との連携が図れているか ● 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか ● 指導の内容や方法に課題はないか ● 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか ● 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか |

出典：文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）

◆ **安全教育** ⇒ サンプル編 p.62 

《参考資料》

- 平成25年度文部科学省委託事業 「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書（平成26年2月） <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai04.pdf>

【コラム】 安全教育と安全管理の一体的な推進

一般に、学校安全の活動は、「安全教育」と「安全管理」、そしてこの両者を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動で構成されると言われています。このため、ともすれば安全教育と安全管理は独立した別々の活動ととらえがちですが、実際は、両者は密接なかかわりを持っています。

例えば、安全管理の一環で行った点検で判明した児童生徒等の危険な行動については、安全教育の中で指導して改善につなげることが必要です。また、児童生徒等が避難行動を実践する避難訓練は、消防法をはじめとする関連各法で安全管理上の実施が義務付けられたものですが、同時に、児童生徒等に避難方法等を習得させる安全教育の側面も持ち合わせており、その評価も安全教育・安全管理の両面で行って改善を図る必要があります。

このように、安全教育と安全管理は、常に一体的に推進していくことが重要です。

3 発生時（初動）の危機管理

3-1 傷病者発生時の対応

3-1-1 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録などの役割分担）
- 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 管理職・養護教諭はじめ校内の情報共有・連絡・指示
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- 学校設置者等への第一報
- 学校医への連絡

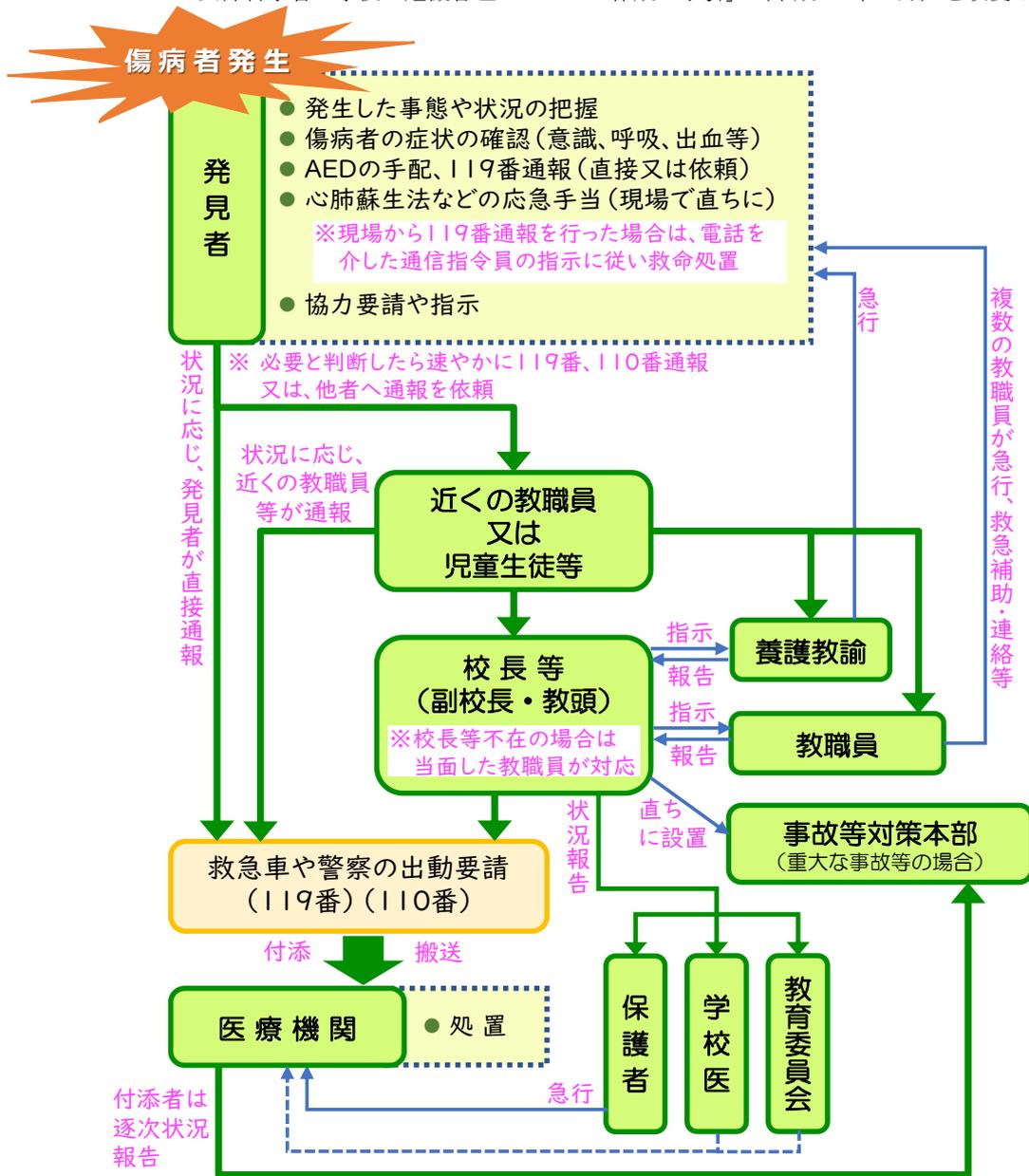
傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくことが有効です（p.53 コラム参照）。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

《参考資料》

- 公益財団法人日本AED財団 「学校での緊急時対応計画：EAP」
https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf
- さいたま市「A S U K Aモデル」 <https://www.city.saitama.jp/003/002/013/index.html>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」 「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～」（平成28年3月）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



記載の視点

- 傷病者発生時の救急・緊急連絡フロー（下記を盛り込む）
 - 発見者の役割
 - 救命処置の優先
 - 複数で役割分担しての対応
 - 119番、110番通報者
 - 校内の情報共有・連絡・指示系統
 - 保護者への連絡
 - 学校設置者等への報告
 - 学校医への連絡
- 一次救命処置フロー
 - 一次救命処置の手順
 - 処置を実施する上での留意点

【コラム】一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

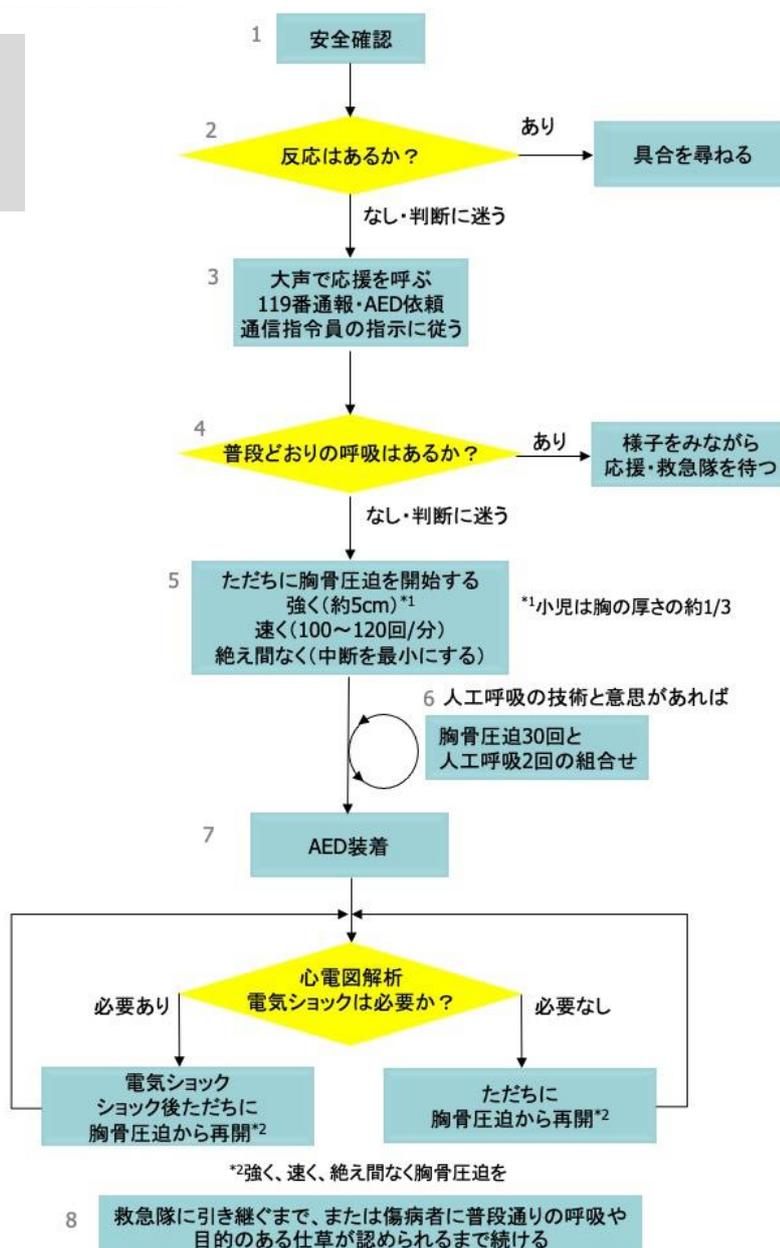
【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

市民におけるBLS(一次救命処置)アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会「JRC蘇生ガイドライン2020」

注)本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト(<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>)を確認してください。



3-1-2 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒などで頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておくこと、より適切な対応が可能となるでしょう。

記載の視点

- 頭頸部外傷発生時の対応フロー
 - 重症度の判断方法（意識障害、頸髄・頸椎損傷の疑い・脳しんとう症状の有無等）
 - 緊急通報、応急処置（一次救命処置等）
 - 保護者への連絡方法・内容

〔頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒等に対する注意事項〕

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。^{※1}
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。^{※2}
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。^{※3}
- 練習、試合への復帰は慎重に。^{※4}

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

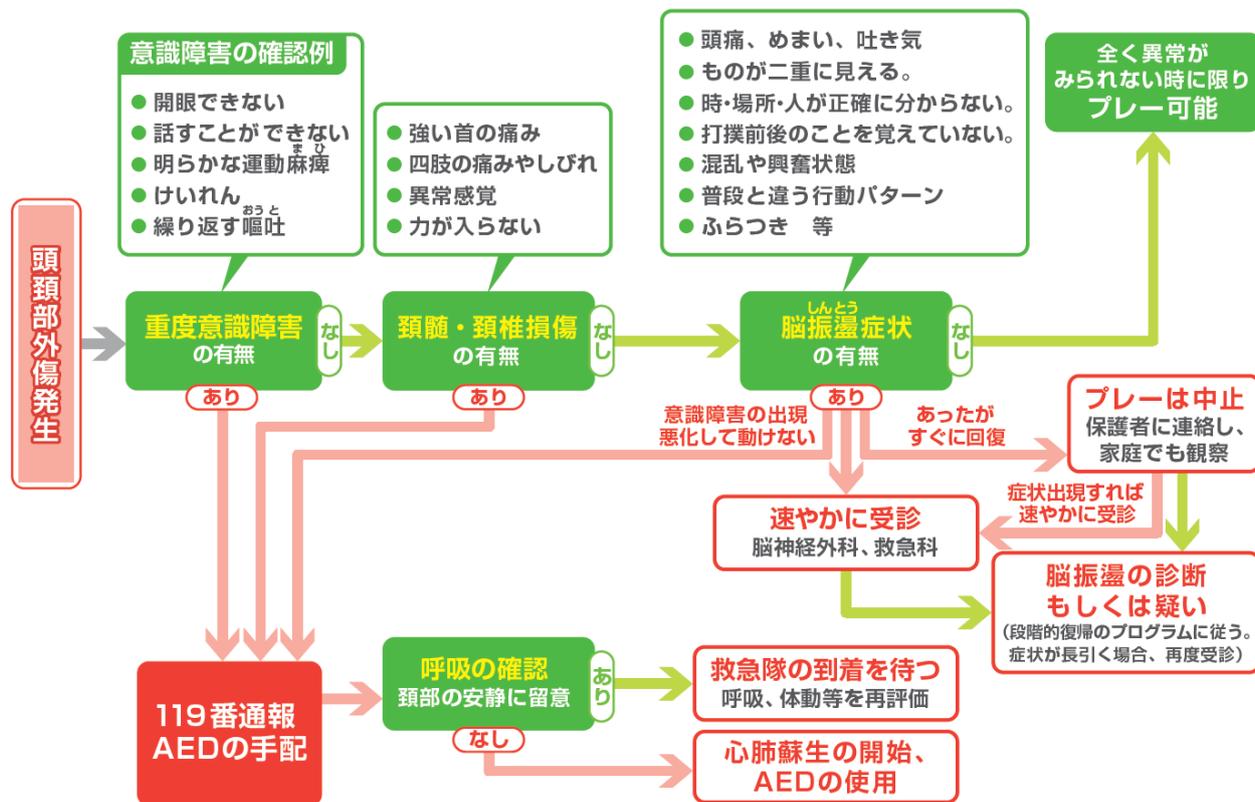
※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)の protocol に沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過(ステップ1)したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「（抜粋版）学校災害事故防止に関する調査研究 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」（平成25年3月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx

3-1-3 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。

熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となります。

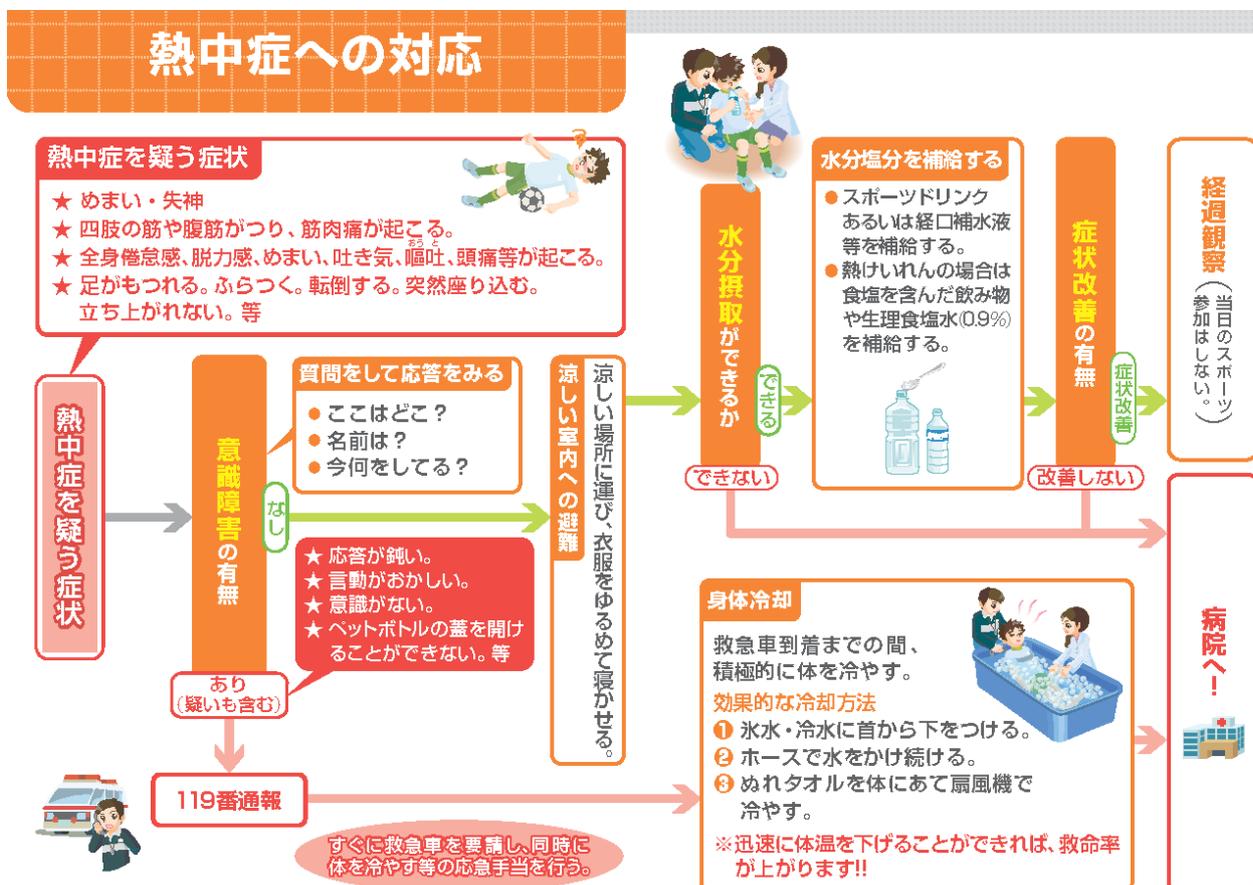
- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤・氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請・連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

記載の視点

- 熱中症の応急処置フロー
 - 判断・処置の手順、判断基準
 - 応急処置に必要な物品の種類、保管場所
 - 複数での対応を想定した役割分担
 - 対応上の留意点
- 発症時状況伝達様式

熱中症の応急処置フロー（例）

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況などを伝える必要がありますので、次表などを参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・ 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・ 何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・ 活動内容（ ）
- ・ どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・ 帽子をかぶっていたか 無 有
- ・ 一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になったときの状況

- ・ 失神・立ちくらみ 無 有
- ・ 頭痛 無 有
- ・ めまい（目が回る） 無 有
- ・ のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・ 吐き気・嘔吐 無 有
- ・ 倦怠感 無 有
- ・ 四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・ 体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・ 脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・ 呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・ 意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・ 発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・ 行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・ 現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・ 今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・ 体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・ 睡眠が足りているか 充分 不足
- ・ 風邪を引いていたか 無 有

④その他

- ・ 身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・ いままで熱中症になったことがあるか 無 有
- ・ いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】病名（ ）
- ・ 現在服用中の薬はあるか 無 有
- ・ 種類（ ）

《参考資料》

- 環境省 「熱中症環境保健マニュアル 2018」
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

3-1-4 食物アレルギー発生時の対応

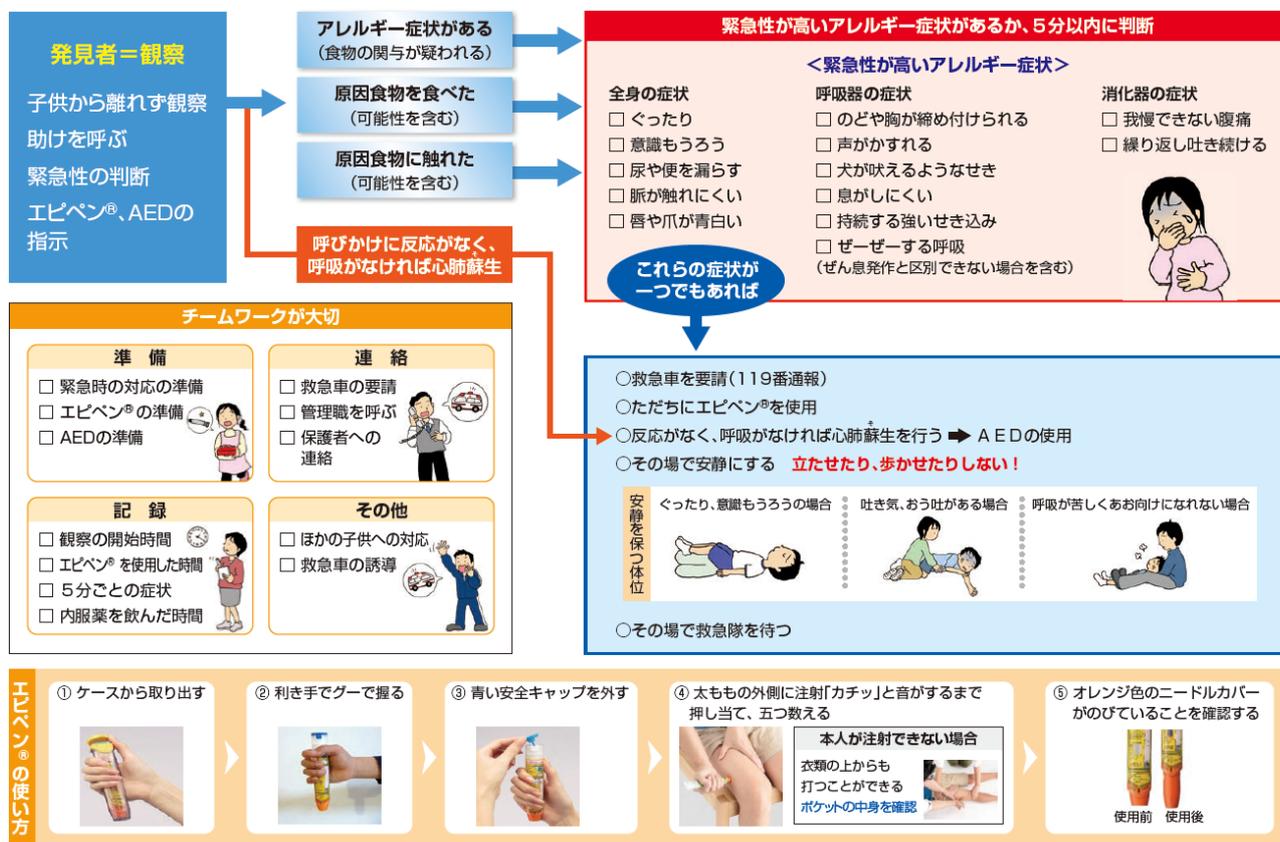
学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

記載の視点

- アレルギー疾患による緊急時の対応フロー、緊急性の高い症状(判断基準)
- エピペン®の使用方法

緊急時の対応フロー(例)

出典：文部科学省・他「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(平成27年2月)



《参考資料》

- 公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

3-2 犯罪被害発生時の対応

3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
 - 不審者か否かの判断方法
 - 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
 - 不審者への初期対応（退去を求める等）
 - 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
 - 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
 - 不審者の隔離・抑止
 - 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

【不審者対応の留意事項(例)】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyuu_all.pdf

3-2-2 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の児童生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。

不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、児童生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や、近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 第一報を踏まえた緊急対応要否の判断
 - 判断者
 - 判断基準
- 犯罪被害の危険度、情報を得たタイミング等に応じた具体的な対応
 - 危険度によるケース分け(危害発生、凶器を所持した不審者、その他の不審者)
 - 情報を得たタイミング(登校前、在校中、登下校中 等)
 - 教職員・児童生徒等のそれぞれが取るべき対応
- 関係機関等との連携
 - 連携すべき関係機関等
 - 関係機関別の、情報共有・協力依頼の内容

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 ⇒ サンプル編 p.64

3-2-3 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告などの犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、児童生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。

犯罪予告などは電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。児童生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、児童生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて児童生徒等・教職員へ指示する事項などを、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の搜索、不審物対応などは教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 学校への犯罪予告、校内不審物発見時の対応フロー
 - 不審電話への対応方法、対応上留意点
 - 不審物発見時の緊急対応（児童生徒等の安全確保）、対応上の留意点（不審物には触らない等）
 - 警察への通報、学校設置者等への第一報報告
 - 発生タイミング（登校前、在校中、登下校中等）別の、教職員・児童生徒等が取るべき対応
 - 保護者への連絡

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー ⇒ サンプル編 p.66

3-3 交通事故発生時の対応

登下校中などで交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った児童生徒等と行動を共にしていた児童生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

このため、交通事故発生時の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の児童生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう

記載の視点

- 交通事故発生時の対応フロー
 - 第一報の聴き取り(聴き取り項目等)
 - (未通報の場合)119番、110番通報
 - 事故当事者となった児童生徒等の保護者への連絡
 - 学校設置者等への第一報報告
 - 事故現場又は搬送先への教職員派遣、派遣先での実施事項

◆ 交通事故発生時の対応フロー ⇒ サンプル編 p.67

【コラム】交通事故の加害者となった児童生徒等への対応

自転車や自動二輪車で通学が認められている学校の場合は、児童生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者となってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として児童生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、児童生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に児童生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合は、支援・指導を行うことが必要です。

3-4 災害発生時の対応

3-4-1 火災発生時の対応

多くの学校では、火災発生時に取るべき対応については、危機管理マニュアルとは別に、消防計画の中で定めています。

火災発生時には、基本的にこの消防計画に定められた対応を取ることとなりますので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておきましょう。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取るべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておく、より効果的です。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできますので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 火災発生時の対応フロー
 - 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
 - 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
 - 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
 - 消防への通報
 - 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
 - 避難誘導・避難行動（授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動）
 - 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
 - 非常持ち出し品、担当者
 - 避難場所

3-4-2 気象災害時の対応

3-4-2-1 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するよう警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。

学校の立地環境により、大雨等による水害・土砂災害などの危険がある場合は、こうした情報を的確に収集し、臨時休業や始業時刻の繰り延べ、授業打ち切りなどの措置を取ることが必要です。児童生徒等の中には近隣校に通う兄弟姉妹がいる場合もあることから、近隣校

記載の視点

- 登校前の臨時休業・始業時刻変更、及び在校中の授業打ち切り等についての
 - 判断のために収集する情報、収集方法
 - 判断基準
 - 近隣学校、学校設置者等との連絡調整
 - 保護者等への連絡方法
- 授業打ち切り後の引渡し等の判断基準

との連携も必要でしょう。学校設置者等、放課後児童クラブなどとも密な連携をとって、判断することが大切です。また近年では、大雨や台風の来襲が予想されている場合に、公共交通機関が早い段階で運休を決定・公表することもあります（計画運休）。私立・株立の小中学校や高校、特別支援学校など、遠方から通学する児童生徒等がいる場合には、各交通機関の対応についても考慮することが必要です。

危機管理マニュアルには、そのために収集すべき情報の種類、臨時休業等の判断基準、近隣校等との連携や、保護者への連絡方法などについて、具体的に定めておきます。特に、児童生徒等の在校中に、その後の天候悪化が見込まれて授業打ち切りを行う場合には、慎重な判断が大切です。下校中の安全を確保するため、必要に応じて学校への待機を選択することなども、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 ⇒ サンプル編 p.68

3-4-2-2 突発的な気象災害等の発生時の対応

大雨・強風がもたらす洪水・浸水害や土砂災害などは、災害をもたらすような気象状況が予想された段階で注意報・警報などの防災気象情報が発表されるため、あらかじめそれらの情報に基づいて対応できる場合が少なくありません。しかし近年は、突発的なゲリラ豪雨など、事前に予測されていないような急激な気象状況の変化が災害をもたらす例も数多く報告されています。また、雷や竜巻・突風などは、局地的に発生するため予測が非常に難しいことから、防災気象情報のみに頼らずに身近な前兆現象を基に判断する必要もあります。

このため危機管理マニュアルでは、事前の対応（臨時休業等）がない中で、突然これらの災害等が発生した（又は発生する可能性が高い状況となった）場合も想定して、対応を考えておくことが必要です。

「危機発生に備えた対策」の一環として、それぞれの事象に応じて避難の判断基準、避難場所、避難経路、避難手段などをとりまとめた「避難計画」の内容を、わかりやすく簡潔なフロー図等にまとめておくと、いざというときに円滑に対応することができます。授業中のほか、休憩時間中、放課後など、児童生徒等の活動状況や所在場所が異なる様々なタイミングに応じた対応をそれぞれフロー図にしておくといでしょう。

記載の視点

- 児童生徒等在校時の突発的な気象災害等の発生時の対応フロー
（授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定）
 - 警戒本部等の設置
 - 必要な気象情報の収集
 - 避難判断の基準（市町村による避難情報発令、各種事象の前兆現象等）
 - 事象別の避難場所・避難経路
 - 避難経路等の安全確認
 - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
 - 保護者への連絡（連絡手段）
 - 学校設置者等への報告

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中） ⇒ サンプル編 p.69

3-4-3 地震発生時の対応

地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要です。

- 地震感知(揺れを感知、緊急地震速報を受信)と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- その後、校内のより安全な場所(校庭等)へ避難する「二次避難」
- 津波や延焼火災その他の二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童生徒等がどこにいるか(普通教室、特別教室、校庭等)によって取るべき行動が異なります。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、複数ある候補の中から選択する必要が出てくるかもしれません。

発災時に、こうした対応を円滑に行うためには、教職員が実施すべき事項や児童生徒等の対応、避難に関する判断などを簡潔・具体的にフロー図などの形で整理しておくことが望まれます。この地震発生直後のフロー図は、授業中に地震が発生した場合の他、休み時間中、部活動中などいくつかのパターンを考えておくことも必要です。

記載の視点

- 地震発生時の対応フロー
(授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定)
 - 一次避難(身を守る行動)
 - 各種手段による地震・災害状況の情報収集
 - 二次避難の意思決定、避難場所、避難誘導とその留意事項
 - 三次避難の意思決定(判断基準)、避難場所、避難誘導とその留意事項
 - 保護者への連絡(連絡手段)
 - 学校設置者等への報告

◆ 地震発生直後の対応フロー(授業中)

⇒サンプル編 p.70

【コラム】南海トラフ地震に関連する情報

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの区域は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接して、海底に溝状の地形が形成されています。この区域は「南海トラフ」と呼ばれ、過去に繰り返し巨大地震が発生しています。

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。南海トラフ地震の地震防災対策推進地域や地震津波避難対策特別強化地域に指定されている地域の学校では、こうした情報が発表された場合の対応についても、市町村の防災担当部局などと協議の上、あらかじめ定めておく必要があります。

3-4-4 火山災害発生時の対応

気象庁は、全国に 111 ある活火山を対象として、噴火警報^{※1)}を公表しています。また、活火山のうち周辺に住民や登山者が存在する 49 火山については噴火に伴う火山現象の影響を受ける範囲の市町村が「火山災害警戒地域」に指定されており、内 48 火山については「噴火警戒レベル」^{※2)}の導入とそれを活用した避難計画の策定が進められています。

- ※1) 生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や、その拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表される警報。
- ※2) 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標。

火山噴火のハザードマップで示される火山現象の影響範囲内に立地している学校は、市町村の地域防災計画で避難促進施設に指定されている場合（本編 p. 2 コラム参照）はもちろんのこと、まだ指定されていない場合でも、市町村等の避難計画に基づいて火山災害発生時の避難計画を作成することが必要です。その際には、噴火警戒レベルの引上げ、市町村による避難情報の発令のほか、突発的に噴火が発生した場合も想定しておくことが望まれます。また、積雪期のみ考慮しなければならない融雪型火山泥流など、火山現象によって留意すべき点が異なりますので、そうした事項も考慮しなければなりません。

事前の危機管理の一貫として、上記のような「避難計画」をまとめた上で、発災時の対応のために、必要な事項を簡潔・具体的に示すフロー図などの形で整理しておく、いざというときに役立つでしょう。

記載の視点

- 火山災害発生時の対応フロー
 - 噴火警戒レベルの発表、避難情報の発令、突発噴火など様々な場合を想定した
 - 情報収集・伝達
 - 関係機関（市町村災害対策本部等）との連携
 - 火山活動の状況（噴火警戒レベル等）に応じた避難場所の決定
 - 避難経路等の安全確認
 - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
 - 保護者への連絡（連絡手段）
 - 学校設置者等への報告

◆ 火山噴火対応フロー ⇒ サンプル編 p.71

3-4-5 原子力災害発生時の対応

原子力発電所をはじめとする原子力施設の周辺では、万が一、原子力施設で事故が発生した場合に備えて、以下の2種類の「原子力災害対策重点区域」が設定されています。

- **予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)** :原子力施設から概ね半径 5km の区域。放射性物質が放出される前の段階から、予防的に避難等を行う。
- **緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)** :PAZ の外側の原子力施設から概ね半径30kmの区域。段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

これらの区域では、原子力施設で発生した事故等の重大性を基に設定する3段階の緊急事態区分に応じて、下表のように段階的に避難等を行うこととなっています。避難先は、原則としてUPZの範囲外（原子力施設から30km以上離れた場所）となるため、場合によっては他の市町村や県外までの「広域避難」となることも、原子力災害の特徴です。

| 緊急事態区分 | 原子力災害対策重点区域 | |
|--------------------------------|--|---|
| | PAZ(約5km圏内) | UPZ(約30km圏内) |
| 警戒事態 (所在市町村で震度6弱以上、等) | ● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難準備を開始 | — |
| 施設敷地緊急事態 (原子力発電所で全交流電源喪失、等) | ● 住民の避難準備を開始 ● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難を開始 | ● 住民の屋内退避準備を開始 |
| 全面緊急事態 (原子力発電所で冷却機能喪失、等) | ● 住民の避難を開始 ● 住民は安定ヨウ素剤服用 | ● 住民は屋内退避 (状況に応じ、段階的に予防的に避難等を行う場合あり) |
| 緊急時モニタリングで空間放射線量が一定値以上と特定された区域 | — | ● 住民は避難、又は一時移転 |

※施設敷地緊急事態要配慮者とは、以下のいずれかに該当するものこと。

- 災害対策基本法に規定する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの。
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの。
 - (a) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの。
 - (b) 安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの。

PAZやUPZ内に立地する学校では、原子力施設で事故等が発生した場合に備えて、上記の緊急事態区分に応じた対応を検討し、あらかじめ避難計画として整理しておくことが必要です。市町村が原子力災害に係る広域避難計画などを作成しており、その中で学校の対応についても基本的な事項が定められている場合が多いので、市町村の防災担当部局等に確認してみましょう。

その上で、各段階で学校としてどのような対応を取るか、簡潔なフロー図等にまとめておくといでしょう。

記載の視点

- 原子力災害時の対応フロー
 - 緊急事態区分ごとの学校の対応（学校での引渡し、屋内退避、避難先での保護者引渡し等）

◆ 原子力災害対応フロー (UPZ内の場合)

⇒ サンプル編 p.72

3-5 その他の危機事象の発生時の対応

3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流されます。

※ 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は発生する明白な危険が迫っている事態を「武力攻撃事態」といい、「国民の保護に関する基本指針」では、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃の4類型を想定しています。

例えば弾道ミサイルは発射から10分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示しなければなりません。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めておくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくことが望まれます。

記載の視点

- 弾道ミサイル発射情報など、国民保護情報が出された場合の対応フロー
 - 情報収集(手段等)
 - 取るべき行動とその指示
 - 被害発生(ミサイル落下等)時の対応
 - 学校外への避難が必要な場合の対応
 - 対応解除の条件

〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

| 屋内にいる場合 | 屋外(校庭等)にいる場合 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる | <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る |
| 【付近にミサイルが落下した場合】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する | <ul style="list-style-type: none"> ● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難 |

《参考資料》

- 内閣官房 「国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.42～44
弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応（例）のフロー等が記載されています。
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyu_all.pdf

3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

3-6-1 校外活動中に発生した場合の対応

校外活動中に事故・災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければなりません。また、事故・災害の渦中では、学校に残る管理職等と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もあるでしょう。このため、万が一の場合に的確に対応できるよう、具体的な対応を定めて危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

校外活動の実施前に行った事前検討により、想定される様々な事故・災害等に応じて、その発生等に関する情報をどのように、どこから入手するか、発生した場合に児童生徒等や教職員が身の安全を確保するために取るべき行動（一次避難）や、その後の避難場所・避難経路・避難手段などについて整理し、教職員や児童生徒等の共通認識としておきましょう。校外活動の行き先に応じて、想定する事故・災害、取るべき行動や避難場所等は異なりますので、それらの情報を記入するフロー図などの様式を定め、校外活動の都度、その内容を事前に記載して引率教職員らが携帯する形を取ると有効です。また、例えば修学旅行などでは、児童生徒等がグループ別に個別行動を取っていることもありますので、そのような場合に児童生徒等とどのように連絡をとり、安否等を確認するかについても定めて記載しましょう。

学校との連絡手段や、保護者との連絡体制についても、明確化しておくことが必要です。校外活動先で多くの児童生徒等が被災する事故・災害等に見舞われた場合には、学校から応援教職員を派遣することも必要となりますので、そうした学校側の対応についても危機管理マニュアルに明記しておきましょう。

記載の視点

- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における引率教職員・児童生徒等の対応
 - 事故・災害等の発生等に関する情報の入手方法(入手手段・入手先)
 - 身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等(想定される事故・災害等の種類別にそれぞれ定める)
 - 児童生徒等との連絡・安否確認方法(グループ別行動時を含む)
 - 学校への連絡(連絡手段、連絡責任者等)
- 帰校・帰宅・引渡しの方法、その判断者・判断基準(学校と連絡がつかない場合を含む)
- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における学校の対応
 - 保護者への連絡(連絡手段、連絡担当者等)
 - 学校設置者等への第一報
 - (必要に応じた)応援教職員の派遣

3-6-2 校内行事開催中に発生した場合の対応

保護者や来賓などが参加する校内行事の開催中に、事故・災害等が発生した場合には、来訪者に対し、身の安全を確保するための行動などをとってもらうことが必要となります。日頃から校内の状況を熟知し、訓練等を行っている教職員・児童生徒等とは異なり、来訪者の多くはどのように行動すべきかを十分に理解していない場合も少なくありませんので、その場で具体的な行動を明確に指示することが大切です。

危機管理マニュアルには、事故・災害等の種類に応じた来校者の取るべき行動、避難場所等について定めるとともに、具体的な対応指示の方法・担当者なども定めておきましょう。

また、多くの来校者が校内にいる場合でも、教職員が優先すべきは児童生徒等の安全確保です。限られた人数では、保護者や来賓に個別対応することは困難ですので、事前に代表者などに窓口となって対応していただくことを依頼し、来校者の安否確認とりまとめ、その他の対応などを担当していただくことも有効です。

記載の視点

- 校内行事の開催中に事故・災害等が発生した場合について、
 - 来校者が身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等
 - 来校者への行動指示の方法、担当者
 - 来校者代表による安否確認とりまとめ等の対応

4 事後の危機管理

4-1 事後（発生直後）の対応

4-1-1 児童生徒等の安否確認

事故・災害等の発生後には、速やかに児童生徒等の安全を確認する必要があります。

安否確認を行うべき事態かどうかについては、あらかじめ判断基準を明確に定め、これを教職員間の共通認識としておきましょう。また、事故・災害等の発生タイミングによって、誰がどのように安否確認を行うかも異なります。在校中に起きた場合、登下校中に起きた場合、児童生徒等が自宅等にいる夜間・休日等に起きた場合など、様々な場合を想定し、そのそれぞれについて安否確認の役割分担や実施方法を定めましょう。

事故・災害時には、通信回線の輻輳・途絶や停電の影響で、通常用いている連絡手段（電話・メールなど）が利用できないこともあります。そのような場合に備え、安否確認の手段には複数の方法を考えておきます。ときには「貼り紙」や「伝言」を活用するなど、様々な手段を用意して、確認方法は多様性を持たせておくことも大切です。ただし、通学路をたどっての確認、家庭訪問や避難所巡回など、教職員が出かけて行って安否確認を行う際には、事故・災害等の被害や二次災害に巻き込まれないよう、安全確保対策も同時に行わなければなりません。単独行動を避ける、連絡手段を用意して連絡を途絶えさせないようにするなど、安全確保のための基本的なルールも事前に検討して、危機管理マニュアルに記載します。

安否確認で、どのような情報を把握すべきか、把握した情報をどのように整理し、誰に報告するかなども、あらかじめ明確化しておくことが必要です。事前に「事故・災害用児童生徒等安否確認様式」などを定めておくとともに、安否情報の集約担当者に確認結果を伝えることなど、一連の情報集約・報告の手順も整理しておく有効です。

記載の視点

- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認実施の判断基準
- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認の役割分担、実施方法
- 停電・通信途絶等発生時の安否確認方法（複数・多様な代替手段）
- 安否確認に当たる教職員の安全確保策
- 安否確認で把握すべき情報（「安否確認様式」など）
- 安否確認結果の情報集約・報告手順

◆ 安否確認 ⇒ サンプル編 p.73

◆ 災害用児童生徒等安否確認様式 ⇒ サンプル編 p.75

4-1-2 集団下校・引渡しと待機

事故・災害等が発生した後は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者等へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童生徒等の安全を第一に考えた判断を下す必要があります。

危機管理マニュアルには、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておきましょう。

また、集団下校や引渡しの具体的な手順や役割分担、保護者への連絡方法も定めておきます。連絡方法は複数の手段を用意するほか、具体的な文例も準備しておくとうよいでしょう。学校で待機する場合に備え、待機場所、必要物資・食料等の確保方策についても、事前に検討してマニュアルに定めておくことも必要です。さらに、校外活動を実施している場合に事故・災害等が発生した場合を想定して、情報収集・判断や引渡し等の手順等も検討し、教職員はもとより保護者等へも共通の認識としておきましょう。

記載の視点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 集団下校・引渡し・待機の判断を下すための下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集手段(複数の多様な手段) ● 判断基準(引渡し後の安全が確保できない可能性がある場合の判断を含む) ● 判断者 ● 集団下校、引渡し、待機についての下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者への連絡方法、連絡文例 ● 具体的な手順 ● 教職員間の役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校で待機する場合についての下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 待機場所(災害時に避難所として利用される場所とは別に設定) ● 必要な物資・食料等の調達方法(備蓄、その他) ● 校外活動中に事故・災害等が発生した場合を想定した下記事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 活動中止、引渡しの判断基準、判断者 ● 引渡し場所(現地、学校)の判断 ● 保護者への連絡方法 ● 具体的な手順 ● 教職員間の役割分担 |
|--|---|

◆ 集団下校・引渡しと待機

⇒サンプル編 p.76

4-1-3 保護者等・報道機関への対応

4-1-3-1 被災児童生徒等の保護者への説明と支援

被災児童生徒等の保護者への対応・支援にあたっては、その心情に十分に配慮することが必要です。

まず、事故・災害等の発生直後に第一報を入れ、続いて第二報を入れるなど、速やかな連絡を取ることが重要ですので、その旨を危機管理マニュアルに定めるとともに、発生時の対

応フロー等にも記載しておきます。また、対応窓口となる教職員を定めて一本化することも必要ですので、その指名方法や指名にあたっての留意点も記載しておきましょう。

被災児童生徒等の保護者への対応には、「事実を迅速に伝える」ことを始め、様々な留意点があります。スクールカウンセラーなど専門家による相談・支援の紹介、事故・災害等発生後の各段階における支援・対応の内容、事故・災害等についての情報を公表する際の事前の確認・承諾など、重要な事項はあらかじめ整理して危機管理マニュアルに記載することで、いざというときに円滑かつ的確な対応ができます。

記載の視点

- 発生時の連絡（第一報、第二報の時期、内容等）
- 担当窓口の一本化
 - 窓口担当予定者
 - 担当者指名上の留意事項
 - （必要に応じ）学校設置者等への支援要請
 - 継続的支援のための引継ぎ
- 対応上の留意点
 - 心情への配慮、「事実」の迅速・正確な伝達
 - 心のケア対応（専門家・専門機関などによる相談・支援の紹介など）
 - 事故・災害発生後の段階に応じた支援・対応
 - 在校児童生徒等・他の保護者への説明、報道機関等への公表に際しての配慮・留意事項
 - 死亡事故の場合の葬儀等への対応、その後の学校との関わりなどに関する配慮
 - 被災児童生徒等の兄弟姉妹へのサポート

◆ 被災児童生徒等の保護者への対応

⇒ サンプル編 p.80

《参考資料》

- 文部科学省 「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月） p.33～34

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf

【参考資料 7】 遺族等への関わり

（文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月）から引用）

4-1-3-2 児童生徒等、保護者への説明

学校管理下（登下校を含む）で事故・災害等が発生すると、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大が懸念されることもあります。このような事態を防ぐためには、必要に応じて、在校児童生徒等やその保護者に対する説明の機会を設けることも重要です。

どのような場合に児童生徒等や保護者への説明を行うかについては、あらかじめ検討し、目安とする判断基準を危機管理マニュアルに定めておくことが望まれます。また、説明等の中で公表する情報について、あらかじめ被災児童生徒等の保護者に確認し承諾を得ておくことも改めて記載し、確実に実施できるようにしておきましょう。

さらに、児童生徒等・保護者への説明について、その方法や内容、留意点などを記載しておくことで、円滑に対応できます。その際、児童生徒等への説明に関しては、心のケアについても記載しておきましょう。また保護者への説明については、発生した事故・災害等の概要だ

けでなく、学校の対応状況や、今後の見通し、保護者への協力依頼なども併せて伝える必要がありますので、それらを取りこぼすことのないよう、文書や説明会での情報提供内容について、あらかじめ基本的な事項を洗い出しておく有効です。

記載の視点

- 児童生徒等、保護者への説明実施の判断基準
- 被災児童生徒等の保護者への配慮(説明内容の確認・承諾)
- 児童生徒等への説明
 - 説明方法(全校集会、学年・学級ごとの説明等)
 - 説明内容(事故・災害等の概要等)
 - 心のケアへの配慮(専門家の支援・助言等)
- 保護者への説明
 - 説明方法(報告文書、緊急保護者会等)
 - 説明内容(事故・災害等の概要、学校の対応状況、保護者への依頼事項等)

◆ 児童生徒等、保護者への説明 ⇒ サンプル編 p.82

4-1-3-3 報道機関への対応

事故・災害等の発生後には、報道機関等から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。

報道関係者への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。学校設置者等と協議することや、学校で対応する場合には管理職(校長等)を充てることについて、危機管理マニュアルに定めておきます。

また、報道関係者への対応には、様々な留意点があります。被災児童生徒等やその保護者の心情に配慮しつつ正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道関係者との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 対応窓口(学校設置者等又は管理職への一本化)
- 対応上の留意点
 - 正確な事実情報の提供(関係機関の情報による事実確認、公表情報についての被災児童生徒等の保護者の確認・承諾など)
 - 誠意ある対応、公平な対応
 - 正常な学校活動を維持するための報道機関への要請
 - 取材者の確認・記録
 - 質問への回答上の留意点
 - 記者会見の設定手順・配慮事項 等

◆ 報道機関への対応 ⇒ サンプル編 p.83

4-1-4 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後も、事故・災害等の状況によっては、しばらくの間、休校措置が必要となることもあります。事前に臨時休業の判断基準などをできるだけ具体的に定めておくほか、保護者や児童生徒等への連絡方法なども危機管理マニュアルに記載しておきます。休校措置がある程度の期間続く場合には、途中で臨時登校日を設けることも望まれますので、その実施についても記載しておくといでしょう。

事故・災害等の発生後、学校は、教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められます。そのためには、まず、児童生徒等・教職員の被災状況や、学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについて把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成することが必要です。危機管理マニュアルには、被害状況等を把握して必要な応急措置等を実施することや、応急教育計画を作成する上で検討すべき事項（教育の場の確保、教育課程等の再編成など）について、具体的に記載しておきます。応急教育について検討する上では、オンライン授業の活用など、最近の学校を取り巻くICT環境の進展なども考慮するとよいでしょう。

また、被災した児童生徒等の教科書・学用品等や就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割です。支援を要する状況であるかどうかについて把握し適切な支援につなげるため実施すべき事項については、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。事故災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童生徒等への配慮事項について、事前に検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことも望まれます。

記載の視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休業等の措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休業の判断基準 ● 保護者等への連絡手段（予備の連絡手段の確保） ● 学校教育再開に向けた下記の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等・教職員の被害調査 ● 校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置 ● 通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置 ● 臨時登校実施の判断方法、留意点等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 応急教育に係る計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育の場の確保方策 ● 教育課程等の再編成等の対応 ● 避難所運営との調整 ● 教育活動再開時期の決定・連絡 ● 被災児童生徒等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 教科書・学用品等の確保 ● 就学の機会確保 ● 避難・移動又は転出する児童生徒等への対応 |
|---|--|

◆ 教育活動の継続 ⇒ サンプル編 p.84

4-1-5 避難所運営への協力

災害時における避難所の開設・運営は、市町村の災害対策本部が地域の防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則です。学校は、児童生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、施設管理者として、避難所開設・運営に協力します。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、市町村の防災担当部局や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・体制等について、次のいずれかの形にとりまとめておくといでしょう。

- 危機管理マニュアルの中に項目を設けて記載
- 危機管理マニュアルとは別に、「避難所開設・運営支援マニュアル」などの形で整理
- 市町村や地域の防災組織などがとりまとめる「避難所運営マニュアル」の中で、学校側の役割等について記載

記載の視点

【危機管理マニュアルの中に記載する場合】

- 避難所開設・運営支援の体制
 - ・ 責任者、担当者
 - ・ 長期化した場合の交代体制
- 学校が行う支援
 - ・ 支援の範囲、支援方法
 - ・ 市町村、地域の防災組織等との役割分担、連携・連絡の方法
 - ・ 支援実施上の留意点

【別途定める文書を参照する場合】

- 参照先文書名及び保管場所

◆ 避難所運営への協力 ⇒ サンプル編 p.88

4-2 心のケア

4-2-1 児童生徒等の心のケア

学校保健安全法第29条第3項では、学校は、事故・災害等で危害を受けた児童生徒等や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた児童生徒等その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。このため危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。

心のケアの必要性などを判断する上で重要な児童生徒等の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきましょう。また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

さらに、具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するにあたっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、必要に応じて専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途明記しておくことも有効です。

記載の視点

- 児童生徒等の心身の健康状態把握方法
 - 情報収集・分析の役割分担
 - 把握すべき項目（健康観察様式など）
 - 保護者との連携（保護者からの情報収集方法など）
- トラウマ反応への対応の基本
- 心のケア体制
 - 体制立ち上げの判断基準・判断者
 - 関係機関・専門家も含めた構成員
 - 主な検討事項

《参考資料》

- 文部科学省 「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年7月） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm
- 文部科学省 「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」（平成26年3月） https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm

- ◆ 児童生徒等の心のケア ⇒ サンプル編 p.89
- ◆ 危機発生時の健康観察様式 ⇒ サンプル編 p.91
- ◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式 ⇒ サンプル編 p.92

4-2-2 教職員の心のケア

事故・災害等で被災した教職員や、事故・災害等の対応に当たる教職員などもまた、大きなストレスを抱えることが少なくありません。教職員間でこれを共通の認識にするとともに、教職員の相互支援を基盤とした措置を講じることができるよう、教職員の心のケアについても危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

記載の視点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 管理職の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 被災教職員への配慮 ● 業務負担の調整、軽減 ● 心の健康対策(研修会、健康チェック等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 各教職員の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 自身の心の健康管理 ● 同僚への配慮、健康観察 |
|--|---|

◆ 教職員の心のケア ⇒ サンプル編 p.93



4-3 調査・検証・報告・再発防止等

4-3-1 学校設置者等への報告、支援要請

学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合など重篤な事故が起こった場合には、下表のとおり、学校の設置者等へ速やかに報告を行うことが求められています。

| | 報告先 |
|-----------------|---|
| 公立学校 | 学校の設置者 |
| 国立学校 | 学校の設置者 |
| 私立学校・株立学校 | (学校設置者を通じて) 都道府県私学担当課、地方公共団体の学校設置会社担当課 |
| 幼稚園・幼保連携型認定こども園 | 子ども・子育て支援新制度対象施設：市町村 上記以外の施設：都道府県 |

※幼稚園・幼保連携型認定こども園による報告は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付）に基づく。

このため、報告の手順や報告先、報告内容（様式）などについては、あらかじめ危機管理マニュアルに明記しておきます。その際、第一報は正確さや詳細さよりも迅速性を重視すべきであるということも、併せて記載しておくとい良いでしょう。

また、事故・災害等の規模が大きかったり、重大な事態が発生したりした場合には、学校単独で対応することには限界もあります。状況によっては、学校設置者等への報告と同時に、人員の派遣や助言等の支援を要請する必要がありますので、そうした判断についても記載しておきます。

記載の視点

- 報告の判断者、報告基準、報告先
- 報告の内容（報告様式等）
- 迅速性の重視
- 支援要請の判断基準

4-3-2 調査

文部科学省の定める「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、事故を検証し今後の対策に生かすため、基本調査・詳細調査の2段階からなる調査の実施を求めています（次ページ表参照）。

このうち、原則として学校が実施する基本調査は、事実関係を整理するため、調査対象となる事案の発生後速やかに着手して、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。危機管理マニュアルには、こうした対応を円滑に進めるために、あらかじめ必要な事項を定めておくことが必要です。

たとえば、基本調査の調査対象範囲、調査体制のほか、調査として実施する教職員や児童生徒等からの聴き取り方法、記録の取り方などを、具体的に定めておきましょう。また、聴き取り対象となる教職員・児童生徒等の心のケアや、記録等の取扱いなど、調査に際して留意すべき事項も明記しておきます。加えて、基本調査を受けて学校設置者等が行う詳細調査への対応についても記載しておけば、教職員間の共通認識とすることができます。

「学校事故対応に関する指針」に定める調査

| | 基本調査 | 詳細調査 |
|------|--|---|
| 調査対象 | <ul style="list-style-type: none"> * 登下校中を含めた学校管理下において発生した死亡事故 * 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち学校設置者が必要と判断した事故 | <ul style="list-style-type: none"> * 基本調査の報告を受けて、学校設置者が判断 |
| 調査主体 | 原則として学校が実施 (学校設置者が指導・助言) | 下記の主体が中立的な立場の外部専門家で構成する調査委員会を設置して実施 <ul style="list-style-type: none"> * 公立・国立学校：特段の事情がない限り、学校設置者 * 私立・株立学校：学校設置者 ただし死亡事故等が発生した場合で、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、都道府県等担当課 |
| 位置付け | <ul style="list-style-type: none"> * 事実関係の整理 | <ul style="list-style-type: none"> * 事故に至る過程や事故原因の解明 * 再発防止・学校事故予防への提言 |

記載の視点

- 基本調査の実施
 - ・ 調査対象の基準
 - ・ 死亡事故以外の事案(学校設置者等が調査実施を判断する事案)の発生直後の取扱い
 - ・ 調査体制(役割分担、及びその体制で調査が実施できない場合の代替手段)
 - ・ 調査における心のケアへの配慮(スクールカウンセラーの活用、聴き取り対象者への説明等)
 - ・ 教職員、児童生徒等(当該事案に関係した校外関係者を含む)からの聴き取り方法(記録様式含む)、聴き取りの際の配慮事項
 - ・ 得られた情報の整理方法(整理様式含む)、整理結果の報告
 - ・ 記録の保存期間
- 詳細調査への協力

【コラム】幼稚園・幼保連携型認定こども園における調査

幼稚園・幼保連携型認定こども園については、4-3-1で実施する報告の後、基本調査にあたる事実関係の整理を行い、事故の要因分析や検証等と併せて原則1ヶ月以内程度に第二報として報告します。また、死亡事故等の重大事故については、市町村又は学校設置者において詳細調査にあたる調査を実施する*こととなります。

※子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日付)に基づき市町村が実施、その他の幼稚園は「学校事故対応に関する指針」に基づき学校設置者(学校法人の求めに応じ必要と認められる際は都道府県等担当課)が実施。

このため、危機管理マニュアルには、事実関係の整理と第二報の報告についての手順等を定めるとともに、市町村や学校設置者による調査への協力も明記しておくことが望まれます。

4-3-3 評価・検証、再発防止

基本調査・詳細調査等の結果は、今後の再発防止に活かすことが不可欠です。

学校設置者等による詳細調査が実施されない場合には、学校として自ら評価・検証し、再発防止策を実施することが必要となります。このため、危機管理マニュアルには、自校における評価・検証について、実施体制等を明記しておきましょう。その際に、評価・検証の視点などを具体的に記載しておくこと、実際に評価・検証を行う際に役立ちます。

また、事故等の教訓を確実に再発防止につなげるため、自校における評価・検証の結果や詳細調査の提言を基に、再発防止策を検討・実施することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための具体的な手順などについても記載しておきます。

記載の視点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・検証 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・検証の体制(実施者) ● 評価・検証の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 再発防止策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 再発防止策の検討手順 ● 再発防止策の実施、確認 |
|--|---|

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

⇒ サンプル編 p.94



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

サンプル編

サンプル編では、これまで文部科学省で発行した各種資料のほか、各都道府県・市町村が公表している学校の危機管理マニュアルに関するガイドライン、チェックリスト等を参考にしつつ、架空の学校を想定して、危機管理マニュアルの一部を作成しています。サンプルはあくまでも一例であり、また部分的に作成したものですので、全てを網羅しているわけではありません。

危機管理マニュアルの在り方は、各学校の実情に応じて様々な形が考えられます。必ずしもこのサンプル編に記載した例にこだわらず、各学校独自の工夫を重ねて、実効性のある使いやすいマニュアルとすることが望まれます。



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
サンプル編 目次

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | マニュアルの基本事項 ----- | |
| ◆ | 危機管理マニュアルの目的と位置付け | 1 |
| ◆ | 危機管理の基本方針 | 2 |
| ◆ | 教職員・関係者等への周知等 | 3 |
| ◆ | マニュアルの保管方法 | 4 |
| ◆ | マニュアルの見直しと改善 | 5 |
| ◆ | 危機管理マニュアル 表紙イメージ | 6 |
| ◆ | 改訂履歴一覧 | 6 |
| 2 | 事前の危機管理 ----- | |
| ◆ | 地域、学校、学区の現状 | 7 |
| ◆ | 危機管理の前提となる危機事象等 | 9 |
| ◆ | 平常時の危機管理体制 | 12 |
| ◆ | 点検 | 13 |
| ◆ | 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式 | 16 |
| ◆ | 運動前の体調チェック | 17 |
| ◆ | 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止 | 18 |
| ◆ | 熱中症の予防措置 | 19 |
| ◆ | 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止 | 21 |
| ◆ | 犯罪被害防止に関する日常管理 | 25 |
| ◆ | 来校者予定表様式 | 26 |
| ◆ | 来校者受付票様式 | 27 |
| ◆ | 保護者受付表様式 | 27 |
| ◆ | 校内巡視チェックリスト | 28 |
| ◆ | インターネット上の犯罪被害防止対策 | 29 |
| ◆ | 校外活動における危機未然防止対策 | 30 |
| ◆ | 校内行事に際しての危機未然防止対策 | 32 |
| ◆ | 緊急時の非常参集体制 | 33 |
| ◆ | 事故・災害発生時の対策本部体制 | 35 |
| ◆ | 保護者への緊急連絡・通信手段 | 38 |
| ◆ | 教職員間の緊急連絡・通信手段 | 38 |
| ◆ | 関係機関の緊急連絡先一覧 | 39 |
| ◆ | 通信・情報収集手段 | 41 |
| ◆ | 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 | 43 |
| ◆ | 重要書類等の保管・整備 | 44 |
| ◆ | 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式 | 45 |
| ◆ | 事故・事件対応記録様式 | 46 |
| ◆ | 校内の備品・備蓄品 | 47 |
| ◆ | 備品・備蓄物資整理一覧表様式 | 48 |

| | |
|-------------------------|----|
| ◆ 家庭との共有事項..... | 49 |
| ◆ 引渡し事前登録カード..... | 51 |
| ◆ 引渡し控えカード..... | 51 |
| ◆ 地域・関係機関等との連携..... | 52 |
| ◆ 校門・体育館の鍵の管理票..... | 54 |
| ◆ 校内の非開放区域..... | 54 |
| ◆ 避難所としての学校施設の利用方法..... | 55 |
| ◆ 津波避難計画..... | 56 |
| ◆ 避難訓練の実施..... | 59 |
| ◆ 教職員研修..... | 61 |
| ◆ 安全教育..... | 62 |

3 発生時(初動)の危機管理-----

| | |
|---------------------------------|----|
| ◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応..... | 64 |
| ◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー..... | 66 |
| ◆ 交通事故発生時の対応フロー..... | 67 |
| ◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置..... | 68 |
| ◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー(授業中)..... | 69 |
| ◆ 地震発生直後の対応フロー(授業中)..... | 70 |
| ◆ 火山噴火対応フロー..... | 71 |
| ◆ 原子力災害対応フロー(U P Z内の場合)..... | 72 |

4 事後の危機管理-----

| | |
|-------------------------|----|
| ◆ 安否確認..... | 73 |
| ◆ 災害用児童生徒等安否確認様式..... | 75 |
| ◆ 集団下校・引渡しと待機..... | 76 |
| ◆ 被災児童生徒等の保護者への対応..... | 80 |
| ◆ 児童生徒等、保護者への説明..... | 82 |
| ◆ 報道機関への対応..... | 83 |
| ◆ 教育活動の継続..... | 84 |
| ◆ 避難所運営への協力..... | 88 |
| ◆ 児童生徒等の心のケア..... | 89 |
| ◆ 危機発生時の健康観察様式..... | 91 |
| ◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式..... | 92 |
| ◆ 教職員の心のケア..... | 93 |
| ◆ 調査・検証・報告・再発防止等..... | 94 |

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

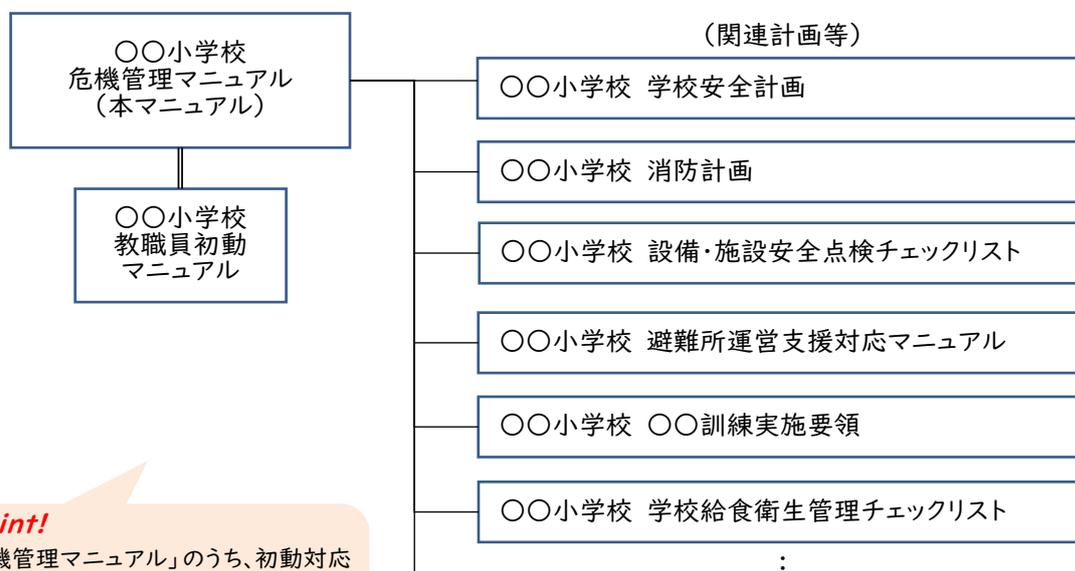
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、〇〇市地域防災計画において〇〇〇法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第〇条第〇項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



Point!

「危機管理マニュアル」のうち、初動対応部分を抜粋し、携帯しやすいカード形式等にまとめて「初動対応マニュアル」として活用すると有効です。

◆ 危機管理の基本方針

《記載例1》

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

《記載例2》

危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

《記載例3》

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（P T A）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ 教職員・関係者等への周知等



常勤以外の教職員への周知方法についても、しっかり定めておきましょう。

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

| 周知方法 | 周知・確認内容 |
|--|---------------------------------|
| 年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明 | * 本マニュアルに定める事項全般 * 各教職員の役割 |
| 職員会議等における周知 | * 季節ごとの注意点 |
| 毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習 | * 発生事象別の緊急対応手順 * 発災時の各教職員の役割 |

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。



児童生徒等、保護者への周知に際しては、イラストを用いるなどしてイメージしやすいよう工夫することが望まれます。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

| 周知対象 | 周知方法 | 周知内容 |
|------|---|---|
| 児童 | * 新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 * 各種防災訓練 * 防災教育の学習 | * 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動 |
| 保護者 | 下記で資料配布・説明 * 新入生保護者説明会 * 入学式後の保護者説明会 * P T A総会 * 定例保護者会 | * 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等） |

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する〇〇協議会や〇〇会議における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- | | |
|-------------------|------------------|
| * 〇〇地区町内会（自主防災組織） | * 〇〇地区地域ボランティア協会 |
| * 〇〇警察署 | * 〇〇消防署 |
| * 〇〇消防団 | * 〇〇地区消防団 |
| * 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 | * 〇〇市防災危機管理課 |

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。



保管場所・数量を明確にしておくことは、改訂時の確実な更新など、適切な管理を行う上で非常に重要です。

①本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

| | |
|-----------------|--|
| 電子データ (原データ) | 〇〇小学校共通サーバー〇〇〇〇フォルダ内 [バックアップ]バックアップ用HD〇〇〇〇フォルダ内 |
| 印刷製本版 | *校長室・職員室配備：計〇部 *非常用持ち出し品入れ：〇部 |

②緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

| | | |
|------------|-----------------|-------------------|
| 傷病者発生時対応手順 | *体育館内 *〇〇〇〇室 | *プールサイド *〇〇〇〇室 |
| 火災発生時対応手順 | *家庭科室 *〇〇〇〇室 | *理科室 *〇〇〇〇室 |
| 緊急通報手順・通報先 | *職員室 *〇〇〇〇室 | *校長室 |

③教職員への配布

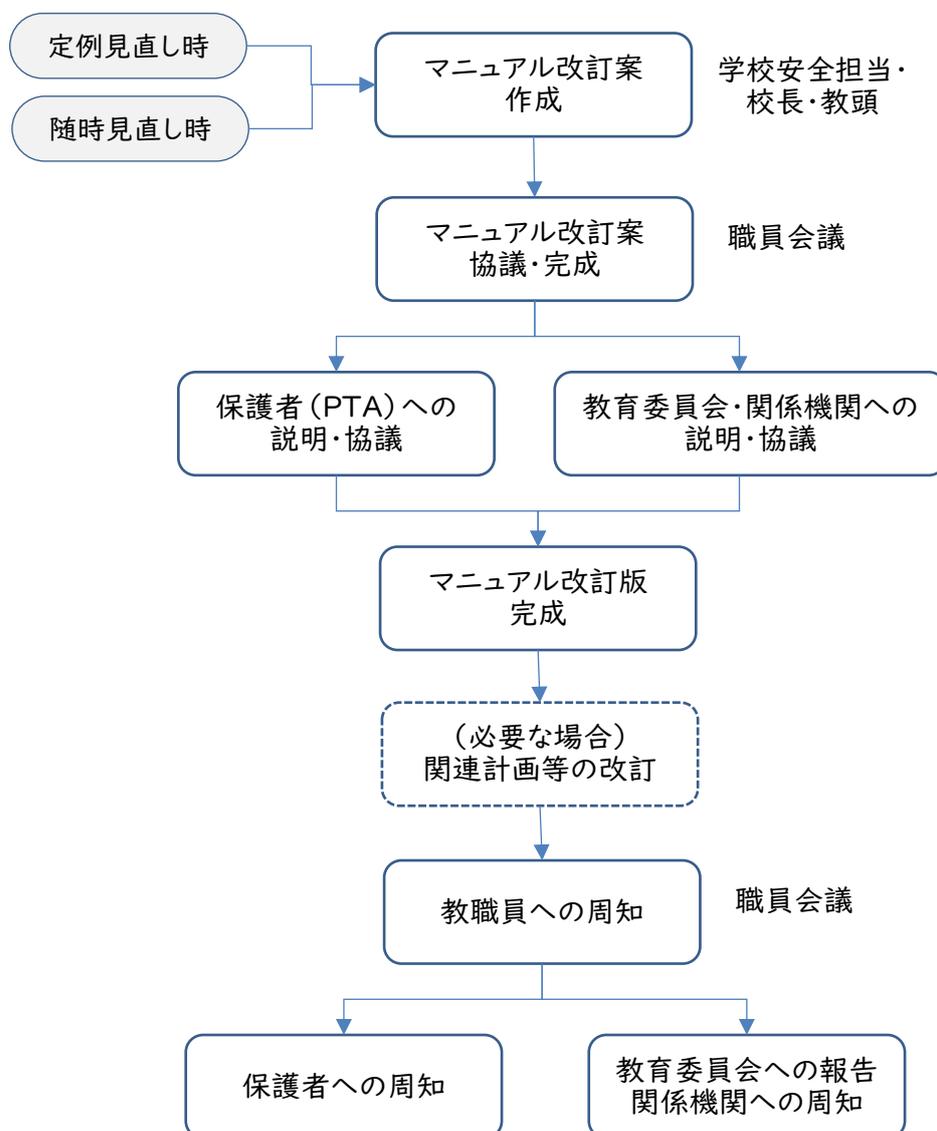
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル（カード式）を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

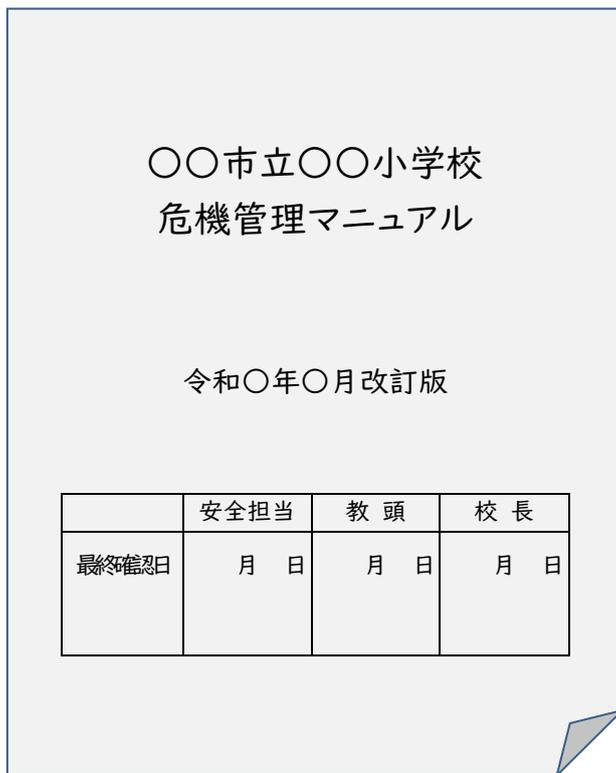
校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

| | |
|-------|--|
| 定例見直し | <ul style="list-style-type: none"> * 毎年度当初、及び人事異動があったとき * 各種訓練・研修等を実施した後 * ○○○○協議会において関係機関と協議したとき |
| 随時見直し | <ul style="list-style-type: none"> * ○○市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき * 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき * 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき |

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



◆ 危機管理マニュアル 表紙イメージ



◆ 改訂履歴一覧

| 版数 | 発行年月日 | 改訂概要 |
|-----|---------|--|
| 第1版 | 〇〇年〇月〇日 | 初版発行 |
| 第2版 | 〇〇年〇月〇日 | * 人事異動に伴う担当者名等の変更 * 〇〇訓練の結果を基に、第〇章〇〇の〇〇〇を変更 |
| 第3版 | 〇〇年〇月〇日 | * 人事異動に伴う担当者名等の変更 * 〇〇市「〇〇川氾らんハザードマップ」の改訂に伴い、第〇章〇〇の〇〇〇を変更 |
| | |  Point! 「人事異動に伴う担当者名の変更」も、マニュアルを適切に見直し・更新していることを示す情報として重要です。大きな人事異動に伴う見直しについては、改訂履歴として記録しておくといでしょう。 |
| | | |
| | | |

◆ 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する〇〇市は、〇〇県の東南部に位置し、西は△△川、東は□□川が流れている。市の約5割が低地であり、地盤高は〇〇～〇〇mとなっている。〇〇駅を中心に市街地が広がり、駅前を通過する〇〇幹線道路沿いに工業地帯がある。これらの工業地帯には、小規模であるが危険物の集積地域もみられる。〇〇市の主な産業は工業・商業であるが、農地もところどころに残る。住宅地開発が進み、人口は増加傾向にある。職住近接世帯が多く、昼間壮年人口が比較的多い。

(2) 地域の災害履歴

〇〇市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

〈地震災害〉

| 年月日 | 被害状況等 |
|-----------|--|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 住家被害：全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、一部損壊〇〇棟 人的被害：死者〇〇人、重傷〇〇人 本校の周辺地域にも被害が発生し、本校には〇〇月〇〇日～〇〇日までの〇〇日間、避難所が開設された。 |
| : | : |
| : | : |



自校に何らかの影響等があった事例については、具体的な影響の内容も追記しておくといでしょう。

〈風水害・土砂災害〉

| 年月日 | 被害状況等 |
|----------------------|--|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 ～〇〇月〇〇日 | 住家被害：全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、一部損壊〇〇棟 床上浸水〇〇棟、 人的被害：死者〇〇人、重傷〇〇人 |
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 住家被害：床下浸水〇〇棟 人的被害：なし 本校周辺地域に〇〇市から避難指示が発令され、本校に避難所が開設された。 |
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 本校裏手、市道〇〇線の法面でがけ崩れが発生し、一部の土砂が校庭へ流入。校庭の立入禁止措置を実施。 |
| : | : |
| : | : |

〈その他の事故・災害等〉

| 年月日 | 被害状況等 |
|-----------|---|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 市内〇〇町〇丁目にある〇〇〇工場で大規模火災が発生、有害ガス発生のおそれがあるため、本校を含む〇〇地区に建物内への避難の呼びかけ。 |
| : | : |
| : | : |

(3) 学校、学区の現状

本校は〇〇市の△△に位置している。海拔〇〇mであり、津波浸水区域外である。

校舎は昭和〇〇年建築であり、老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成〇〇年改修工事が行われた。校舎に隣接して県道が通り、この県道沿いに土砂災害の危険があるエリアがある。本校から〇〇m先の高台に△△公園がある。

学区は〇〇、△△、□□からなる。近隣学区からの学区外通学者もあり、徒歩通学者だけでなく乗用車での送迎による通学者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約3割は市外からの通勤者である（多くがJR〇〇線利用）。

| 児童数 | | 教職員数 |
|--|---|--|
| 全校児童 | うち、特別な配慮を必要とする児童 | |
| 〇〇人 内訳： 第1学年：〇〇人 ： ： 第6学年：〇〇人 | 〇〇人 内訳： 車椅子：〇〇人 〇〇障害：〇〇人 ： ： | 〇〇人 内訳： 〇〇市内居住：〇〇人 〇〇町居住： 〇〇人 ： ： |

※20XX年度

本校に通う児童の世帯構造としては、核家族世帯と三世帯世帯が半々となっている。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、PTA活動への参画に熱心な世帯も多い。代々この地に居住し地元にも密着した世帯が多く、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

◆ 危機管理の前提となる危機事象等



災害シミュレーションや被害想定などが、どのような規模の災害を想定しているか、その前提条件などもしっかりと押さえておきましょう。

(1) 地震災害

〇〇市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

| 名称 | 地震の概要 | 〇〇市の被害想定等 |
|--------------|---|---|
| 〇〇県沖を震源とする地震 | 〇〇県沖を震源とするマグニチュード〇.〇の地震 (〇〇年〇〇地震の再来) 「冬の夕刻発生」で最も大きな被害が想定されている | 最大震度：震度7 (本校周辺を含む) 最大津波高：〇m (本校周辺の浸水なし) 市内の被害：住家全壊 000 棟 (冬の夕刻) 半壊 000 棟 一部損壊 000 棟 人的被害：死者 000 人 : |
| 〇〇断層地震 | 〇〇断層を震源とするマグニチュード〇.〇の地震 (今後 30 年間の発生確率 〇%) | 最大震度：震度6 強 本校周辺：震度6 弱 市内の被害： : |



ハザードマップは大規模河川を中心に作成されており、中小河川については作成されていない場合があります。学校周辺・学区内の中小河川の氾濫や、局地的な豪雨による内水氾濫の可能性も考えておく必要があります。

(2) 洪水等による浸水被害

〇〇市の発行する「〇〇市洪水・土砂災害ハザードマップ」(20XX年X月発行)によると、市内を流れる〇〇川、△△川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸水被害の可能性が示されている。

| 本校周辺の最大浸水深 | 備考(想定の前提条件) |
|----------------------|--|
| 〇m～〇m未満 (校舎2階利用可) | 〇〇川：想定最大規模降雨(72時間総雨量 000mm) △△川：想定最大規模降雨(72時間総雨量 000mm) |

また、本校の校区内を流れる□□川については、ハザードマップは公表されていないが、過去に大雨により氾濫し、本校周辺で家屋が床下浸水するとともに、校地内に浸水した事例があることから、氾濫・浸水を想定しておく。

さらに、校区内の〇〇地区は地盤が低いため、局所的な豪雨などの際にしばしば路面冠水、床下浸水などの被害が発生していることにも留意する。

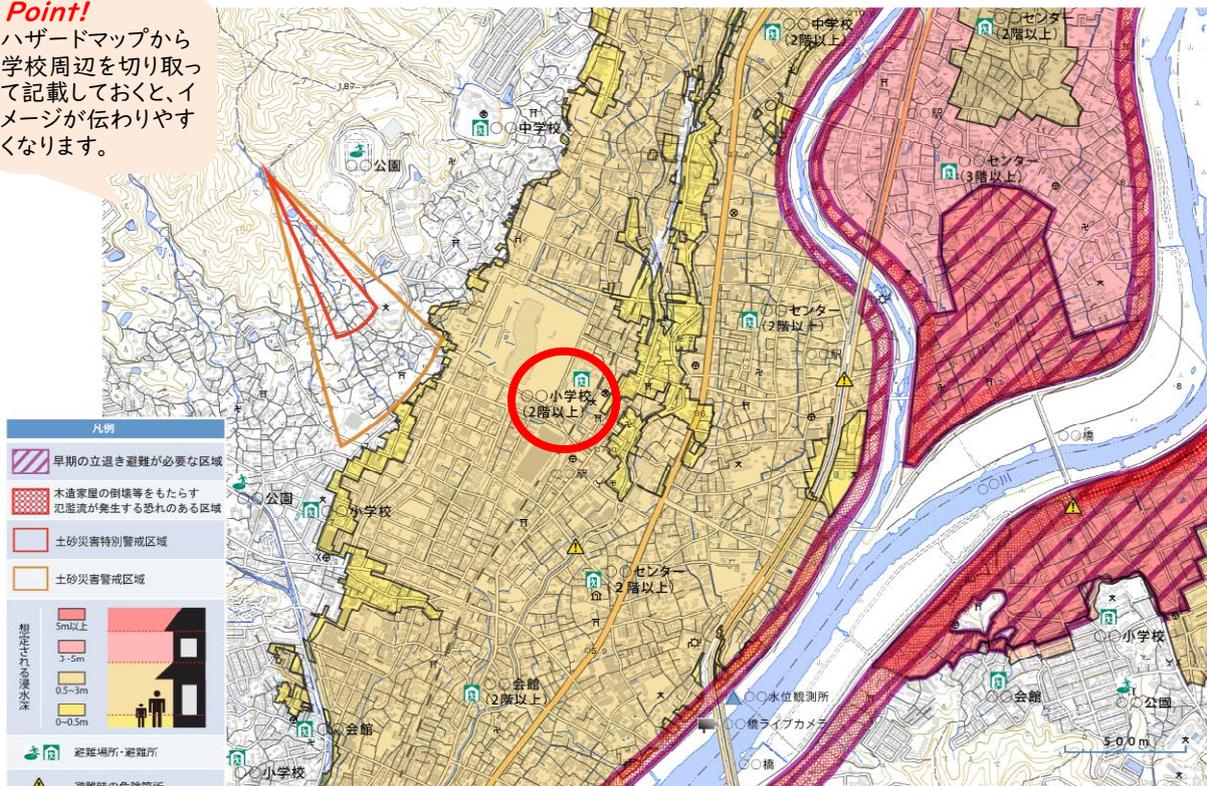
(3) 土砂災害

〇〇市の発行する「〇〇市洪水・土砂災害ハザードマップ」(20XX年X月発行)によると、本校周辺では、〇〇地区〇丁目～〇丁目付近の斜面において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所がある。

また、本校裏手にある市道〇〇線の法面では過去にがけ崩れが発生し、その後に対策工事が行われていることも留意する。



Point!
ハザードマップから学校周辺を切り取って記載しておくことで、イメージが伝わりやすくなります。



本校周辺の洪水・土砂災害危険

出典：〇〇市洪水・土砂災害ハザードマップ（20XX年X月発行）

(4) 過去に発生した大雨等における降水量の最大値

〇〇市地域防災計画によると、過去に〇〇市で発生した降水量の最大値及びその際の主な被害状況は、下記のとおりである。

| 項目 | 観測値 | 観測日 | 主な被害状況等 |
|---------|-------|---------|--|
| 1時間降水量 | 000mm | 〇〇年〇月〇日 | 市内〇〇川が氾濫、本校学区内の△△地区で内水氾濫が発生。 |
| 24時間降水量 | 000mm | 〇〇年〇月〇日 | 市内〇〇川、◇◇川で氾濫、本校周辺に浸水。本校学区内の△△地区で土砂崩れにより住宅〇戸が全半壊。 |



Point!
過去に地域で観測された最大値と、その際の被害発生状況を押さえておくことで、予想される雨量などから災害発生の可能性を想定しやすくなります。

(5) その他、本校で想定される危機事象

上記①～③のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

| 危機事象 | | 想定される事態(例) |
|------|----------|--|
| 生活安全 | 傷病の発生 | 熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等 |
| | 犯罪被害 | 不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物 |
| | 食物等アレルギー | 学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー |
| | 食中毒、異物混入 | 学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等 |
| 交通安全 | 自動車事故 | 通学路上・校外活動中の自動車事故、スクールバスの事故 |
| | 自転車事故 | 通学路上の自転車事故 |
| 災害安全 | 強風 | 台風などの強風による飛来物・停電など |
| | 突風、竜巻、雷 | 突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷 |
| | 豪雪 | 大雪による交通寸断、停電など |
| | 大規模事故災害 | 〇〇工業団地の危険物取扱施設の爆発事故 |
| | 火災 | 校内施設からの出火 |
| その他 | 弾道ミサイル発射 | Jアラートの緊急情報発信 |
| | 感染症 | 結核、麻しん、新たな感染症等 |
| | 大気汚染 | 光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5) |
| | その他 | インターネット上の犯罪被害 等 |



地域特性により、想定される危機事象は様々です。自校の特徴を踏まえて検討しましょう。

(6) 避難所等の指定状況

〇〇市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

| 施設名 | 緊急避難場所 | | | | | | | 避難所 |
|-------|--------|------|------|----|----|----|-------|-----|
| | 洪水 | 土砂災害 | 内水氾濫 | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模火災 | |
| 〇〇小学校 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

出典：〇〇市地域防災計画（令和〇年〇月改訂）資料編



緊急避難場所は、災害種類別に指定されています。自校がどのような災害の緊急避難場所として指定されているかについても、明確にしておきましょう。

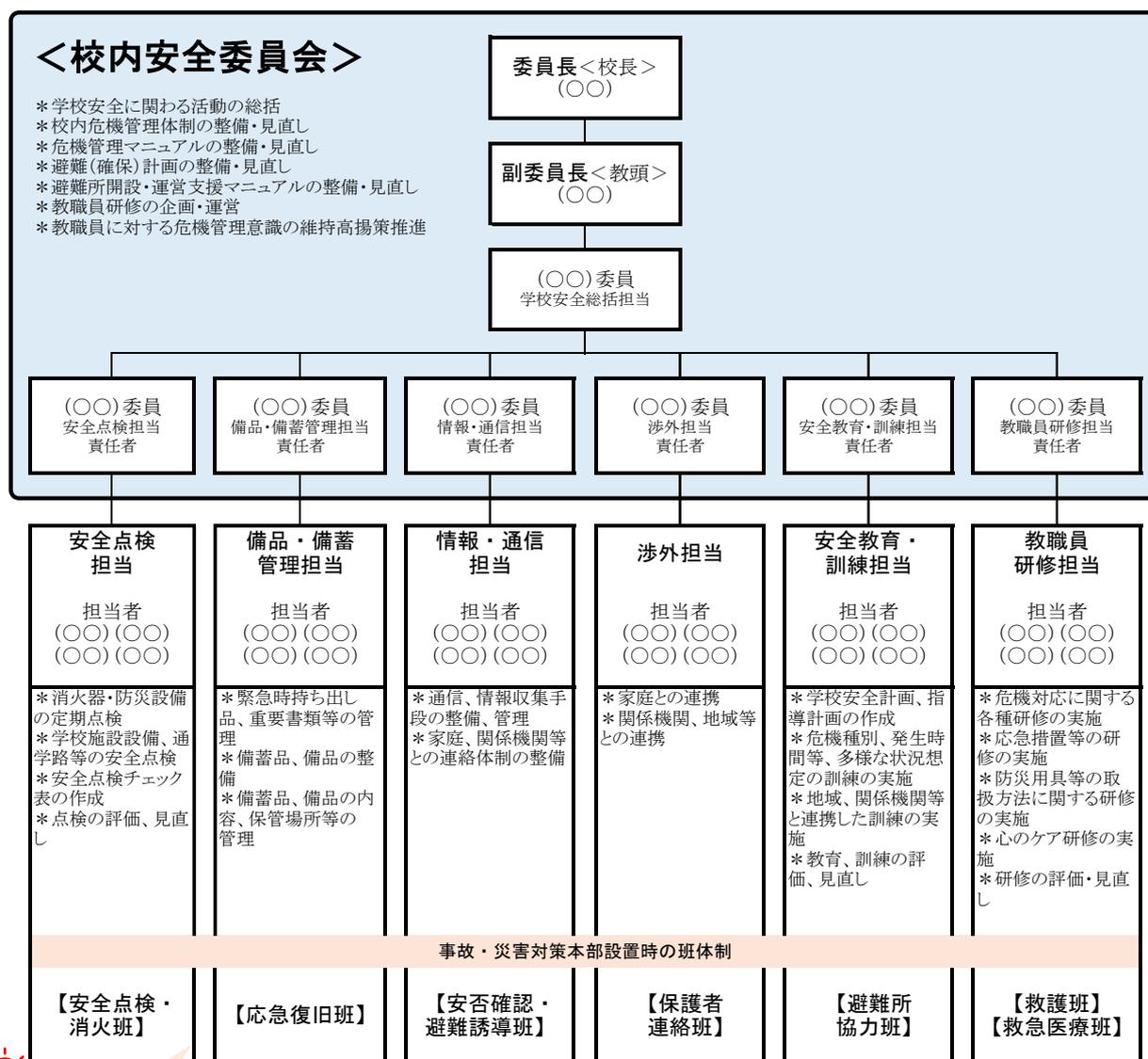
◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

平常時の危機管理体制～校内安全委員会～



Point!
 平常時の体制である校内安全委員会の体制と、事故・災害等発生時の対策本部の体制を一体化しておくとう有効な場合もあります。そのような場合は、校内安全委員会の体制図の中で対策本部の体制も並記しておくとうよいでしょう。

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

● 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

| 点検 | 点検時期・対象 | 責任者 | 使用する様式 |
|------|---|------|--|
| 定期点検 | 校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 * 毎月実施対象：△△ * 每学期実施対象：非構造部材の劣化状況、□□ | 〇〇 | 教室等の安全点検表 プールの安全点検表 運動場・校地の安全点検表 遊具等の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表 〇〇〇の安全点検表 ： ： →安全点検集計表で集計 |
| | 家具の耐震性の点検 * 年 1 回実施 | 〇〇 | ： ： ： |
| | 校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 * すべて每学期実施対象 | 〇〇 | ： ： ： |
| 臨時点検 | 学校行事前後 (校内施設・設備) | 〇〇 | ： ： ： |
| | 災害時（校内施設・設備） | 〇〇 | ： ： ： |
| 日常点検 | 通常の授業日（授業で使用する施設・設備） | 全教職員 | ： ： ： |

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、〇〇市教育委員会の策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

● 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

毎年〇月に「通学路の安全マップ」を基に、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ◇ 歩道や路側帯の整備状態
- ◇ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ◇ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ◇ 沿道施設の出入口の見通し
- ◇ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ◇ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

● 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- ◇ 事故に遭った（見聞きした）
- ◇ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ◇ 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

● 事故等情報より抽出

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を自校の環境に置き換えて危険箇所を把握する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事件事例検索データベース」
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

(2) 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
 - 児童の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
 - 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。
 - 【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等
 - 【人的対策】例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等
 - 【児童等への指導・連携】例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等



ヒヤリ・ハット報告等は、地図・図面を用いて整理しておく有効です。教職員・児童生徒等に共有するため、図面等を校内に掲示しておくという工夫も考えられます。

- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、〇〇市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

(3) 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）。
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

また、外部評価として、定期的に〇〇市教育委員会による点検内容の評価及び改善支援を受ける。

◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

| | |
|---|-------------------------------|
| 報告者 | ・教職員 ・児童 ・保護者 ・地域住民 ・関係機関 () |
| | 報告者名 : (代理報告者名 :) |
| 発生日 | 年 月 日 () |
| 発生時刻 | 午前/午後 時 分頃 |
| 発生場所 | |
| 事象・ 気付きの 内容 [主観を含めず 具体的に記載] | どうしていたら、どうなった (どうなりそうだった) |
| 事象・ 気付きに 対して とった 措置 [実施済みであ れば具体的に 記載] | (担当者 :) |

※ヒヤリ・ハット報告を受ける管理職は、報告するような事態が生じたことを叱責したり問題視したりするのではなく、「今後大きな事故に繋がる可能性のある危険の芽を見つけることができた」と考えて、報告を奨励すること。

◆ 運動前の体調チェック

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた児童でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には児童の体調を欠かさずチェックすることとする。

また、体育や部活動などの運動前には、以下のチェック表を用いて体調をチェックさせ、提出させることとする。

運動前の体調チェック

下記の項目を確認し、当てはまる場合はチェック欄に✓印を記入の上、指導担当の先生に提出すること。

| | | | |
|----|--|-----|-----------|
| 氏名 | | 記入日 | 年 月 日 () |
|----|--|-----|-----------|

| チェック欄 | 確認項目 |
|------------------------------|----------------------------|
| | 睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等） |
| | 朝食を抜くなど、食事を取れていない |
| | 疲れがたまっている |
| | 熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある |
| | 腹痛がある、下痢をしている |
| | 胸の痛み、息苦しさがある |
| | 手・足（関節など）に痛みがある |
| | その他、身体に痛みがある |
| | 暑さの中での運動は久しぶりになる |
| その他、体調等に関して気になること等（記入してください） | |

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ① 個人（スポーツを実践している人）の要因
- ② 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ③ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ④ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

○基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。

○過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。

○長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。

○自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

| 暑さ指数 (WBGT) | 湿球温度 (注1) | 乾球温度 (注1) | 注意すべき生活活動の目安 (注2) | 日常生活における注意事項 (注2) | 熱中症予防運動指針 (注1) | 本校の対応 |
|-------------|-----------|-----------|-------------------|--|---|--|
| 31℃以上 | 27℃以上 | 35℃以上 | すべての生活活動で起こる危険性 | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。 |  Point! 様々な指針を基に、学校として基準を定めておくようにしよう。 |
| 28～31℃ (注3) | 24～27℃ | 31～35℃ | | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減または中止。 | |
| 25～28℃ | 21～24℃ | 28～31℃ | 中等度以上の生活活動で起こる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。 | 警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。 | |
| 21～25℃ | 18～21℃ | 24～28℃ | 強い生活活動で起こる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 | 注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 | |
| 21℃以下 | 18℃以下 | 24℃以下 | | | ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 | |

- (注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
 同指針補足 * 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 * 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- (注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」（2013）より。
 (注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。
 (注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
 下記ウェブサイトの情報を基に作成
 (1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
 (2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

| | |
|---------|---|
| 環境の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>直射日光、風の有無</u>:直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ● <u>急激な暑さ</u>:梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。 |
| 主体別の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>体力、体格の個人差</u>:肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ● <u>健康状態、体調、疲労の状態</u>:運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う ● <u>暑さへの慣れ</u>:久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ● <u>衣服の状況など</u>:衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。 |
| 運動中の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>運動の強度、内容、継続時間</u>:部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ● <u>水分補給</u>:0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ● <u>休憩の取り方</u>:激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。 |

(3) 児童に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

| | | |
|-----|-------------|------------------------------|
| 委員長 | 校長 | 対応の総括責任者 |
| 委員 | 教頭 | 校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行 |
| | 教務主任・主幹教諭 | 教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応 |
| | 養護教諭 | 実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止 |
| | 栄養教諭・学校栄養職員 | 給食調理・運営の安全管理、事故防止 |
| | 保健主事 | 教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐 |
| | 給食主任 | 栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底 |
| | 関係学級担任・学年主任 | 安全な給食運営、保護者連携、事故防止 |

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 校長等 | <ul style="list-style-type: none"> *校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。 |
| 全教職員 | <ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。 |
| 学級担任 | <ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に言い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 *食物アレルギーを有する児童の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。 |
| 養護教諭 | <ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。 |

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

| 実施項目 | 内容 | 実施時期 |
|-------------------------------------|--|----------|
| 1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握 | (A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。 | 11月～3・4月 |
| 2. 対象となる児童の保護者への管理指導表の配布 | ○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。 | 11月～3・4月 |
| ↓ ↓ ↓ | ① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出 | |
| 3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備 | ○校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など | 1月～3月・4月 |
| 4. 保護者との面談 | ○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。 | 2月～3月・4月 |
| 5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解 | 教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。 | 2月～3月・4月 |
| ↓ ↓ | 「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。） | |
| 6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告 | 「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。 | 8月～12月 |
| ↓ | 取組の継続実施 | |
| 7. 来年度に活用する管理指導表の配布等 | 配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。 | 2月～3月 |

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14を基に作成

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 〇〇市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

| | |
|--------------------------|---|
| 【レベル1】詳細な献立表対応 | *最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。 |
| 【レベル2】弁当対応 | *持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。 |
| 【レベル3】除去食 【レベル4】代替食対応 | *配布された献立内容を確認する。 *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。 |

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

| | |
|----------------|---|
| 調理実習 | *家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。 |
| 卵の殻を使った授業 | *卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。 |
| 牛乳パックの洗浄 | *リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。 |
| ソバ打ち・うどん打ち体験授業 | *ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。 |

| | |
|------------------|--|
| 小麦粘土を使った 図工授業 | *小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。 |
|------------------|--|

(7) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

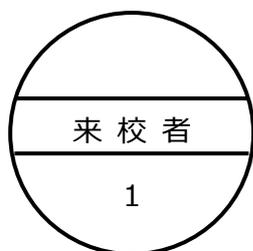
| 時間 | 児童・教職員 | 来校者・保護者 |
|--------------------------|--|---|
| 登校時間 〇時〇〇分～〇〇分 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童は校庭門から登校する。 ● 施錠担当教職員が、校庭を〇時〇〇分に解錠し、〇時〇〇分に施錠する。 ● 児童は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 常に正門横の通用口を使って出入りする。 |
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。 | |
| 下校時間 *曜日・学年により時間帯は異なる | <ul style="list-style-type: none"> ● 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。 | |
| 下校時間後 | <ul style="list-style-type: none"> ● 正門横の通用口より出入りする。 | |

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。
- 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には来校者胸章を1人1つ配布し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。
- 保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

〔来校者胸章〕



〔保護者カード〕

保護者カード

○ 年 ○ 組

児童名 ○ ○ ○ ○

※学年カラーで縁取りをする。

(3) 校内の巡視

- 通常授業日は、毎日始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計〇回、当日の〇〇担当教職員が「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。

(4) 校外の巡視・巡回

- 登下校時の巡視：別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が校舎周辺の巡視を行う。また、毎月第1〇曜日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
- 通学路の合同点検：「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、P T A・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
- 校区内パトロール：P T Aの協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。
- 地域見守り：「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

◆ 来校者予定表様式

来校者予定表

| 日付 | 来校時刻 | 所属 | 代表者 | 車両 有無 | 用件 |
|----|------|----|-----|----------|----|
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |
| / | : | | | 有・無 | |

・
・
・

◆ 来校者受付票様式

来 校 者 受 付 票

※太枠内にご記入ください。

| | | | |
|--------------|--------------------|------|---|
| 日付 | 年 月 日 () | | |
| 代表者氏名 | 他 () 名 | | |
| 所属 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 車両番号 | ※車両がある場合のみご記入ください。 | | |
| 訪問先 | | | |
| 用件 | | | |
| 来客用胸章 No. | | | |
| 受付時刻 | : | 返却時刻 | : |

◆ 保護者受付表様式

保 護 者 受 付 表

| 日付 | 来校時刻 | 年・組 | 児童名 | 用件 |
|----|------|-----|-----|----|
| / | : | 年 組 | | |
| / | : | 年 組 | | |
| / | : | 年 組 | | |
| / | : | 年 組 | | |
| / | : | 年 組 | | |
| / | : | 年 組 | | |

⋮

◆ 校内巡視チェックリスト

校内巡視チェックリスト

_____年_____月_____日

(始業前・__校時授業中・業間休み・昼休み・放課後)

担当者(_____)

| | | | |
|-------|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 教室 | <input type="checkbox"/> 1階教室 | <input type="checkbox"/> 2階教室 | <input type="checkbox"/> 3階教室 |
| 廊下 | <input type="checkbox"/> 1階廊下 | <input type="checkbox"/> 2階廊下 | <input type="checkbox"/> 3階廊下 |
| 階段 | <input type="checkbox"/> 東階段 | <input type="checkbox"/> 西階段 | |
| 体育館等 | <input type="checkbox"/> 体育館 | <input type="checkbox"/> 体育倉庫 | <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> プール |
| その他 | <input type="checkbox"/> 屋外トイレ | <input type="checkbox"/> 飼育小屋 | <input type="checkbox"/> 植栽周辺 |
| 気付き事項 | (場所: _____) | | |

施設／設備の主なチェックポイント

【教室、特別教室、体育館等】

- 照明に問題はないか。
- 室内の整理・整頓・清掃はできているか。
- 設備・備品の保管は適切か。
- 設備・備品・床等の破損はないか。
- (放課後の巡視) 施錠されているか。

【階段、通路】

- 滑らないか。
- 整理・整頓・清掃はできているか。
- 通行の妨げとなるような物が放置されていないか。

【全体】

- 消防設備、非常口等に問題はないか。
- 不審物はないか。

児童の行動等の主なチェックポイント

【校舎内】

- 施設の利用や児童等の行動に危険はないか。
- 庇や天窓に載ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

【遊具・固定施設・移動施設付近】

- 遊具等の利用の仕方に無理はないか。
- 遊具等を利用している者の行動に危険はないか。
- 遊具等の近くににいる者に危険はないか。

【運動場、体育館等】

- 運動や遊びをしている者との間に危険はないか。
- 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- 人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- 新しく児童の間で流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

校長は、毎年〇月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

| | |
|--|---|
| <p>校外活動全般</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED 配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない児童への対応について検討する。 |
| <p>宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ (食物アレルギー対応)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エピペン®等持参薬の使用法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意 |

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足(児童同士の弁当のおかずやおやつの交換)、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動(P T A主催イベントの模擬店など)、アレルギーとなる食品の清掃 等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制表 | <input type="checkbox"/> 児童名簿(緊急連絡先を含む) |
| <input type="checkbox"/> 訪問先の地図等(避難経路・避難場所) | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先医療機関の情報 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット | <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォン |
| <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ端末 |
| <input type="checkbox"/> 笛(危険を知らせるため) | |

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間(必要に応じて児童も含む)で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - (食物アレルギーを持つ児童がいる場合) 弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の〇〇(掲示場所)に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- 行事の受付（来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し）についてPTAに依頼する。
- 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

(2) 校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらおう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

◆ 緊急時の非常参集体制



参集基準は、学校設置者と十分に協議しておくことが大切です。

(1) 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

非常参集基準

● 地震

| 参集体制 | 参集基準： 〇〇市の震度 | 教職員の対応 | | | |
|-------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 緊急時 参集職員 | 校長・ 教頭 | 教務主任・ 学校安全担当 | その他 教職員 |
| 第1次参集 | 4 被害なし | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} |
| 第2次参集 | 4 被害あり | 参集 | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} |
| 第3次参集 | 5強又は5弱 | 参集 | 参集 | 参集 | 待機 ^{*1)} |
| 第4次参集 | 6弱以上 | 参集 | 参集 | 参集 | 参集 |

※第4次参集は「自動参集」：全教職員は管理職等からの要請を待たずに学校に参集。

● 風水害

| 参集体制 | 参集基準： 〇〇市の 警戒レベル | 教職員の対応 | | | |
|-----------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 緊急時 参集職員 | 校長・ 教頭 | 教務主任・ 学校安全担当 | その他 教職員 |
| 第1次 参集 | レベル3相当 大雨警報、洪水警報 〇〇川氾濫警戒情報 | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} |
| 第2次 参集 | レベル4以上 校区内の地区に 避難情報 ^{*2)} 発令 | 参集 | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} | 待機 ^{*1)} |

※第3～4次参集は、状況に応じて校長が判断。

- その他の事故・災害等：状況に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

*1) 「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと（必要に応じて応援を要請する場合があるため）。

*2) 避難情報とは、〇〇市の発令する「高齢者等避難」、「避難指示」のこと。

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 緊急時参集職員

校長は、毎年度当初に、当該年度の「緊急時参集職員」〇〇名を（原則として、学校から〇〇km以内に居住する者の中から）指名する。

令和〇年度の緊急時参集職員は、以下の者とする。

| 氏名 | 参集方法 | 参集所要時間（目安） |
|-------|----------|--------------|
| 〇〇 〇〇 | 徒歩 | 〇〇分（徒歩の場合） |
| 〇〇 〇〇 | 徒歩又は自家用車 | 〇〇分（自家用車の場合） |
| ： | ： | ： |

(4) 非常参集時の心得

○服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○持ち物：数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

持ち物の例

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォン <input type="checkbox"/> 携帯充電器 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯できる食料 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 現金（小銭） <input type="checkbox"/> 笛（ホイッスル） <input type="checkbox"/> 小型のライト <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> メモ帳・筆記用具 |
|--|

○非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

| 参集の種類等 | 避けるべき区域 |
|-----------------------------------|--|
| 地震時の参集：大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されている場合 | 津波ハザードマップ（津波浸水想定区域図）で津波の浸水が想定されている区域 |
| 風水害時の参集 | 洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）、土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域 |

○参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

○災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。

 **Point!**
参集途上の被害状況等を報告してもらうことで、本部における被害状況把握の一助になります。

(5) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制



設置基準は、学校の置かれた状況によって異なります。自校の状況に応じて、適切な判断基準を定めることが重要です。

(1) 事故・災害対策本部の設置基準

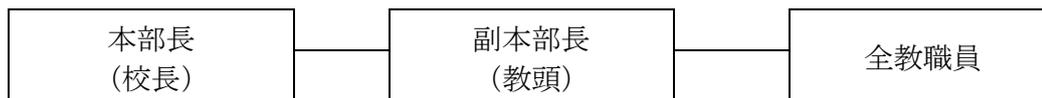
事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

| 本部体制 | 設置基準 |
|--|---|
| 警戒本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当・ 緊急時参集職員※) | *震度5弱又は5強の地震が発生した場合 *津波注意報が発表された場合 : : : |
| 事故・災害対策本部 (全教職員) | *震度6強以上の地震が発生 *津波警報、大津波警報が発表された場合 *学区内で発生した災害により、大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合 : : |

※緊急時参集職員は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ。

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



指揮命令者順位

| 順位 | 氏名 | 緊急連絡先 |
|----|------------|--|
| 1 | 〇〇 〇〇 (校長) | 【携帯】000-0000-0000 / 【mail】aaa@aa.ne.jp |
| 2 | 〇〇 〇〇 (教頭) | 【携帯】000-0000-0000 / 【mail】aaa@aa.ne.jp |
| 3 | 〇〇 〇〇 | 【携帯】000-0000-0000 / 【mail】aaa@aa.ne.jp |
| 4 | 〇〇 〇〇 | 【携帯】000-0000-0000 / 【mail】aaa@aa.ne.jp |
| 5 | 〇〇 〇〇 | 【携帯】000-0000-0000 / 【mail】aaa@aa.ne.jp |

(3) 警戒本部

校長・教頭・教務主任・学校安全担当・緊急時参集職員（勤務時間外のみ）を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

| 班 | 役割 | 準備物 |
|--|---|--|
| 警戒本部班 担当： 校長 教頭 〇〇〇〇 〇〇〇〇 | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設被害状況、異常等の確認 ● 災害情報等の収集 ● 使用する資器材の準備 ● 〇〇市教育委員会への報告 <li style="text-align: center;">： <li style="text-align: center;">： | 危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ、テレビ 無線装置、衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン ； ； ； |

(4) 学校事故・災害対策本部

学校事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

| 班 | 役割 | 準備物 |
|---|--|--|
| 対策本部班 担当： 校長(本部長) 教頭 (副本部長) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事故・災害の情報収集・取りまとめ ● 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ● 各班との連絡調整 ● 緊急時持ち出し品の搬出・保管 ● 記録日誌・報告書の作成 ● 〇〇市教育委員会との連絡調整 ● 〇〇市災害対策本部との連絡調整 ● 報道機関への対応 ● 学校再開に向けた対応 ● [学校事故発生時のみ] 教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口 <li style="text-align: center;">： <li style="text-align: center;">： | 危機管理マニュアル、 学校敷地図等図面一式、 携帯型ラジオ、テレビ、 ハンドマイク、懐中電灯、 緊急活動の日誌、拡声器、 ホイッスル、 トランシーバー、 無線装置、衛星携帯電話、 携帯電話・スマートフォン ； ； |
| 安否確認・ 避難誘導班 担当： 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童及び教職員の安否確認 ● 安全な避難経路での避難誘導 ● 負傷者の把握 ● 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録 ● 行方不明の児童、教職員の把握・報告 <li style="text-align: center;">： <li style="text-align: center;">： | クラスの出席簿 行方不明者記入用紙（児童・ 教職員） ； ； |

| | | |
|---|---|--|
| <p>安全点検・消火班 担当： ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 初期消火 ● 避難、救助活動等の支援 ● 施設・設備の被害の状況確認 ● 校内建物の安全点検・管理 ● 近隣の危険箇所の巡視 ● 二次被害の防止 ： ： | <p>消火器、ヘルメット、 携帯型ラジオ、 道具セット、 手袋、被害調査票等 ： ：</p> |
| <p>応急復旧班 担当： ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の把握 ● 応急復旧に必要な機材の調達と管理 ● 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ● 避難場所の安全確認 ： ： | <p>被害調査票等、 ヘルメット、 構内図、ロープ、標識、 バリケード等 ： ：</p> |
| <p>救護班 担当： ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童及び教職員の救出・救命 ● 危険箇所等の確認 ● 負傷者の搬出 ● 負傷者の負傷程度の確認・通報 ： ： | <p>安全靴等、防災マスク、 ヘルメット、毛布、革手袋、 トランシーバー、担架、A E D ： ：</p> |
| <p>救急医療班 担当： ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 医師等の確保、手当備品の確認 ● 負傷者の保護・応急手当 ● 関係医療機関との連携 ● 心のケア ： ： | <p>応急手当の備品、 健康カード、担架、水、 毛布、A E D ： ：</p> |
| <p>保護者連絡班 担当： ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 引渡し場所の指定 ● 保護者等の身元確認、児童引渡し ● P T A との連絡調整 ● 保護者会の開催 ： ： | <p>引渡し事前登録カード、 出席簿、 集合場所でのクラス配置図 ： ：</p> |
| <p>避難所協力班 担当： ○○○○ ○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ● 避難者の名簿作成 ● 緊急物資の受け入れと管理 ● ボランティアの受け入れ <p>※本校に避難所が開設された場合のみ</p> | <p>マスターキー、 バリケード、 ラジオ、ロープ、 テープ、校内配置図 避難者への指示（文書） ： ：</p> |

全ての教職員は、上記の役割分担に基づき、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により各班の業務量に偏りが生じた場合などは、対策本部班の調整に基づき、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

◆ 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 一斉メール配信（〇〇システム）：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- ② 本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

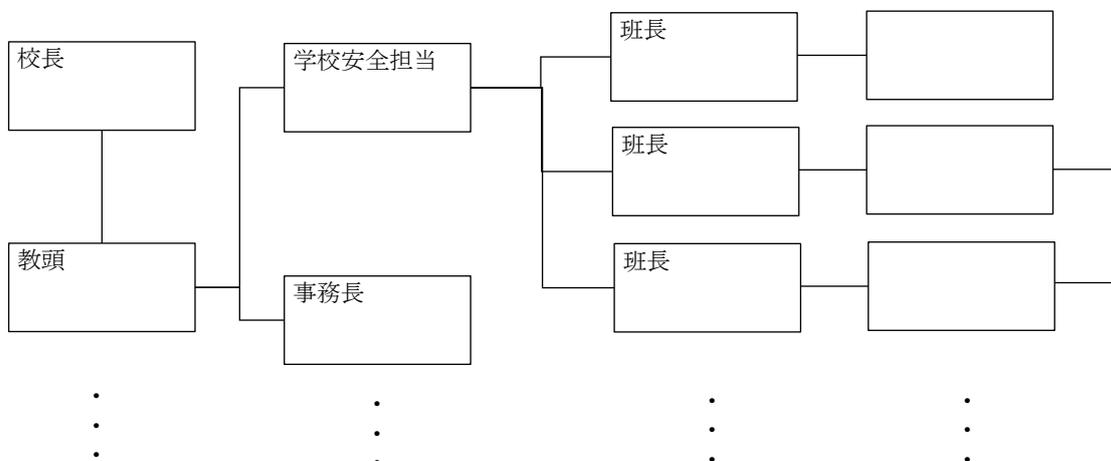
【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- ① 電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- ② 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。
- ③ オンライン授業システム「△△」：〇〇年より導入のオンライン授業システム「△△」に含まれる連絡帳ツール「□□」を用いて学級担任と家庭との双方向のやり取りが可能となる。

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、校門横掲示板や△△公民館の掲示板を使って学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問（避難所訪問）によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は下記連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を活用する。



◆ 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。

校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

(1) ○○市・公的機関

| 機関（課室所）名 | 電話・FAX | 住所・メール | 備考 |
|-----------------|--------|--------|----|
| ○○市教育委員会 | | | |
| △△課 | | | |
| □□課 | | | |
| 近隣の学校 | | | |
| △△小学校 | | | |
| □□小学校 | | | |
| ○○中学校 | | | |
| ○○市・公的機関 | | | |
| 防災担当部局 | | | |
| （災害対策本部） | | | |
| △△保健所 | | | |
| ○○警察署 | | | |
| ○○交番 | | | |
| □□消防署 | | | |



Point!

発生事象により窓口が異なる場合は、事象別に整理しておくといでしょう。

※○○市教育委員会への報告は、「被害状況連絡票」を用いて行う。

(2) 医療機関

| 機関名 | 電話・FAX | 住所・メール | 備考 |
|-------------|--------|--------|----|
| 【学校医】○○病院 | | | |
| 【内科】○○病院 | | | |
| 【外科】○○病院 | | | |
| 【脳神経外科】○○病院 | | | |
| 【眼科】○○病院 | | | |
| 【歯科】○○病院 | | | |
| 【学校薬剤師】○○薬局 | | | |

※受診時にはかならず事前に電話連絡すること。

(3) その他関係機関・組織

| 機関・組織名 | 電話・FAX | 住所・メール | 備考 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 地域の組織 | | | |
| P T A会長 | | | 〇〇さん |
| 〃 副会長 | | | 〇〇さん |
| 〇〇町自治会会長 | | | 〇〇さん |
| 〇〇町自主防災会 会長 | | | 〇〇さん |
| 防犯ボランティア代 表 | | | 〇〇さん |
| 公共交通機関・タクシー | | | |
| 〇〇鉄道 | | | 総務課 |
| △△バス | | | 総務課 |
| 〇〇タクシー | | | |
| その他 | | | |
| (株) 〇〇警備 | | | 機械警備 |
| △△電気 (株) | | | 電気設備関係 |
| □□水道 (株) | | | 水道設備関係 |

上記のうち、以下の連絡先を校長室・職員室・事務室の〇〇(掲示場所) に常に掲示する。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 〇〇市教育委員会 | 電話：00-0000-0000/FAX：00-0000-0000 |
| △△課 | 電話：00-0000-0000 |
| △△課 | 電話：00-0000-0000 |
| 〇〇交番 | 電話：00-0000-0000 |
| 〇〇警察署 | 電話：00-0000-0000 |
| □□消防署 | 電話：00-0000-0000 |
| (株) 〇〇警備 | 電話：00-0000-0000 |

◆ 通信・情報収集手段

(1) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段及び情報収集先

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段は以下のとおりとする。

- 携帯型ラジオ(3台、うち1台は手回し式)、必要に応じて教職員の自家用車車載ラジオ
- 職員室設置テレビ、教職員の携帯のワンセグ機能
- 電話・FAX、教職員の携帯電話・スマートフォン、乾電池式充電器、モバイルバッテリー
- 職員室設置 PC
- 防災行政無線(受信機)、広報車

津波情報をはじめ災害等に関する情報や避難に関する情報の収集先は以下のとおり。

- ○○市ウェブサイト (https://www.city.*****.lg.jp)
- ○○市 Twitter (@*****)
- ○○市メールサービス(登録型)
- テレビ・ラジオ各局放送、○○コミュニティ FM (FM○○.○kHz)
- △△県防災ポータル(https://www.*****.lg.jp)
- 国土交通省防災ポータル(https://www.mlit.go.jp/*****)
- 国土交通省川の防災情報(<https://www.river.go.jp/portal/#80>)
- 気象庁防災情報(<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- □□防災アプリ(NHK ニュース・防災、Yahoo!防災速報等)
- ◇◇ラジオアプリ(スマートフォンでラジオが聞けるアプリ)



それぞれの収集先からどのような情報を得て、それをどう活用するかについては、あらかじめ検討し、職員研修などで訓練等を行っておきましょう。

平時から、以下の対策により災害発生初期の情報収集に備える。

- 携帯型ラジオは、予備の電池とともに持ち出せるようにする。
- 携帯型ラジオは、ワイドFM 受信のため、94.9MHz まで受信可能なものとする。
- 携帯型ラジオには、下図のようなラベルを取りつけ、ラジオ局と周波数がわかるようにする。



NHK ラジオ第1 (AM) : ○○○kHz
 NHK ラジオ第2(AM) : ○○○kHz
 ○○コミュニティ (FM) : ○○○kHz . . .

- 職員室の PC には、上記の情報収集先をお気に入り登録しておく。
- [] のサービス・アプリについては、教職員は各自スマートフォンにインストールしておく。
- 校長・教頭・学校安全担当は、スマートフォンを常に携帯しておく。

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報伝達手段として以下の手段を備える。

| 手段（備品） | 保管場所 |
|---------------|------------------------|
| 拡声器（3台） | 校内放送設備横の棚 |
| トランシーバー（子機3台） | 校内放送設備横の棚 |
| ホイッスル | 各自保管と校内放送設備横の棚に予備（未使用） |

校内放送が使用不可と判明した場合には、校長の指示を受けた職員4名が拡声器とホイッスルを使って避難指示等を行う。授業中は1階・2階・3階・4階教室に向けて手分けをする。

(3) 外部との相互通信のための手段

本校は〇〇市の指定避難所として指定されており、災害時に〇〇市災害対策本部との相互通信や、関係機関との連絡に使用するため、以下の機器が配備されている。

| 手段（備品） | 保管場所 |
|--------------------------|--------------------------------|
| 移動系無線装置 | 職員室（〇〇〇） |
| 衛星携帯電話（1台） | 職員室（非常用持ち出し袋内） |
| 災害時優先電話（1台） | 職員室（〇〇〇） |
| 災害時用公衆電話 （特設公衆電話）（1台） | 電話機 職員室（〇〇棚内） 回線 体育館（〇〇〇付近） |

なお、万一、上記の機器を含め、すべての通信手段を利用できない場合には、伝令等の直接的な手段を用いることを検討するものとする。

◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者

(1) 緊急時持ち出し品（職員室キャビネット）

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室〇〇キャビネットに備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。なお、キャビネット横には「本部」の案内旗を備えて、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

| | |
|------------|---|
| 避難に用いる物品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理マニュアル ● 懐中電灯、単一電池×2 ● 携帯型ラジオ・電池 ● ハンドマイク、ホイッスル |
| 応急手当に用いる物品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等） |
| 名簿・各種連絡先 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童緊急連絡用名簿 ● 引渡しカード ● 関係機関の緊急連絡先一覧 |
| 各種図面 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種防災設備の配置図 |
| 各種様式 | <ul style="list-style-type: none"> ● 行方不明者記入様式（児童・教職員） ● 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 ● 〇〇市教委への緊急連絡票 |

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

| 順位 | 氏名 |
|----|-------------|
| 1 | 〇〇 〇〇（教頭） |
| 2 | 〇〇 〇〇（教務主任） |
| 3 | 〇〇 〇〇 |

(2) 緊急時持ち出し品（保健室）

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

(3) 各学級の持ち出し品

各学級には、以下の物品を入れた「緊急持ち出し袋」を配置する。毎年度初めに各学級担任は、内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

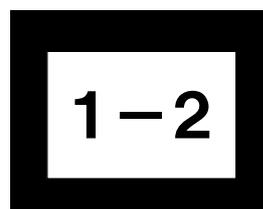
| | |
|------------|--|
| 学級用緊急持ち出し袋 | メガホン、懐中電灯、単一電池×2、タオル、三角巾、マジック、軍手、ホイッスル、クラス名簿 |
|------------|--|

また、出席簿の裏面には、避難・引渡し時に掲げてクラスを判明しやすくするため、クラス番号を大きく記載する。

【表面】



【裏面】



出席簿を、避難誘導や引渡しの際のクラスの標識として流用するアイデアです。

各学級担任（もしくは授業担当教員）は、事故・災害等の発生により避難する場合、上記の出席簿及び学級用緊急持ち出し袋を持ち出すものとする。

◆ 重要書類等の保管・整備

(1) 学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、学校安全担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

| 保管場所 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 校長室設置の 耐火・防水キャビネット (施錠保管) | <ul style="list-style-type: none"> ● 校長印 ● 職印 ● 学校沿革史 ● 職員人事関係書類等 ● 卒業生台帳 ● 指導要録 |

(2) 学校関係図面の整備

事故・災害等に備え、以下の図面を事務室（〇〇〇キャビネット）に保管する。

- 校地・校舎平面図（白図）：〇〇枚
- 校舎等の電気配線図
- 同 水道配管図
- 同 電話配線図

◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式



記録の作成は、かならず担当者を決めておきましょう。

事件・事故・災害等発生時の情報整理様式

記録者 ()

| 月日 | | 時間 | 発生した事柄 | 対応者 | 学校対応 | 補足 |
|----|--|----|--------|-----|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

: : : : :

記録すべき内容の例

- 事件・事故・災害被害等の発生状況・概要
- 負傷者・被害者の事件・事故・災害発生直後の状況（氏名、学年、保護者氏名、症状、応急手当、搬送時刻、搬送先）
- 学校の対応状況（時刻、対応者名・関係者名）
- 学校から外部への連絡状況（時刻、対応者名・関係者名）
- 警察等関係機関との連携状況
- 報道機関等への対応状況



事故・災害時における状況判断と意思決定のためには、事実関係を時系列などの形でしっかりと整理しておくことが重要です。このような様式をあらかじめ用意しておき、訓練などで使用して、記入作業に慣れておきましょう。
 実際の事故・災害時には、当初は黒板・ホワイトボードなどに記載して教職員間で共有しやすいようにしておく有効です。その後、パソコンに入力したり、写真撮影したりすることで、保存性を高めます。

◆ 事故・事件対応記録様式

児童が事故・事件の被害にあった場合には、以下の様式を用いて情報を整理する。

| | |
|---------------------|--|
| 事故被害児童 ()年()組 名前： | |
| 保護者氏名： TEL： | |
| ※校内関係者がいる場合 | |
| 関係者 ()年()組 名前： | |
| 関係者 ()年()組 名前： | |
| 発生日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 |
| 事故概要 | |
| 発生場所 | |
| 原因等 | |
| 事故発生後の様子 | 意識・出血・呼吸・脈・体温・顔色・痙攣・疼痛・外傷等 |
| 応急措置 | 気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物の除去・保温・冷却・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ等 |
| 搬送先病院 | TEL： |
| 病院等での容態 | |
| 保護者への連絡状況 | |
| 備考 | |

◆ 校内の備品・備蓄品

(1) 共通備品・備蓄品

本校における事故・災害時に備えた備品・備蓄品については、別表「備品・備蓄品一覧」に示す。

校長は、担当教職員に指示して、毎年1回備品・備蓄品の消費期限の確認・補充、動作確認等の管理を確実に実施する。

なお、本校には〇〇市により防災備蓄倉庫が設置されているが、当該倉庫内の物資は〇〇市の災害対応（避難所設置・運営、その他）に用いることから、原則として、本校の活動には利用しない。

(2) 児童・教職員用の備品・備蓄品

校長は、災害発生時に児童・教職員が学校待機する場合等に備えて、以下の備蓄等を推進するものとする。

なお、学校待機が長期化するなどして事前の備蓄が不足した場合等は、〇〇市教育委員会を通じて〇〇市災害対策本部に支援を要請する。

① 児童用備蓄品

下記の食料等を各家庭で準備し学校に持参・保管することを、毎年度初めに保護者に依頼する。なお、各家庭で準備する際には、個々の児童のアレルギーなどに留意するよう促す。

[各家庭で準備する児童用備蓄品]

◆非常食（1年以上保存でき、そのまま食べられるもの）〇日分

◆飲料水（500ml ペットボトル×〇本）

：

：

◆その他、児童の健康状態等に応じて不可欠な物品（医薬品等）

児童が持参した食料等は、記名・密封した上で、原則として〇〇室（保管場所）に保管するものとする（管理担当教職員：〇〇〇〇）。ただし、医薬品など保管環境に特別な配慮を必要とする場合は、その都度、保管場所・管理方法を検討する。

② 教職員用備蓄品

全ての教職員は、災害発生時における自らの身の安全確保・災害対応等のため、下記の物資・食料等を準備し、職員室の各執務場所に保管・管理するものとする。

[各教職員が準備する備蓄品]

◆非常食（1年以上保存でき、そのまま食べられるもの）〇日分

◆飲料水（500ml ペットボトル×〇本）

◆ヘルメット

：

：

◆その他、児童の健康状態等に応じて不可欠な物品（医薬品等）

◆ 家庭との共有事項

(1) 保護者との共有の時期・方法・内容

校長は、各学級担任を通じて、保護者に対し以下①～④に記載する事項を確実に依頼・周知する。

- 依頼・周知時期：新1年生は新入生説明会、他学年は毎年度最初の保護者会、学年途中の転入児童については転入手続き時
- 依頼・周知方法：保護者会における資料配布、及び学級担任からの説明

① 学校と家庭の情報伝達・連絡方法について

学校から家庭へ情報伝達するための手段として、入学時に、〇〇システム（一斉メール配信システム）への保護者メールアドレスの登録を依頼する。

あわせて、学校と家庭の情報伝達・連絡の手段として以下の点について周知する。

○ 学校から家庭への情報伝達手段

- 1) 〇〇システム（一斉メール配信システム）
- 2) 本校ウェブサイトへの掲載

○ 家庭と学校との相互連絡手段

- 1) メール（学校代表アドレス：aaa@aa.ne.jp ※緊急時のみ使用）
 - 2) 電話
- ※（〇〇年オンライン授業システム「△△」導入後）連絡帳ツール「□□」

○ 電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・ 本校ウェブサイトへの掲載
 - ・ 学校入口（校門）への掲示
 - ・ 避難所への掲示
 - ・ P T A役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
 - ・ 〇〇市からの広報（〇〇市教育委員会を通じて要請）

② 各種基準について

事故・災害発生時の各種基準について、保護者に周知する。

- 児童の一斉下校、引渡し、学校待機の基準
- 災害発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断時刻・連絡方法



保護者の勤務や家庭での避難行動等に関わることもあるため、臨時休業を判断する時刻は明確化しておきましょう。

③ 家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）
 - 自宅・学校のどちらに向かうか（自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く等）
 - 大きな地震の場合の避難先（近隣の津波避難ビル）
 - 通学路上の「子ども 110 番の家」の場所
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
 - 自宅で自分の身を守る行動の取り方
 - 保護者との連絡の取り方（複数の手段）
- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応
 - 学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

④引渡しの事前登録と引渡し方法について

年度初めに、「引渡し事前登録カード」を記入してもらい、引取り者となる保護者のための「引渡し控えカード」を児童 1 名につき 3 枚ずつ配布する（毎年更新）。

引渡し事前カード記入・提出、更新の際には、引渡しに関する以下の留意点についても伝達する。また、引渡しの場所と方法、動線等についても併せて伝達する。

- 引渡し事前登録カード及び控えカードは、毎年更新することとします。
- 引渡し控えカードは、必要事項を記入の上、財布などに入れて常に身に付けるようにしてください。
- 津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないでください。
- 学校に迎えにいらした段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは児童・教職員とともに避難場所へ避難することをご了承ください。
- 通学路にある土砂災害警戒区域（○○、△△）は、地震や大雨の際に、二次災害としての土砂災害が想定されています。そのため、児童の送迎にはこの区域を避けて通行するようにしてください。

(2) 校外活動など通常授業とは異なる状況での対応について

通常授業とは異なり学校外で活動・学習を行う際に事故・災害が発生した場合の対応について、校長は、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対して伝達する。

◆ 引渡し事前登録カード

| 引渡し事前登録カード | | | |
|---|--------|-----------------------|---------------|
| 児童氏名 年 組 | | 在学の兄弟姉妹 年 組 年 組 | |
| 保護者氏名 | | 住所 | |
| 自宅電話番号 | | 携帯電話番号 | |
| 番号 | 引取り者氏名 | 続柄 | 連絡先（電話・住所） |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 集団下校を行う場合、集団下校ではなく、上記の引取り者への引渡しを希望しますか。（右欄のいずれかに○印） | | | 希望する 希望しない |
| 災害等により保護者等の帰宅が困難になる場合に学校に留めることを希望しますか。（右欄のいずれかに○印） | | | 希望する 希望しない |

※緊急時の引渡しは、この登録カードに記載されている引取り者のみに行います。
引渡しを受ける際には、ご家庭用「控え」カードと身分証となるものを持参してください。



◆ 引渡し控えカード

引渡し時には、保護者等が持参するこのカードと、事前登録カードの内容を照合して、事前登録された引取り者であることを確認します。

【表面】

| 引渡し控えカード | |
|----------|--|
| 児童氏名 | |
| 年 組 () | |
| 年 組 () | |
| 年 組 () | |
| 引取り者 () | |
| 続柄 () | |
| 電話 () | |
| 住所 () | |

【裏面】

| |
|---|
| <p>〇〇市立△△小学校 電話番号 00-0000-0000 学校ウェブサイト：https://www.***.lg.jp 学校代表メールアドレス：aaa@aa.ne.jp</p> <p>※引渡しの際にはこのカードを身分証とともに提示してください。 ※学校代表メールアドレスは緊急時にのみ使用します。 ※津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険が迫っている場合には、無理に迎えに来ないでください。 ※地震・大雨の際には、土砂災害警戒区域（〇〇、△△）の通行を避けてください。</p> |
|---|

※名刺大カードとし、必要事項記入後は常に携帯してもらう。

◆ 地域・関係機関等との連携

(1) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

| 連携する関係機関等 | 協力・支援を受ける事項、連携内容 |
|---|---|
| 教育委員会* | 危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討 |
|  Point! 教育委員会への連絡については、報告する内容や報告先について、事前に調整しておきましょう。 | |
| 近隣の学校* | 不審者情報の共有、災害対応（臨時休業等）の検討、事故等発生時のサポート |
| 自治体防災担当部局 | 防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点（避難所）の運営に関する検討、防災専門家の紹介 |
| P T A * | 不審者情報の共有、通学路の安全点検、防犯パトロール、児童への指導、事故等発生時における協力 |
| 自治会・自主防災組織* | 学校施設の鍵の保管について、防災拠点（避難所）の運営に関する検討 |
| 消防* | 消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、救急処理、病院への搬送 |
| 警察* | 防犯教室・防犯訓練の支援（講師・講評等）、不審者情報の提供、要注意箇所の点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等 |
| 地域の関係団体、住民、ボランティア等* | 不審者情報の共有、防犯パトロール、事故等発生時の避難場所の提供（子ども110番の家等）、事故等発生時の安全確保と通報（登下校時、校外活動時） |
| 放課後児童クラブ | 避難計画等の検討・共有、引渡しに関する連携 |
| スクールバス運行主体 | スクールバス運行時の避難計画等の検討、共有 |
| 学校医、地域医師会 | 学校の衛生管理、治療、カウンセリング |
| 近隣の商店や企業 | 地域の見守り、事故等発生時の避難場所の提供（子ども110番の店等）、児童の安全確保と通報（登下校時、校外学習時） |
| 高層住宅管理者 | 津波発生時の避難場所の提供 |

*印：〇〇〇〇協議会構成員

(2) ○○○○協議会

校長は、近隣の学校と連携した○○○○協議会を開催し、(1)に示した表の*印の主体とともに、学校安全に関する意見交換や意見調整を行い、連携・協力支援体制の構築・維持を図るものとする。

| | | |
|---------|--|--------------|
| 目的 | 日頃から関係者が連携を深め、児童の安全確保が円滑に行えるようにする。 *校長・教頭・学校安全担当等が地域との連絡窓口として周知される。 *地域や関係機関の担当者が学校関係者に周知される。 *学校の取組や体制、児童の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。 *事務局は○○中学校におく。 | |
| 委員会の構成 | 本校・○○小学校・△△小学校・□□中学校の教職員 | 校長、教頭、学校安全担当 |
| | 本校・○○小学校・△△小学校・□□中学校のPTA | 会長、関係役員・担当者 |
| | ○○市教育委員会 | △△課、□□課 |
| | 警察署担当者 | |
| | 消防署担当者 | |
| | ○○自治会会長、△△自治会会長 | |
| | スクールガード・リーダー代表 | |
| | ボランティア団体代表 | |
| | 交通安全指導員代表 | |
| | 子ども110番の家等協力者代表 | |
| 開催時期・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・【4月】顔合わせ、体制の確認、地域の状況について情報交換 ・【各学期1回】地域・学校の状況について情報交換、各種取組について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> *事故等を未然に防ぐ日常的な取組 *事故等が発生した場合の取組 ・【臨時開催】事故発生時等に地域・学校の状況について情報交換 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の内容について、公開できる情報については○○市広報誌や学校だより、学校ウェブサイト等で共有する。 ・その際、個人情報の取扱について厳重に配慮する。 | |

(3) 避難所運営に関する事前協議・調整

本校は○○市の指定避難所に指定されており、△△自治会、□□自治会、○○自治会の住民が災害時に避難することとなっている。

避難所の開設・運営は、○○市災害対策本部及び上記3自治会で構成する避難所運営協議会により行われることから、本校は施設管理者としてこれを支援するため、以下の点について事前に協議・調整を行っている。

① 勤務時間外の避難所開設に伴う鍵の保管

勤務時間外など教職員不在時の避難所開設に備え、避難所開設・運営に関わる〇〇市担当者及び地域の自治会役員等が校門・体育館の鍵を保管することとする。

(別表「校門・体育館の鍵の管理票」参照)

② 避難所としての学校施設の利用方法

避難所として開放しない区域（非開放区域）は、別表「校内の非開放区域」のとおりとする。また、具体的にどのように利用するかについては、以下の点に留意して、別途、避難所としての学校施設の利用図に定めるものとする。

- 開放区域については、避難者利用開始直後に開放する第一次開放スペース、避難者が増えた場合に開放する第二次開放スペースに区分する。
- 地震災害の場合と風水害（浸水被害あり）の場合とで異なる計画を作成する。
- 災害救援物資が搬入される際の保管場所をあらかじめ明確化する。
- 児童の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、児童と避難者の動線を区分する。

(別表「校内の非開放区域」、別図「避難所としての学校施設の利用方法」参照)

③ 本校による避難所運営支援内容

本校は、学校の施設管理者として、本校における避難所開設・運営において以下の支援を実施する。

- 施設・設備の安全確認、危険区域・非開放区域等の立ち入り禁止措置
- 避難所運営協議会の会議への参加、必要な助言・支援

◆ 校門・体育館の鍵の管理票

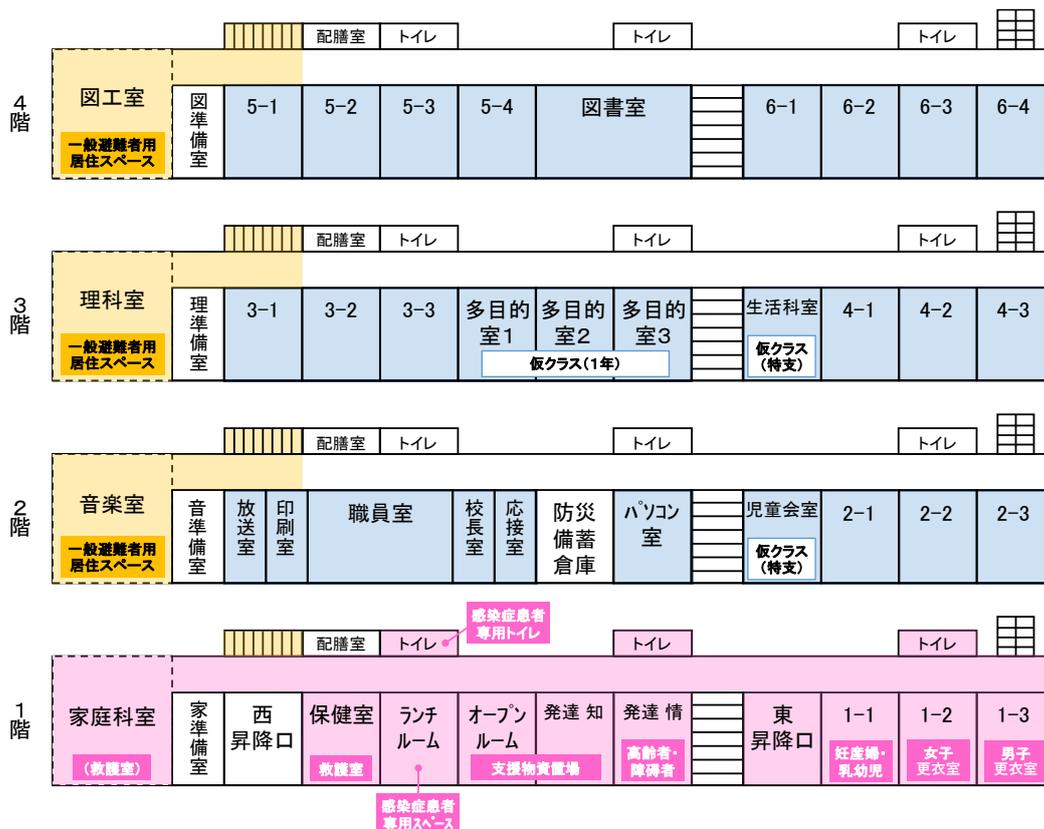
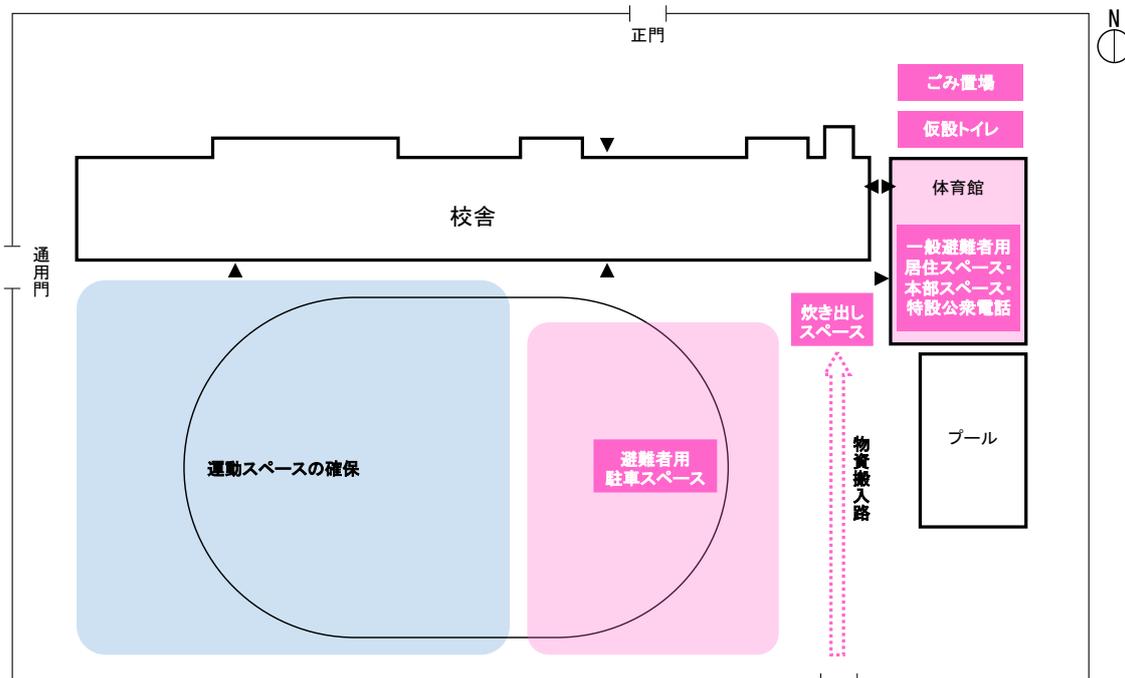
| | 鍵番号 | 管理者 | 備考 |
|-------------|-----|-----------------|-----------|
| 校 庭 門 | 1 | 本校教頭 () | |
| | 2 | 〇〇市役所△△課*課長 () | |
| | 3 | 〇〇自治会長 () | 避難所運営協議会長 |
| 体 育 館 | 1 | 本校教頭 () | |
| | 2 | 〇〇市役所△△課*課長 () | |
| | 3 | 〇〇自治会長 () | 避難所運営協議会長 |

※〇〇市災害対策本部における避難所管理運営担当部署

◆ 校内の非開放区域

| 非開放区域 | 非開放の理由 |
|----------------|-------------|
| 校長室、職員室 | 個人情報管理のため |
| 放送室、コンピュータールーム | 機器管理のため |
| 理科室 | 機器・薬品等管理のため |
| ： | ： |
| ： | ： |
| ： | ： |

◆ 避難所としての学校施設の利用方法



- 避難所第一次開放エリア (避難所利用開始直後に開放)
- 避難所第二次開放エリア (避難者が増えた場合に開放)
- 教育活動エリア (非開放区域)



利用計画の作成に当たっては、別途、新型コロナウイルス感染症対策に関する通知等も確認してください。また、専門家による確認・アドバイスを求めることも望まれます。

◆ 津波避難計画

以下、避難確保計画（津波）のサンプルを示しますが、避難確保計画に記載すべきとされる「計画の目的」「計画の適用範囲」「防災体制」「情報収集及び伝達」「避難の確保を図るための施設の整備」「防災教育及び訓練の実施」については危機管理マニュアルの他の項目と重複するため、ここでは「避難誘導」及び計画の見直しに関する事項のみ記載します。

(1) 避難場所

地震発生後の避難場所は下表のとおりとする。

なお、津波の到達予想時刻等を鑑みて二次避難の暇がないと考えられる場合には、校長は、直ちに三次避難場所への避難を指示するものとする。

| | |
|----------------|---|
| 一次避難 (初期対応) | 机の下（もしくは「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所） |
| 二次 避難場所 | 本校校庭 |
| 三次 避難場所 | (1) ○○公民館（○○町△丁目・・・） (2) △△中学校 ※ただし、津波の到達予想時刻や児童等の健康状態、避難経路等の被災状況などから、上記の三次避難場所への避難が困難と考えられる場合は、本校3階○○○室に避難し、屋内安全確保を図る。（ハザードマップの想定浸水深により、屋内安全確保が可能と判断される） |



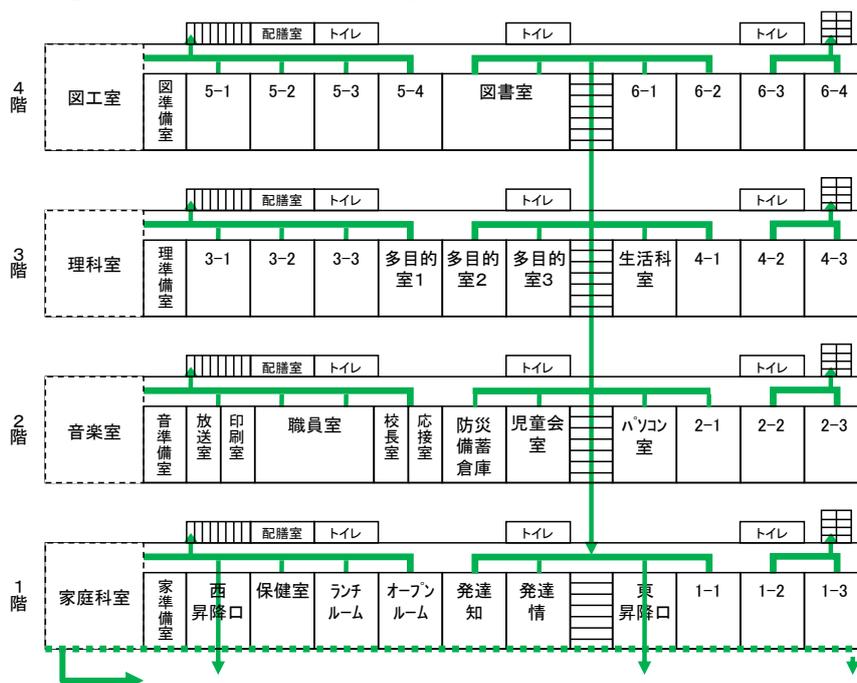
避難経路が通行不可の場合などに備え、三次避難の避難経路や避難先は複数想定しておくといでしょう。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は下図のとおりとする。

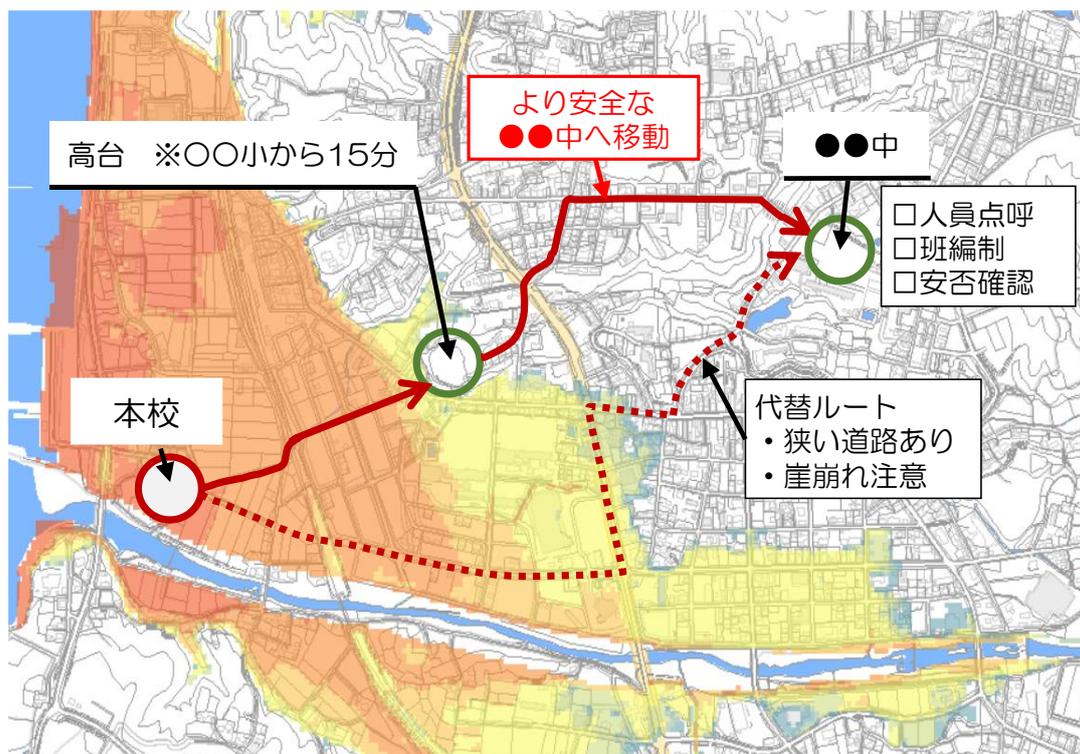
【校内～二次避難場所（校庭）まで】

※避難開始から完了までにかかる時間の目安：○○分



【二次避難場所（校庭）～三次避難場所まで】

※避難開始から完了までにかかる時間の目安：〇〇分

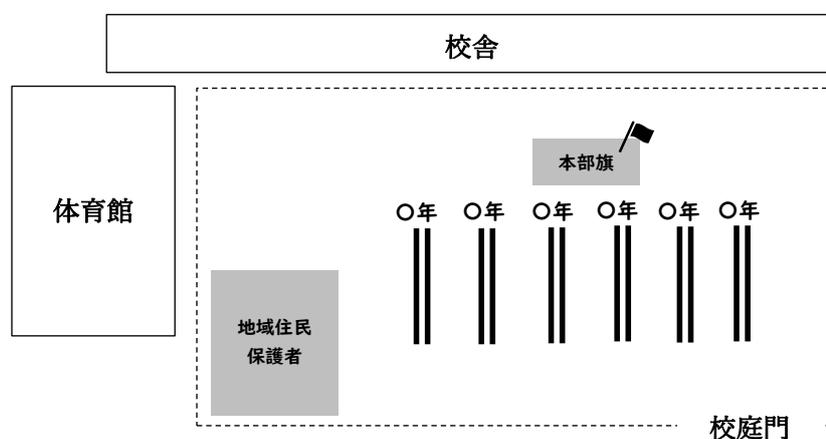


(3) 避難誘導方法

避難誘導の方法は以下のとおりとする。

【校内～二次避難場所（校庭）まで】

- 地震の際のクラスごとの避難経路を教室内に掲示し、日頃から児童にも周知する。
- 避難経路の安全を確認した上で避難誘導を行う。
- 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- 天候や季節によっては、二次避難の際に教室から防寒具（上着）を持参することを検討する。
- 校庭での隊形は以下のとおりとする。

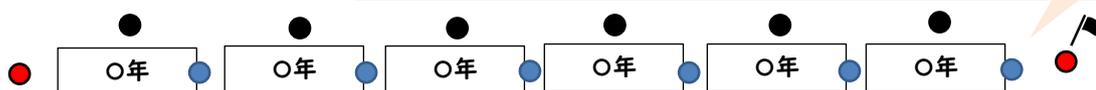


【二次避難場所（校庭）～三次避難場所まで】

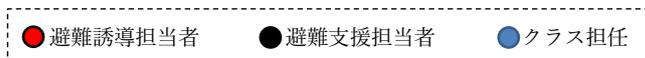
- 二次避難場所（校庭）から三次避難場所までの避難経路の安全確認を担当者が実施する。
- 避難中に児童を見失わないよう、移動時の隊列及び教員配置は以下を基本とする。避難誘導に当たっては、拡声器やメガホン等を活用し、先頭と最後尾に避難誘導担当者を配置する。



各校の実態（児童生徒数等）に応じ、避難訓練などを通じてより迅速な避難が可能となる順序等を検討しておきましょう。



※児童は2人で手をつなぎ隊列を組む



- 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- 教職員は、クラス隊列から離れないよう、隊列が長くなりすぎないように支援する。
- 負傷者がいる場合には、保健室に備えてある簡易担架・布担架で運ぶこととする。
- 児童を引取りに来た保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する。ともに避難するとなった場合は、要配慮者への協力・支援を求める。

【その他の留意点】

- 避難後は、警報等の解除を確認した上で、安全な場所で保護者に児童を引き渡すことを基本とする。
- 三次避難場所に到着した後、校庭と同じ隊形で安全確保を図る。
- 津波到達予想時刻を過ぎても気を緩めることなく、さらなる避難の可能性を念頭に置き情報収集を続ける（津波は繰り返し襲来する）。
- 避難完了後も、常に周囲の状況を把握することを心がける。また、余震に注意する。

(4) 避難計画の報告

校長は、本避難計画を作成、見直しした際には、〇〇市担当部局を通じて、〇〇市長に報告するものとする。



各種法令に基づき作成する避難確保計画等は、市町村长へ報告することが求められています。

◆ 避難訓練の実施



各種関連法に基づき避難促進施設等に指定されている場合は、年1回の避難訓練が義務付けられています。

(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

特に、津波避難（一次避難～三次避難まで）に関して、全児童・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練は年1回必ず実施する。その他の条件については、全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため、複数年度単位で計画する。



地震・火災のほかにも、自校の状況を踏まえ、様々な災害を想定して避難訓練を実施しましょう。

【地震（津波）及び火災の訓練】

| | | |
|--------------------------|------|---------------------------|
| 事故・災害 | 予告有無 | 他の条件 |
| 地震①（津波危険あり） ②（火災あり） | 予告あり | 避難経路一部使用不可 管理職不在 |
| 火災①（校内より発災） ②（近隣にて発災） | 予告なし | 電話不通・停電あり 朝学習／休み時間／放課後 |

※授業中に実施の場合は、特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス、非常勤講師による授業中のクラスを設定し、訓練を実施する。

【その他の訓練】

| | |
|-----------------------------------|--|
| 不審者侵入（予告あり・授業中） | 自治体が開催する総合防災訓練に学校として参加する機会があれば、それを盛り込んだ訓練計画を検討するとよいでしょう。 |
| 弾道ミサイル（予告あり・授業中） | |
| 総合防災訓練、引渡し（△月、〇〇市開催の訓練に合わせて引渡し実施） | |



また、4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画する。その他、以下のような工夫点も盛り込む。

- 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定する。
- 訓練にリアリティ・臨場感をもたせるため、避難経路に落下物の配置、行方不明児童の発生を想定したり、消火器・消火栓・担架等の活用、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行う。
- 引渡し訓練の際には、帰宅時に通学路の点検を児童とともに行うよう保護者に依頼し、「引渡し訓練振り返りシート（保護者向け）」によりフィードバックを得る。

(2) 家庭と連携した訓練の実施(情報伝達・引渡し訓練)

家庭と連携した訓練としては、以下の訓練を実施する。

| | |
|------|---|
| 4月中旬 | <ul style="list-style-type: none"> ● ○○システム(一斉メール配信システム)を用いた情報伝達訓練を実施する。 ※教職員のメール送信方法確認・保護者のメール受信確認を兼ねる。 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全校一斉引渡し訓練を実施する。 ● 学校公開日(土曜日)の最終校時に訓練を設定し、多くの保護者が参加しやすいように配慮する。 ● ○○システムで引取り依頼のメールを一斉送信した上で、引渡し事前登録カードと引渡し控えカードを使って引渡しをする。 |

(3) 地域や関係機関と連携した訓練の実施

○○市の総合防災訓練に近隣校持ち回りで参加する機会があることから、この機会に災害時の関係機関との連携を確認する。また、○○市防災部局、自治会及び自主防災組織が主体となり本校にて毎年実施する避難所運営訓練には、管理職が参加することを基本とし、災害時のシミュレーションを行う。あわせて、避難所開設・運営支援にどのように教職員が関わるかについて地域の関係者と確認・協議する。

消防署や警察署等関係機関の担当者に学校主催の訓練に参加してもらい、訓練後に講話・講評してもらうことも検討する。

(4) 訓練後の留意点

訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、「避難訓練振り返りシート(児童向け)」を用いて反省事項等についてもよく指導する。

なお、不審者対応訓練及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝える。訓練後に不安な気持ちを持つ児童がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応する。

◆ 教職員研修



別途、学校安全計画などで研修計画を定めている場合は、それを参照する形でマニュアルに位置付けましょう。

(1) 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

| | |
|--------|---|
| 4月上旬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※地域のハザードマップ（及びその想定を超える事象が発生する可能性があること）の確認を含む。 ● 校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員） ● 文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」 ※自身が対象となるコース未受講の場合は4月中に必ず受講し、「受講修了証」を学校安全担当に提出する。 |
| 4月中～下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ● 校内防災設備の使い方講習 |
| 5月～8月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 救命救急訓練（消防署にてAED講習を含む） ● 不審者対応訓練（教職員のみでロールプレイ） ● 地震対応の図上演習 ● 風水害のタイムライン演習（管理職・第三次参集要員のみ） |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 総合防災訓練・振り返り研修会 ● 心のケア研修会 |
| 10月～1月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全点検研修（定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修） ● 地震対応のシナリオシミュレーション ● 防災ゲーム演習（臨機応変の対応を学ぶ） ● 地域防災訓練への参加（管理職のみ） |
| 2月～3月 | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理マニュアル見直し会（グループディスカッション） |

(2) 職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、毎月〇回、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

(3) 校外研修等の活用

校長は、〇〇市・△△県などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>) を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

◆ 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、〇〇市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)
p.136~145 安全に関する指導の内容例
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/data/seikatsu03_h31.pdf

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - 自転車運転免許教室
 - セーフティ教室（犯罪被害に遭わないための指導）
- 地域にある安全に関する施設（防災資料館等）や、各種副教材を活用する。
 - 「わたしたちの〇〇市」
 - 〇〇市郷土資料館（〇〇市災害史コーナー）訪問
 - 図書室での催し（〇月イベントを防災・安全関係とする）
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
 - 地域の消防団の活動を知る。
 - 子ども110番の家・地域の見回り活動など地域ボランティア活動を知る
 - 消防車の写生会
- 通学路の安全マップを作成し、点検に活用する。
 - マップは毎年〇学期、〇学年・△学年の総合的な学習の時間で作成する。
 - 作成したマップを基に保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検をする。
 - 点検結果をグループごとに発表し、共有する。
 - 親子地域見守り隊（保護者ボランティア）とともに一斉下校し安全な下校について学ぶ機会を設ける。
- 地域で開催される安全に関する行事に参加する。
 - 〇〇町まつり（毎年〇月実施）
 - 〇〇防災会まち歩きツアー（毎年〇月実施）

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることし、あわせて、教育実施後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、以下のような多様な方法・評価項目により評価を行う。

| | |
|---|---|
| <p>評価方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 学習への取組状況の観察や成果物 ● 児童へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ● 保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック） ● 関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より） |
| <p>学習評価項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 ● 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 ● 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 ● 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。 |
| <p>指導計画の評価項目</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 全校的な指導体制が確立されているか ● 教職員間の連携が図れているか。 ● 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。 ● 安全管理との連携が図れているか。 ● 児童の実態、地域の特性を反映しているか。 ● 指導の内容や方法に課題はないか。 ● 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 ● 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。 |

上記評価結果とともに、児童の状況・事故等に関する客観的数値（事故・ヒヤリハット発生件数）を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- * 登下校中の児童が不審者に襲われケガをした。
- * 不審者が登下校中の児童に声を掛け連れ去ろうとした。
- * 登下校中の児童が金品を奪われた。
- * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- * その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、○市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた児童への連絡を行う。

| ケース | 発生時間帯 | 児童 | 教職員 |
|---|-------|--|--|
| 通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等 | 登下校中 | 自宅、学校、付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引渡し。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童の居場所へ急行（学級担任） ● （未通報の場合）110番通報等 ● 通学路の巡回 |
| 校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等 | 登校前 | 自宅待機 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回 |
| | 在校中 | 学校待機→保護者引渡し。 | |
| | 登下校中 | 自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引渡し。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回 |
| 校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等 | 登校前 | 集団登校（又は保護者による送り）。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回 |
| | 在校中 | 集団下校。 | |
| | 登下校中 | 自宅・学校のうち近い方へ避難。 学校に残る児童は集団下校。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて通学路の巡回 |

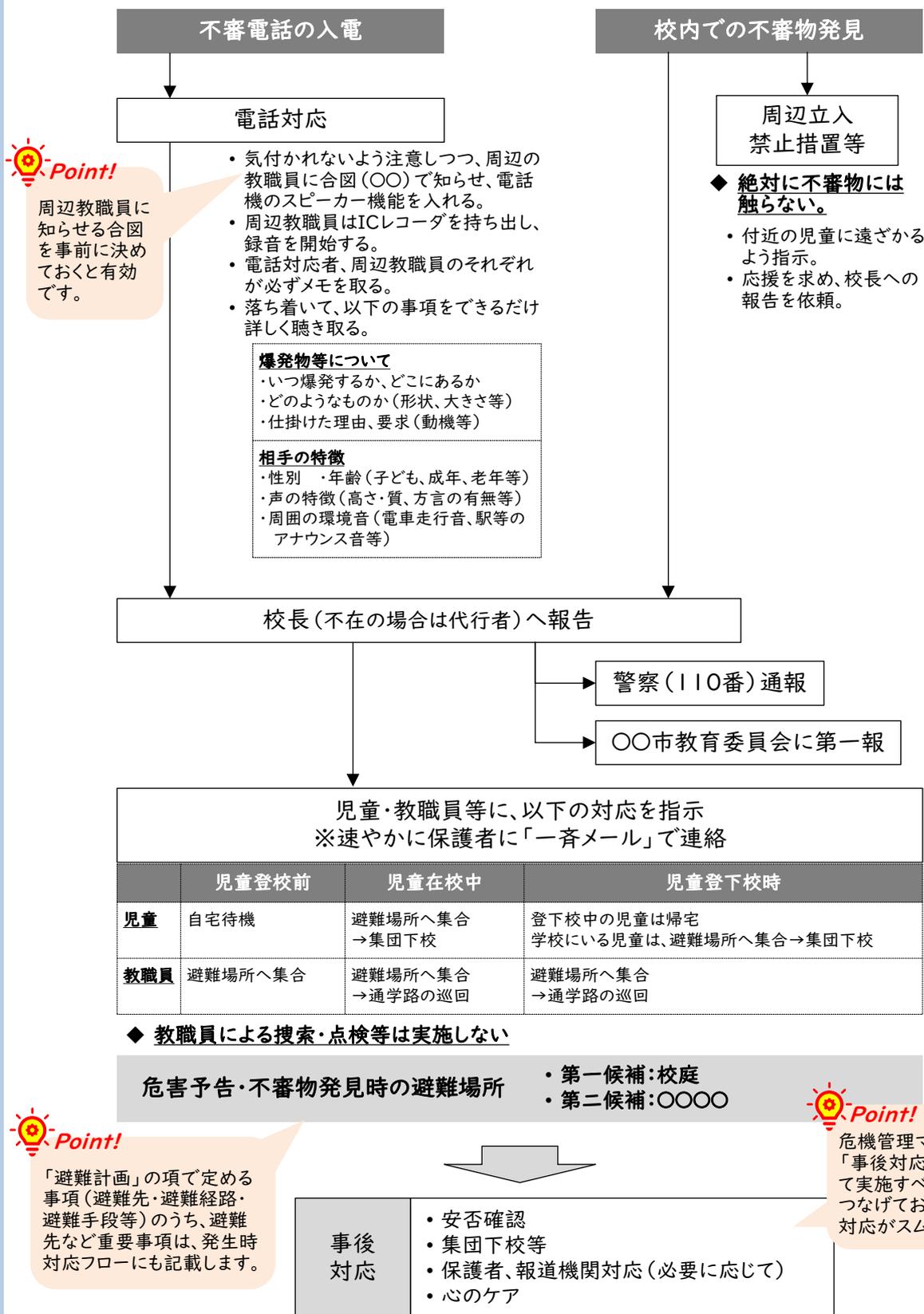
(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

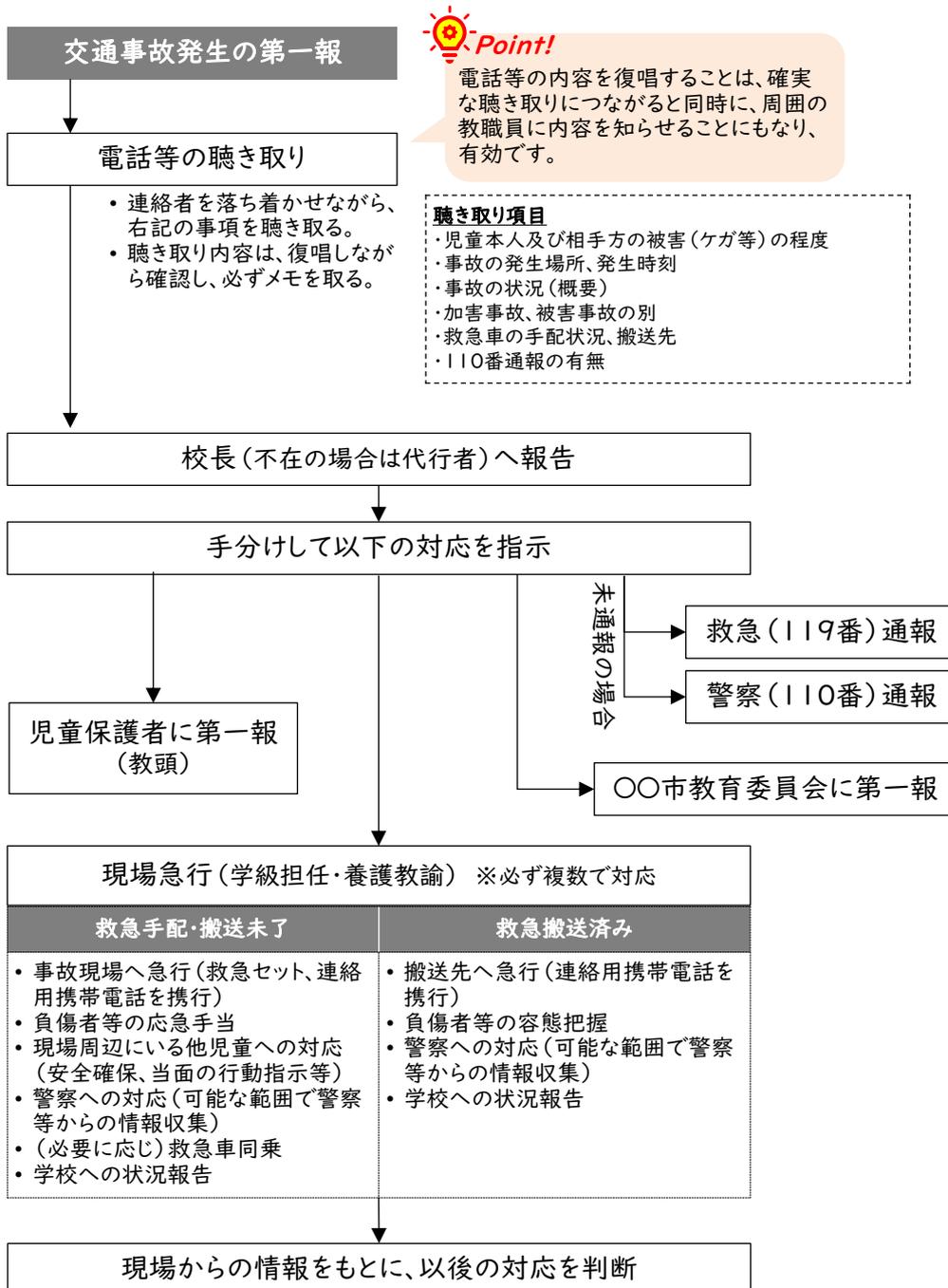
各関係機関等との連絡・協力依頼

| | 情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容 |
|---------------|--|
| 〇〇市 教育委員会 | * 発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 * 近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼 : : |
| 警察 (〇〇警察署) | * 地域パトロール等の要請 * (未通報の場合) 110 番通報 : : |
| 保護者 | * 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 * 引渡し等への対応依頼 * 登下校中の見守り依頼 : : |
| 地域ボランティア | * 発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 * 登下校中の見守り、通学路パトロールの要請 : : |
| : : | : : |

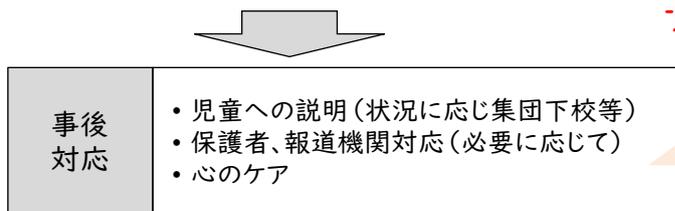
◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



◆ 交通事故発生時の対応フロー



◆ 複数児童の被災など、重大・深刻な事故の場合は、事故災害対策本部を設置、組織的対応の体制を取る



Point!
危機管理マニュアルの「事後対応」を参照として実施すべき事項へとつなげておくと、以後の対応がスムーズです。

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置



近年では、警報の発表に至る前の段階で、これらの情報が発表される場合があります。気象庁・気象台のウェブサイトなどを確認し、こうした情報を活用しましょう。

(1) 防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合を除く）17時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- 担当教職員に対し、下記の気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

気象庁 気象警報・注意報（図表形式）（〇〇市）

https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_00000000.html

- 〇〇市教育委員会及び下記の近隣学校等と連絡を取り、今後の対応を確認する。
 - 〇〇市立△△小学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : aaaa@aaaa.aa.or.jp
 - 〇〇市立□□小学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : bbbb@bbbb.aa.or.jp
 - 〇〇市立〇〇中学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : cccc@cccc.aa.or.jp
 - 〇〇〇放課後児童クラブ Tel. 000-000-0000



警報が発表されるレベルではなくとも、過去に校区内で発生した災害などを参考に、雨量等の具体的な数値基準を決めることも大切です。

(2) 臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、〇〇市教育委員会及び上記近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

| 判断基準 | | 対応 | |
|------|--|----------------------|-----------|
| 登校前 | 午前〇時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： * 特別警報（大雨、洪水、・・・・） * 警報（同上） * 予想される1時間最大雨量が〇〇mm以上 | 自宅待機 | |
| | 午前〇時の時点で | 上記の特別警報・警報等が継続 | 当日は臨時休業 |
| | | 上記の特別警報・警報等がすべて解除 | 午後から授業を実施 |
| 在校中 | * 上記の特別警報・警報が発表された場合 * 「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合 | 授業打ち切り、 集団下校又は引渡し | |

(3) 臨時休業等の連絡

臨時休業等を判断した際には、速やかに一斉メール配信及び本校ウェブサイトを用いて保護者等へ連絡するとともに、〇〇市教育委員会へ報告する。



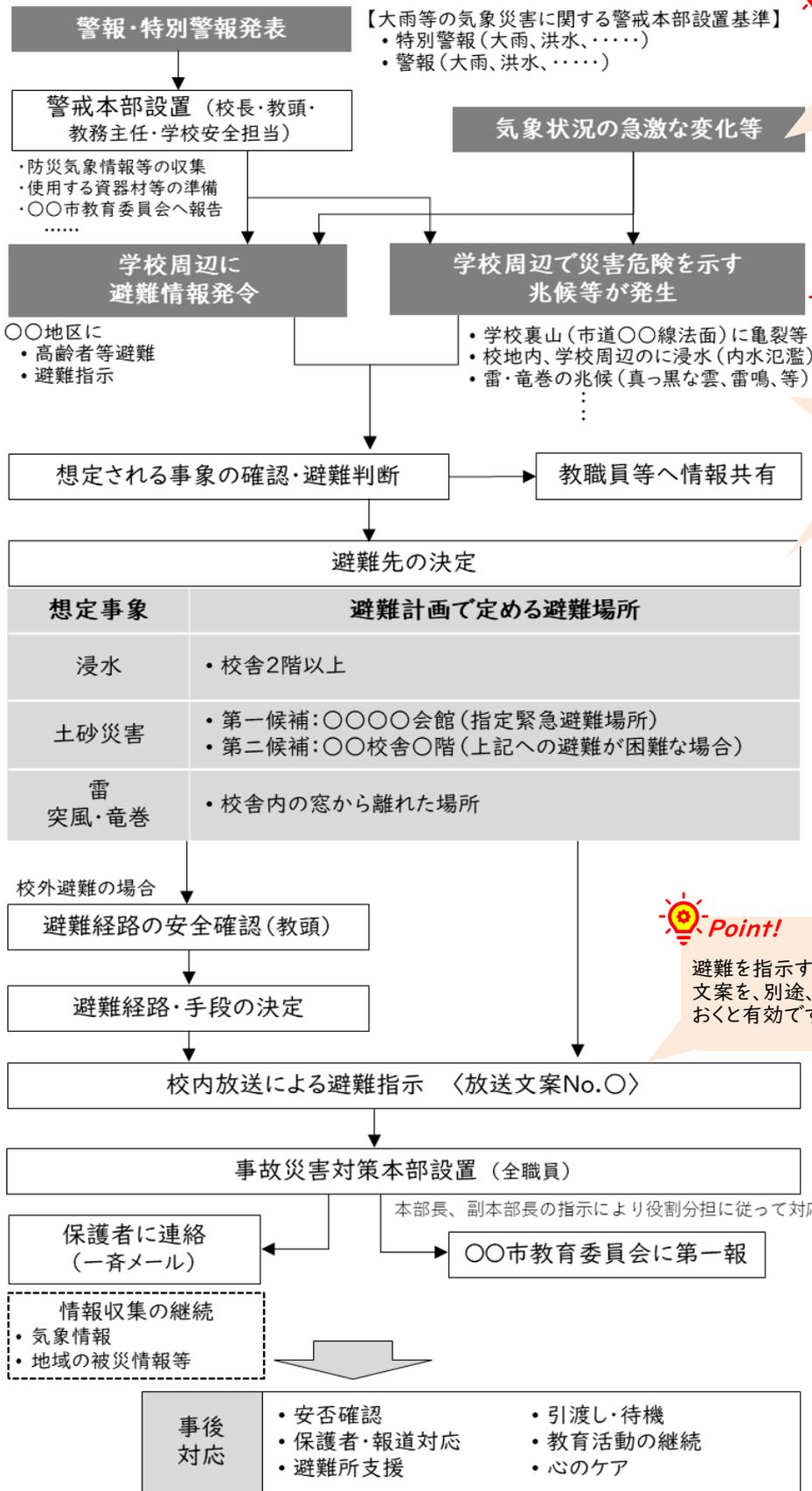
(4) 授業打ち切り後の集団下校・引渡しの基準

下校中の安全確保のため、今後の見通し情報などを把握して判断します。

授業打ち切り後の集団下校・引渡し等は、以下の基準により判断する。

| | |
|---|------|
| * 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mm 以下 * 〇〇川で氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が出ていない : | 集団下校 |
| * 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mm 以上 * 〇〇川で氾濫警戒情報が発表 : | 引渡し |
| * 校区内に避難情報（高齢者等避難、避難指示）発表 : | 待機 |

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）



Point!
 事前に警報が出されない中で避難の判断が必要となる場合も想定します。

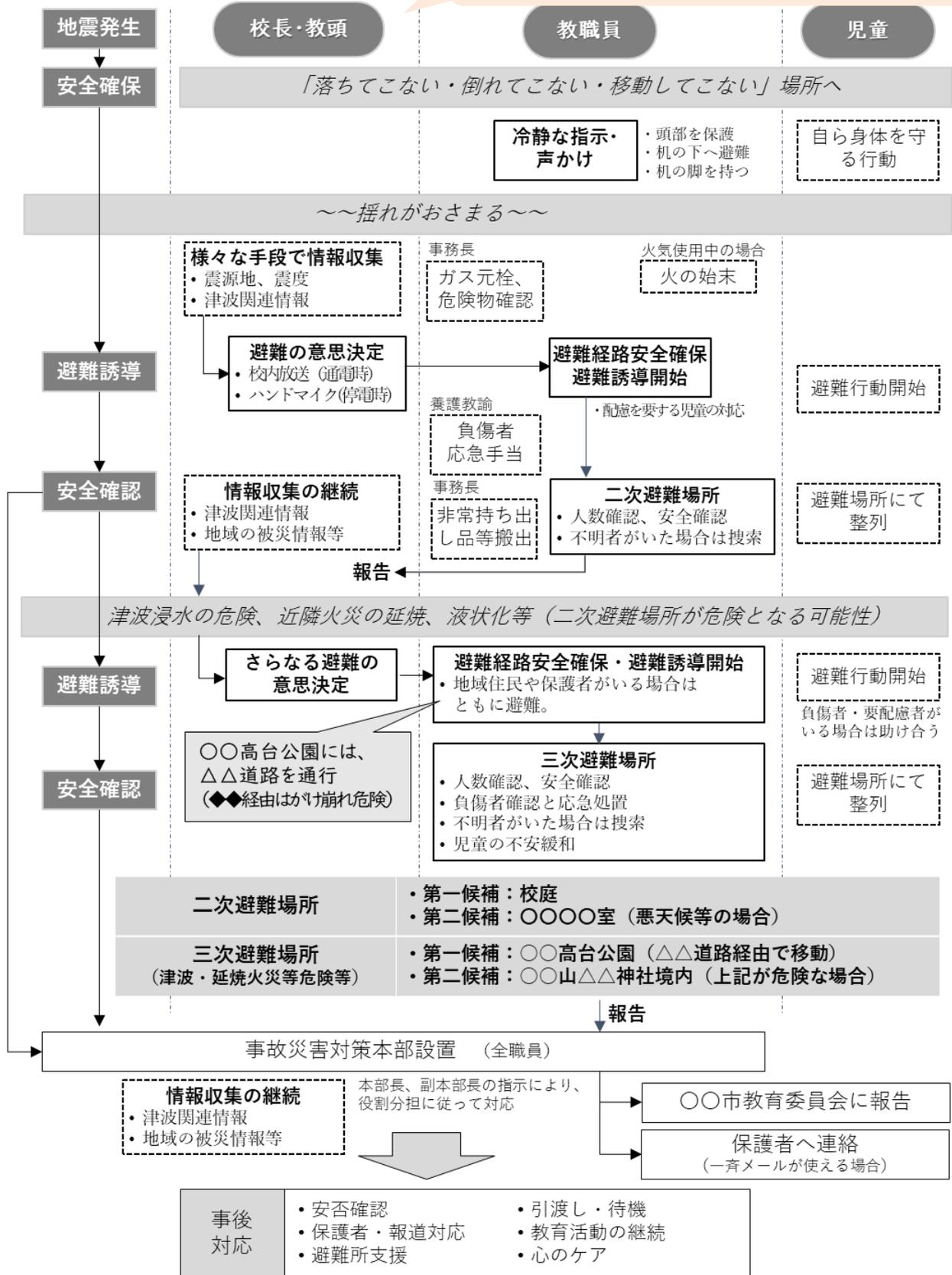
Point!
 避難判断の基準、避難場所など、「避難計画」の重要事項は、フロー中に簡潔に記載しておきましょう。

Point!
 避難を指示する際の校内放送の文案を、別途、ケース別に用意しておく有効です。

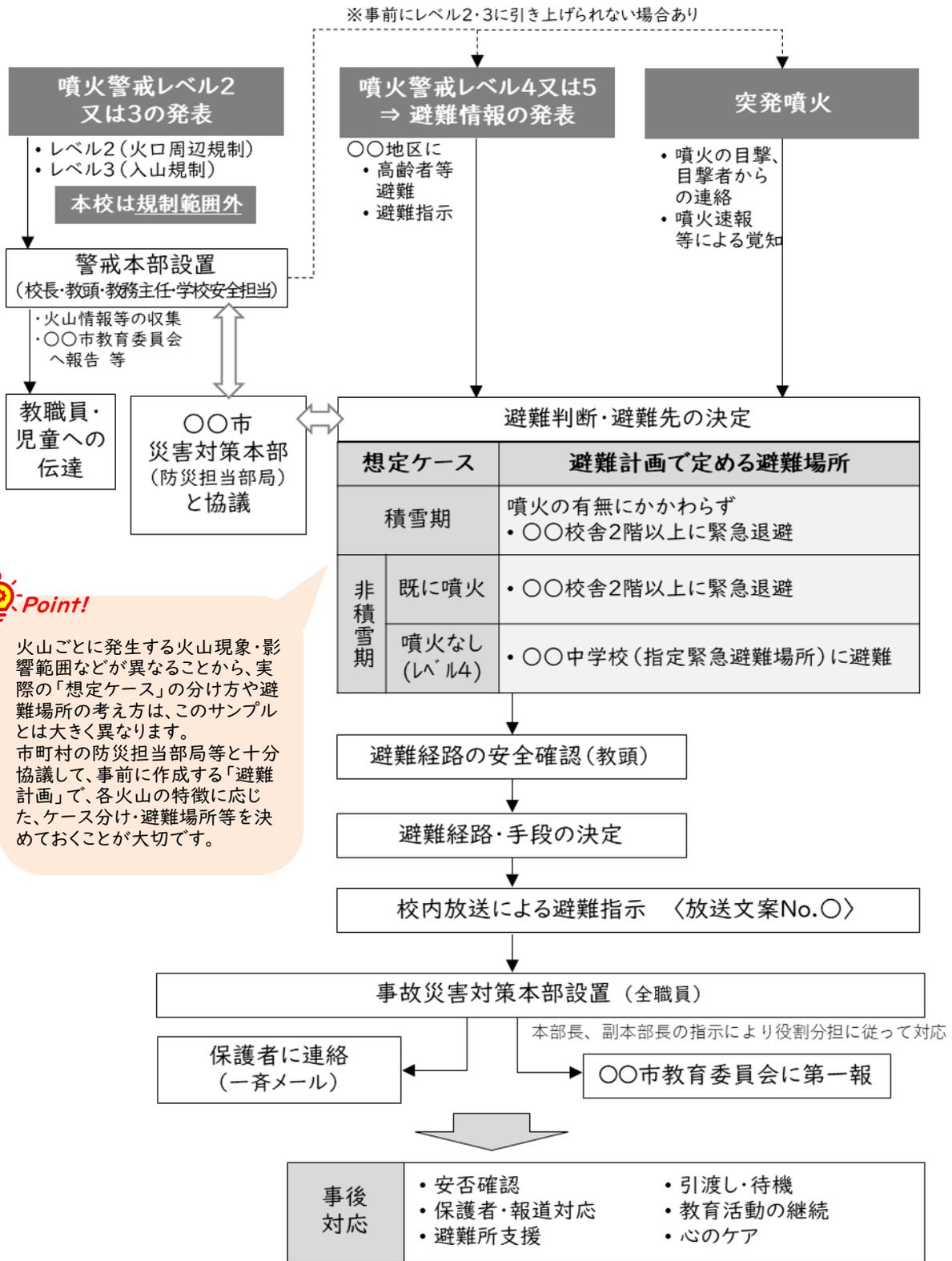
◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中）



避難の判断基準や避難先のほか、通常用いている経路に危険性があり異なる避難経路を利用しなければならない場合など、避難計画で特に重要な点はフロー中に記載しましょう。



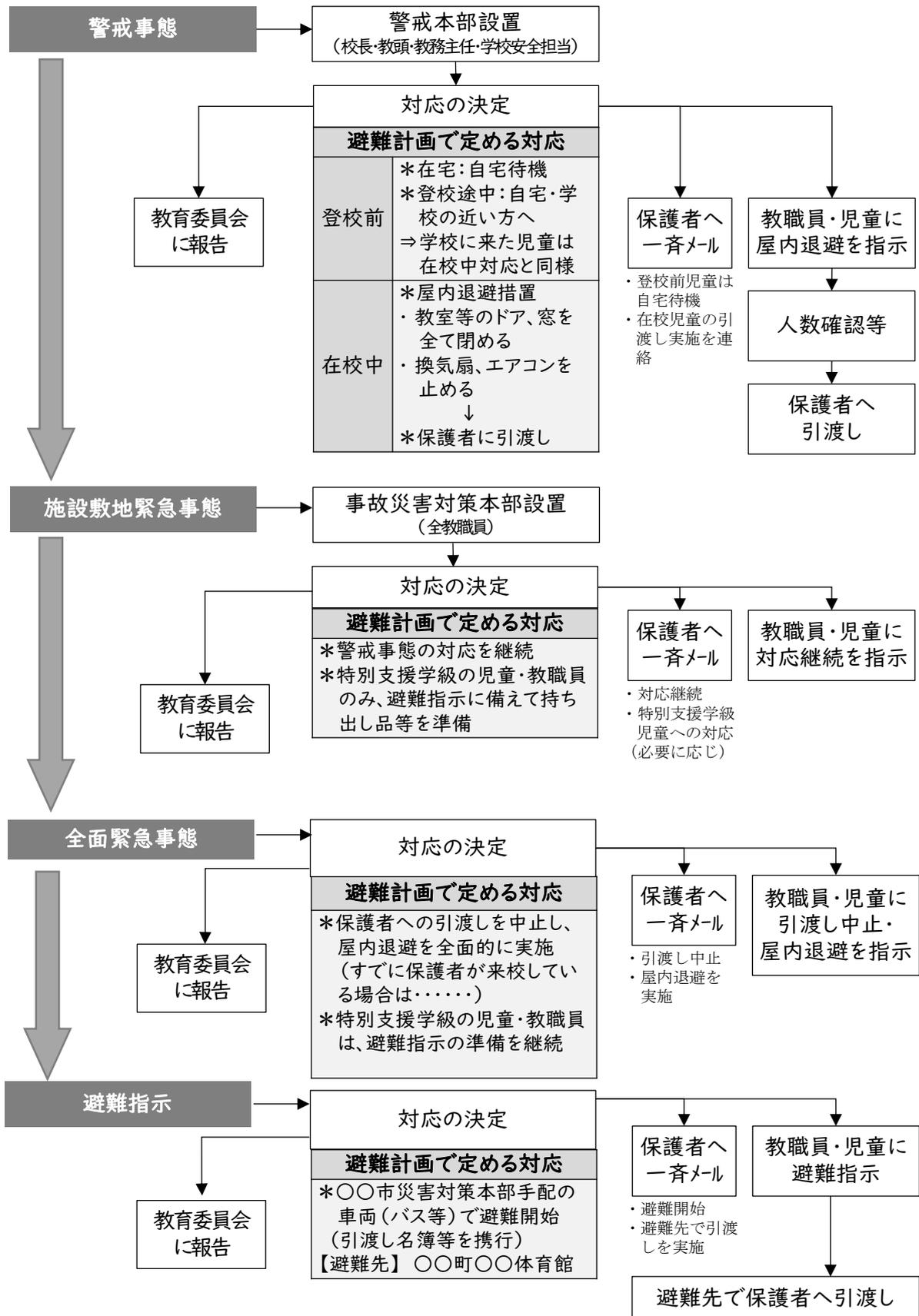
◆ 火山噴火対応フロー



Point!

火山ごとに発生する火山現象・影響範囲などが異なることから、実際の「想定ケース」の分け方や避難場所の考え方は、このサンプルとは大きく異なります。市町村の防災担当部局等と十分協議して、事前に作成する「避難計画」で、各火山の特徴に応じた、ケース分け・避難場所等を決めておくことが大切です。

◆ 原子力災害対応フロー (UPZ内の場合)



◆ 安否確認



判断基準は、地域の実情に応じて異なります。自校を取り巻く状況を十分に検討して、基準を定めましょう。こうした基準を目安として、必要に応じ柔軟に判断することも大切です。

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

| | 安否確認実施基準（目安） |
|---------------------------|--|
| 在校中・ 校外学習中 | * 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合 |
| 登下校中 | * 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 津波警報、大津波警報が発令された場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 * ○○市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合 |
| 夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外) | * 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 * その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など |

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

| | | 役割分担 | 方法 |
|-----------------------|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 在校中 | 授業中 | 各授業の担当教職員 | 名簿を用いる |
| | 休憩時間・放課後 | 学級担任 | |
| | 学校行事中 | | |
| 校外学習中 | | 引率教職員 | 名簿を用いる |
| 登下校中 | | 学級担任 | 保護者連絡先（電話、メール）への連絡※ |
| | | 学級担任以外 | 地域を分担し通学路をたどる（沿道の店・民家、子ども110番の家なども確認） |
| 夜間・休日・休暇中等 (学校管理外) | | 学級担任 (兄弟姉妹が在籍する場合は、 最年長児童の学級担任) | 保護者連絡先（電話、メール）への 連絡※ |



登下校中の児童生徒等が避難している可能性がある場所について確認することも必要です。

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）
- * SNS（LINE、Facebook、Twitter など）
- * 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・本校ウェブサイトへの掲載
 - ・学校入口（校門）への掲示
 - ・避難所への掲示
 - ・PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
 - ・〇〇市からの広報（〇〇市教育委員会を通じて要請）



各種情報機器を用いるだけでなく、張り紙などアナログな手法も考えておきます。

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることにより、二次災害の防止に努める。

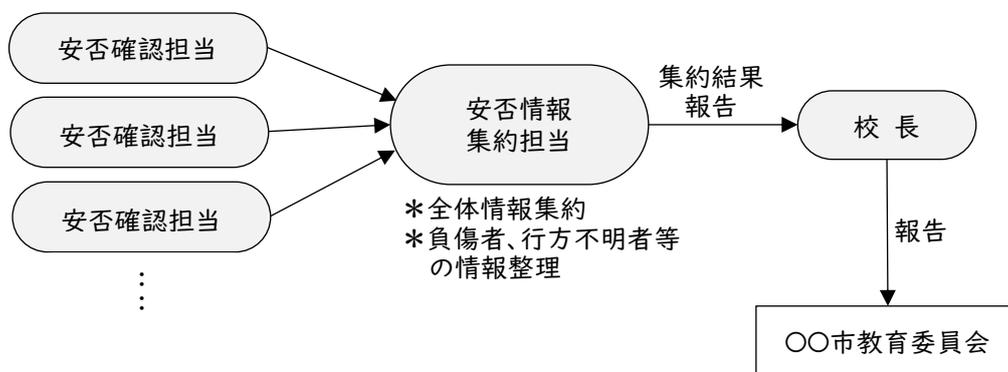
- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

(3) 安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

| | 安否確認の内容 |
|-----------------------|---------------------------|
| 在校中・校外学習中 | * 負傷の有無 |
| 登下校中 | * 負傷の有無 * 自宅、家族の被災状況 |
| 夜間・休日・休暇中等 (学校管理外) | 「災害用生徒安否確認様式」に記載の事項 |

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



◆ 災害用児童生徒等安否確認様式

児童安否確認様式

___年___組 記入担当_____

| No. | 氏名 | 確認日時 | 確認方法 | 本人の安否 (けがの有無等) | 家族の安否・ 自宅の被害 | 避難先、 連絡方法 | 備 考 |
|-----|----|------|------|-------------------|-----------------|--------------|-----|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |

※得られた情報は、安否情報集約担当に報告する。

◆ 集団下校・引渡しと待機

(1) 集団下校・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中の児童が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- * テレビ、ラジオ
- * 防災行政無線、〇〇市等の広報車
- * 〇〇市災害情報ウェブサイト (<http://aaaaa.bousai.aaa.lg.jp/aaa>)
- * 気象庁ウェブサイト (<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html>) の
 - ・ 今後の雨（降水短時間予報）
 - ・ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
 - ・ キキクル（危険度分布）（土砂災害、浸水害、洪水）
- * 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/portal/#80>) の
 - ・ 川の水位情報
 - ・ 洪水キキクル（危険度分布）
 - ・ 土砂キキクル（危険度分布）
- ：
- ：
- * 〇〇地区自主防災組織役員からの情報
- * P T A 役員、その他保護者からの情報
- * 〇〇消防署員、〇〇消防団員からの情報
- * 担当教職員による通学路の巡回（安全確認）結果



現状だけでなく、今後の見通しに関する情報も収集します。



公的な情報のみではなく、地域住民・関係機関などからの情報収集、教職員による学校独自の情報収集なども行います。



情報が十分に得られない場合の判断の在り方も明示しておくことが望まれます。

② 集団下校・引渡し・待機の判断

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校・引渡し・待機について判断する。

なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下すものとする。

| 判断基準 | 対応 |
|--|---|
| 下記のすべての条件を満たす場合 * 震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3（高齢者等避難）以上の発令なし * 大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし * 今後〇時間内に大雨・土砂災害・洪水の危険性なし * 各種情報源の情報より学区内に被害発生なしと判断 * 担当教職員の巡回により、通学路の安全確認済み ； ； | 集団下校 ※但し、保護者との事前協議により、事故・災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く |
| 下記のすべての条件を満たす場合 * 震度5弱以上の地震 * 津波警報、大津波警報の発表なし * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし | 保護者への引渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできると見なせない場合を除く |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> * 各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生はなしと判断される * 不審者の身柄拘束済み <li style="text-align: center;">⋮ <li style="text-align: center;">⋮ | |
| <p>下記のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * 津波警報又は大津波警報の発表 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 * 雷ナウキャストで活動度4の発表 * 竜巻注意情報の発表 * 校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了） <li style="text-align: center;">⋮ <li style="text-align: center;">⋮ | <p>待機（宿泊）</p> <p>※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。</p> |

(2) 集団下校

校長は、集団下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

| | |
|---|---|
| <p>災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団下校実施時刻（本校出発時刻）の決定 ○ 一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団下校を実施する旨、その実施時刻 ・ 待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限 ・ 通学路での見守り等協力依頼 ・ その他、学校からの連絡事項 ○ 通学路の見守りボランティア等への連絡 ○ 放課後児童クラブへの連絡 ○ (必要と判断される場合) 地区別担当教職員へ、集団下校への同行を指示 ○ 教育委員会への報告 |
| <p>地区別担当の 教職員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区別名簿を用い、担当地区の児童の氏名・人数を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の出欠状況と照合 ・ 事前申請で集団下校を希望しない児童を確認 ○ 地区別に児童を集め、安全指導（集団下校時のルール指導） ○ (災害対策本部より指示があった場合) 集団下校に同行 |

(3) 保護者等への引渡し

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示する。

| | |
|---|--|
| <p>災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引渡し場所の決定 → 学級担任に準備を指示 (各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断) ○ 一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び児童の現状（安否情報） ・ 引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・ 保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※ 連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 ○ 引渡し状況に関する情報の集約 ○ 教育委員会への報告 |
| <p>学級担任等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備） ○ 児童を引渡し場所へ移動 ○ 到着した保護者から順次、引渡しを実施 |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しカードの照合、保護者等の確認 (引渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない) ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録(「引渡し確認・記録様式」を利用) ○残っている児童の保護 |
| その他教職員 | ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○(必要に応じて)保護者の誘導、説明等、引渡し補佐 |

(4) 待機

校長は、集団下校・保護者等への引渡しのいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示する。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当) | ○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 (第一候補) ○○○教室 (第二候補) ○○○教室 ※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最優先で最適な場所を選択 (地域の避難所として利用する場所は、原則として利用しない) ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 (学校に危険が迫っていないかを確認) ※(1)①に示す情報収集手段により、継続的に収集 ○教育委員会への報告 ・引渡し済み児童・待機児童・教職員の人数(うち負傷者その他の手当て・配慮が必要な人数)、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 ・非常食、飲料等の配布(備蓄を活用) ・毛布、その他必要な物資の配布(同上) ・不安を訴える児童への対応(養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等) |
| 学級担任等 | ○学級別に児童の保護 |
| その他教職員 | ○災害対策本部の指示に従い、必要な対応 |

(5) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者(当該活動の引率に当たる教職員を統括する者)と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引渡し方法(学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し)を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

| | |
|---|---|
| <p>災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ (現地引渡しの場合) 現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○ 一斉メール配信を用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・ 保護者の安全最優先 (無理に引渡し場所に来ない) ○ 引渡し状況に関する情報の集約 ○ 教育委員会への報告 |
| <p>引率責任者、 引率教員</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ (現地引渡しの場合) 事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○ 引渡し準備 (校外活動用引渡し用名簿の準備) ○ 児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○ 事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○ 到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等の確認 (引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない) ・ 今後の連絡先、避難先等の確認 ・ 引渡しの記録 (「引渡し確認・記録様式」を利用) ○ 災害対策本部への引渡し状況の報告 ○ 残っている児童の保護 |

◆ 被災児童生徒等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し児童等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報**：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報**：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

| 事故・災害等の状況 | 窓口担当者 |
|---|-------|
| * 死亡事故 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 * その他、複数の児童・教職員が被災するなど 重篤な事故・災害等 | 教頭 |
| その他の事故・災害等 | 学年主任 |

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の児童等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに〇〇市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災児童等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

| | |
|---------|--|
| 応急対応終了後 | * 応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 * 基本調査の実施予定について伝える。 |
| 基本調査段階 | * 基本調査の経過及び結果について、説明する。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>* 基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。</p> <p>* 今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。</p> |
| 詳細調査段階 | <p>* 詳細調査の実施主体（〇〇市教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。</p> |

- 在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・ 被災児童等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・ 被災児童等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・ 被災児童等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災児童等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

◆ 児童生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- * 死亡事故
- * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- * 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- * その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害



社会的に注目を浴びている場合は、説明を行うことが望まれます。

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。

その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

◆ 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、〇〇市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、〇〇市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・事前に被災児童等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・〇〇市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項（例）〉

 - *校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
 - *児童、教職員への取材（撮影、録音）の可否
 - *報道資料の提供（記者会見）の予定 など
- 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
 - ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、〇〇市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

◆ 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、〇〇市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- * 震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- ⋮
- ⋮
- * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- * 一斉配信メール
- * 本校ウェブサイトへの掲載 * 学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示 * P T A役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- * 〇〇市からの広報（〇〇市教育委員会を通じて要請）

② 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が〇日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、〇〇市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- * 児童の心理面の状況把握・安定確保
- * 児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）
- ⋮
- ⋮

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

| | |
|--------------|--|
| 児童・教職員の被害 | 発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況 |
| 校舎等の施設、設備の被害 | 校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、 <u>被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</u> *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 *〇〇市教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧 ： ： |
| 通学路・通学手段の被害 | 通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 *スクールバスの運行可能性（〇〇市教育委員会を通じ、委託事業者を確認） ： ： |

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（2）の調査結果を基に、〇〇市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、〇〇市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆ 避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針(本校の果たす役割)

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、〇〇市及び〇〇地区自主防災組織と事前協議により定めた「〇〇小学校避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。

なお、上記の避難所開設・運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりである。

- 施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置
- 事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置
- 市災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
- 避難所運営組織の会議への出席・協議参加

校長は、〇〇市災害対策本部より本校に避難所を開設する旨の連絡を受けた場合、避難所支援担当の教職員に指示して、上記の対応を行う。なお、避難所が〇日間を超えて継続的に設置される場合は、避難所支援担当を交替制として担当教職員の負担を軽減するよう配慮する。

◆ 児童生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

| | | | |
|----|---------------------------|----------------------------|------------|
| 情緒 | ●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック | ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●感情の麻ひ | ●睡眠障害 等 |
| 行動 | ●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷） | ●イライラ ●非行・薬物乱用 | ●集中力の低下 等 |
| 身体 | ●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状 | ●頭痛・腹痛などの身体の痛み 等 | |
| 認知 | ●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル | ●罪悪感 | ●自尊感情の低下 等 |
| 学習 | ●成績低下 | ●宿題忘れ | |

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子供のそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- **【不安に対して】** 子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- **【体の反応に対して】** 体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→ **【叱らないこと】** 不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー」（平成 26 年 3 月）

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1) に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

| | |
|---------|---|
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> * 校長 * 生徒指導主任 * 当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 * スクールカウンセラー * スクールソーシャルワーカー * 学校医 |
| 協議・検討事項 | <ul style="list-style-type: none"> * 当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 * 対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） * ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） * 保護者等からの相談窓口設置の要否 * 教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） * 専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 * 教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否 |

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆ 危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

年 組 氏名 (記入日: 記入者:)

| 調査項目 当てはまる場合、日常欄・ 危機発生時欄に○印を記入 | 要 配 慮 者 | 日 常 | 危機発生後 | | | |
|--------------------------------------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 |
| 児童の訴え | 食欲がない | | | | | |
| | 眠れない | | | | | |
| | 眠気が強い、うとうとする | て | | | | |
| | 体の痛み (頭が痛い、おなかが痛いなど) | | | | | |
| | 吐き気がする | | | | | |
| | 下痢をしている | | | | | |
| | 皮膚がかゆい | | | | | |
| | 家に帰りたくない | | | | | |
| | 学校に行きたくない | | | | | |
| | 怖いことや心配事がある | | | | | |
| 観察される状態 | 落ち着きがない | 自 | | | | |
| | ぼんやりすることが多い | て他 | | | | |
| | イライラしている | 自て他 | | | | |
| | 元気がなく、意欲が低下している | | | | | |
| | ハイテンションである | 自 | | | | |
| | 余り話さなくなった | | | | | |
| | 物音に過敏になる | | | | | |
| | 人が違ったように見えることがある | 知自て他 | | | | |
| | こだわりが強くなる | 自 | | | | |
| | 発作の回数が増える | て | | | | |
| パニックの回数が増える | 自 | | | | | |
| 体重減少あるいは急激な体重増加 | | | | | | |
| その他 | 薬の服用ができていない | 知自て他 | | | | |
| | いつもの様子と違う (記述) | | | | | |

- ①「日常」欄には、日頃の様子を思い出して当てはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、当てはまる項目に○印を記入。
- ②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する(障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため)。
知: 知的障害 自: 自閉症 て: てんかん 他: その他の疾患・障害
- ③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。
- ④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。
- ⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」(平成26年3月)を基に
一部改変して作成

◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式

事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、 月 日までに学級担任に提出してください。

記入日 令和 年 月 日

| | | | | | | |
|---|--|---------|----------------|---------------|----------------|----------------------------|
| | 学年 | 組 | 児童氏名 | | | |
| 記入者(○印) | 父・母・祖父・祖母・その他(続柄を具体的に: _____) | | | | | |
| | 児童の様子 (a~fは、それぞれ1~4を選んで○印) | 1 ない | 2 あまり ない | 3 少し ある | 4 とても ある | 3、4に○印を付けた場合、 具体的な様子を記入 |
| a | 食欲がない。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| b | 眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| c | おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など) | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| d | 学校に行きたがらない。 外出したがらない。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| e | よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| f | 頭痛や腹痛(おう吐・下痢)を ひんぱんに訴える。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| g | その他(災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど) | | | | | |
| ご家庭の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で) | | | | | | |
| その他気になること(地域の状況、他の児童のことなど) | | | | | | |

◆ 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

(1) ○○市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに○○市教育委員会へ報告する。

| | |
|--------|--|
| 報告対象事案 | *死亡事故の発生 *治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 *その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生 |
| 報告先 | ○○市教育委員会 ○○○課 e-mail : aaaaaa.aaa@aaaaa.aaa.city.lg.jp Tel. 000-000-0000 Fax. 000-000-0000 |

なお、報告は原則として「事故・災害等発生時の第一報報告様式」※を用いるものとする。

※別添「事故・災害等発生時の第一報報告様式」

(文部科学省「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)p.31【参考資料5】による)

ただし、災害等により通常の情報通信手段(ファクス、パソコン、メール等)が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【○○市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- *被災児童等の保護者への対応
- *基本調査の実施
- *被災児童等以外の保護者への説明・情報提供
- *報道機関への対応
- *その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| a) 学校管理下(登下校中を含む)において発生した死亡事故 b) 上記(1)の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、○○市教育委員会が必要と判断した事故 |
|--|

ただし、このうちb)については○○市教育委員会の判断に時間を要する可能性があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

| | |
|--------------------|---|
| 校長 | * 基本調査の全体統括・指揮 |
| 教頭 | * 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り |
| 教務主任 | * 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当） |
| 学級担任又は養護教諭、部活動顧問など | * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り （児童が最も話しやすい教職員等が担当） |

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは〇〇市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」*を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※別添「事実情報記録用紙（教職員個人用）」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.32【参考資料6】による）

- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、〇〇市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」*を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、〇〇市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、〇〇〇の期間、保存する。

※別添「時系列整理記録用紙」

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.32【参考資料6】による）



保存期間は、学校の文書管理規程に従って定めましょう。

⑦詳細調査への協力

〇〇市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

| | | |
|-----------|---|---|
| 発生時の対応 | * 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか | 等 |
| 発生後・事後の対応 | * 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか （役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか | 等 |
| 事前対応 | * 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか | 等 |

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災児童保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取（〇〇〇〇協議会）

本冊子は、「令和2年度 学校安全総合支援事業(学校防災の取組の質向上・実践性向上の方策等についての調査研究)」の成果として取りまとめたものです。

学校防災の取組の質向上・実践性向上の方策等についての調査研究
有識者会議 委員

(敬称略・五十音順・◎印：座長)

※肩書は令和3年3月現在

- | | | |
|---------|---------------------|------|
| 桐淵 博 | 公益財団法人日本AED財団 | 理事 |
| 越野 修三 | 岩手大学 地域防災研究センター | 客員教授 |
| 藤田 大輔 | 大阪教育大学 健康安全教育系 | 教授 |
| 吉門 直子 | 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課 | 企画監 |
| ◎ 渡邊 正樹 | 東京学芸大学 教職大学院 | 教授 |

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

令和3年6月

- | | |
|-----|---|
| 発行者 | 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 |
| 編集 | 株式会社社会安全研究所 |



文部科学省

学校安全推進のための
教職員向け研修・訓練
実践事例集

令和3年6月





目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| ■ はじめに ----- | 1 |
| ■ 実践的な研修・訓練の位置付けと進め方 ----- | 2 |
| 【実践事例1】ハザードマップと地図を用いた研修 ----- | 3 |
| 【実践事例2】学校版タイムラインづくり ----- | 8 |
| 【実践事例3】卓上訓練の活用 ----- | 17 |
| 【実践事例4】マップ・マヌーバーの活用 ----- | 21 |
| 【実践事例5】状況判断（ケーススタディ）の活用 ----- | 26 |
| 【実践事例6】ASUKA モデルの活用 ----- | 32 |
| 【実践事例7】実践的な不審者対応訓練 ----- | 38 |
| 【実践事例8】実践的な避難訓練等の工夫例 ----- | 42 |





はじめに

事故・災害等の発生時に児童生徒等の安全を確保するためには、教職員が危機管理マニュアル等に基づいて、迅速・的確に行動することが不可欠です。いざというときにこれを実現するため、教職員は、あらかじめ研修・訓練などで必要な知識等を身に付けるとともに、それを実践できるようにしておかなければなりません。

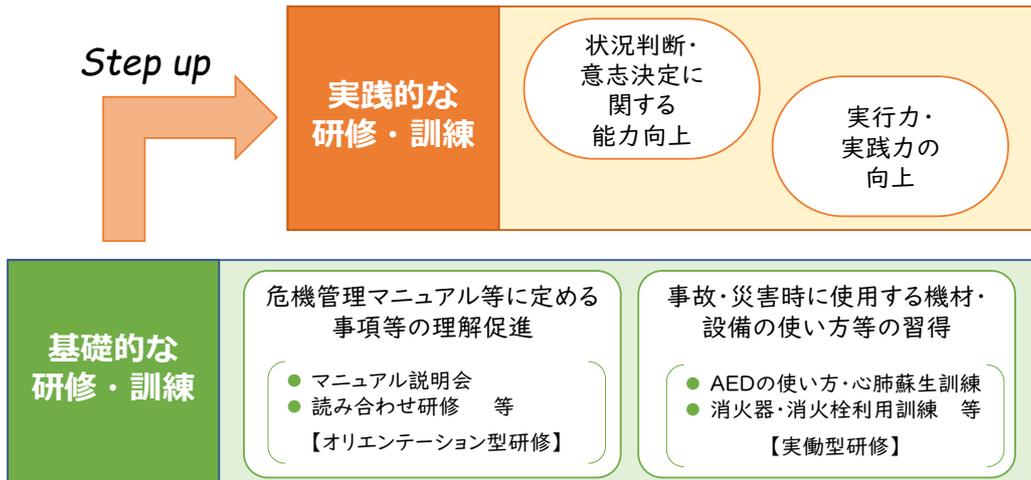
このため各学校では、教職員を対象として、学校安全に関わる校内研修・訓練等を実施しています。しかしながら、その内容・方法が形式的なものとなっていたり、マンネリ化していたりして、必ずしも実践的な研修・訓練となっていない場合が少なくありません。

そこで本冊子では、学校現場で活用できる実践的な教職員向け研修・訓練の方法について、下記の具体例を紹介します。各学校で研修・訓練を企画・運営する際の参考としてください。

| 本冊子で紹介する 研修・訓練の実践事例 | 概 要 |
|------------------------|---|
| ハザードマップと地図を用いた研修 | 自校周辺の地形を踏まえてハザードマップを読み取ることで、災害リスクを理解できる力を高める演習手法の活用例。 |
| 学校版タイムラインづくり | イメージトレーニング型訓練と災害時の対応を主体別・時系列に整理した「タイムライン」作成を組み合わせた演習手法の活用例。 |
| 卓上訓練の活用 | 提示されたシナリオを基に、危機管理マニュアル等に基づいて机上で模擬的に意思決定等を行う訓練手法の活用例。 |
| マップ・マヌーバーの活用 | 地図・図面上で個人・グループ等を表す駒を動かしながら、時間経過に沿って災害時の行動を確認する訓練手法の活用例。 |
| 状況判断（ケーススタディ）の活用 | 「状況判断の思考過程」を用いて、状況の分析や取るべき対応案の比較考量を行う思考・判断の訓練手法の活用例。 |
| ASUKA モデルの活用 | 課外活動中の死亡事故を基に開発された救命処置に関する研修テキストや実践的な訓練手法の活用例。 |
| 実践的な不審者対応訓練 | 大阪教育大学附属池田小学校で実施されている、訓練前後の話し合いを重視した不審者対応の訓練手法例。 |
| 実践的な避難訓練等の工夫例 | 各地で実施されている避難訓練等で、より実践的な訓練とすることを目的に取り入れられた様々な工夫例。 |

実践的な研修・訓練の位置付けと進め方

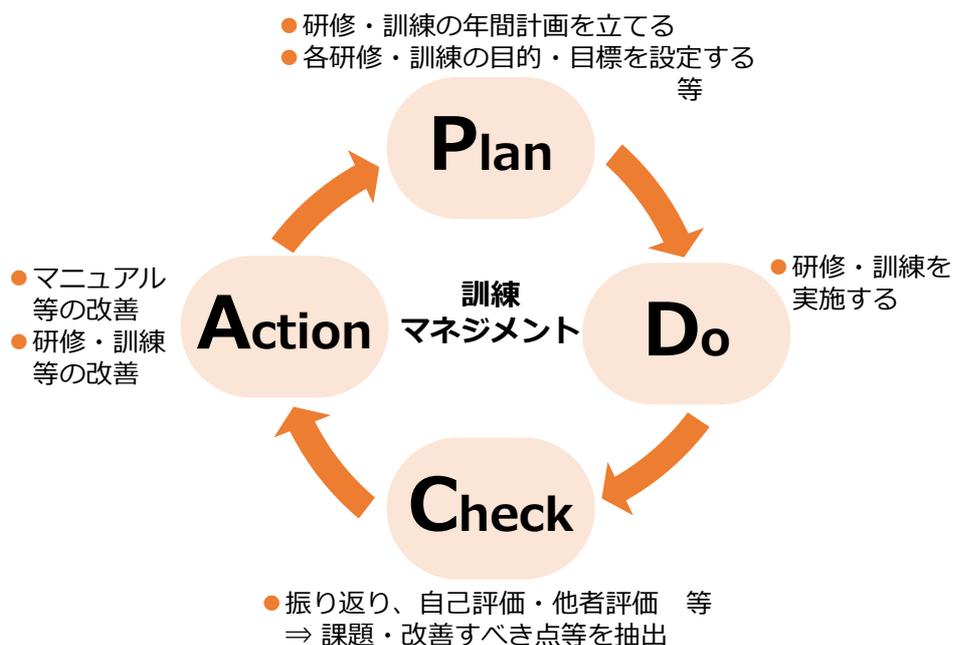
研修・訓練が実践的であることは大切ですが、その前には、基礎的な研修・訓練を通して実践的な対応のベースとなる知識や技術を身に付けておく必要があります。例えば、まず机上で行うオリエンテーション型の研修や、個別の機材・設備等の使用方法等を学ぶ実働型研修を実施した上で、より実践的な研修・訓練を実施するというように、様々な手法を組み合わせることで計画的に研修・訓練を実施しましょう。



また、研修・訓練を行う際には、その目的や到達目標を明確にする必要もあります。実践的な研修・訓練の場合、その目的は、危機管理マニュアル等で定めている事項が円滑に実施できるかどうか確認することだけではありません。現状のマニュアル等に定める計画・体制などの課題を明らかにし、これを改善することも目的の一つとなります。そして、それを実現するためには、振り返りや自己評価・他者評価などを通じて、研修・訓練の結果を評価することが不可欠です。

また、この評価を基に、次の研修・訓練の改善へとつなげることも重要です。

研修・訓練を企画・運営する際には、右図のようなPDCAを回して進める「訓練マネジメント」という考え方を意識するとよいでしょう。



ハザードマップと地図を用いた研修

■ ハザードマップと地図を用いた研修とは

自校に起こりうる災害リスクを“自分ごと”として捉え、災害時の避難行動を想定するためには、地域の災害リスクを深く理解する必要があります。ここでは、自校周辺の地形を踏まえてハザードマップを読み取ることで、災害リスクを理解できる力を高める研修をご紹介します。ハザードマップは、学校や学校周辺の災害リスクを確認する上で最も重要な資料です。また、地形とハザードマップの関係を理解することは災害リスクのより深い理解につながります。

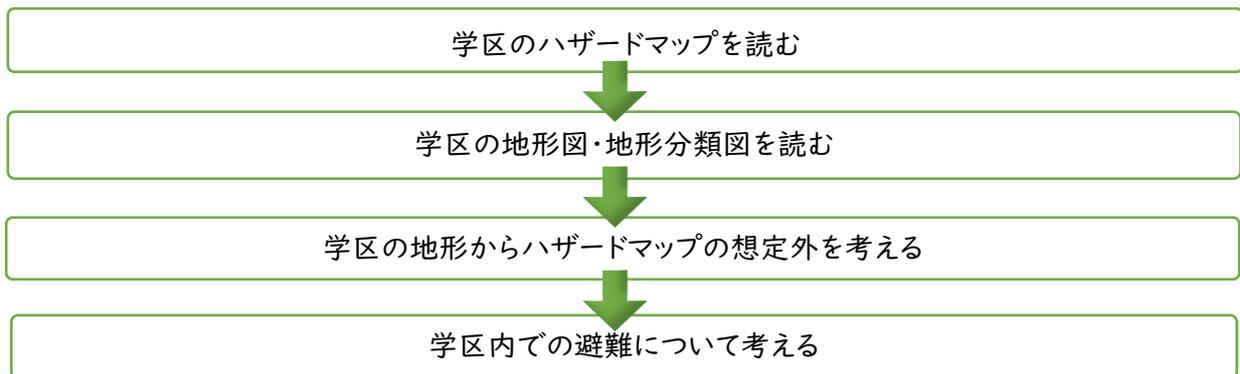
この研修では、まず、ハザードマップを読み、地域に影響をおよぼす自然のハザードを確認します。次に、地形図や地形分類図を参考にしながら、地形等の特徴から起こり得る災害リスクの種類等を考えます。

ハザードマップは、例えば1日の雨量がどのくらいか、どの川が氾濫するか等の前提条件が設定され、それに基づき作成されています。そのため、この前提条件以外で災害が発生した場合、想定外の被害が発生する可能性があります。そこで本研修では、地形ごとに発生する可能性のある災害リスクを検討した上でハザードマップと比較し、ハザードマップの想定外を検討し、具体的に大雨時の安全な避難先・避難ルートなどの検討を行います。こうした研修結果を反映させることにより、自校の防災マニュアル、避難訓練や防災教育をより地域の実情にあったものにすることができます。

《この研修のねらい》

- ◆ 地形図・地形分類図やハザードマップを基に自校の立地する地域の災害リスクを理解する。
- ◆ 地形を基にハザードマップに記載されていない想定外の災害リスクを検討する。
- ◆ 地域の災害リスクを踏まえた避難について検討する。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- 研修教材:東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センターのウェブサイトにて、以下の研修教材が公開されていますので、活用しましょう。

✓ 解説や演習が含まれたスライド

✓ スライドに沿って構成され視聴しながら研修を進めることのできる研修動画

✓ 研修の際に書き込むことのできるワークシート[様式1]

⇒研修教材にアクセスするためにはパスワードが必要です。問い合わせの上、パスワードを取得しましょう。教材の利用方法やパスワード取得方法の詳細はウェブサイト上に記載されていますので、ご確認ください。

⇒ガイダンス用の動画は、ウェブサイト上にてパスワードなしで閲覧できますのでご覧ください。

[オンライン講座:学区の地図を利用した災害リスクの理解 URL]

<http://drredu-collabo.sakura.ne.jp/ja/online>

- ハザードマップ(浸水、土砂災害、津波 等):各市町村において、防災担当部署などで配布していたり、ウェブサイトに掲載していたりしますので、問い合わせてみましょう。また、国土交通省「ハザードマップポータルサイト」では、様々なハザードの被害想定や道路防災情報、土地の特徴を重ねて表示することのできる「重ねるハザードマップ」と、各市町村のハザードマップへのリンクが掲載されている「わがまちハザードマップ」の両方を閲覧することができます。

[ハザードマップポータルサイト URL]

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

- 地形図・地形分類図:国土地理院が作成しています。紙地図として購入できるほか、「地理院地図」ウェブサイトから地形図・地形分類図を閲覧することも可能です。

[地理院地図 URL]

https://maps.gsi.go.jp/index_m.html

- 市町村の緊急避難場所・避難所リスト(学校区該当箇所)：市町村が地域防災計画の中で定めています。市町村のウェブサイト又は地理院地図ウェブサイトへのアクセスにより、入手することができます。
- 地理院地図ウェブサイトの閲覧機材(PC など)：地形図・地形分類図を確認する際に使用します。
- 研修動画の閲覧機材(PC など)：映像を用いた研修を行う際に使用します。地形図・地形分類図などを確認する機材とは別に用意し、大型ディスプレイやスクリーンに投影して参加者全員で見られるようにするとよいでしょう。
- 付箋・ペン等

【2】進め方 -----

[学区のハザードマップを読む]

- それぞれのハザードマップについて、方位と縮尺を確認しましょう。
- 学校と自分の知っている場所を確認しましょう。
 - ✓ グループで研修を行う場合は、ここで自己紹介をしながら自分の知っている場所をグループメンバーに発表しましょう。
- 学校や学区のハザードの種類や程度等について、ハザードマップから読み取り、ワークシートに記入しましょう。

[学区の地形図・地形分類図を読む]

- 自校や学区周辺の地形図から読み取れることをワークシートに書き込みましょう。
- 自校や学区周辺の地形分類図から読み取れることをワークシートに書き込みましょう

[学区の地形からハザードマップの想定外も考える]

- ハザードマップもしくはハザードマップの掲載されているウェブサイトを見て、想定的前提条件を理解しましょう。
- 想定外の場合を考え、ワークシートに書き込みましょう。
 - ✓ 地形図、地形分類図、ワークシート、記憶や経験、災害の歴史から読み取りましょう。

[学区内での避難について考える]

- 各市町村長が指定する緊急避難場所・避難所に学校が指定されているかどうか確認しましょう。また、どんな災害に対する指定かを確認しましょう。
- 災害の種類による、指定/非指定の理由をハザードマップや地形を踏まえて、考えましょう。
 - ✓ 理由が分からない場合は市町村にたずねましょう。
- 学校の近くで指定されている施設についても、同様に調べましょう。

- 災害時（例えば大雨時）における学校から緊急避難場所までのルートを複数考え、それぞれのルートの特徴（利点や欠点）をワークシートに書き込みましょう。

【3】実施のポイント

- ハザードマップ、地形図、地形分類図を参考にしながら、最短ルートよりもより安全なルートを考えるようにしましょう。
- 研修の結果をふまえて、自校の防災マニュアルの見直しを行いましょう。加えて、見直した防災マニュアルを基に、避難訓練、防災教育についても改めて検討しましょう。

■ 様式・素材例

〔様式1〕ワークシート

〈出典：東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター，2020〉

| | | | | | |
|---|------|--|---|------------|--|
| 1 | ハザード | ハザードマップをみて、学区内でどんな災害が起こりうるのか、記述してください。 | 2 | 地形 | 地形図、地形分類図から自分の学区の地形の特徴を具体的に記述してください。 |
| | 洪水 | | | | |
| | 土砂災害 | | | | |
| | 津波 | | | | |
| 3 | 想定外 | ハザードマップの想定以上の場合（降水量など）、ハザードマップの想定外の場合（支流や内水氾濫）、ハザードマップ、地形図、地形分類図を基に、自分の学区の「想定外」について考えて、記述してください。 | 4 | 緊急避難場所／避難所 | 学校が緊急避難場所（逃げる）や避難所（泊まる）に指定されているかどうか、どの災害に対するものなのか、その理由を含めて、記述してください。 |
| | | | | | |
| 5 | 避難 | ある地区から大雨時に緊急避難場所まで避難することを想定して、複数の選択肢について、特徴や欠点について記述してください。 | | | |
| | | | | | |

【出典・参考文献】

- 村山良之「ハザードマップと地形を読む―学校防災の自校化―」, 第44回全国学校安全教育研究大会・東京都学校安全教育研究大会 大会紀要, 全国学校安全教育研究会・東京都学校安全教育研究会(2020)
- 村山良之・松多信尚「ハザードの種別と地形理解、災害リスク」, 小田隆史編著『教師のための防災学習帳』, 朝倉書店(2021)
- 宇根寛・村山良之「地域の災害リスクをどう教えるか―地形を踏まえてハザードマップを読む」, 科学, 91(5), 444-448(2021)
- 小田隆史・桜井愛子・村山良之・佐藤健・北浦早苗・加賀谷碧「教員の地図リテラシー育成とハザード理解に向けた学校防災研修―宮城県石巻市における試行から」, 安全教育学研究, 20(1), 27-36(2020)
- 東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センター「オンライン講座 学区の地図を活用した災害リスクの理解」(2020)

学校版タイムラインづくり

■ 学校版タイムラインとは

「タイムライン」とは、防災に関する関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするのか」に着目して、防災行動計画とその実施主体を時系列で整理したものです。この「タイムライン」を、学校を軸において、家庭や地域、教育委員会等が連携して、いざというとき「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理した学校版の防災行動計画にあたるものが「学校版タイムライン」です。この「学校版タイムライン」は、学校の危機管理マニュアルのうち「事前の危機管理」の計画として、活用することが可能です。

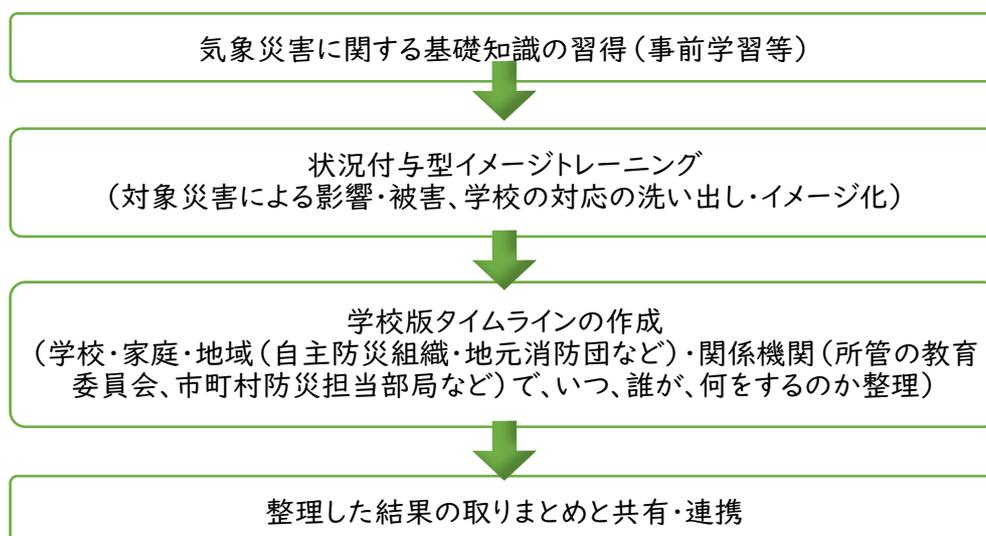
例えば、もし通信手段が途絶えたとしても、「学校版タイムラインづくり」により「いつ」「誰が」「何をするのか」を「見える化」して共有しておけば、いざというとき、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができますし、災害対応時にチェックリストとしても活用可能です。地域の関係機関と連携し、すでに各機関が作成しているタイムラインを参考に学校版タイムラインを作成することも有効です。

ここでは、学校版タイムラインを作成する前に、まず第一段階として状況付与型イメージトレーニングを行う方法を紹介しています。状況付与型イメージトレーニングを実施することで、防災や災害に関する基本的知識を学ぶことに加え、台風や大雨といった災害のイメージを持ちつつ学校で予想される危機と対応を洗い出すことが可能となり、より実践的・実効的な学校版タイムラインを作成することができます。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 「状況付与型イメージトレーニング」を実施することで、台風や大雨災害で予想される地域や学校の危機をイメージし、具体的な対応を検討する。
- ◆ 「学校版タイムライン」を作成することで、「いつ」「誰が」「何をするのか」を「見える化」して共有することで、いざというときにそれぞれが先を見越しながら適切に対応できるようにする。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

[基礎知識の習得(事前学習等)向け準備]

- 地域のハザードマップ(避難所等も分かるもの)
- 気象災害に関する基礎知識に関する資料:下記のサイトなどを活用するとよいでしょう。
 - ✓ 気象庁 e-ラーニング「大雨のときにどう逃げる」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/jma-el/dounigeru.html>
 - ✓ 気象庁ウェブサイト「台風や集中豪雨から身を守るために」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/ame_chuui/ame_chuui_p1.html
 - ✓ 気象庁ウェブサイト「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/alertlevel.html>
 - ✓ 政府インターネットTV「大雨や台風から命を守る 進化した気象警報&危険度分布」
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14989.html>
 - ✓ 国立研究開発法人防災科学技術研究所 自然災害情報室「防災基礎講座:基礎知識編」
https://dil.bosai.go.jp/workshop/01kouza_kiso/index.html
「気象災害」「土砂災害」

[状況付与型イメージトレーニング・学校版タイムライン作成向け準備]

- 付与情報[素材1、素材2]:イメージトレーニング(ワークショップ)の際に各グループに与える情報です。以下のような手順で検討して準備しましょう。

- ✓ 地域の災害リスクを把握して、学校版タイムラインで対象とする災害を設定します。
⇒ 地域の災害リスクや、想定される気象災害や水害の状況について、事前に行政の担当部署や地元気象台等の関係機関に助言等を受けておくとよいでしょう。
- ✓ 対象とする災害に応じて、3段階（フェーズ1～3）に分けた付与情報を作成します。
⇒ 台風接近に関する気象情報は、地元の気象台と連携して、学校所在地域で過去に発生した台風災害の例などを入手するとよいでしょう。
- 模造紙、付箋（ピンク色、青色、黄色）、油性ペンなど
- 「学校版タイムライン」整理シート[様式1]：付箋に記入した学校の対応を貼りますので、模造紙などに大きく印刷するか、ホワイトボードなどに様式の枠を書き込んでおくとよいでしょう。

【2】進め方

[気象災害に関する基礎知識の習得]

- 気象災害に関する基礎的な知識を獲得するために、上記で紹介した気象庁等のウェブサイトを基に訓練企画者が説明を行ったり、事前に参加者がそれぞれ自分で各サイトを閲覧して事前学習を行ったりして、以下のような事項を把握しておきましょう。
 - ✓ 大雨の際に発信される防災気象情報について
 - ✓ 気象情報を確認できるウェブサイトなどの媒体について
 - ✓ 防災気象情報の伝達方法について（国や自治体から出される情報の伝達手段）
- 以下のような方法で、地域の災害リスクや、学区内の状況（河川・低地・がけ地などの地理的な状況、通学路、児童生徒等の自宅や避難場所・避難所の位置等）を把握しておきます。
 - ✓ ハザードマップを確認
 - ✓ 学区内のフィールドワークの実施
 - ✓ 学区内の見回り時に災害発生をイメージ

[状況付与型イメージトレーニングの実施]

- 数名ずつのグループに分かれて、状況付与型イメージトレーニングを実施します。
- まずフェーズ1で提示された情報を基に、各自、地域でどのような危険や危機が考えられるか、また学校としてどのような準備や対応などをしておけばよいかを考えて、以下のとおり付箋に記入します。
 - ✓ 考えられる危険や危機→ピンク色の付箋
 - ✓ 学校の行うべき準備や取るべき対応→青色の付箋
 - ✓ 懸念されることや検討が必要なこと→黄色の付箋
- 各自の検討が終わったら、それを基にグループで話し合い、模造紙に取りまとめます。
- 上記と同様に、フェーズ2、フェーズ3についても、提示される情報を基に、その後の対応を時系列で検討し、話し合いを実施します。

- 各グループから検討結果の発表を行って、全体で討議します。グループによる対応の違いを確認し、対応の理由や根拠などについて議論するとよいでしょう。

[学校版タイムラインづくり]

- グループ別に、イメージトレーニング型訓練で取りまとめた情報を基に、縦軸に時間軸を置き、横軸に以下の情報や対応を入れる欄を設けた表に付箋で整理する形で、学校版タイムラインを作成します。
 - ✓ 気象情報等
 - ✓ 市町村からの防災情報等
 - ✓ 学校の対応
 - ✓ 家庭・地域の対応
- 学校の対応や、家庭・地域の対応については、各主体が「いつ」「何をやる」のかを考えて、時間軸に沿って整理していきます。その後、各主体間の動きに整合性があるかなどを確認していくとよいでしょう。
- グループ別の検討が終わったら、各グループから検討結果を発表し、全体で討議しましょう。
 - ⇒ 全グループの検討結果を統合して、自校の「タイムライン」として取りまとめ、以下のように活用することが望まれます。
 - ✓ 自校の危機管理マニュアル等の中に、タイムラインを組み込む。
 - ✓ 児童生徒等や保護者、市町村の防災担当部署、学校設置者、その他の関係機関に共有する。

【3】実施のポイント -----

- 前半のイメージトレーニング型研修で十分に議論をすることで、後半の学校版タイムラインづくりがスムーズに進むようになります。
- 現在、多くの市町村や防災関係機関では、タイムラインづくりが進められています。地域の関係機関で作成されたタイムラインがあれば、それを参考資料として手元に置きながら学校版タイムラインを作成するのが有効でしょう。
- 教職員のみならず、家庭や地域、消防署、教育委員会等関係機関や団体を交えて実施すると、事前の連携にもつながります。また、台風や水害等への対応は一つの学校にとどまるものではありませんから、中学校区等の単位で、地域の複数の学校が一緒になってこの研修を実施することも有効です。
- 完成した「学校版タイムライン」に基づき、学校の防災体制の見直し・強化を図ることが求められます。

■ 様式・素材例

[素材1] グループワークで付与する情報の例 (1) 台風接近の例

〈出典：岩手大学地域防災センター（2018）を基に一部改変〉

| フェーズ | 情報の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|-------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---------------|---------|---------------|----|--|--|----|--|--|--|--|--|--|-----|------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|--|----|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|----|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|----|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|
| <p>フェーズ 1</p> | <p style="text-align: center;">《台風の進路・予報円などの図》</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【フェーズ1】</p> <p>台風第9号は、7日の明け方には東海地方から関東地方に上陸し、岩手県には、7日夕方から8日朝にかけて接近、または通過するおそれがあります。</p> <p>岩手県では、8日にかけて、雷を伴って非常に激しい雨が降り、大雨となる所がある見込みです。</p> <p>暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>予報円</p> <p>台風の中心位置 暴風域 暴風警戒域</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>9月6日(水) 12時 台風に関するニュースです。</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>※9月7日(木)運動会総練習 9月9日(土)運動会</p> </div> </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>フェーズ 2</p> | <p>• △△日朝5時、●●地方気象台から本町に大雨（土砂災害）警報、暴風警報が発表されました。</p> <p style="text-align: center;">《発表中の警報・注意報等及び今後の推移に関する図》</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【フェーズ2】</p> <p>9月7日(木)朝7時 盛岡地方気象台からの情報です。</p> <p style="text-align: center; color: red;">中部市:大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水警報発表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発表中の 警報・注意報等の種別</th> <th colspan="9">今後の推移(■警報級 ■注意報級)</th> <th rowspan="2">備考・ 関連する現象</th> </tr> <tr> <th colspan="3">7日</th> <th colspan="6">8日</th> </tr> <tr> <th></th> <th>6-9</th> <th>9-12</th> <th>12-15</th> <th>15-18</th> <th>18-21</th> <th>21-24</th> <th>0-3</th> <th>3-6</th> <th>6-9</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: red; color: white;">大雨</td> <td>1時間最大雨量 (ミリ)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>20</td> <td style="background-color: gray;"></td> <td style="background-color: gray;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(浸水害)</td> <td style="background-color: red;"></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>浸水警戒</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td style="background-color: red;"></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>土砂災害警戒</td> </tr> <tr> <td style="background-color: red; color: white;">洪水</td> <td>(洪水害)</td> <td style="background-color: red;"></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td>氾濫</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">雷</td> <td></td> <td style="background-color: yellow;"></td> <td style="background-color: gray;"></td> <td>竜巻、ひょう</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">強風</td> <td>風向風速 (矢印・メートル)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>以降も注意報級</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">どう対応しますか？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> </div> </div> | 発表中の 警報・注意報等の種別 | 今後の推移(■警報級 ■注意報級) | | | | | | | | | 備考・ 関連する現象 | 7日 | | | 8日 | | | | | | | 6-9 | 9-12 | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 | | 大雨 | 1時間最大雨量 (ミリ) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 30 | 20 | | | | (浸水害) | | | | | | | | | | 浸水警戒 | (土砂災害) | | | | | | | | | | 土砂災害警戒 | 洪水 | (洪水害) | | | | | | | | | | 氾濫 | 雷 | | | | | | | | | | | 竜巻、ひょう | 強風 | 風向風速 (矢印・メートル) | 11 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 11 | 11 | 以降も注意報級 |
| 発表中の 警報・注意報等の種別 | 今後の推移(■警報級 ■注意報級) | | | | | | | | | 備考・ 関連する現象 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7日 | | | 8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6-9 | 9-12 | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 | 1時間最大雨量 (ミリ) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 30 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (浸水害) | | | | | | | | | | 浸水警戒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (土砂災害) | | | | | | | | | | 土砂災害警戒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 洪水 | (洪水害) | | | | | | | | | | 氾濫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雷 | | | | | | | | | | | 竜巻、ひょう | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 強風 | 風向風速 (矢印・メートル) | 11 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 11 | 11 | 以降も注意報級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

フェーズ 3

《土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）》

【フェーズ3】 エリアメールで、情報が入りました。

9月7日（木）10時55分、中部市に対して、土砂災害警戒情報が発表になりました。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
9月7日11時00分

大雨警報(土砂災害)の危険度分布

- 極めて危険【警戒レベル4相当】
- 非常に危険【警戒レベル3相当】
- 警戒【警戒レベル2相当】
- 注意【警戒レベル1相当】
- 低
- 今後の情報等に留意

文部科学省 気象庁 Japan Meteorological Agency

[素材2] グループワークで付与する情報の例（2）線状降水帯による突然の大雨の例

〈出典：岩手大学地域防災センター（2018）を基に一部改変〉

フェーズ 1

情報の内容

- 朝から降水が始まり、降水が強まってきました。
- このため、盛岡地方気象台は、8時45分に〇〇地域に大雨警報・洪水警報を発表し、9時44分には△△地域に大雨警報・洪水警報を発表しています。
- このときの1時間最大雨量の予想は60ミリでした。

《発表中の警報・注意報等及び今後の推移に関する図》

【フェーズ1】

10月9日（水）9時44分 盛岡地方気象台からの情報です。

中部市：大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報発表

| 中部市 発表中の 警報・注意報等の種別 | 今後の推移(■警報級 □注意報級) | | | | | | | | 備考・ 関連する現象 | |
|---------------------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|---------------|--------|
| | 12日 | | | | 13日 | | | | | |
| | 9-12 | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 0-3 | 3-6 | 6-9 | 9-12 | |
| 大雨 1時間最大雨量（ミリ） | 60 | 60 | | | | | | | | |
| （浸水害） | | | | | | | | | | 浸水警戒 |
| （土砂災害） | | | | | | | | | | 土砂災害警戒 |
| 洪水 （洪水害） | | | | | | | | | | 氾濫 |
| 雷 | | | | | | | | | | 竜巻、ひょう |

児童・生徒たちは、登校しています。どう対応しますか？

文部科学省 気象庁 Japan Meteorological Agency

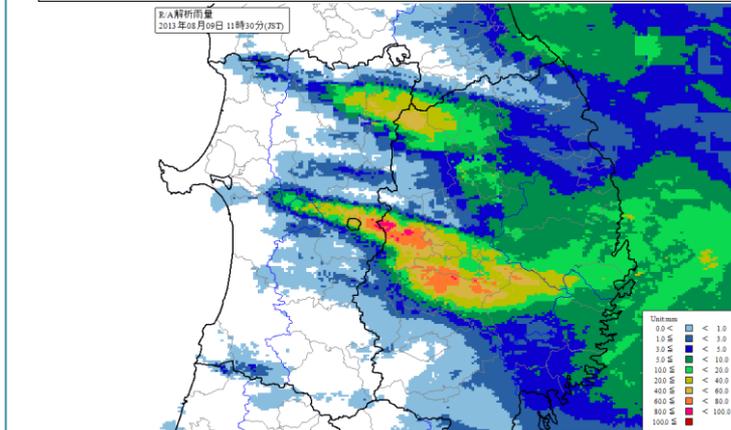
フェーズ
2

《降雨状況（解析雨量・高解像度降水ナウキャスト）に関する図》

【フェーズ2】

10月9日（水）11時55分に、
記録的短時間大雨情報が発表されました。

岩手県記録的短時間大雨情報 第1号
10月9日11時55分 盛岡地方気象台発表
11時30分岩手県で記録的短時間大雨
中部市付近で約100ミリ



文部科学省

気象庁
Japan Meteorological Agency

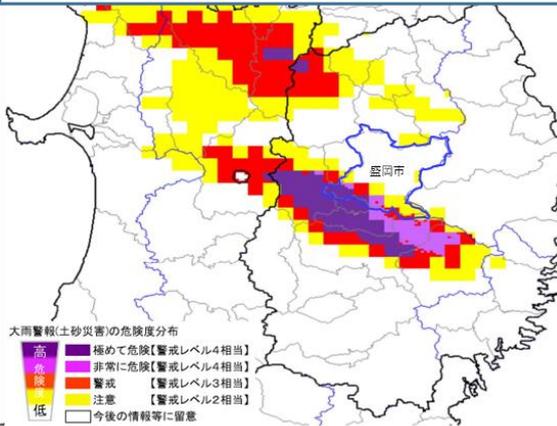
フェーズ
3

《キキクル（危険度分布）の図》

【フェーズ3】

10月9日（水）12時05分には、中部市に対して、土砂災害警戒情報（第4号）
が発表されています。
13時00分には雫石川洪水予報（氾濫警戒情報）が発表されています。
13時00分のキキクル（危険度分布）を確認しました。

土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
10月9日(水)13時00分



洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)
10月9日13時00分



文部科学省

気象庁
Japan Meteorological Agency

【出典・参考文献】

- 岩手大学・岩手県教育委員会・岩泉町「防災教育教材 台風・大雨から身を守る!」(2018)
- 岩手大学地域防災研究センター「学校用参考リーフレット No.2 2016 年台風第10号豪雨災害の教訓を踏まえ『学校版タイムライン』作成について」(2018)
- 森本晋也、越野修三、蒔苗仁、鈴木智香、小松山浩樹「防災教育教材の開発と教員研修の充実に向けて～連携・協働による岩手県防災教育研修会の取組を通して」, 岩手大学大学院教育学研究科研究年報 第3巻 p.111-p.124(2019)
- 岩手県教育委員会「中部教育事務所復興教育研修会講義資料」(2020)

※付与情報は盛岡地方気象台が作成

【実践事例3】

卓上訓練の活用

■ 卓上訓練とは

卓上訓練は「危機的状況をふだんどおりストレスのない状況下で模擬訓練すること。参加者は危機管理マニュアル等に基づいて、問題を調べ、それを解決するように、議論を導く」訓練です。

卓上訓練には、下記のような長所があります。

- 少ないストレスで行うことができるので、参加者にとって負担が少ない。
- シミュレーションを通じて自分たちの意思決定過程を確認することで、実際の場面でのよりよい意思決定が可能。
- 参加者間のコミュニケーションが高まり、各々の役割や責任を確認することができる。
- 短時間で訓練できるので、複数の危機管理のテーマを同時に取り上げることが可能。
- 頻繁に行うことができるので、マニュアルの見直しなどを繰り返し行うことが可能。
- 特別な場所や道具を必要とせず、低予算で行うことができる。

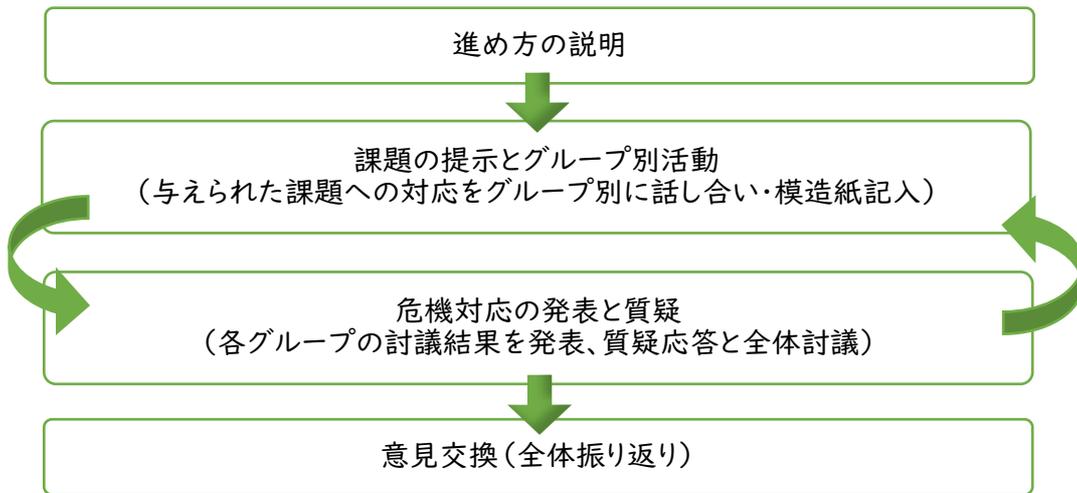
児童生徒を含めた避難訓練やマニュアルを活用した実働訓練はもちろん重要であり、可能な限り繰り返し実施することが効果的です。しかし、このような訓練は準備に多くの時間を割くことになり、学校で頻繁に行うことは、教職員にとって大きな負担となってしまいます。そのため、日常的に起こる些細な問題から大きな災害まで、様々な状況で迅速かつ適切な意思決定が要求される場合に備えて、補完的に卓上訓練のような簡便な訓練が必要となります。

卓上訓練は、詳細なシナリオを用意して、危機発生以降の時間経過に応じて複数の課題を提示し、その課題に対して参加者が意思決定を繰り返す方法が一般的です。しかし、ここで紹介する卓上訓練を用いた教職員研修では、学校における数多い課題に対応するために方法を簡便化し、一つの課題のみを提示して行います。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 危機発生時に適切かつ迅速な意思決定や対応を取るため、訓練として様々な危機的状況を想定し、参加者同士で対応策を検討しておく。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- 課題[素材 1]: 進行役が管理職や学校安全担当者と相談の上、課題を用意します。手渡すことができるよう、カード形式などしておくといでしょう。
⇒ 課題はそれぞれの学校の状況も考慮しつつ、単一もしくは複数の危機状況を示したものを用意しましょう。
- 模造紙、ペン(太字)、ホワイトボード(黒板でも可)、マグネット

【2】進め方

[進め方についての説明]

- 教職員を5~6人ずつのグループに分けます。
- 進行役は、用意した課題を各グループに提示することを予告し、提示された課題について5分間で対応策を決定するよう指示します。
⇒ 各グループに手渡すまでその内容を伏せておきましょう。
- 危機的状況が自分たちの学校で起きるということを前提にして討議するように説明します。

[課題の提示とグループ別活動]

- 各グループの代表者に「課題」を手渡します。
- それぞれのグループは与えられた課題(危機状況)の内容を確認し、その対応を話し合います。
- 話し合い後、実施する対応を模造紙へ太字ペンで書き込みます。
⇒ グループ別活動の活動時間については、慣れるまでは討議5分、書き込み5分のように長めに設定し、慣れるにしたがって短くしていきます。

[危機対応の発表と質疑]

- 一つの課題へのグループ別討議を終えるごとに、グループごとに模造紙をホワイトボード等に貼り、代表者が課題とその対応について教職員全員に説明を行います。
- 不明点について質疑を行い、よりよい意思決定がほかにあるかどうか話し合います。
⇒各グループが同じ課題について活動をした場合には、最も優れた意思決定を行ったグループを投票により決定することもできます。
- 発表と質疑が終了したら、進行役は次の課題を各グループに配布して、同じような検討等を繰り返します。

[意見交換（全体振り返り）]

- 最後に、卓上訓練全体を通じた意見を出し合い、さらなる応用の可能性などについて話し合います。

【3】実施のポイント

- 例えば右記のように、訓練の前に危機管理の考え方やマニュアルの内容を復習するなどの活動を含めるとさらに効果的です。
- 校外学習や特別活動に際して、あらかじめ予想される危機状況について卓上訓練を実施することは、万が一に備える上で効果的です。
- ここでは教職員研修での卓上訓練について紹介しましたが、児童生徒を対象とした安全教育において、児童生徒自身が意思決定するための訓練にも応用することができます。

1 危機管理に関する講義（90分）

- ① 子供の犯罪被害の実態
- ② 学校危機管理の考え方
- ③ 安全管理設備について
- ④ 危機管理マニュアルについて
- ⑤ 防犯教育の進め方
- ⑥ 家庭・地域との連携

2 危機管理の卓上訓練（60分）

- ① 卓上訓練の意義について簡単な講義
- ② 卓上訓練の進め方についての説明
- ③ 課題の提示とグループ別活動
- ④ 危機対応の発表と質疑
- ⑤ 意見交換

■ 様式・素材例

[素材1] 課題の例

〈出典：渡邊，2020〉

登校しない児童がいたので保護者に確認したところ、家を出たという返事があった。

児童が下校中に不審者から暴力を振るわれたという知らせが保護者から入った。

休み時間に児童から長い棒を持って校庭を歩いている人がいると連絡があった。

校外学習時に、児童の一人が交通事故に遭ったと、ほかの児童から知らせがあった。

【出典・参考文献】

- 渡邊正樹 「卓上訓練(Tabletop Exercise)を用いた学校危機管理研修プログラム」, 安全教育学研究第5巻 第1号 p.21-p.24 (2005)
- 渡邊正樹 「教職員の危機管理能力を高める-教職員研修としての卓上訓練」, 『学校安全と危機管理三訂版』p.241-p.247, 株式会社大修館書店 (2020)

【実践事例 4】

マップ・マヌーバーの活用

■ マップ・マヌーバーとは

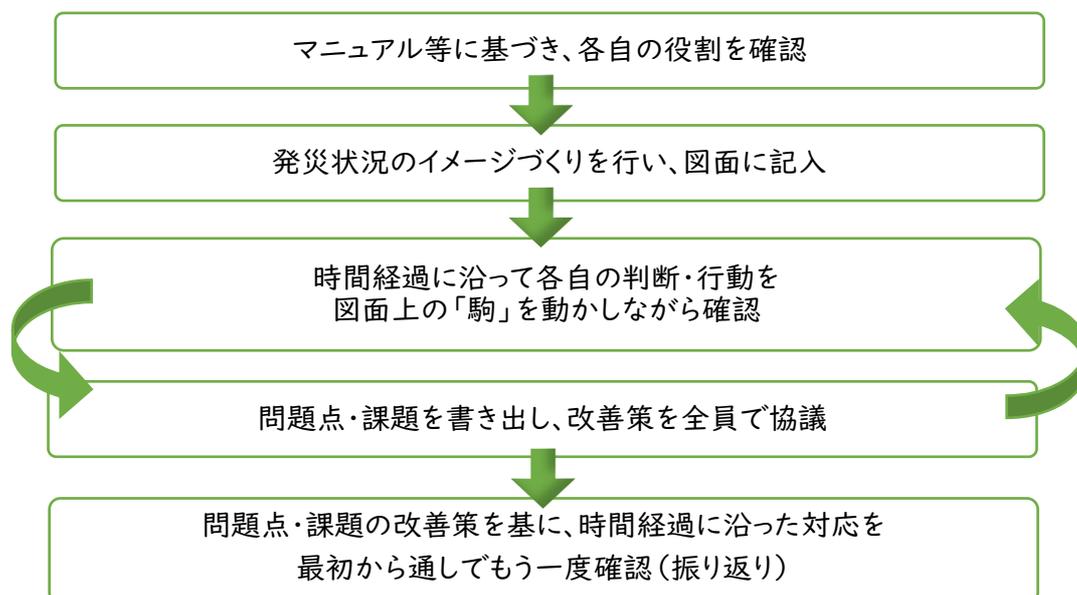
マップ・マヌーバー（Map Maneuver：以下「MM」とします。）は、地図上で個人やグループを表す駒を動かしながら、時間経過に沿って災害時の行動を確認する訓練手法です。もともとは自衛隊の訓練・演習等で、個人や部隊の役割に応じた行動を確認し、全体の動きを把握するために用いられてきました。

MMの手法を用いることで、事故・災害等の発生時を想定して、教職員の動きを時間経過に沿って確認し全体の流れを把握するとともに、行動上の課題等を抽出して、改善につなげることが可能となります。危機管理マニュアル等に記載されている緊急時の動きに沿ってMMを用いた訓練を行うことにより、教職員がそれぞれの役割を確認し、またマニュアルが災害時に機能するものになっているか検証する機会になります。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 緊急時には個人や組織の動きが複雑になるため、事前に緊急時の行動をシミュレーションして、自らの役割を確認する。
- ◆ 訓練を通して、マニュアルが災害時に機能するかどうかを確認する。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- 事故・災害等発生時の対応マニュアル:MM を使って各自の動きを検証するため、事故・災害等が発生した際の対応に関するマニュアル(いわゆる「危機管理マニュアル」など)を用意します。
- 地図又は自作の図面:MMで駒を動かしながら動きを検証する範囲の地図・平面図などの図面を用意します。模造紙に簡単な図面を自作しても良いでしょう。参加者全員で取り囲んで議論ができるよう、大きめのものを用意してください。
⇒用意する図面の範囲は、MM で検証する事故・災害等の種類などによって異なります。例えば校外への避難を伴う災害等の場合には、避難先を含む地域の地図を用意します。校舎内での対応や校舎から校庭への避難などを検証する場合には、校地・校舎の平面図を用意することが必要です。
- 透明ビニールシート:上記の地図・図面にかぶせて、油性ペン等で書き込むために使います。用意できない場合は、地図・図面に直接書き込んでも構いません。
- 各人を表す駒:10円玉くらいのコインなど。小さな人形を(救急車・パトカーなど車両の動きも想定する場合はミニチュアの車なども)用いると、より“リアル”になります。
- 課題[素材1]:演習課題として付与する状況想定を準備します。
- 課題・対応の整理様式[様式1]:模造紙又はホワイトボード等のように、やや大きなものを準備すると、皆で確認しながら議論しやすいでしょう。
- ペン(中字、太字)、付箋等

【2】進め方

[状況想定と参加者ごとの役割確認]

- マニュアルや付与された課題に基づいて、参加者が自分自身の役割を確認します。
⇒MM は、参加者が自分自身や組織の役割を事前に理解しているという前提で行うため、じっくりと確認作業を行きましょう。
- 参加者の中からリーダー(進行役)を決め、以降はリーダーの進行で演習を進めます。

[被害イメージづくり]

- 付与された課題を基に、まず、その事故・災害等が「発生する直前」の状況について、参加者全員で確認します。
 - ✓ 各参加者は、図面上で自分自身がいる場所を確認し、自分を示す駒を置きましょう。
 - ✓ 参加者以外の人(児童生徒等や、当日の演習に参加していない教職員等)については、付箋に「誰が何人いる」などと記載して、図面上に置いておきます。

- 続いて、課題を基にして、起こり得る被害等のイメージづくりを行いながら、用意した地図・図面に入れていきます。できるだけ具体的に、様々な被害をイメージしてみましょう。
 - ✓ リーダーは、例えば「課題に示される災害が発生したら、学校内はどのような状況になるか、イメージしてください。」などと呼び掛けて、参加者の発言を促します。
 - ✓ 例えば「校舎内のここに、こんな被害が発生する」などという意見が出たら、その内容を付箋に記載して、用意した地図・図面の該当個所に貼っていきましょう。「停電」「断水」「電話回線の不通」などのように図面上の位置には落とせない情報も、余白に貼っておきます。
 - ✓ 地震・津波・土砂災害・洪水などの自然災害を想定した訓練の場合は、市町村等が公表する各種ハザードマップを基に、想定される災害の被災範囲なども記入してもよいでしょう。

[時間経過に沿った行動確認、課題抽出・改善点の検討]

- 続いて、リーダーの進行で、参加者それぞれが時間経過に沿って自分の取るべき対応や行動を図面上で駒を動かしながら確認していきます。
 - ✓ リーダーは、例えば「まず、最初の〇分間で、何をどのように行いますか」などという問い掛けを行って、進行しましょう。
 - ✓ 参加者は、上記の問い掛けを受けて、それぞれ自身の取るべき対応を検討し、順にそれを発表しながら、自分の駒を動かします。
 - ✓ 各自の駒を動かすだけでなく、付箋に記載した参加者以外の動きについても検討し、必要に応じて付箋を動かすなどしてください。
- 駒を動かしながら、このような行動がスムーズにできるのか、状況に適切に対応することができるのかなどを検討し、問題点がないかを確認します。
 - ✓ 先ほど図面に記入した被害イメージを参考にしつつ、その状況下でスムーズに行動できるかどうかを考えてみるとよいでしょう。
 - ✓ リーダーは、図面上に記載した被害イメージを基に、例えば以下のように問い掛けましょう。
 - 「事故・災害により〇〇という状況になっていますが、どうしますか？」
 - 「マニュアルで定められている〇〇の対応は、具体的にどう行動しますか、できますか？」
 - 「もっとたいへんな状況は想定できませんか、災害の影響は他にもありませんか？」等
 ⇒見つかった問題点は、付箋に記入して「問題点・対応の整理様式」の「問題点」欄に貼りましょう。
- 問題点をどうしたら解決できるか、全員で協議して、役割や行動の改善策を考えます。
 - ⇒提案された改善策を付箋に記入し、整理様式の「改善策」欄に貼りましょう。
- さらにリーダーから「では、その後の約〇分間(又は「その次の段階」など)で、どのように行動しますか」など問い掛けて、議論を進めます。これを繰り返すことで、時間経過に沿った一連の動きと問題点の抽出、改善策の検討を進めましょう。

[最終確認・振り返り]

- 時間経過に沿った検討が一通り終了したら、問題点への改善策を取ることを前提として、最初から通して駒を動かしながらシミュレーションしてみます。
⇒改善策実施後の個々人の行動や全体の動きを再確認することができます。
- 「問題点・対応の整理様式」に記載した改善方法を基に、今後の改善点を全体で確認します。
⇒マニュアルのどこをどのように改善するかなど、具体的に検討して、改善につなげましょう。

■ 様式・素材例

[素材1] 課題の例

例えば、次の空欄を埋めるような形で状況想定を作成してください。必ずしも事前に全てを準備する必要はなく、演習の冒頭で参加者とともに状況想定を作成してもよいでしょう。

| 課題例（１） 平日の日中、授業中の地震発生 |
|--|
| ● 発生日時： ____月 ____日（ ____曜日） ____時 ____分 |
| ● 気象条件： 天気 ____、 気温 ____ |
| ● 地震の揺れ： 震度 ____ の激しい揺れが 1～2 分続く |
| ● 外出・休暇などで不在の教職員： _____、 _____、 _____、 |
| ● 校庭・体育館の使用状況： 校庭 ____年 ____組が ____で使用 体育館 ____年 ____組が ____で使用 |
| ● 特別教室の使用状況： 理科室 ____年 ____組、音楽室 ____年 ____組、 〇〇室 ____年 ____組、〇〇室 ____年 ____組 等 |
| ● 校外活動中のクラス： ____年 ____組が ____で校外活動中 |

| 課題例（２） 休日の日中、部活動など実施中の地震発生 |
|--|
| ● 発生日時： ____月 ____日（ ____曜日） ____時 ____分 |
| ● 気象条件： 天気 ____、 気温 ____ |
| ● 地震の揺れ： 震度 ____ の激しい揺れが 1～2 分続く |
| ● 部活動指導・休日出勤等のため在校中の教職員： ____、 ____、 ____、 ____、 ____、 ____、 |
| ● 在庫中の児童生徒等の状況： 体育館： ____部 ____人、 ____部 ____人、 ____部 ____人が活動中 校庭： ____部 ____人、 ____部 ____人、 ____部 ____人が活動中 校舎内： ____部 ____人が ____室、 ____部 ____人が ____室、 ____部 ____人が ____室で活動中 |

[様式1] 問題点・対応の整理様式

| 問題点 | 改善策 |
|-----|-----|
| | |

【出典・参考文献】

- 岩手県教育委員会 「学校における危機管理マニュアルの見直し」(制作協力:岩手大学地域防災研究センター客員教授 越野修三)(2021.2)

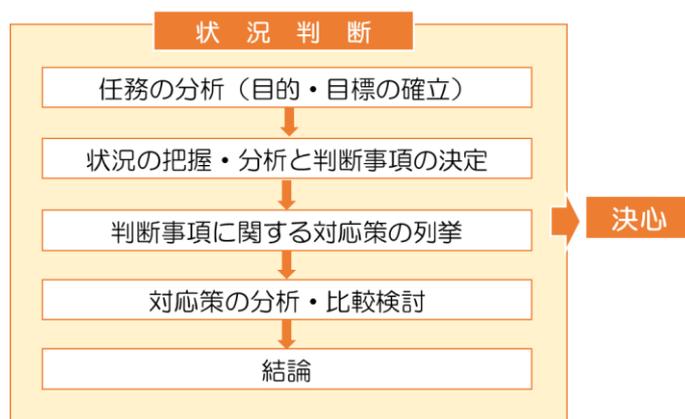
【実践事例 5】

状況判断（ケーススタディ）の活用

■ 状況判断（ケーススタディ）とは

状況判断とは、「目的を達成するために、状況の変化に対応し、当面の状況を分析し、どのような行動を取るのがベストか判断する」ことを指します。

状況判断を用いたケーススタディは、アメリカ軍の戦術教育に用いられてきた「状況判断の思考過程」というツールをアレンジしたものです。アメリカ軍のような大きな組織では、組織の行動が複雑であるとともに、多くの業務を緊急に処理する必要があります。少数の指揮者に依存して状況判断を行うことは難しく、現場に判断がゆだねられる場合も多くなります。そのため、彼らが自然に妥当な結論に到達できるように状況判断のプロセスを標準化しておくことが必要という視点から「状況判断の思考過程」というツールが開発されました。



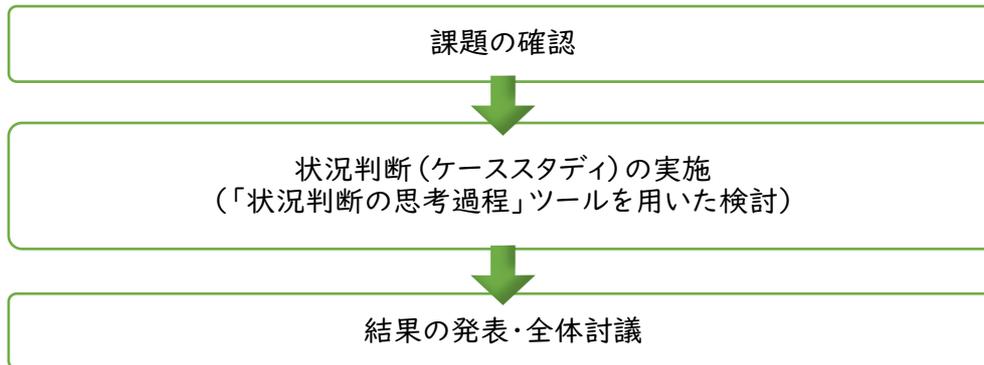
状況判断の思考過程 〈出典：越野，2020b〉

緊急時の学校現場では、これまで経験したことのない状況や情報が限られる状況であっても、冷静な判断が求められます。平時から状況判断の思考過程を用いたケーススタディに取り組むことで、様々な緊急時の状況を想定して、判断を行う際の思考過程を訓練しておくことが可能となります。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 緊急時には、情報が少ない中でとっさの判断を求められるため、判断時の思考過程を訓練しておくことで、災害対応に対する判断基準や尺度を養う。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- 課題[素材1]: 事故・災害等の発生時において、取るべき対応にいくつかの選択肢がある状況を課題とします。その課題状況について、一般状況と背景を設定します。
 - ✓ 一般状況: 研修参加者がおかれている立場や入手している情報を設定します。
(例) 研修に参加している教職員の状況、入手している情報(気象情報・避難情報等)
 - ✓ 背景: 状況判断のために必要な、その他の情報を設定します。
(例) 児童生徒等やその他の教職員の状況、マニュアルの内容、ハザードマップの記載内容、詳細な気象情報等
- 地域のハザードマップ等: 課題のような状況下で、どのような災害の可能性があるかなどを検討するため、市町村等が公表しているハザードマップや、学校で独自に防災・安全に関する情報を整理したマップ(通学路等点検結果を示したもの等)を用意しましょう。
- 検討用シート: 下記の3種類のシートをグループや個人でケーススタディを行う際に利用します。グループで検討する場合には、付箋に記入した各自の意見を貼れるよう、模造紙などの大きめのシートとするとよいでしょう。
 - ✓ 判断事項の決定用シート[様式1]
 - ✓ 対応策の分析用シート[様式2]
 - ✓ 対応策の比較・検討用シート[様式3]
- 付箋、ペン(中字、太字)等

【2】進め方

[課題の確認]

- 参加者は、いくつかのグループに分かれるか、個人単位で検討します。いずれの場合でも、参加者は、与えられた課題に基づき、どのような対応を取るべきかを判断することが求められます。

⇒通常、学校現場では、校長など管理職が判断を下す役割となっていますので、研修の進行役は、例えば「校長・教頭など管理職が不在の場合を想定しましょう」などと声をかけて、参加者が判断する立場にいることを強調するとよいでしょう。

- グループ又は個人ごとに、課題を記載した資料を配布します。又は、会場のスクリーンに課題を投影してもよいでしょう。
- 参加者は、課題を読み上げるなどして、その内容を確認します。この段階で、若干の質疑応答やグループ別意見交換を行って、課題状況についての認識を深めておく効果的です。また、ハザードマップの内容も併せて確認しておきましょう。

[「状況判断の思考過程」ツールを用いた検討]

- まず、判断事項の決定用シート[様式1]を用いながら、下記の3つのステップで検討します。
 - ✓ 任務の分析(目的・目標の決定):課題として与えられた情報等を基に、自分(たち)がやらなければならない任務(ミッション)は何かを考えて、何のために(目的)、何を実行するのか(目標)を決定します。

⇒一般に目標を設定する際には、①必ず達成しなければならない目標、②望ましい目標、③時期的な優先順位なども併せて検討しますが、ここでは、比較的簡便な方法として「必ず達成しなければならない目標」に絞って考えるとよいでしょう。
(目的によっては、「望ましい目標」を設定する必要がある場合もあります。)
 - ✓ 状況の把握と分析:課題として与えられた情報や、危機管理マニュアル等に定められている事項などを基に、①現在の状況はどのようになっているかを「状況の把握」欄に、②そこから想定される今後の状況進展や問題点を「状況の分析」欄に、それぞれ記入します。
 - ✓ 判断事項の抽出:以上の検討を踏まえて、今、この状況で何を判断すべきなのか、判断事項を決めましょう。

⇒何を判断するかわからない場合、当面する状況が目標とどのようなギャップがあるか徹底して掘り下げてみると、解決すべき問題は何かということが明らかになってきます。
- 続いて、対応策の分析用シート[様式2]を用いて、対応策の列挙・分析を行います。判断事項について考えられる対応策の選択肢を挙げた上で、それぞれの対応策のメリット、デメリットを挙げていきましょう。また、デメリットがある場合には、それに対する対策を(その対策が容易に実施可能かどうかも含めて)検討し、記載しましょう。
- 上記の分析結果を基に、対応策の比較・検討用シート[様式3]を用いて、次のステップで検討して、複数の対応策を比較、取るべき対応を決定します。
 - ✓ 比較要因の設定:基本的には上記分析で出されたメリット・デメリットを基に、各対応案を比較するための要因(比較要因)を整理して、「比較要因」の欄に一つずつ記載します。

※比較要因としては、例えば「目標達成の確実さ」「対策に要する労力・時間」「対策の実施可能性（容易性）」「対策の副次的効果（副作用）」などの観点があります。対応策分析シートに記載したメリット・デメリットを、このような観点で整理するとよいでしょう。

- ✓ 対応策の評価: 上記で整理した比較要因を踏まえて各対応策を○△×で評価して、評価欄に記入します。
- ✓ 最良案の決定: 比較要因ごとの評価結果を踏まえて、対応策の選択肢の中から最も良いと考えられる対応策（最良案）を決定します。

※検討に当たっては、複数挙げている比較要因の中で、何を最も重視すべきかを考えます。

同じ○印の評価であっても、重視すべき要因とそれ以外の要因とでは、○印の重みが異なります。そのような要因間の優先順位も考慮して、最良案を決定するようにしましょう。

⇒結論として、最良案の具体的な事項（誰が、何を、いつ、どこで、いかに、何のために）を明確にしましょう。

[結果の発表・全体討議]

- 各グループ（又は個人）の検討結果を発表した上で、全体で議論しましょう。

⇒全体討議として様々な観点から議論を深めることで、災害時に状況判断を行う際の判断基準や尺度についての共通認識の構築につながります。また、必要に応じて、議論の結果を危機管理マニュアルなどに反映しておくとい良いでしょう。

【3】実施のポイント -----

- 災害時には情報が限られてしまうため、断片的な情報をつないで、将来の状況を予測する必要があります。その際、自らの先入観や固定観念に縛られてしまわないためにも、ケーススタディを活用し自らの経験や知識が正しいかどうか常に反省し、客観的に検討を続けることが重要です。

■ 様式・素材例

[素材1] 課題の例 「授業中の豪雨」 〈出典：越野，2020a〉

| | |
|------|--|
| 一般状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● Y小学校（在校生 300 人）の S 校長は、校長室で執務中である。 ● 10 時頃から非常に激しい雨が降り続いてしたが、午後の授業が開始した時点で K 気象台から大雨洪水警報と土砂災害警戒警報が発令されていることを知った。 ● K 市からは避難指示等はまだ発令されていない。 |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各学年は 2 クラス（1 クラスは 25 名）で、全ての学年は午後の授業を開始した直後で、職員室には、副校長と、2 名の教員が執務中である。 ● Y 小学校は、大雨・洪水時の避難指示等が発令された場合は、K 市の避難所に指定されており、住民に避難所として体育館や教室等を解放しなければならない。 ● 学校のマニュアルでは、避難指示等の発令される恐れがある場合は、保護者に引き渡すか、休校することになっている。 ● 生徒の通学経路上には、中小河川の橋や土砂災害警戒区域を通らなければならない箇所が多数ある。 ● 現在、学校周辺の川の水位は氾濫するほどではないが、かなり水位は高くなっている。 ● 気象台からは、K 市周辺に線状降水帯が発生し、しばらくは激しい雨が続く模様であるとの予報が出ている。 |

[様式1] 判断事項の決定用シート 〈出典：越野，2020a を基に作成〉

| 必ず達成しなければならない目標 | |
|-----------------|--|
| 状況の把握 | <div style="text-align: center;"> </div> |
| 状況の分析 | |
| 判断事項（何を判断するか？） | |
| | |

[様式2] 対応策の分析用シート

〈出典：越野，2020a を基に作成〉

| 対応案 | 利点（メリット） | 欠点（デメリット） | 対 策 |
|------------------------------|----------|-----------|-----|
| A 案 aaaaaaa 対応案 を記入 | | | |
| B 案 bbbbbbb | | | |

[様式3] 対応策の比較・検討用シート

〈出典：越野，2020a を基に作成〉

| 選定要因 | 要因① | 要因② | 要因③ | 要因④ | 要因⑤ |
|----------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 対応案 | 比較要因を一つずつ記入 | | | | |
| A 案 aaaaaaa | 比較要因ごとに、○・△・×で評価して記入 | | | | |
| B 案 bbbbbbb | | | | | |

【出典・参考文献】

- 越野修三 「想定外の状況における危機管理の在り方」, 独立行政法人教職員支援機構 令和 2 年度学校安全指導者養成研修 (2020a)
- 越野修三 「有事のプロに学ぶ 自衛隊式 自治体の危機管理術 非常時に動ける組織をつくる」, 株式会社ぎょうせい (2020b)

ASUKA モデルの活用

ASUKA モデルとは

平成 23 年 9 月 29 日、さいたま市立小学校 6 年生の桐田明日香さんが、駅伝の課外活動中に倒れ、翌 30 日に亡くなるという事故が起きました。さいたま市教育委員会は、この事故をめぐる対応の在り方について分析し、その結果を基に再発防止のための教員研修用「体育事故時等における事故対応テキスト」を作成しました。出来上がったテキストには「ASUKA モデル」という愛称がついています。

テキストでは、重大事故の予防から現場対応、事後対応まで取るべき行動を 4 つの柱に分けて示しています。最も特徴的な項目として、傷病者発生時における判断・行動チャートがあります。従来のマニュアルでは、傷病者発生時の判断基準として、意識やふだんどおりの呼吸が「ある」「ない」という選択肢が記載されますが、これを「ない」「わからない」とすることで、迷った場合は直ちに次の行動(119 番通報、AED の手配、胸骨圧迫)に移るよう強く求めた内容となっています。加えて、「死戦期呼吸」やけいれんについて重視し、心停止でない人に胸骨圧迫を行ったり AED を使用したりしても大きな問題は起こらないこと、判断ができない場合や自信が持てない場合は胸骨圧迫と AED の使用を開始することが強調されています。

《テキスト「ASUKA モデル」の構成》

〈出典：さいたま市教育委員会，2012〉

I 日常における重大事故の未然防止

○教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上

- 重大事故発生時対応訓練や心肺蘇生法に関する研修等の実施
- 普通救命講習Ⅰ、応急手当普及員講習会の受講
- 計画策定時のリスクマネジメントとしての「危険想定」
- 体育活動時における重大事故シミュレーションの実施
- 児童生徒を対象とする AED の使用を含む心配蘇生法の実習の実施
- 保護者を対象とする AED の使用を含む心配蘇生法講習会の実施

○危機管理体制の整備

- 重大事故等を想定したマニュアルの作成及び定期的な見直し
- ウォーミングアップの徹底
- 近隣医療機関との協力体制の強化
- 「傷病者発生時における判断・行動チャート」の作成
- 口頭指導に対応する記録用紙の活用
- 児童生徒の健康に関する情報の把握及び共通理解
- 保健室環境の整備
- 重大事故発生時携行機材等のパッケージ化
- 携帯電話等の所持
- 緊急搬送にかかわるスペースの確保

○自己の健康管理に関する指導

II 体育活動時等における重大事故の未然防止

○指導開始前のブリーフィング

○指導終了後のブリーフィング

III 重大事故発生時における対応

○第一発見者としての対応

○応援者としての対応

IV 事故発生後の対応

○事実確認と分析

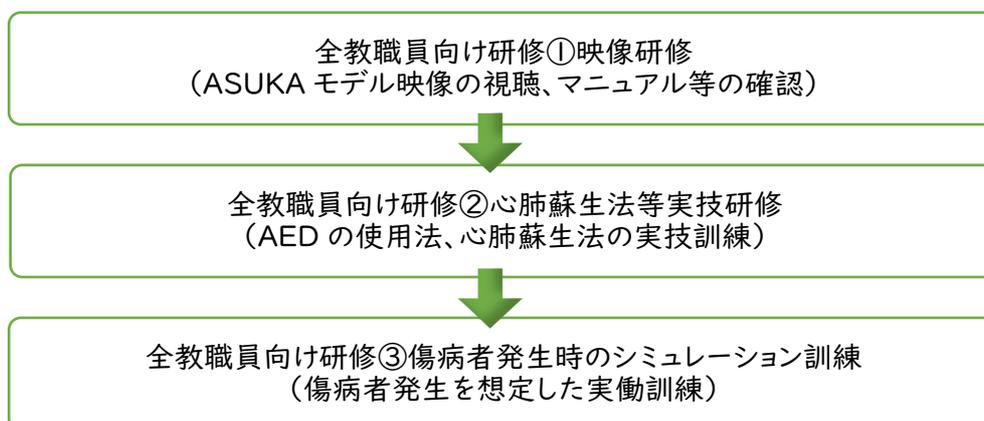
○傷病者等への対応

ここでは、この ASUKA モデルを活用した教職員研修や実践的な訓練の実施方法について紹介します。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ ASUKA モデルのきっかけとなった事象事例等を基に、学校における迅速・的確な救命処置の重要性について学ぶ。
- ◆ ASUKA モデルで示されている傷病者発生時の判断・行動について、実践的な訓練を通じて身に付ける。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- Youtube 動画の閲覧機材 (PC など) :映像を用いた研修を行う上で使用します。
- 訓練用 AED、心肺蘇生訓練用機材、エピペン®練習用トレーナー :心肺蘇生法等の実技訓練を行う際に使用します。消防署などで訓練用機材の貸し出しや指導員の派遣等を行っている場合が少なくありませんので、近隣の消防機関等に相談するとよいでしょう。
- 訓練想定 :傷病者発生を想定したシミュレーション訓練を行う際に設定する、各種想定です。
 - ✓ 課題[素材1] :発生した事故の状況想定です。
 - ✓ 連絡先電話番号 :119 番通報、保護者への連絡などを実際の電話を用いて行う場合は、訓練用の電話番号を設定します。保護者の電話番号は、あらかじめ訓練参加者に教えておくのではなく、本来その情報が保管されている箇所にメモを置いておくと、より実践的となります。

- ✓ 救急隊到着状況:119番通報の何分後に、どこに到着するか設定しておきます。実際に到着する場所ではなく、校舎内の特定の箇所を模倣的に指定しておいてもよいでしょう。
- 振り返りシート[様式1]:シミュレーション訓練の参加者に記入してもらうことで、訓練結果を検証し、マニュアルやAEDの保管・管理方法などの改善につなげます。

【2】進め方

[全教職員対象研修① 映像研修]

- まず、ASUKAモデルの映像を見て、傷病者発生時の対応に関する理解を深めましょう。
[本編映像] (様々な重大事故の事例が盛り込まれています)
<https://www.youtube.com/watch?v=jpMpvZ6q04M&feature=youtu.be>
[ダイジェスト版映像]
<https://www.youtube.com/watch?v=jTDw3-FkHX4&feature=youtu.be>
- 続いて、傷病者発生時の対応について定めている自校のマニュアル(危機管理マニュアル等)の内容を確認します。映像で見た事例を参考に、自校で重大事故が発生した場合にどのような対応をすればよいのか、事前にどのような確認が必要か等を議論しましょう。
※人数が多い場合は、グループ別に討議した上で、その結果発表と全体討議を行いましょう。

[全教職員対象研修② 心肺蘇生法等実技研修]

- AEDの使用法、心肺蘇生法などを体得する訓練を実施して、それらの方法を身に付けます。
※次に実施するシミュレーション訓練の前に、まず機材の使い方や心肺蘇生法などの基礎的な実技能力を身に付ける必要があります。

[全教職員対象研修③ 傷病者発生時のシミュレーション訓練]

- 課題を基に、自校の危機管理マニュアル等に基づいて、重大事故が発生した場合の実際の動きを確認するための対応訓練を実施します。
- まず、課題に基づき、例えば、下記のような配役を決めます(必要な配役は「想定事故」の内容によって異なります)。教職員役の人は、危機管理マニュアル等で発生時に取るべき対応を確認しておきましょう。
 - ✓ 被災者(突然倒れた児童生徒等)の役
 - ✓ 第一発見者の役:児童生徒等、又は教職員など、設定を決めておきましょう。
 - ✓ 他児童生徒等(その他、被災者の周辺にいた児童生徒等)の役
 - ✓ 発生場所近くにいる教職員の役
 - ✓ その他の教職員(職員室にいる教職員、保健室にいる養護教諭など)の役
 - ✓ 消防機関(119番通報を受信)、救急隊員(救急車で到着)の役
 - ✓ その他:保護者、教育委員会関係者、等、必要に応じて設定しましょう。

※「その他の教職員」役には課題の内容を知らせず訓練を実施することで、より実践的な「シナリオ非提示型」の訓練とすることもできます。

- 進行役（訓練運営担当）の合図で、訓練を開始します。
⇒「被災者」役は、課題の設定に従い、そのようすを演じます。それ以外の参加者は、それぞれの役に応じて、危機管理マニュアル等に定められた対応に従って模擬的に行動します。
- 一連の対応が終わったら、「振り返りシート」を用いて振り返りを実施します。
⇒役割別などのグループに分かれて議論した上で、発表・全体討議を行うとよいでしょう。

【3】実施のポイント

- 学校では傷病者の第一発見者が児童生徒等である可能性が高いため、教員向けの研修・訓練と並行して、児童生徒等に対する心肺蘇生法の訓練や講習会を行うことが効果的です。

■ 様式・素材例

〔素材1〕課題の例

〈出典：さいたま市教育委員会，2020〉

| | |
|-------------------------|--|
| 例1 持久走後の 心肺停止 | 校内持久走大会で、小5男子（既往症なし）が1000m（200m×5周）を走った後に倒れるところを、ゴール地点で計測係をしていた6年担任が目撃する。 校庭には200名の児童、100名ほどの保護者がいた。 |
| 例2 給食時間の アナフィラキシー | 給食の時間中、小3女子（食物アレルギーあり、原因食物：牛乳）が自席で給食を食べていたところ、食べ始めて5分後に咳込み、息苦しいと担任に訴えた。 児童には緊急時薬とエピペン [®] が処方されており、ランドセルの中に常時保管されている。 |
| 例3 水泳中の 心肺停止 | 水泳の授業で、小6男子（既往症なし）が準備運動、水慣れなどを行った後、50mの泳力調査を行った。スタート後、10m付近で突然動かなくなり沈みだした。事故発生に気付いた教員が、プールサイドに引き上げた。男児に反応はなく正常な呼吸が見られなかった。 |
| 例4 運動会練習中の 熱中症 | 校庭でのダンス練習中、休憩後、集合の指示を出したがうずくまっていた整列にこない中2男子（既往症なし）がいた。 声をかけたが、「頭が痛い、気持ち悪い」と言い、錯乱状態で自分では立ち上がれない。自力で水を飲めない。汗は乾いており、腕や首を触ると熱い。 |
| 例5 給食中の窒息 | 給食中、小3女子が白玉団子をのどに詰まらせたらしいと、当該女児の隣席の児童が担当に知らせに来た。 女児は、のどを両手でつかみ、苦しそうにしていた。担任は、声をかけ、吐くように言ったが、女児は首を横に振り、吐けないとサインを送ってきた。やがて、はっきりとした応答がなくなってきた。 |

[様式1] 振り返りシートの例

〈出典：近畿管区行政評価局，2020 に示される A 教委作成資料を基に一部改変〉

| | 項目 | 気付き ・ 問題点 |
|------------------|----------------|-----------|
| 環境・ 機材等 | AED 設置場所・保管方法 | |
| | エピペン®設置場所・保管方法 | |
| | 緊急持ち出し袋 | |
| | 保健室の鍵保管 | |
| | 保健調査票の保管 | |
| | 家庭調査票の保管 | |
| 傷病者 他生徒 対応 | 応援要請・召集方法 | |
| | 心肺蘇生の手技 | |
| | AED 操作方法 | |
| | エピペン®使用方法 | |
| | 気道異物除去処置 | |
| | 傷病者への配慮 | |
| | 他生徒対応 | |
| 消防 対応 | 119 連絡手段 | |
| | 119 通報内容 | |
| | 救急車誘導 | |
| | 救急隊対応 | |
| 保護者 対応 | 連絡手段 | |
| | 連絡内容 | |
| 情報 収集 | 記録方法・記録用紙 | |
| | 管理職報告 | |
| 統括 連携 | 現場統括 | |
| | 職員室統括 | |
| | 現場と職員室連携 | |
| その他 課題 | | |

【出典・参考文献】

- さいたま市教育委員会 「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKA モデル～」(2012)
<https://www.city.saitama.jp/003/002/013/002/p019665.html>
- さいたま市教育委員会 「令和2年度 危機管理体制の整備について」(2020)
- 桐淵博・他 「『ASUKA モデル』と小学校からの救命教育の推進」-学校における BLS 教育(救命教育)の推進と学校安全の向上に寄与する教員養成カリキュラムの開発-」(2020)
https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/Kiribuchi_report.pdf
- 近畿管区行政評価局 「学校における救命活動に関する調査 -AED の使用を中心として- 結果報告書」(2020) https://www.soumu.go.jp/main_content/000677478.pdf
- 公益財団法人日本AED財団 「学校での緊急時対応計画:EAP」
https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf

実践的な不審者対応訓練

■ 実践的な不審者対応訓練とは

大阪府池田市にある大阪教育大学附属池田小学校では、教職員の危機管理意識の高揚と対応能力の向上を目指して、全教職員が参加する不審者対応訓練を定期的に行っています。

この訓練のポイントは、「授業中に1階から入られた」「休み時間に運動場で不審者を発見した」などと、様々な場面を設定していることです。こうした設定の詳細は、訓練参加者である教職員には知らされず、教職員間の役割分担を固定化しないことから、より現実的な訓練であると言えます。

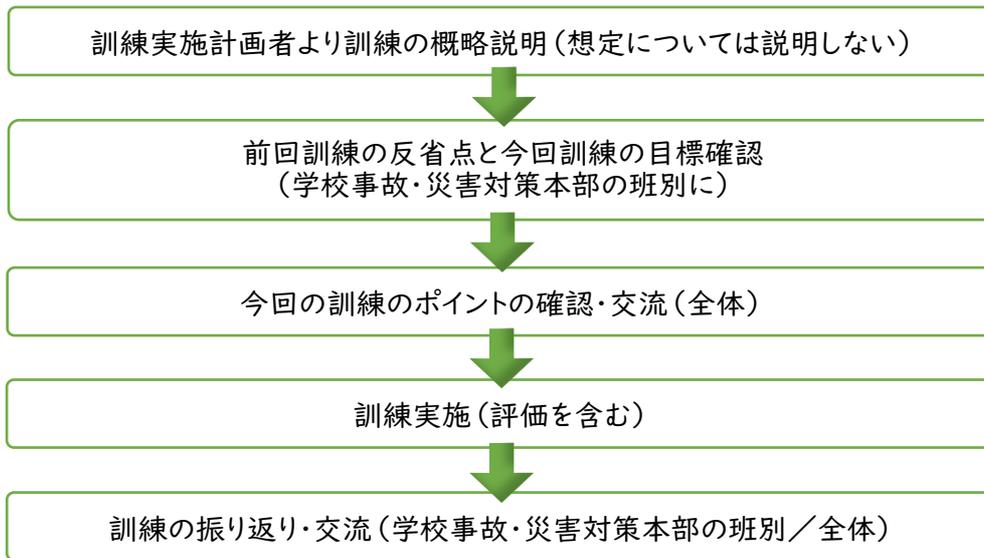
また、訓練前後の話し合いを重視していることも特徴です。訓練前には前回反省の振り返りと当日の目標設定、訓練後には目標達成度や新たに出てきた課題について話し合いを行います。

ここでは、この池田小学校での取組を参考に、実践的な不審者対応訓練について紹介していきます。

《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 学校危機管理に対する意識を高め、維持継続していく。
- ◆ 学校で事件あるいは災害が起こった場合の対応の仕方（連絡体制、応急処置の方法など）について、訓練を通して協議し、学び合う。
- ◆ 学校で事件あるいは災害が起こった場合、冷静に対応できる心構えを養う。
- ◆ 教職員間の意見交流を通して、安全を重視していく態度を維持継続していく。

■ 基本の流れ



■ 実施方法

【1】準備

- 課題: 訓練実施計画の担当者は、課題の例(素材1)を参考に、今回の訓練をどのような想定及び流れで実施するかを決めます。以下のような観点から状況を設定することで、様々なシナリオを作成するとよいでしょう。

[訓練想定 of 観点]

- ✓ 発生時間帯等の想定(授業中/休憩時間等、児童生徒等は教室等に所在/バラバラ)等
- ✓ 不審者の侵入場所、移動経路、対面場所
- ✓ 不審者の動き(強行突破あるいは口だけで脅す、凶器の有無等)
- ✓ 負傷者の場所、ケガの程度、人数
- 不審者侵入事案発生時のマニュアル(危機管理マニュアルの該当部分等): 訓練前後の話し合いで確認し、目標や課題を抽出するのに活用します。
- 前回訓練の反省点に関する資料: 訓練前の話し合いで確認し、訓練の目標を設定するのに活用します。
- 役割分担: 教職員として対応する参加者のほかに、以下の役割を想定に応じて設定します。
 - ✓ 不審者の役
 - ✓ 児童生徒等の役: 教育実習生が参加する場合には、教育実習生を充ててもよいでしょう。
 - ✓ 警察(110番通報先、駆け付けた警察官)の役
 - ✓ 救急隊(119番通報先、駆け付けた救急隊員)の役
 - ✓ 保護者の役

- 連絡先電話番号:110 番通報、119 番通報、保護者への連絡などを実際の電話を用いて行う場合は、訓練用の電話番号を設定します。保護者の電話番号は、本来その情報が保管されている箇所にメモを置いておくと、より実践的となります。
- “けがの症状”カード:負傷者役が訓練中に不審者役から受け取ることで、不審者によって受傷したことを模擬するためのカードです。

【2】進め方 -----

[訓練の流れ及び役割の確認]

- 訓練実施計画者から訓練の概略説明を行って、おおまかな流れをつかんだ後、参加者は危機管理マニュアル等を基にそれぞれの役割を確認します。
- 不審者役・負傷者役・警察役・救急隊役・保護者役を割り当てられた職員は、訓練実施計画者から訓練の想定を与えられ、訓練の流れとともに自身の動きを確認します。

[訓練目標の確認（役割別／全体）]

- 危機管理マニュアル等で定められている学校事故・災害対策本部の班別にわかれて、前回訓練の反省点について振り返ります。さらに、危機管理マニュアルで検証したい事項などを踏まえて、班ごとの今回訓練の目標を設定・確認します。
- 全体で今回の訓練のポイントを確認します。

[訓練の実施]

- 課題に基づき、全教職員が危機管理マニュアル等に定められている対応を模擬的に実施します。その場の状況に応じて、臨機応変に対応するようにしましょう。
- 負傷者が発生する想定の場合には、不審者役が負傷者役に“けがの症状”カードを渡すことで負傷者発生したこととなります。それぞれの参加者は必要な対応（例：応急手当、119 番通報等）を行いましょう。

[訓練の振り返り・交流（役割別／全体）]

- 学校事故・災害対策本部の班別にわかれて、事前に設定した訓練目標が達成できたかどうかの視点を中心に、訓練の振り返りを行います。また、次回訓練に向けて反省点を取りまとめます。
- 教職員全体で意見交流し、共通認識を持ちます。
- 外部機関（警察署等）の参加がある場合には、訓練の講評及び指導を受けます。

【3】実施のポイント -----

- 教職員は課題の詳細を知らされずに訓練を行うことで、その場での状況判断を必要とされ、より実践的な訓練となります。
- 訓練前後の話し合いを重視し、訓練目標の明確化、達成度の確認や新たに出てきた課題の確認等について、共通認識を得ます。

- 役割分担は固定化せず、年度ごとに交代して、様々な役割を経験するようにします。どのような状況で事件・事故に遭遇しても対応可能なようにするためです。
- 教職員のうち数名を訓練評価者としたり、外部機関（警察署等）に訓練の様子を観察・指導してもらったりする機会も取り入れるとよいでしょう。

■ 様式・素材例

[素材1] 課題の例

〈出典：文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」に記載の大阪教育大学附属池田小学校訓練事例を基に作成〉

| 訓練の設定 | 趣旨やねらい |
|------------------------------|---|
| 【基本形】授業中、不審者が校舎内に侵入したと想定した訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・不審者の構内侵入から、負傷者の搬送までの全体的な動きを把握する。 ・訓練担当者以外の全員が危機管理マニュアルに指定された役割に従って、基本的な行動について把握する。 |
| 不審者に直面してしまったと想定した訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・不審者に直面した場合における対応の仕方を学ぶ ・不審者を児童から離れた所に留め、時間を稼ぐとともに、校舎の奥まで不審者を侵入させない方法を学ぶ。 ・不審者に直面した際に使う物（棒など）の使い方を学ぶ。 |
| 教職員と教育実習生で行う訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童（教育実習生）を安全かつ確実に、そして落ち着いて避難させるための方法（指示や連絡体制など）を訓練から学ぶ。 ・所在や行動の予想しにくい児童（教育実習生）への避難指示、安全確認を確実に行う。 |
| 外部機関（警察署）を招いた研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門家に実際の訓練を見ていただき、指導をしていただくことで、不審者に対応する能力を高める。 ・不審者に対応するための専門的な知識（自分自身の身も守ることなど）を学ぶ。 |

【出典・参考文献】

- 文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」（H18.3）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1298807.htm
 第5部「教職員対象の不審者対応訓練—危機管理意識の高揚と対応能力の向上を目指して—」（大阪教育大学附属池田小学校訓練事例）
 ※大阪教育大学附属池田小学校が作成した「学校安全の手引き」および「不審者対応訓練の映像資料」については、同校のウェブサイトで公開されています。
<http://f-ikeda-e.oku.ed.jp/home/>

【実践事例 8】

実践的な避難訓練等の工夫例

考えて行動する避難訓練

〈出典：文献 a〉

- 避難経路の安全性を確認するため、トランシーバーを用いて教職員が連絡を取り合いながら情報共有して、二次避難につなげる。
- 想定外・不測の事態への対応を模擬するため、避難経路に障害物を設置する。

映像を活用した振り返り

〈出典：文献 a〉

- 訓練後の振り返りに際して、訓練の様子を撮影した動画を見ながら意見交換を実施する。

複数校で一斉抜き打ち訓練

〈出典：文献 b〉

- 同一町内の3校が、同日同時刻に地震を想定した一斉抜き打ち訓練を実施(イベント化することで継続的な実施を期待)。

緊急地震速報の模擬訓練

〈出典：文献 c〉

- 緊急地震速報受信システムの「訓練モード」を利用して、実践的な地震対応訓練を実施。

前回訓練の反省を踏まえた訓練内容

〈出典：文献 d〉

- 前回の防災訓練の反省を活かし、初動対応のロールプレイ訓練を実施し、職員室内の防災・防犯に関する放送設備・通報設備を一つずつ確認。
⇒ 担当者以外は設備の存在や使い方を知らなかったため、有意義な訓練となった。

映像学習による危機意識

〈出典：文献 d〉

- グループ別ワークショップ(マニュアル内容や緊急時の動きを確認)の前に、ガラスが割れる実験動画や東北地方太平洋沖地震発生時の映像を視聴。

避難先を変更した訓練

〈出典：文献 e〉

- 前年度に初めて水害を想定した際には近隣他校への水平避難を実施したが、2年目は校舎3階への垂直避難を実施。

中核となる担当者の不在を設定した訓練

〈出典：文献 f〉

- マニュアル上で指令系統となっている担当者は全員不在という設定で、実施日時を知らせない抜き打ちの避難訓練を実施。

生徒参加訓練の前にプレ訓練を実施

〈出典：文献 f〉

- 生徒参加の避難訓練前に「プレ訓練」を実施し、避難誘導を模擬するために、生徒役のぬいぐるみを運搬。

不測の事態を想定した引渡し訓練

〈出典：文献 g〉

- 「想定していた2次避難場所が危険な場合」「敷地内で車の渋滞が発生する場合」など、発災時に起こり得る不測の事態を細かく想定し、その都度対応を変える引渡し訓練を実施。

第三者による避難訓練の評価

〈出典：文献 h〉

- 避難訓練チェックリストを基に、保護者や地域住民、他校の学校安全担当教諭などが避難訓練を評価。

【出典】

- a) 京都市 「『学校安全総合支援事業』～学校安全推進体制の構築～(京都市の取組について)」, 令和2年度「学校安全総合支援事業」全国成果発表会配布資料
- b) 群馬県 「中核教員の資質向上に関する取り組みについて」, 平成 30 年度「学校安全総合支援事業」全国成果発表会実践発表資料
- c) 熊本県 「地域へ、全国へ、そして未来につなげる熊本県の防災教育」, 平成 30 年度「学校安全総合支援事業」全国成果発表会実践発表資料
- d) 目黒星美学園中学高等学校 「生徒が活躍する『わくわく防災減災』-生徒の自助力を高めて、地域と連携する私立学校のモデルケースを目指す-」, 2018 年度防災チャレンジプラン実践団体最終報告書
- e) 千葉県立矢切特別支援学校 「『みんながわかるいお天気学習』～雲レーダーを活用した水害対策と気象学習～」, 2017 年度防災チャレンジプラン実践団体最終報告書
- f) 名古屋市立中央高等学校昼間定時制 「セカンドステップ～防災教育の新たな芽～」, 2016 年度防災チャレンジプラン実践団体最終報告書
- g) 埼玉県立日高特別支援学校 「日高特支 車椅子の子どもたちを守る!防災力向上計画」, 2014 年度防災チャレンジプラン実践団体最終報告書
- h) みやぎ避難訓練指導パッケージ作成委員会 「みやぎ避難訓練指導パッケージ PDCA サイクルをいかした避難訓練チェックリスト」

本冊子は、「令和2年度 学校安全総合支援事業(学校防災の取組の質向上・実践性向上の方策等についての調査研究)」の成果として取りまとめたものです。

学校防災の取組の質向上・実践性向上の方策等についての調査研究

有識者会議 委員

(敬称略・五十音順・◎印：座長)

※肩書は令和3年3月現在

桐淵 博 公益財団法人日本AED財団 理事

越野 修三 岩手大学 地域防災研究センター 客員教授

藤田 大輔 大阪教育大学 健康安全教育系 教授

吉門 直子 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課 企画監

◎ 渡邊 正樹 東京学芸大学 教職大学院 教授

学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集

令和3年6月

発行者 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

編集 株式会社社会安全研究所





文部科学省

